包括外部監査の結果報告書

外郭団体等に係る財務事務等の執行について

令和７年２月

姫路市包括外部監査人　　合田　幹孝

目　　次

第１章　外部監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第１節　外部監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第２節　報告書における留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
第２章　監査対象の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　第１節　姫路市の外郭団体等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　第２節　監査対象とした外郭団体等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　第３節　外郭団体に対するモニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
　第４節　外郭団体の見直しに係る取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
　第５節　外郭団体等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
第３章　出資比率が４分の１以上の外郭団体(各論)・・・・・・・・・・・・・・　25
　第１節　一般財団法人姫路市まちづくり振興機構・・・・・・・・・・・・・・　25
　第２節　社会福祉法人姫路市社会福祉事業団・・・・・・・・・・・・・・・・　70
　第３節　公益財団法人姫路市中小企業共済センター・・・・・・・・・・・・・　114
　第４節　公益財団法人姫路市救急医療協会・・・・・・・・・・・・・・・・・　127
第４章　出資比率が４分の１未満の外郭団体(各論)・・・・・・・・・・・・・・　138
　第１節　公益財団法人姫路市文化国際交流財団・・・・・・・・・・・・・・・　138
　第２節　社会福祉法人姫路市社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・　147
　第３節　公益社団法人姫路市シルバー人材センター・・・・・・・・・・・・・　156
　第４節　公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー・・・・・・・・・・　167
第５章　出資比率が４分の１以上の他の出資法人・・・・・・・・・・・・・・・　177
　第１節　姫路ウォーターフロント株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・　177
　第２節　イーグレひめじ管理株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　186
　第３節　アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社・・・・・・・・・・・・　196
　第４節　株式会社姫路ポートセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　206
第６章　全般的意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　215
　第１節　監査対象部署に共通する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　215
　第２節　外郭団体等に係る財務事務等の執行の今後の課題・・・・・・・・・・　221
第７章　監査の結果及び意見の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　223
　第１節　監査の結果及び意見のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　223
　第２節　監査の結果のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　224
　第３節　意見のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　232

第１章　外部監査の概要

第１節　外部監査の概要

１　外部監査の種類

地方自治法第252条の37第１項及び姫路市外部監査条例第２条の規定に基づく包括外部監査

２　選定した特定の事件（監査のテーマ）

包括外部監査人が選定した特定の事件（地方自治法第252条の37第１項、いわゆる「監査のテーマ」）は、次のとおりである。

「外郭団体等に係る財務事務等の執行について」

３　監査対象期間

監査対象期間（年度）は、令和５年度である。

なお、必要に応じて令和４年度以前及び令和６年度についても対象とした。

４　特定の事件の選定の理由

姫路市では、基本財産を出資若しくは出えん、または継続的に人的若しくは財政的に関与している下記９団体（令和５年度末現在）を外郭団体として位置付けている（姫路市外郭団体指導調整要綱 第２条 別表）。また、その他、下記のとおり外郭団体以外にも姫路市が出資している会社法法人（うち、25%以上出資法人は４団体（令和５年度末現在））がある。

この外郭団体等と連携を図りながら民間の人材や知識、資金等を活用することにより、市民のニーズに即した多様な公共サービスを提供しており、福祉や文化、まちづくりなどさまざまな分野で活動を行っている。そのため、姫路市は、外郭団体等に対して、出資、出えん、委託料、補助金等を支出している。

【外郭団体の一覧】

団体名	基本金	市出資金	出資比率
一般財団法人姫路市まちづくり振興機構	80,000,000円	80,000,000円	100%
公益財団法人姫路市中小企業共済センター	100,000,000円	100,000,000円	100%
社会福祉法人姫路市社会福祉事業団	5,000,000円	5,000,000円	100%
公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター	152,690,000円	102,400,000円	67.1%
公益財団法人姫路市救急医療協会	40,200,000円	20,200,000円	50.2%
公益財団法人姫路市文化国際交流財団	1,109,396,910円	100,000,000円	9.01%
社会福祉法人姫路市社会福祉協議会	8,000,000円	0円	0%
公益社団法人姫路市シルバー人材センター	－	－	－
公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー	－	－	－

【他の出資法人】

団　体　名	基本金	市出資金	出資比率
姫路ウォーターフロント株式会社	200,000,000円	136,000,000円	68%（*1）
イーグレひめじ管理株式会社	61,000,000円	30,000,000円	49.2%
アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社	50,000,000円	24,000,000円	48%
株式会社姫路ポートセンター	373,500,000円	96,000,000円	25.7%

（*1）姫路ウォーターフロント株式会社への出資比率は、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構からの出資（56,000,000円・28%）を含めたものである

一方、姫路市では、高齢社会の進行による医療や介護などの社会保障費の増加のほか、公共施設等の老朽化に伴う多額の改修・更新経費などにより、歳出の増加が見込まれている中で、近い将来、本格的な人口減少に伴い税収減が見込まれるなど歳入についても減少することが予想され、今後、厳しい財政運営となることが見込まれる。

このため、姫路市では、令和２年３月に令和２年度～令和６年度（５年間）における『姫路市行財政改革プラン2024』を策定し、「組織・人」「予算」「仕組み」に関する３つの基本方針のもと、８つの戦略を掲げ、行財政改革に取り組んでいる。そのプランの中の戦略８ 連携と共創による事業の推進において、外郭団体の活動支援と活性化が掲げられており、公共・公益性が高い事業を効率的に実施するため、民間企業と同様の機動的な経営が可能な外郭団体を活用し、福祉・医療、観光、文化・芸術、スポーツ、地場産業、緑化事業など、様々な分野でサービスを提供しており、引き続き、各団体の健全経営を維持しつつ、姫路市と一体となって市民ニーズを踏まえた質の高いサービスを提供している。

このことから、外郭団体の事業の効率性、ガバナンスのあり方、事業のあり方など、団体の経営が適正に行われているかを検証することは、姫路市の行財政改革にとって、有効であると考えられる。

そこで、令和６（2024）年度の包括外部監査においては、「外郭団体等に係る財務事務等の執行について」を特定の事件として選定することとした。

＜姫路市行財政改革プラン2024（抜粋）＞

基本方針３　〔仕組み〕
生産性の向上と連携･共創の推進
戦略８　連携と共創による事業の推進
民間事業者等の活力を活用した様々な事業手法により、新たな行政サービスの提供や質の向上、業務の効率化を図ります。また、自治会やNPO、外郭団体等の多種多様な団体との連携を強化し、市と一体となって魅力あるまちづくりの実現を目指します。
24　外郭団体の活動支援と活性化
公共･公益性が高い事業を効率的に実施するため、民間企業と同様の機動的な経営が可能な外郭団体を活用し、福祉･医療、観光、文化･芸術、スポーツ、地場産業、緑化事業など、様々な分野でサービスを提供しています。引き続き、各団体の健全経営を維持しつつ、市と一体となって市民ニーズを踏まえた質の高いサービスを提供していきます。

5　監査対象とした部署

・監査対象とした外郭団体等及び当該外郭団体等の所管課（室）（下記のとおり。所管課（室）は令和５年４月１日現在）

・補助金の交付については、交付元の部署、業務委託・指定管理については、発注元の部署

・各外郭団体等を総括的に管理する行政経営課

名　　称	所管課（室）	備考
一般財団法人姫路市まちづくり振興機構	企画政策室	
公益財団法人姫路市中小企業共済センター	労働政策課	
社会福祉法人姫路市社会福祉事業団	地域福祉課	
公益財団法人姫路市救急医療協会	地域医療課	
公益財団法人姫路市文化国際交流財団	文化国際課	＊１
社会福祉法人姫路市社会福祉協議会	地域福祉課	＊１
公益社団法人姫路市シルバー人材センター	労働政策課	＊１
公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー	観光課	＊１
姫路ウォーターフロント株式会社	企画政策室	
イーグレひめじ管理株式会社	都市計画課	
アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社	障害福祉課	
株式会社姫路ポートセンター	産業振興課	

ただし、公益財団法人姫路・西はりま地場産業センターは、令和６年12月31日に解散されたことから、監査対象外とした。

＊１　補助金、業務委託及び指定管理に係る事務の執行に限る。

なお、監査対象とした外郭団体等の選定については、「第２章　第２節　監査対象とした外郭団体等」に記載のとおりである。

6　外部監査の方法

(1) 監査の視点

ア　各外郭団体等における監査の視点

① 各外郭団体等の財務諸表は、一般に公正妥当な会計基準等に準拠して、適切に作成されているか。

② 各外郭団体等の現金預金、未収入金等の資産及び負債の管理は、規定等に準拠して、適切に管理されているか。

③ 各外郭団体等におけるガバナンス（内部統制）は有効に機能しているか。

④ 各外郭団体等の事務の執行が関係する法令や条例等に準拠して行われているか。

イ　各外郭団体等の所管部署における監査の視点

① 所管部署が実施する有効なモニタリングの仕組みが構築されているか。

② 各外郭団体等の所管部署は、姫路市の規則、要綱等に則り適切、有効にモニタリングを行っているか。

③ 各外郭団体等に対する補助金の交付や業務委託、指定管理の手続きが姫路市の規則、要綱等に準拠して行われているか。

ウ　各外郭団体等を総括的に管理する部署における監査の視点

① 市の各外郭団体等を総括的に管理する部署が実施する有効なモニタリングの仕組みが構築されているか。

② 市の各外郭団体等を総括的に管理する部署において、管理方法が適切になされているか。

（２）外部監査の主な手続

① 各外郭団体等に往査し、現金等の有価物の現物確認、物品の管理状況の確認等を実施した。

② 各外郭団体等に往査し、予算書、決算書、会計帳簿の閲覧及びこれに関する質問等を実施した。

③ 各外郭団体等に往査し、契約書、取締役会議事録、株主総会議事録等の資料の閲覧及びこれに関する質問を実施した。

④ 各外郭団体等に対する補助金の交付、業務委託、指定管理に関する資料の閲覧及びこれに関する質問を実施した。

⑤ 所管部署による各外郭団体等に対するモニタリングに関する資料の閲覧、また、姫路市の各外郭団体等を総括的に管理する部署による各外郭団体等に対するモニタリングに関する資料の閲覧及びこれらに関する質問を実施した。

７　外部監査の従事者

（1）包括外部監査人

公認会計士　　合田　幹孝

（2）包括外部監査人補助者

監査委員との協議（地方自治法第252条の32第１項）を経て、次のとおり補助者を選任した。(順不同)

公認会計士　　道幸　尚志
公認会計士　　竹川　正剛
公認会計士　　因幡　　健
公認会計士　　畑山　直久
公認会計士　　山本　康善
弁　護　士　　太田　悠子

８　外部監査の実施期間

令和６年８月５日から令和７年２月11日まで

９　利害関係

外部監査の対象とした特定の事件につき、包括外部監査人及び監査補助者には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第２節　報告書における留意事項

１　「監査の結果」及び「意見」について

この報告書では、監査の結論を「監査の結果」と「意見」に分けて記載した。

「監査の結果」は、是正・改善を求める事項であり、主として合規性に関する事項（法令、条例、規則、要綱等に形式的・実質的に違反していると判断した事項）である。また、合規性に関する事項ではないが社会通念上著しく適切さを欠いていると判断した事項も含んでいる。

また、「意見」は、「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から、包括外部監査人が組織及び運営の合理化に資すると判断し、改善について検討を求める事項を記載している。

２　資料の出典について

この報告書に掲載している図、表等の資料の出典のうち、特に明記のないものは、姫路市が作成した資料及びこれらの資料を基に監査人が加工したものである。

３　端数処理について

この報告書に記載している図、表等における数値については、端数処理の関係で、明細数値を合計した数値と、合計として記載されている数値が一致しない場合がある。

４　監査の結果、意見について

この報告書に記載している監査の結果、意見の見出しの後の（　）については、下記のとおり記載している。

・各外郭団体等に対する監査の結果、意見は、（団体）
・各所管部署に対する監査の結果、意見は、（所管部署）
・各外郭団体等と各所管部署双方に対する監査の結果、意見は、（団体／所管部署）

第２章　監査対象の概要

第１節　姫路市の外郭団体等の概要

姫路市は、ホームページにおいて、外郭団体を下記のように説明している。

「外郭団体は、市と連携しながら民間の人材や知識、資金等を活用することにより、市民のニーズに即した多様な公共サービスを提供することを目的に設置された団体で、福祉や文化、まちづくりなどさまざまな分野で活動を行っています。市が基本財産を出資若しくは出えん、または継続的に人的若しくは財政的に関与している団体で、現在９団体あります。

市では、これらの団体について、「姫路市外郭団体指導調整要綱」（以下、「外郭団体要綱」という。）に基づき指導を行い、経営状況の改善、給与制度等の指導、情報公開・個人情報保護制度の導入などの取組みを進めるほか、団体の存在意義、運営や事業の効果性、効率性等を検証し、団体そのものの統廃合や事業の見直しを行うなど、団体の改革を進め、健全で効率的な運営となるよう努めています。」

姫路市では、外郭団体要綱第２条において、姫路市が基本金その他これらに準ずるものの５０パーセント以上を出資している一般財団法人及び公益財団法人並びに、姫路市行政と密接な関連のある法人のうち姫路市が助言及び指導を行う必要性が認められる法人として、別表に掲げるものを「外郭団体」として定義されている。

【外郭団体】

法　人　の　名　称	所管部署	出資金等	市出資比率
一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構	政策局 企画政策室	80,000千円	100%
公益財団法人 姫路市中小企業共済センター	観光経済局 商工労働部 労働政策課	100,000千円	100%
公益財団法人 姫路・西はりま地場産業センター	観光経済局 商工労働部 産業振興課	152,690千円	67.1%
公益財団法人 姫路市救急医療協会	健康福祉局 保健医療部 地域医療課	40,200千円	50.2%
公益財団法人 姫路市文化国際交流財団	観光経済局 観光コンベンション室 文化国際課	1,109,396千円	9.01%
社会福祉法人 姫路市社会福祉事業団	健康福祉局 福祉総務部 地域福祉課	5,000千円	100%

社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会	健康福祉局 福祉総務部 地域福祉課	8,000千円	0%
公益社団法人 姫路市シルバー人材センター	観光経済局 商工労働部 労働政策課	－	－
公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー	観光経済局 観光コンベンション室	－	－

また、姫路市のホームページにおいて、他の出資法人として、「その他、外郭団体以外にも市が出資している会社法法人（うち、25%以上出資法人は４団体）があります。」と記載されている。他の出資法人は、下記表のとおりである。

【他の出資法人】

法　人　の　名　称	所管部署	出資金等	市出資比率
姫路ウォーターフロント株式会社	政策局 企画政策室	200,000千円	68.0%
イーグレひめじ管理株式会社	都市局 まちづくり部 都市計画課	61,000千円	49.2%
アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社	健康福祉局 福祉総務部 障害福祉課	50,000千円	48.0%
株式会社姫路ポートセンター	観光経済局 商工労働部 産業振興課	373,500千円	25.7%

第２節　監査対象とした外郭団体等

地方自治法（この項において「自治法」という。）第221条及び地方自治法施行令（この項において「自治令」という。）第152条は、普通地方公共団体が出資している次の①～③の団体に対して、普通地方公共団体の長が予算の執行の適正を期するため、ⅰ）収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができること（自治法第221条第１項）、及び、ii）工事の請負契約、物品の納入、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付け（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領を含む。）又は調査、試験、研究等の委託の状況を調査し、又は報告を徴することができること（同第２項）、を定めている（同第３項における第１項及び第２項の準用）。

① 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人（自治令第152条第１項第１号）

② 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（自治令第

152条第１項第２号）

③　当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの（自治令第152条第１項第３号）

姫路市では、上記③の「条例で定めるもの」について、「市長の調査等の対象となる法人を定める条例」により、「市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの４分の１以上２分の１未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（市及び１又は２以上の自治令第152条第１項同項第２号に掲げる法人（自治令第152条第２項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの４分の１以上２分の１未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社を含む。）」としている。

【地方自治法】
（予算の執行に関する長の調査権等）
第221条　普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
２　普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
３　前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

【地方自治法施行令】
（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）
第152条　地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。
①　当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
②　当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
③　当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの
２　当該普通地方公共団体及び一又は二以上の前項第二号に掲げる法人（この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、同号に掲げる法人とみなす。

【市長の調査等の対象となる法人を定める条例】
（趣旨）
第１条　この条例は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１５２条第１項第３号の規定に基づき、市長の調査等の対象となる法人を定めるものとする。
（対象となる法人）
第２条　政令第１５２条第１項第３号に規定する条例で定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの４分の１以上２分の１未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人

並びに株式会社（市及び１又は２以上の同項第２号に掲げる法人（同条第２項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの４分の１以上２分の１未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社を含む。）とする。

（注：下線は監査人による。）

このことから、姫路市では、出資比率が４分の１以上の一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社が市長による実地の調査等が可能となる。

一方、包括外部監査人は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とする財務監査と、条例を定めている姫路市においては、財政援助団体等の出納その他の事務について財政援助団体等監査が実施できる。（自治法第252条の37）

財政援助団体等監査の対象は以下のとおりである。

① 補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給　その他の財政的援助を与えているもの（財政援助団体）

② 出資しているもので政令で定めるもの（出資団体）

（注）基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人

③ 借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの（支払保証団体）

④ 受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者（信託の受託者）

⑤ 公の施設の管理を行わせているもの（公の施設の指定管理者）

したがって、監査対象となる外郭団体等が上記の出資団体に該当すれば、当該団体の出納その他の事務について監査が可能となり、補助金等の支給を受けておれば、補助金を受けている事務の範囲で監査が可能となる。また、当該団体が公の施設の指定管理者であれば、指定管理施設に係わる事務の範囲で監査が可能となる。

【地方自治法】

（包括外部監査人の監査）

第252条の37　包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

・・・略・・・

４　包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

第199条

7　監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借

入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

【地方自治法施行令】
第140条の7　地方自治法第百九十九条第七項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人とする。

（注：下線は監査人による。）

監査対象とした外郭団体等は、外郭団体（８団体）と他の出資法人（４法人）とした。外郭団体である公益財団法人姫路・西はりま地場産業センターは、令和６年12月31日に解散されたことから、監査対象から除いた。

上記の包括外部監査人の監査範囲を踏まえて、上記監査対象とした１２の外郭団体等を性質等（外郭団体か否か、出資比率が４分の１以上か否か）により、３つに分類し、それぞれ第３章から第５章において、記載していくこととする。第３章は、出資比率が４分の１以上の外郭団体、第４章は、出資比率が４分の１未満の外郭団体、第５章は、出資比率が４分の１以上の他の出資法人と分類した。出資比率が４分の１未満の外郭団体は、包括外部監査人による監査ができないため、監査手続を補助金、業務委託及び指定管理の執行に係る事務の執行に限ることとした。また、各外郭団体等を所管する部署の事務及び当該補助金、業務委託及び指定管理を所管する部署の事務も監査対象としている。纏めると下記表のとおりである。

名称	所管課（室）	章 （＊３）	備考
一般財団法人姫路市まちづくり振興機構	企画政策室	第３章	
公益財団法人姫路市中小企業共済センター	労働政策課	第３章	
社会福祉法人姫路市社会福祉事業団	地域福祉課	第３章	
公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター	産業振興課		（＊１）
公益財団法人姫路市救急医療協会	地域医療課	第３章	
公益財団法人姫路市文化国際交流財団	文化国際課	第４章	（＊２）
社会福祉法人姫路市社会福祉協議会	地域福祉課	第４章	（＊２）
公益社団法人姫路市シルバー人材センター	労働政策課	第４章	（＊２）
公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー	観光課	第４章	（＊２）
姫路ウォーターフロント株式会社	企画政策室	第５章	
イーグレひめじ姫路管理株式会社	都市計画課	第５章	
アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社	障害福祉課	第５章	
株式会社姫路ポートセンター	産業振興課	第５章	

（＊１）令和６年12月31日に解散されたことから、監査対象外とした。

（＊２）補助金、業務委託及び指定管理に係る事務の執行に限る。

（＊３）第３章から第５章にかけて、各外郭団体等の監査の結果や意見を述べているが、第３章において、出資比率が４分の１以上の外郭団体を、第４章において、出資比率が４分の１未満の外郭団体を、第５章において、出資比率が４分の１以上の他の出資法人を、それぞれ章を分けて述べている。

第３節　外郭団体に対するモニタリング

外郭団体要綱第３条において、「外郭団体を所管する局の長は、その所管する外郭団体に対し、その主体性を尊重しつつ、当該外郭団体がその設立の趣旨に沿って本市との役割分担のもと、適正かつ効率的に運営されるよう、適切な助言及び指導を行うものとする。」と規定され、姫路市の外郭団体のモニタリングは、所管課が担当している。モニタリング方法は、外郭団体要綱に規定されているものの、具体的なマニュアル（チェックリスト等）はなく、各所管課の裁量に委ねられている。各所管課にモニタリング方法を確認したところ、予算書・決算書の入手・分析等、理事会・取締役会・株主総会等各種会議体への出席及び団体との打ち合わせ等を通じて、団体の運営状況や財務状況を把握することにより、モニタリングを行っているとのことである。

姫路市では、外郭団体が果たすべき役割およびその公共性にかんがみ、全ての団体について経営状況を公開している。さらに、外郭団体は、行政とともに車の両輪として各種の市民サービスを展開しているが、社会経済情勢の変化を踏まえ、行政が直接行うには効率的でない分野、また、民間が担いきれない公益目的を実現する主体として、改めて、自らの役割を定義し、それに合わせた事業の最適化を図っていく必要があるため、団体自らが、公益法人制度改革その他の社会経済情勢の変化に対応した組織・事業の見直し等の経営改善に関する計画として、中期経営計画を策定し、経営改善に向けた取組みを進めており、中期経営計画を公開している。

所管課は、上記経営状況、中期経営計画の作成と公表を義務付けられていることから、団体の状況を把握する必要がある。

【経営状況資料】

法人の概要

令和6年7月1日現在

法人名				
所管	○○局　○○部　○○課			
資本金		市出資金		%
設立目的				

主な事業	事業名	令和５年度事業費	事業概要

役職員数(注1)		常勤（注２） （うち市派遣）	非常勤		一般職 （うち市派遣）	嘱託・臨時等
	役員数	人（　人）	人	職員数	人（　人）	人
	役員平均年齢(常勤)	歳	役員平均年収（常勤）			
	職員平均年齢（一般職）	歳	職員平均年収（一般職）			

	年度	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
市からの財政支出等	委託料			
	補助金			
	貸付金（年度末残高）			
	損失補償の対象となる借入金			
財務概況	当期収入			
	当期支出			
	当期収支差額			
	次期繰越収支差額			
	総資産			
	総負債			
	当期正味財産増減額			
	正味財産合計			

ホームページアドレス	

注１：役員平均年齢、役員平均年収、職員平均年齢、職員平均年収には、市からの派遣職員は含まない。

注２：常勤役員には、週２９時間以上勤務する常勤的な非常勤役員を含む。

【中期経営計画】

Ⅰ　団体の概要

令和2年7月1日現在

団体名				
団体所管課	○○局　○○部　○○課			
設立	昭和○○年（1900年）　○月　○日			
資本金		市出資金		%
設立目的				
寄附行為（定款）に掲げる事業				

主な事業	事業名	R3年度事業費（予算額）	事業概要

役職員数（注1）		常勤（注２） （うち市派遣）		非常勤		一般職 （うち市派遣）		嘱託・臨時等
	役員数	人（　人）		人	職員数	人（　人）		人
	役員平均年齢(常勤)	歳		役員平均年収（常勤）				
	職員平均年齢（一般職）	歳		職員平均年収（一般職）				

	年度	H30	R1	R2（決算見込み）
市からの財政支出等	委託料			
	補助金			
	貸付金（年度末残高）			
	損失補償の対象となる借入金			
財務概況	当期収入			
	当期支出			
	当期収支差額			
	次期繰越収支差額			
	総資産			
	総負債			
	当期正味財産増減額			
	正味財産			

ホームページアドレス	

注１：役員平均年齢、役員平均年収、職員平均年齢、職員平均年収には、市からの派遣職員は含まない。
注２：常勤役員には、週２９時間以上勤務する常勤的な非常勤役員を含む。

Ⅱ　基本方針

1．団体の前計画期間（平成２８年度～令和２年度）における主な取組実績

2．団体を取り巻く環境・経営上の課題

3．団体の将来像（ビジョン）

4．団体の改革の方向性

Ⅲ　健全経営に関する計画

計画期間：令和３年度～令和７年度

1．経営目標

目標	
目標達成に向けた取組み	

2．数値目標・指標

健全経営に関する数値目標	令和元年度実績値	目標値（令和7年度）

経営目標達成に向けた取組みの進捗状況やその成果を測るための指標

3．事業運営の最適化

事業の最適化及び事業実施方法の適正化	
○○事業	
○○事業	
○○事業	
○○事業	

利用者満足度の把握・改善	

4．団体運営体制の改善

(1)執行体制

役員体制	
職員体制	
リスク管理の強化	

(2)人事・給与

「外郭団体の職員の給与及びその他の勤務条件に関する指導基準」への適合	
人材育成及び士気の高揚	

(3)財務管理

収入確保の取組み	
基本財産等の運用	

5．財務状況の見通し（試算）

年度			R3	R4	R5	R6	R7
財務概況	○事業	当期収入					
		当期支出					
		当期収支差額					
		次期繰越収支差額					
	○事業	当期収入					
		当期支出					
		当期収支差額					
		次期繰越収支差額					
	○事業	当期収入					
		当期支出					
		当期収支差額					
		次期繰越収支差額					
	合計	当期収入					
		当期支出					
		当期収支差額					
		次期繰越収支差額					
	総資産						
	総負債						
	当期正味財産増減額						
	正味財産						

第４節　外郭団体の見直しに係る取組み

１　外郭団体の改革

外郭団体は、市と連携しながら民間の人材や知識、資金等を活用することにより、市民のニーズに即した多様な公的サービスを提供することを目的に設立されており、これまでも市民サービスの向上に重要な役割を果たしてきた。しかしながら、団体設立から年数が経過し、これらを取り巻く環境も大きく変化している中で、存在意義が失われた団体、または合理性を欠く団体は早急に廃止又は統合に向けた取組みが必要である。また、指定管理者制度や市場化テスト等にみられるように、「民間にできることは民間に」を基本に官民の役割分担の見直しが進められている中で、施設管理を目的としている団体については、民間との同一条件での競争に対応するため、これまで以上に組織経営基盤を強化する必要がある。さらに、平成 20 年 12 月から新しい公益法人制度が施行されたが、市の出資に加え、財政的補助や人的派遣を受けている団体は、その設置目的に立ち返り、公益的な事業を行う団体として、自らの存在意義を示す必要がある。このように外郭団体が今後もその存在意義を発揮しながら存続するためには、業務の効率化を進め、経営体質を強化するとともに、新公益法人制度への適合に向けたガバナンス（内部統治）の強化や事業の見直しが必要であり、その手段として、民間企業のＭ＆Ａ※（企業の合併と買収）戦略に見られるように、団体の事業を尊重しながら、経営基盤を強化するための発展的な統合を行うことは非常に有効な手段である。これらの考え方を基に、姫路市の外郭団体のあるべき姿を展望しつつ、団体の設置の原点に返り、その設置目的、業務実態、果たしている役割等を再度精査し、姫路市の外郭団体の今後の統廃合の方向を示すため、平成21年３月に「姫路市外郭団体統廃合指針」（以下、「統廃合指針」という。）が策定された。

※ M&A(Mergers and Acquisitions)

「企業の合併と買収」の意。広義では株式の持ち合いや合弁会社の設立等の連携も含み、低成長下での生き残りをかけた企業戦略の合理的な実現が目的。短期的な利益の増加、規模拡大によるコスト削減効果等から、M&Aの件数は急激に増加。最近では銀行、証券会社、百貨店の統合や持ち株会社等、多数。

２　統廃合指針の概要

本市の外郭団体の将来のあるべき姿を展望し、存在意義の薄れた団体等については廃止を行い、存続する団体については、指定管理者制度等の環境変化や公益法人制度改革に対応すべく、統合により組織経営基盤を強化することを目的に指針を策定する。

- 統廃合により18団体を12団体とする。（２団体を廃止、６団体を２団体に統合）
- 中長期的な統廃合を２団体について検討する。
- 公益財団法人を目指し、より公益的な役割を担うため組織経営基盤を強化する。
- 統廃合による効果額は５年間で約８億円と推計している。

（1）統廃合の必要性

ア　社会経済情勢の変化に対応し、外郭団体の将来のあるべき姿を展望

イ　指定管理者制度、公益法人制度改革に対応した組織経営基盤の強化

ウ　外郭団体への補助、委託の適正化、職員派遣の見直し

（2）統合にかかるメリット（総論）

ア　公益法人制度改革に対応し、公益社団法人・公益財団法人への円滑な移行

イ　ガバナンスの強化（管理部門の強化、効率化による事務費、人件費、役員の削減）

ウ　競争力の強化（規模の拡大、多様な人員による経営基盤の強化、雇用の安定）

エ　統合による組織及び職員の活性化（新規事業、事業見直し、統合を契機とした改革）

（3）統廃合の視点

ア　廃止

・設置目的や存在意義の薄れた団体（存在意義）

・赤字基調が続き、今後も回復の望みがない団体（経営状況）

イ　統合

・設置目的が類似又は事業領域が関連している団体（類似団体）

・事業規模等を勘案し、統合により業務の効率化や管理部門の簡素効率化が図れる団体（事業規模）

・業務の大部分について民間への移管が可能であり、残存業務では独立して存続が困難な団体（施設管理団体）

（4）統廃合スケジュール

時　　期	内　　容
平成２０年度中	行政システム改革本部会議、行財政改革特別委員会、統廃合指針発表
平成２１年度中	各団体の理事会、評議員会決議、統廃合に向けた調整・作業、行財政構造改 革推進会議 （廃止団体）平成２１年度中を目処に廃止
平成２２年４月～	（統合団体）平成２２年度当初を目処に統合
平成２３年４月～	公益財団法人への移行認定の申請

（5）統廃合（案）

ア　廃止２団体

（ｱ）運営状況の悪化、事業効率化により廃止

(財)姫路の街をよくする協会	⟶	（廃止）

（ｲ）設置目的の希薄化、運営状況の悪化により廃止

(財)姫路港海員厚生協会 ⟶ （廃止）

イ　統合：６団体　⇒　２団体

（ｱ） 姫路市の姫路市の都市機能、都市環境向上のための公共的事業を行い、各種公共施設等の管理を行う団体として再構築

(財)姫路市都市整備公社
(財)姫路市スポーツ振興財団
(財)姫路市施設利用増進協会
(財)姫路市緑化協会
⟶ 公益財団法人（統合）

（ｲ）姫路市の文化振興、国際交流を図る団体として再構築

(財)姫路市文化振興財団
(財)姫路市国際交流協会
⟶ 公益財団法人（統合）

ウ　中長期的な統廃合について検討する団体　⇒　２団体

（ｱ） 存在意義は希薄化しており、公社保有土地の買い戻しを進め、将来的に廃止の方向で検討

（平成１９年４月に管理部門を都市整備公社と共同化し運営を効率化）

姫路市土地開発公社

（ｲ） 事業の公平性、広域性を担保しながら、統廃合を含め、団体のあり方を検討

(財)姫路市障害者職業自立センター

エ　現行の組織により経営改善に努める団体　⇒　８団体

（ｱ）公益法人制度改革対象団体

(財)姫路市中小企業共済センター
(財)姫路市救急医療協会
(財)西播地域地場産業振興センター
(社)姫路市シルバー人材センター
(社)姫路観光コンベンションビューロー

（ｲ）公益法人制度改革の対象外の団体

社会福祉法人姫路市社会福祉事業団
社会福祉法人姫路市社会福祉協議会
職業訓練法人姫路地域職業能力開発協会

３　統廃合指針による外郭団体統廃合に係る取組みの効果

姫路市では、前述の統廃合指針による取組みの効果を『外郭団体統廃合に係る取組みの成果について（総括）（平成24年３月29日行財政改革推進室作成)』（以下、「外郭団体統廃合取組の成果」という。）において、次のとおり評価している。

(1) 団体運営上の統合効果

団体運営上の効果として、次のようなものが挙げられる。

ア　公益法人制度改革に対応し、公益社団法人・公益財団法人への円滑な移行

イ　ガバナンスの強化（役員数のスリム化、管理部門の強化、効率化による事

務費、人件費の削減）

ウ　統合による組織及び職員の活性化(新規事業、事業見直し、統合を契機とした改革）

エ　競争力の強化（規模の拡大、多様な人員による経営基盤の強化、雇用の安定）

(2) 円滑な統廃合の実施

ア　自律的な統廃合

「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年６月23日付総務省自治財政局長通知）において、地方公共団体は外部有識者からなる経営検討委員会を設置し、第三セクターの抜本的改革に取組むこととされた。

姫路市では総務省通知が発出される以前に統廃合指針を策定し、さらに、統廃合指針の策定後は、団体役職員が主体となる形で統廃合に向けた検討や作業を行ったため、事前に課題等を整理することができ、経営検討委員会を設置することなく、外郭団体や市による自律的な改革を実現することができた。

イ　ボトムアップによる改革

統廃合指針の策定にあたっては、市職員、団体役員による検討のみならず、団体のプロパー職員からのヒアリングや主務官庁である兵庫県との協議も交え、作業を行った。

さらに、まちづくり振興機構の統合にあたっては、統廃合指針策定前より、市所管課の担当職員や団体プロパー職員からなる非公式の統合連絡会を立ち上げ、統合に係る課題の抽出や統合後の組織、事業内容等について検討を行った。統廃合指針策定後、統合対象団体による統合協議会が設立された後は、市主導の統合連絡会を団体主導のワーキンググループに改変し、統合に向けた検討や作業を実施した。

(3) 団体運営上の諸課題の解消

統合前の団体が抱えていた諸課題を、統合を契機とした改革の実施や経営基盤の強化、職員の能力活用等により解消することができた。

ア　事務従事職員の解消

市職員による事務従事（緑化協会５名、国際交流協会６名、姫路の街をよくする協会３名）について、新団体における総務事務の統合や、市OB・市派遣職員への切り替え、事務の市直営化等により解消。

イ　受託事務の適正化

施設利用増進協会が市から受託していた事業のうち、団体が本来の委託業務以外の業務を行い、いわゆる偽装請負の疑いがあった８事業について、統合を契機として、順次、契約内容の見直しや、事務の市直営化（長期臨時職員に置換え）を実施している。

【8事業】
中央支所･駅前市役所受付及び発行等事業、総合センター清掃等事業、生涯学習大学校事業、好古学園大学校事業、姫路城管理事務所事業、閲覧室等受付事業及び城郭資料整理事業、城内図書館奉仕等事業、図書館分館奉仕事業

ウ　雇用に配慮した指定管理者の公募化等の実施

非公募や随意契約により施設管理を受託してきた団体をまちづくり振興機構に統合し、組織規模を拡大することにより、職員の解雇を行うことなく、指定管理者の公募化や随意契約の見直しを行った。

【主な内容】
･指定管理者の公募化
　市民センター3施設（残りの9施設も段階的に公募化）、テニスコート3施設
･業務委託の市直営化（H24 度までの見直し実績）
中央支所･駅前市役所、国民健康保険家島診療所、名古山霊苑、姫路西霊苑、生涯学習大学校事業、好古学園大学校、姫路城管理事務所事業、船津公園ふれあいの郷、網干南公園ふれあいの郷

エ　職員の勤務条件の平準化

まちづくり振興機構では、統合前の各団体の勤務条件が団体ごとに異なっており、かつ、市の指導基準とも乖離していた。このため、人事課からの助言に基づき、団体の規模、業務内容、兵庫県町村会準則（６級制）との均衡等を考慮の上、勤務条件を職員の給与等の指導基準に準拠したものに統一し、適正化を行った。

【主な内容】
･正規職員について、国家公務員の俸給表を使用した6級制へ移行（都市整備公社は市の俸給表を使用した8級制、スポーツ、緑化協会は国家公務員の俸給表を使用した4級制）
･正規職員の昇格基準を適正化
･施設利用増進協会や緑化協会の常勤嘱託職員における勤続手当等の段階的な廃止
･事実上、期間の定めのない雇用契約となっていた常勤嘱託職員について、契約期間の取り扱いの明確化（2回まで更新可）

オ　運営の適正化

各種規程類や職員の服務管理、備品管理の見直し等に加え、緑化協会が市庁舎内に設置していた事務所について目的外使用許可を取得する等、団体における業務運営の適正化を図ることができた。

（4）外郭団体全体についての課題の解決

ア　市派遣職員に対する給与の市直接支給の実現

緑化協会、増進協会、スポーツ振興財団への市派遣職員については、まちづくり振興機構への統合により、担当業務を総務担当と業務担当を明確に区分した。

その結果、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく、市による給与の直接支給の対象となる職員が明確となるとともに、対象とならない職員（総務担当職員）についても、団体の自主財源による給与支給が可能となり、市派遣職員への給与の直接支給を導入するための環境整備を行うことができた。

イ　正規職員の勤務条件の適正化

統合における勤務条件の見直しを契機として、「外郭団体の職員の給与及びその他の勤務条件に関する指導基準」を外郭団体の実態にあったものに改正するとともに、全ての外郭団体に対し、勤務条件が改正後の基準に準拠したものとなるよう協議等を行い、正規職員の勤務条件を適正化した。

ウ　長期雇用嘱託員の削減と勤務条件の統一

外郭団体の常勤嘱託員は、統合対象団体に在籍する者が大多数を占めていたが、統合を契機に雇用契約の更新回数を２回までとするよう見直しを行った。

さらに他の外郭団体においても更新回数の見直しを実施し、常勤嘱託員の雇用が期間の定めのない雇用契約へ転化していた問題を解決するとともに、勤続手当等を廃止するなど、全団体の常勤嘱託員の処遇を統一した。

この結果、長期雇用の常勤嘱託員は段階的に減少しており、今後、さらなる外郭団体の見直しを行うことがあった場合でも、常勤嘱託員の取り扱いが障害となることはないと予想される。

常勤嘱託員数(H21.7 時点)

統合対象８団体 182 名、社会福祉協議会 98 名、その他団体４名

エ　市 OB 職員の勤務条件の統一

外郭団体に再就職する市 OB の報酬額は、市内部での再任用と比較して不均衡が生じていたが、統廃合を契機に報酬の算定方法を市再任用と統一し、不均衡を解消した。

外郭団体再雇用と再任用制度の比較(H21 年度時点)

	外郭団体 (38.75 時間勤務)	同 (29 時間換算)	再任用制度 (29 時間勤務)
局長 OB	3,762 千円	2,815 千円	3,333 千円
部長 OB	3,062 千円	2,327 千円	3,089 千円
課長 OB	2,468 千円	1,847 千円	2,695 千円

４　統廃合指針による統廃合後の取組み

統廃合指針による外郭団体の統廃合後の取組みについては、「外郭団体統廃合取組の成果」で以下のように述べている。

外郭団体は、行政とともに車の両輪として各種の市民サービスを展開しているが、社会経済情勢の変化を踏まえ、行政が直接行うには効率的でない分野、また民間が担いきれない公益目的を実現する主体として、改めて組織、事業の最適化を図っていく必要があることから、引き続き以下の取組みを行うこととしている。

(1) 市と連携した団体運営の推進

① 外郭団体要綱の制定

従来から存在していた「外郭団体の職員の給与及びその他の勤務条件に関する指導基準」に加え、市が外郭団体に対して行う指導調整に係る包括的な規範として、平成22年４月に「外郭団体要綱」を制定した。

これは、従来、市による指導調整のあり方が不明確なまま、団体の組織運営や事業運営が行われていたという反省を踏まえ、外郭団体要綱の制定により、市の関与の根拠、事項、方法、所管局の責任等を明確化したものである。

② 外郭団体要綱に基づく指導調整の実施

外郭団体要綱では、市は団体の経営計画、組織、人事給与等について、必要な助言指導や調整を行うこととしている。具体的には、外郭団体総合調整会議の開催により統一的な指導を実施するとともに、団体個別の協議事項については、関係局長による事前協議を実施したうえで、所管局長が団体に助言や指導を行う。

（2）中期経営改善計画による経営改善の推進

団体自らが、公益法人制度改革その他の社会経済情勢の変化に対応した組織・事業の見直し等の経営改善に関する計画として、中期経営改善経計画を策定し、経営改善に向けた取組みを進める。

（3）外郭団体に対する市の関与の見直し

統廃合を実施した団体も含め、市による業務委託、補助員支出、職員派遣等の市の関与について、その必要性・妥当性について随時点検・見直しを行う。

第５節　外郭団体等の現状

１　外郭団体等の数の推移

姫路市では、上述したとおり、社会経済情勢の変化に対応して、存在意義の薄れた団体は廃止し、設置目的の類似性や事業領域の関連性、また、団体の事業規模等を勘案し、統合を行うなど、効率的、効果的な運営となるよう改革を行っている。統廃合指針による取組の結果、外郭団体18団体のうち、３団体を廃止、８団体を３団体に統合した。平成25年度には土地開発公社が解散し、外郭団体は令和５年度末現在９団体となっている。

姫路市の外郭団体等の数の推移は次のとおりである。

姫路市の外郭団体等の推移						
外郭団体等	平成元年 ４月	平成10年 ４月	平成20年 ４月	平成22年 ４月	平成23年 ４月	平成25年 10月以降
外郭団体	１９団体	１９団体	１８団体	１２団体	１０団体	９団体
株式会社 （25%以上出資）	２社	２社	５社	４社	４社	４社

２ 近年の外郭団体等の主な統廃合

姫路市における近年の外郭団体の主な統廃合を時系列にすると下記表のとおりとなる。

年　月　日	統　廃　合　内　容
平成19年４月	姫路市土地開発公社と財団法人姫路市都市整備公社の管理部門の業務統合
平成21年３月	株式会社夢のさとを解散した。
【平成21年３月に策定された統廃合指針時の外郭団体】18団体	
1.(財)姫路市都市整備公社 2.姫路市土地開発公社 3.(財)姫路市国際交流協会 4.(財)姫路市中小企業共済ｾﾝﾀｰ 5.(財)姫路市ｽﾎﾟｰﾂ振興財団 6.(財)姫路市障害者職業自立ｾﾝﾀｰ 7.(財)姫路市施設利用増進協会 8.(財)姫路市文化振興財団 9.(財)西播地域地場産業振興ｾﾝﾀｰ	10.(財)姫路市救急医療協会 11.(財)姫路市緑化協会 12.(職)姫路地域職業能力開発協会 13.(社福)姫路市社会福祉事業団 14.(財)姫路のまちをよくする協会 15.(財)姫路港海員厚生協会 16.(社福)姫路市社会福祉協議会 17.(社)姫路市ｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰ 18.(社)姫路観光ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝﾋﾞｭｰﾛｰ
平成21年11月	財団法人姫路港海員厚生協会を解散した。 （廃止の理由） 宿泊利用者は長期にわたり逓減し、設立目的を果たし得ているとは言えない状況である。また、事業収入も低迷し、近年は補助金で事業を維持している状況である。施設、設備の老朽化等の理由により、今後も経営状況の好転は期待できず、団体を存続する理由は見出せない。廃止することが適当

年　月　日	統　廃　合　内　容
	である。
平成22年３月	財団法人姫路の街をよくする協会を解散した。 （廃止の理由） 　近年続く低金利により、収入の柱である運用収入が低迷しており、市の補助金で事業を維持する状況が続いている。また、現在の実施事業は市が直接実施するべきものと考えられ、事業の実施主体として団体を存続する理由が見出せず、廃止することが適当である。
平成22年４月	財団法人姫路市文化振興財団、財団法人姫路市国際交流協会の２団体を統合し、財団法人姫路市文化国際交流財団とした。 （統合のメリット） 　相互のノウハウを活用することにより、国際感覚豊かな文化事業、文化的な要素を加味した国際交流事業など、新たな事業展開等が期待できるほか、事業規模の拡大により組織経営基盤、管理部門の強化を図ることができる。
平成22年４月	財団法人姫路市都市整備公社、財団法人姫路市スポーツ振興財団、財団法人姫路市施設利用増進協会、財団法人姫路市緑化協会の４財団法人を統合し、財団法人姫路市まちづくり振興機構とした。 （統合のメリット） 　事業規模の拡大により組織経営基盤の強化を図り、管理部門の充実、組織及び職員の活性化を図るとともに、各団体の既存事業の再編や効率的な運用、一体化による新たな事業の展開を推進するほか、公益財団法人への円滑な移行を目指す。
平成23年３月	職業訓練法人姫路地域職業能力開発協会を解散した。 （廃止の理由） 　国において、地域職業訓練センターの廃止が決定されたことを踏まえ、市の行財政改革の推進や新たな公益法人制度改革の大きな流れの中で、法人事業の効率性、経済性、存在意義等を検討し、解散することを決定した。
平成23年４月	社会福祉法人姫路市社会福祉事業団に財団法人姫路市障害者職業自立センターを統合した。 （統合のメリット） 　障害福祉に関する事業を社会福祉事業団に集約することにより、事業内容の充実・強化を一体的に図ることができ、併せて、事業規模の拡大によって法人の組織経営基盤の強化を図ることができる。
平成25年４月	一般財団法人への移行により、財団法人姫路市まちづくり振興機構から一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に名称変更した。
平成25年10月	姫路市土地開発公社を解散した。

年　月　日	統　廃　合　内　容
	（廃止の理由） 　公共事業の減少や地価の継続的な下落傾向に伴い、土地を先行取得する必要性が失われており、団体の存在意義も薄れていく中で、存続する理由が見出せず、解散することが適当である。
【令和６年３月31日現在の外郭団体】９法人	
1.(一財)姫路市まちづくり振興機構 2.(公財)姫路市中小企業共済ｾﾝﾀｰ 3.(社福)姫路市社会福祉事業団 4.(公財)姫路・西はりま地場産業ｾﾝﾀｰ 5.(公財)姫路市救急医療協会	6.(公財)姫路市文化国際交流財団 7.(社福)姫路市社会福祉協議会 8.(公社)姫路市ｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰ 9.(公社)姫路観光ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝﾋﾞｭｰﾛｰ

第３章　出資比率が４分の１以上の外郭団体（各論）

第１節　一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

１　団体について

(1) 団体の概要

ア　概　要

項　目	内　容		
団体名	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構		
事業年度	毎年４月１日～３月31日		
所管部局	姫路市政策局企画政策室		
所在地	姫路市飾磨区三宅一丁目196番地		
設立年月日	平成25年４月１日		
設立目的	姫路市の総合計画に基づき、都市機能の充実及び都市施設の整備、運営並びに潤いある都市環境の創出、保全に関する事業を行うとともに、緑化意識の普及啓発、スポーツの普及振興及びコミュニティ活動の促進に関する事業を行い、もって都市の健全な発展と市民が健康で心豊かに暮らすことができる地域社会の形成に寄与することを目的とする。		
事業内容	① 駐車場の建設及び管理その他の都市施設の運営及び整備に関する事業 ② 姫路市が計画し、又は指導する市街地再開発その他地域開発に関する事業 ③ スポーツ教室及びイベントの開催、スポーツ施設の管理運営その他のスポーツの普及振興に関する事業 ④ 緑の創出及び保全に関する事業、緑化イベント、講習会の開催、緑化施設の管理運営その他の緑化意識の普及啓発に関する事業 ⑤ 市民活動の促進、教養講座の開催、コミュニティ施設の管理運営その他のコミュニティ活動促進の関する事業 ⑥ 市民生活に係る公共施設の利用に関する事業 ⑦ まちの活性化に資する事業 ⑧ 商品等の販売提供事業 ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
出資金	80,000千円		
市出資額（出資比率）	80,000千円 (100.0%)		
市との関係性	補助金交付	業務委託	指定管理
	なし	あり	あり

イ　設立経緯等

姫路市の総合計画に基づき、都市機能の充実及び都市施設の整備、運営並びに潤いある都市環境の創出、保全に関する事業を行うとともに、緑化意識の普及啓発、スポーツの普及振興及びコミュニティ活動の促進に関する事業を行い、もって都市の健全な発展と市民が健康で心豊かに暮らすことができる地域社会の形成に寄与することを目的として、平成22年４月１日、従前の４財団法人（姫路市都市整備公社、姫路市スポーツ振興財団、姫路市施設利用増進協会、姫路市緑化協会）の統合、改称により設立された。

平成25年４月１日に、一般財団法人へ移行し、「一般財団法人姫路市まちづくり振興機構」に名称変更した。

ウ　事業の概要

（ｱ）主な事業内容（令和５年度）

事業名				内容等
実施事業	緑化事業	緑化推進事業	緑化助成事業	生垣等の緑化を図る者に対して事業費の一定額を助成し、全市的な緑化の推進を図っている。 生垣設置、共有地緑化、壁面緑化　他
			花苗配布事業	花いっぱい運動推進事業として、街角を花で飾り、市民に潤いと安らぎを与えている。 みどりの賛助会員への花苗の配布
			記念樹配布事業	人生の節目等を迎えた市民に対して記念樹を配布し、市民の緑を育てる心を啓発している。 節目ごとの記念樹配布
			緑化イベント開催事業	緑化意識の高揚と緑化活動への動機付けを図っている。 市花さぎ草栽培展、ひめじ花と緑のガーデンフェア、ひめじ緑いち、緑化キャンペーン、オープンガーデンなかはりま等
			広報活動事業	機関紙等により緑化に関する情報を積極的に提供し、花と緑に関する知識の普及を図っている。 「ひめじの緑」の発行　他
			調査研究事業	市花「さぎ草」の調査研究、市蝶「ジャコウアゲハ（お菊虫）」の食草「ウマノスズクサ」の育成研究、姫路の絶滅危惧植物の研究　等
			緑化講習会事業	市民への緑化出前講座
			ｷｬｯｽﾙｶﾞｰﾃﾞﾝ他植栽管理事業	姫路駅北広場内ｷｬｯｽﾙｶﾞｰﾃﾞﾝの植栽管理
			大手前通り市民花壇管理運営事業	ボランティアと協働した植栽管理、各種PRイベント
		管理運営事業	緑化施設管理運営事業	手柄山温室植物園、好古園、緑の相談所の管理運営　＊1
	スポーツ振興事業	普及振興事業	スポーツ教室事業	長期・短期スポーツ教室、テニス教室
			スポーツイベント開催事業	ひめじDo！スポーツデイ、世界遺産姫路城マラソンファンランの部　他
			ひめじスポーツコミッション事業	スポーツ探検隊、スポーツイベント等の広報・PR、開催支援、誘致事業　他
		管理運営事業	スポーツ施設管理運営事業	総合スポーツ会館、姫路書写テニスコート、木場ヨットハーバー　他　＊2
	コミュニティ活動促進事業	コミュニティ活動促進事業	地域活動事業	市民講座
			広報活動事業	施設パンフレット発行
		管理運営事業	コミュニティ施設管理運営事業	市民会館、花の北市民広場、地区市民センター、家島群島開発総合センター、図書館　他　＊3

事業名				内容等
その他事業	都市施設運営整備事業	管理運営事業	駐車場管理運営事業	姫路城周辺駐車場(7ヵ所)、手柄山周辺駐車場(8ヵ所)、月極駐車場(9ヵ所)
			姫路ｼｰｻｲﾄﾞｺﾞﾙﾌｺｰｽ管理運営事業	ゴルフ場施設賃貸
			ビル管理事業	じばさんびる(7･8 階)等の賃貸
			サービス付き高齢者向け住宅管理事業	サービス付き高齢者向け住宅等の賃貸
	商品販売提供事業	管理運営事業	大手門茶屋運営事業	飲食物販売、売店営業
			活水軒運営事業	飲食物販売
			呈茶サービス事業	好古園内茶室での呈茶サービス
			好古園物品等販売事業	好古園改札窓口での土産物等の販売
			スポーツ用品等販売事業	スポーツ用品等の販売
			花卉等販売事業	手柄山温室植物園での花卉等販売

＊1 緑化事業の管理運営事業は、下記のとおりである。

施設名	所在地	施設内容	管理運営根拠
姫路市立手柄山温室植物園	姫路市手柄 93 番地	【施設内容】 展示大温室、展示小温室、育成温室、サギソウ温室、花の家、レストハウス 【面積】11,334 ㎡ 【開園日】 S55(1980).5.2 【休園日】金曜日(休日の場合は前日) 及び 12/29～1/1 【入園料】 大人(15 歳以上) 210 円 6 歳以上～中学生 100 円 幼児 無料 団体割引有 入園料免除 姫路市在住の 65 才以上の方 障害者手帳をお持ちの方	指定管理者制度 (基本・年度協定)
姫路城西御屋敷跡庭園好古園	姫路市本町 68 番地	【庭園面積】 3.5ha(約 10,000 坪) 【開園日】 H4(1992).4.29 【休園日】12/29～12/30 【入園料】 大人(18 歳以上)310 円 小・中学生・高校生 150 円 団体割引有 姫路城共通券有 入園料免除 姫路市在住の 65 才以上の方 障害者手帳をお持ちの方	指定管理者制度 (基本・年度協定)
緑の相談所	姫路市西延末 440 番地	【施設内容】 日本庭園、バラ園、サンクガーデン、芝生広場、カスケード広場、旧科学館跡地、図書コーナー、展示コーナー、相談コーナー等 【業務内容】 花と緑に関する相談、園芸技術の研修・講習、各種展示会 【開設日】 H1(1989).6.2 【休園日】 火曜日(休日の場合は翌日) 及び 12/29～1/3 【施設利用・相談】 無料	管理運営受託

＊2　スポーツ振興事業の管理運営事業は、下記のとおりである。

施設名	所在地	施設内容	管理運営根拠
姫路市立総合スポーツ会館	姫路市中地 453 番地	競技場、温水プール、卓球場、弓道場、剣道場　他	指定管理者制度 （基本･年度協定）
姫路市立花北体育館	姫路市増位新町二丁目 12 番地	競技場、多目的ルーム、トレーニング室、会議室	指定管理者制度 （基本･年度協定）
姫路市立陸上競技場 （ウインク陸上競技場）	姫路市中地 377 番地 1	400m トラック 天然芝グラウンド　他	指定管理者制度 （基本･年度協定）
姫路市立姫路球場 （ウインク球場）	姫路市飯田 540 番地	グラウンド面積 12,471 ㎡ 両翼 100m、センター120m 観客席 14,000 席	指定管理者制度 （基本･年度協定）
姫路市立中央体育館 （ヴィクトリーナ･ウインク体育館）	姫路市西延末 90 番地	地上 3 階建 第 1、第 2 競技場、相撲場	指定管理者制度 （基本･年度協定）
姫路市立球技スポーツセンター	姫路市花田町加納原田 813 番地	球技場、軟式野球場、テニスコート、多目的広場	指定管理者制度 （基本･年度協定）
姫路市立豊富球場	姫路市豊富町豊富 3910 番地 1	野球場、多目的広場	指定管理者制度 （基本･年度協定）
姫路市立中島野球場	姫路市飾磨区中島 2558 番地	グラウンド 1 面	指定管理者制度 （基本･年度協定）
姫路市立灘浜野球場	姫路市白浜町灘浜 8 番地	グラウンド 2 面	指定管理者制度 （基本･年度協定）
姫路市立広畑野球場	姫路市広畑区鶴町 1 丁目 56 番地	グラウンド 1 面	指定管理者制度 （基本･年度協定）
姫路市立白浜新開野球場	姫路市白浜町甲 912 番地 1	グラウンド 1 面	指定管理者制度 （基本･年度協定）
姫路市立林田グラウンド	姫路市林田町上構 343 番地 2	グラウンド 1 面	指定管理者制度 （基本･年度協定）
白浜グラウンド	姫路市白浜町 577 番地	グラウンド 1 面	管理運営受託
広畑体育館	姫路市広畑区小松町一丁目 65 番地 2	競技場、多目的ルーム、会議室	管理運営受託
姫路市立スケートボードパーク	姫路市西延末 484 番地	スケートボード場	管理運営受託
姫路市立白浜小学校相撲場受付等業務委託	姫路市白浜町甲 458 番地	相撲場	管理運営受託
姫路書写テニスコート	姫路市書写 634 番地 51	砂入り人工芝コート 7 面 ハードコート 1 面 壁打コート 1 面	自主事業 （自己施設）
木場ヨットハーバー	姫路市木場 1390 番地 3	櫛形係留用桟橋 3 基 一時係留用桟橋 3 基 10.6tテルハクレーン 1 基	自主事業 （自己施設）

＊3 コミュニティ活動促進事業の管理運営事業は、下記のとおりである。

施 設 名	所 在 地	管理運営根拠
姫路市花の北市民広場	姫路市増位新町二丁目 12 番地	指定管理者制度 （基本･年度協定）
姫路市城乾市民センター	姫路市南八代町 6 番 1 号	
姫路市中央市民センター	姫路市本町 68 番地 68	
姫路市大的市民センター	姫路市大塩町 2211 番地 5	
姫路市市民会館	姫路市総社本町 112 番地	
姫路市家島群島開発総合センター	姫路市家島町坊勢 186 番地	管理業務一部受託
姫路市立高木総合センター	姫路市花田町小川 553 番地 2	
姫路市立中鈴総合センター	姫路市四郷町中鈴 76 番地 1	
姫路市立堀川町総合センター	姫路市飾磨区堀川町 95 番地 22	
姫路市立上手野総合センター	姫路市上手野 66 番地 1	
姫路市立実法寺総合センター	姫路市実法寺 665 番地 1	
姫路市立豊岡総合センター	姫路市夢前町前之庄 4353 番地 5	
姫路市立長野総合センター	姫路市安富町長野 138 番地 2	
姫路市立図書館　城内図書館	姫路市本町 68 番地 258	
姫路市立図書館　花北分館	姫路市増位新町一丁目 24 番地	
姫路市立図書館　東光分館	姫路市幸町 94 番地	
姫路市立図書館　白浜分館	姫路市白浜町甲 396 番地 8	
姫路市立図書館　安室分館	姫路市田寺東二丁目 7 番 14 号	
姫路市立図書館　青山分館	姫路市青山五丁目 2 番 1 号	
姫路市立図書館　手柄分館	姫路市延末 149 番地 1	
姫路市立図書館　東分館	姫路市御国野町御着 283 番地 15	
姫路市立図書館　香寺分館	姫路市香寺町香呂 239 番地 1	
姫路市立図書館　夢前分館	姫路市夢前町前之庄 2160 番地	
姫路市立図書館　家島分館	姫路市家島町真浦 2137 番地 1	
計　24 施設	指定管理制度　　5 施設 管理業務一部受託　　19施設	

（2）組織の状況（令和６年４月１日現在）

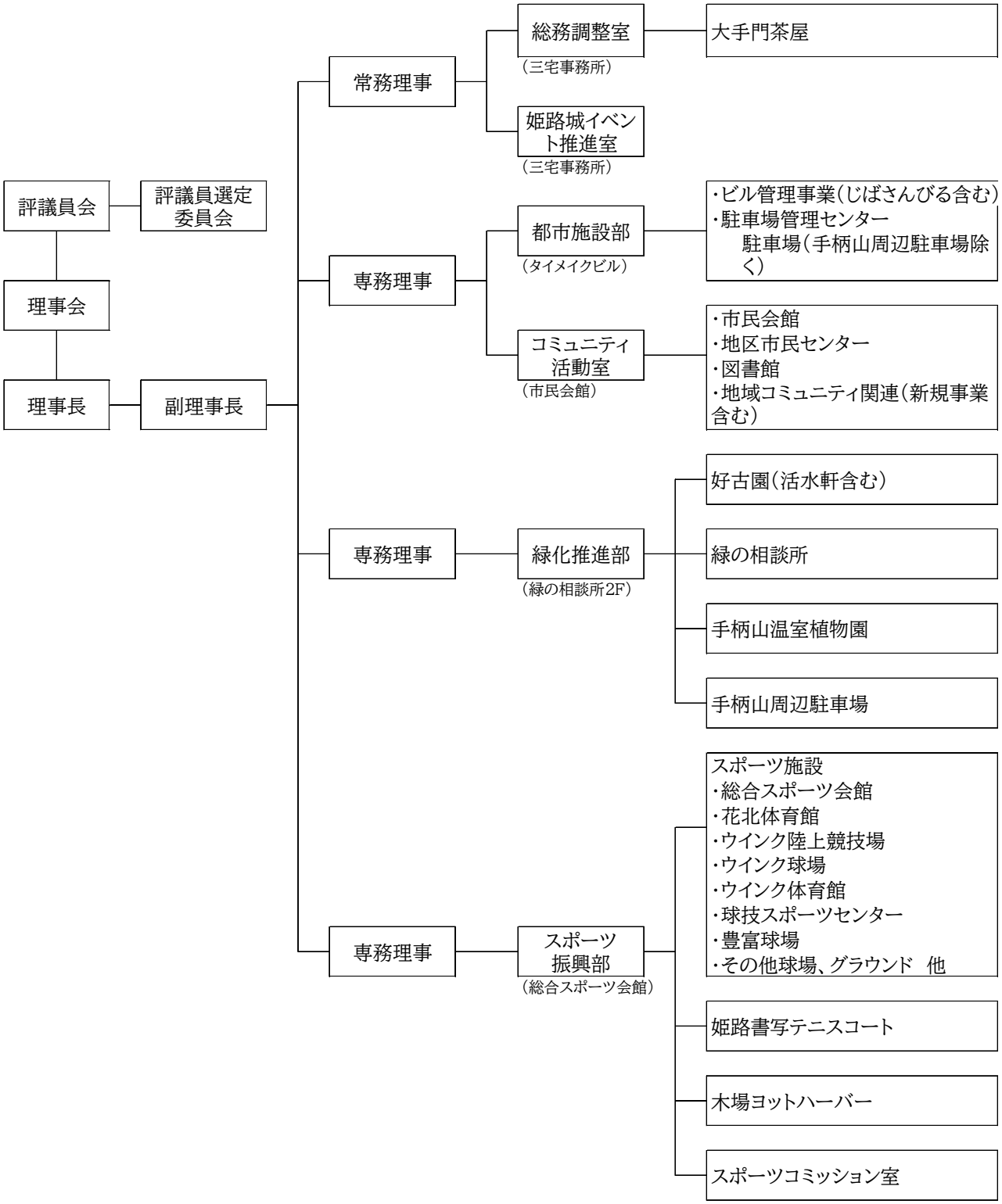

(3) 役職員の状況

ア　役員の状況

役員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
常勤役員	市OB	５名	４名	４名
	市兼務	２名	２名	２名
	その他	－名	－名	－名
	合計	７名	６名	６名
非常勤役員	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	２名	２名	２名
	その他	８名	８名	８名
	合計	１０名	１０名	１０名
役員合計		１７名	１６名	１６名

イ　職員の状況

職員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
正規職員	団体職員	２６名	２６名	２４名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	２名	２名	２名
	その他	－名	－名	－名
	合計	２８名	２８名	２６名
嘱託職員	団体職員	１３５名	１３４名	１３６名
	市OB	７名	７名	７名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	１４２名	１４１名	１４３名
職員合計		１７０名	１６９名	１６９名

(4) 財務の状況

ア　貸借対照表

（単位：千円）

勘定科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
流動資産	814,591	800,913	894,518
固定資産	1,960,185	1,920,367	1,949,556
資産合計	2,774,777	2,721,280	2,844,075
流動負債	202,346	216,311	246,262
固定負債	134,808	113,340	109,301
負債合計	337,155	329,651	355,563
指定正味財産	80,000	80,000	80,000
一般正味財産	2,357,622	2,311,628	2,408,511
正味財産合計	2,437,622	2,391,628	2,488,511

イ　正味財産増減計算書

（単位：千円）

勘定科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益	1,699,119	1,922,718	2,127,434
経常費用	1,887,711	1,967,653	2,029,649
当期経常増減額	△188,591	△44,935	97,784
経常外収益	5,426	0	0
経常外費用	666	0	0
当期経常外増減額	4,760	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△183,831	△44,935	97,784
法人税等	898	1,057	902
当期一般正味財産増減額	△184,730	△45,993	96,882

(5) 市との取引の状況

（単位：千円）

項　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
補助金	－	－	－
業務受託料	236,289	250,115	284,935
指定管理料	822,000	844,906	920,754
備考			

令和５年度の業務受託料及び指定管理料の内訳は、以下のとおりである。

ア　業務受託料

項　　目	金額（千円）	内容
白浜グラウンド管理業務	470	白浜グラウンドの管理運営
広畑体育館管理運営業務	22,390	広畑体育館の管理運営
ひめじスポーツコミッション事業	2,200	スポーツイベント等の開催支援、誘致等
姫路市立ｽｹｰﾄﾎﾞｰﾄﾞﾊﾟｰｸ運営業務	470	姫路市立スケートボードパークの管理運営
姫路市立白浜小学校相撲場受付等業務	368	姫路市立白浜小学校相撲場の管理運営
緑の相談所及び都市緑化植物園内の管理運営業務	35,611	緑の相談所等の管理運営、園芸相談の実施等
ひめじ花と緑のまちづくり普及啓発業	69,284	ひめじ緑いち他の緑化イベントの開催
キャッスルガーデン他植栽管理業務	1,742	ＪＲ姫路駅北広場内ｷｬｯｽﾙｶﾞｰﾃﾞﾝの維持管理
大手前通り市民花壇管理運営業務	5,762	大手前通りにある１２箇所の花壇の植栽管理
姫路市家島群島開発総合センター受付等業務	2,955	姫路市家島群島開発総合センターの受付、清掃等
総合センター清掃等業務	24,466	総合センター７箇所の受付、清掃等
城内図書館奉仕等業務	47,839	城内図書館の運営に関する業務
図書館分館奉仕等業務	71,378	図書館分館１０施設の運営に関する業務
合計	284,935	

イ　指定管理料

項　　目	金額（千円）	内容
好古園管理運営業務	190,104	庭園、双樹庵、活水軒の管理運営、イベント開催等
姫路市立総合スポーツ会館他１１体育施設指定管理業務	358,058	姫路市立総合スポーツ会館他１１施設の管理運営
手柄山温室植物園管理運営業務	68,487	手柄山温室植物園の管理運営、展示会の開催等
姫路市地区市民センター管理運営業務	63,910	姫路市地区市民センター３施設の管理運営
姫路市花の北市民広場管理運営業務	80,335	姫路市花の北市民広場の管理運営
姫路市市民会館管理運営業務	159,860	姫路市市民会館の管理運営
合計	920,754	

2 監査の結果

(1) 業務委託契約について（所管部署）

団体は市と市民の緑化に対する意識の高揚を図るための各種普及・啓発事業を展開し、花と緑にあふれるまちづくりを推進することを目的として、「ひめじ花と緑のまちづくり普及啓発業務委託契約」（契約金額：69,473,000円）を締結している。

委託業務の事業の内容は以下の表のとおりである。

業　　務	内　容
記念樹配布業務	姫路市記念樹配布要綱に基づき、広報、申込の案内及び受理苗木の調達・配布等を行う。
緑化キャンペーン	記念樹の配布その他緑化啓発イベントの実施、広報、会場設営等
オープンガーデン	個人や事業所等の庭園や花壇を特定の期間に一般公開する。
市花さぎ草栽培展	さぎ草栽培作品の募集及び展示、表彰、会場設営等
ひめじ花と緑のまちづくりポスター展	緑化啓発ポスターの募集及び展示、会場設営等
ひめじ花と緑のコンクール	優良な地域花壇や個人庭園等の写真の募集及び展示、表彰、会場設営等（ポスター展と同時開催）
園芸講習会	寄植えやガーデニング等の園芸講習会の開催
ひめじ花と緑のガーデンフェア	幅広い年齢層の市民が花と緑に親しむ各種催しを実施する。
手柄ザクラ保全、増殖及び活用業務	手柄ザクラの保全、増殖、活用等

本委託業務契約に係わる見積書は以下のとおりである。

令和5年度ひめじ花と緑のまちづくり普及啓発業務委託に係る見積書

標記の件について、下記のとおり見積額を提出致します。

記

見積額	69,473,000円 消費税及び地方消費税を含む

（内訳）

業務名	事業別経費 (a)	民間負担金 自主事業収入 (b)	見積額 (a)-(b)
記念樹配布事業	9,021,000	0	9,021,000
緑化キャンペーン事業	2,531,000	0	2,531,000
市花さぎ草栽培展事業	459,000	0	459,000
ひめじ花と緑のまちづくりポスター展事業	585,000	0	585,000
ひめじ花と緑のコンクール事業	260,000	0	260,000
講習会事業	110,000	20,000	90,000
ひめじ花と緑のガーデンフェア事業	5,288,000	300,000	4,988,000
オープンガーデン事業	653,000	15,000	638,000
手柄ザクラ保全活用事業	500,000	0	500,000
事務管理費	44,054,000	0	44,054,000
一般管理費	6,347,000	0	6,347,000
合　計	69,808,000	335,000	69,473,000

（単位:円、消費税及び地方消費税を含む）

上記見積書は実施事業ごとの金額を記載しているだけであり、各事業の個別の費用内訳がわからないものとなっているため、所管課に見積書の詳細な内訳を求めたところ、委託先より見積書の内訳表の提出を受けた。つまり、委託先は見積書の内訳を作成していたが、所管課は事前に見積書の内訳を入手していなかったことになる。本契約は一者随意契約になっているが、随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、割高な価格による契約の締結を許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうとすべての契約方式を通じて適用される地方自治の不変の大原則である。

したがって、本契約が一者随意契約であろうとも、契約金額の妥当性を契約前に検証することは必須事項であり、事前に詳細な見積書を入手し、その金額の妥当性を検証する必要がある。【結果3-1】

また、本契約における成果物を確認したところ、契約書及び仕様書には成果物についての記載はなく、成果物について提出を求めたところ、業務委託精算書が提出された。その他の提出物としては、事業ごとに実施計画書が提出されていた。同業務委託精算書は各事業別、費目別に予算額と執行額を記載したものである。つまり、どのような支出があり、いくら支出されたかの明細表であり、実施された詳細な事業内容は記載されていない。

市が業務委託を行うにあたり、支出内容を把握することも重要であるが、最も重要

なことは、各事業を実施した結果の把握である。それには事業ごとの実績報告書の提出を求める必要がある。【結果3-2】

（2）賞与引当金の未計上について（団体）

賞与引当金とは、法人等が雇用する職員に賞与を支給している場合に、年度末に賞与の支給対象期間の末日が未到来の場合に、期間損益計算の適正化の観点から、当年度に帰属する賞与金額を引当金として計上したものをいう。

社員への賞与については、職員の給与等に関する規程第21条において「期末手当、勤勉手当及び期末調整手当」に関する規定を以下のように置いている。

> （期末手当、勤勉手当及び期末調整手当）
> 第２１条 一般職員に期末手当及び勤勉手当を、準一般職員に期末手当を支給する。
> ２ 嘱託職員（嘱託職員就業規程第２条第４号に規定する専門員、姫路市の一般職の職員として勤務した者で定年により、又は勧奨を受けて退職した者で機構に嘱託職員として雇用された者及び一般職員を定年退職した者で一般職員に準じた職務を嘱託された嘱託職員以外の嘱託職員であって、労働契約期間が連続して6箇月以上あり、かつ、１週間当たりの勤務時間が２０時間を超える者に限る。）に期末調整手当を支給する。
> ３ 一般職員の期末手当及び勤勉手当の額は、理事長が別に定める場合を除き、一般職に属する国家公務員の例により算定する。
> ４ 準一般職員の期末手当の額は、理事長が別に定める。
> ５ 嘱託職員の期末調整手当の額は、理事長が別に定める。

令和６年６月の賞与支給額は25,039千円であり、規定上支給対象期間は明確でないが、仮に支給対象期間を12月から翌年5月までとした場合、賞与引当金の計上は４ケ月／６ヶ月となり、16,692千円程度となる。

給与規程に賞与支給の規程があるので、期間損益の適正の観点から、将来発生すると見込まれる費用を引当金として計上する必要がある。また、賞与引当金計上額に見合う社会保険料も合わせて計上する必要がある。なお、規程には賞与の支給対象期間が明確でないため、規程を整備し、明確にする必要がある。【結果3-3】

（3）広畑体育館管理運営業務の建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書の提出もれについて（団体／所管部署）

市は、広畑体育館の管理運営業務を一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に委託している。

広畑体育館管理運営業務仕様書においては、受託者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、建築物環境衛生管理業務として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び関係法規の基準に適合する測定及び清掃を実施することになっており、建築物環境衛生管理に関する点検及び調査結果の報告書を市に提出することになっている。しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、市に建築物環境衛生管理に関する点検及び調査結果の報告書を提出していない。

建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書は、市の業務受託者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書を市に提出するように改善する必要がある。【結果3-4】

また、市（所管部署は、スポーツ振興室）は、仕様書で業務受託者に建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書を提出させるよう一般財団法人姫路市まちづくり振興機構を指導する必要がある。【結果3-5】

＜広畑体育館管理運営業務委託仕様書　抜粋＞

・・・略・・・
１０　建築物環境衛生管理
建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び関係法規に適合する測定及び清掃を実施することにより体育施設の衛生的環境を保持するものとする。
・・・略・・・
（２）その他の留意事項
・・・略・・・
②　点検及び調査結果は、報告書を作成し、甲に提出すること。
・・・略・・・

(4) 広畑体育館管理運営業務の警備計画書の提出もれについて(団体／所管部署)

広畑体育館管理運営業務仕様書においては、受託者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、警備業務として鍵の管理、受付監視、その他警備業務（開館時間）及び機械警備業務を行うことになっている。警備業務を行うに当たっては、警備対象を調査し、市と調整の上、警備計画書を作成し提出することになっている。しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、市に警備計画書を提出していない。

警備計画書は、市の業務受託者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、業務受託者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、警備計画書を市に提出するように改善する必要がある。【結果3-6】

また、市（所管部署は、スポーツ振興室）は、仕様書で業務受託者に警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、警備計画書を提出させるよう業務受託者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構を指導する必要がある。【結果3-7】

＜広畑体育館管理運営業務委託仕様書　抜粋＞

・・・略・・・
１２　警備
・・・略・・・

（６）警備計画書及び警備業務報告書の提出
①　警備対象を調査し、甲と調整の上、警備計画書を作成し提出すること。
・・・略・・・

（5）市民会館の指定管理業務の環境衛生管理業務の測定結果報告の提出もれについて（団体／所管部署）

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、市民会館の指定管理者となっている。

姫路市市民会館指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、建築物衛生管理技術者を選任して、法定業務を行い、環境衛生管理業務に関する測定結果報告を市に行うことになっている。環境衛生管理業務については、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、業務を再委託しており、測定結果報告書についても再委託先が作成している。再委託先は、当該測定結果報告書を一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に提出していたが、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、再委託先から入手した当該測定結果報告書を市には提出していなかった。当該測定結果報告書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、当該測定結果報告書を市に提出するように改善する必要がある。【結果3-8】

また、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書で指定管理者に当該測定結果報告書の提出を求めているにもかかわらず､未提出のまま是正措置が取られておらず、当該測定結果報告書を提出させるよう指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構を指導する必要がある。【結果3-9】

＜姫路市市民会館指定管理者業務仕様書　別紙１　業務仕様書（詳細）抜粋＞

・・・略・・・
４　環境衛生管理業務
乙は、建築物衛生管理技術者を選任して、法定業務を行うこと。
・・・略・・・
（２）測定結果報告
測定結果を測定各項目ごとに記入し、甲に提出すること。
・・・略・・・

（6）市民会館の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（団体／所管部署）

姫路市市民会館指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、保安警備業務として鍵の管理及び巡回警備業務を行うことになっている。巡回警備業務を行うに当たっては、月間警備計画書を作成し、前月25日までに提出し、承認を受けることになっている。巡回警備業務については、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、業務を再

委託している。しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、再委託先への仕様書（姫路市市民会館総合管理業務委託仕様書の「別紙２　保安警備業務要領」）において再委託先に対し月間警備計画書の提出を求めておらず、その結果、再委託先から月間警備計画書を入手していなかった。再委託先から月間警備計画書が未入手となったため、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、市に月間警備計画書を提出できていない。

月間警備計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、月間警備計画書を再委託先から入手するなどして市に提出するように改善する必要がある。【結果3-10】

さらに、上述の通り、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、再委託先に対し月間警備計画書の提出を仕様書では求めていない。月間警備計画書の提出を任意とするのではなく義務とするため、月間警備計画書の提出を求める条項を再委託先への仕様書の中に設けることを検討する必要がある。【意見3-1】

また、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書で指定管理者に月間警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、月間警備計画書を提出させるよう指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構を指導する必要がある。【結果3-11】

なお、令和６年度については、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書において、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）に対し月間警備計画書の提出を求めていない。しかし、保安警備業務は、設備管理業務などと異なり、業務完了後の業務報告書（警備業務報告書）だけでは、不備が生じた場合に事後的に是正することができないため（設備管理業務などについては、業務報告書に不備があった場合、追加で点検・保守・修理することなどにより是正できる場合が多い。）、事前に警備計画書の提出を求めるほうが望ましい。そのため、令和６年度以降についても、仕様書において警備計画書の提出を求めることを検討する必要がある。【意見3-2】

＜姫路市市民会館指定管理者業務仕様書　別紙１　業務仕様書（詳細）抜粋＞

・・・略・・・
５　保安警備業務
・・・略・・・
（２）巡回警備業務
・・・略・・・
⑧　警備計画書及び警備業務報告書の提出
　ア　月間警備計画書を作成し、前月25日までに提出し、承認を受けること。
・・・略・・・

（7）市民会館の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれ（団体／所管部署）

姫路市市民会館指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、清掃業務として日常

清掃、定期清掃、茶殻・紙屑及び吸殻の処理、屋外の清掃・散水などを行うことになっている。清掃業務を行うに当たっては、月間作業計画書（定期作業等）を作成し、前月25日までに提出し、承認を受けることになっている。清掃業務については、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、業務を再委託している。再委託先は、清掃業務に当たって、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に対し、「姫路市民会館2023年度定期清掃実施予定表」を提出しているが、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、再委託先から入手した当該「姫路市民会館2023年度定期清掃実施予定表」を市には提出していない。

清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、清掃業務に係る月間作業計画書を市に提出するように改善する必要がある。【結果3-12】

さらに、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、再委託先から「姫路市民会館2023年度定期清掃実施予定表」の提出を受けてはいたが、再委託先への仕様書には清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）の提出を求める条項がない。提出を任意とするのではなく義務とするため、清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）の提出を求める条項を再委託先への仕様書の中に設けることを検討する必要がある。【意見3-3】

また、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書で指定管理者に清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）を提出させるよう指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構を指導する必要がある。【結果3-13】

なお、令和６年度については、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書において、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）に対し清掃業務に係る作業計画書（定期作業等）の提出を求めていない。しかし、清掃業務は、設備管理業務などと異なり、業務完了後の業務報告書（清掃業務報告書）だけでは、不備が生じた場合に事後的に是正することが難しい場合が多いので（設備管理業務などについては、業務報告書に不備があった場合、追加で点検・保守・修理することなどにより是正できる場合が多い。）、事前に作業計画書（定期作業等）の提出を求めるほうが望ましい。そのため、令和６年度以降についても、仕様書において清掃業務に係る作業計画書（定期作業等）の提出を求めることを検討する必要がある。【意見3-4】

＜姫路市市民会館指定管理者業務仕様書　別紙１　業務仕様書（詳細）抜粋＞

・・・略・・・
６　清掃業務
・・・略・・・
（６）清掃作業計画及び清掃業務報告書の提出
①　月間作業計画書（定期作業等）作成し、前月25日までに甲に提出し、承認を受けること。
・・・略・・・

（8）市民会館の指定管理業務の設備管理業務報告書、清掃業務報告書及び警備業務報告書の未検収について（団体）

姫路市市民会館指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、当該仕様書に従って実施した諸設備管理業務、保安警備業務及び清掃業務について、それぞれ、設備管理業務報告書、警備業務報告書及び清掃業務報告書を市に提出することになっている。一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、諸設備管理業務、保安警備業務及び清掃業務を再委託しており、再委託先が設備管理業務報告書、警備業務報告書及び清掃業務報告書を作成している。一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、再委託先から入手した設備管理業務報告書、警備業務報告書及び清掃業務報告書を市に提出している。

再委託先から一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が入手した設備管理業務報告書、警備業務報告書及び清掃業務報告書を閲覧したところ、これらの報告書には、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構の検収印がなかった。

検収印のないことについて、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に質問したところ、確認はしていたが検収印を押印していなかったとの回答であった。しかし、設備管理業務報告書､警備業務報告書及び清掃業務報告書は､主要な業務報告書であり、再委託先の業務監督に不可欠な書類である。令和５年度である令和５年４月から令和６年３月までの12か月分について見ると、全ての月において検収印が押印されていない状況であった。このような状況では、適正に検収がなされたとは認められない。適正に検収を行った上で、検収者名が記載された検収印を押印することが必要である。【結果3-14】

（9）花の北市民広場の指定管理業務の自主事業に関する事業計画書の提出もれについて（団体／所管部署）

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、花の北市民広場の指定管理者になっている。

姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、自主事業を実施しようとするときは、自主事業に関する事業計画書を提出することになっている。

しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、自主事業を実施しようとしていたにも関わらず、自主事業に関する事業計画書を提出していない。

自主事業に関する事業計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、自主事業に関する事業計画書を市に提出するように改善する必要がある。【結果3-15】

また、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書で指定管理者に自主事業に関する事業計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、自主事業に関する事業計画書を提出させるよう指定管理者である一般財団

法人姫路市まちづくり振興機構を指導する必要がある。【結果3-16】

＜姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書　抜粋＞

・・・略・・・
１５　自主事業の実施
・・・略・・・
（３）自主事業に関する事業計画書及び自主事業実施報告書の提出
①　自主事業を定期的に実施しようとするときは、自主事業年間計画書を、また、随時に実施するときは原則として３か月前までに自主事業に関する事業計画書を、甲に提出し承認を得ること。
・・・略・・・

（10）花の北市民広場の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（団体／所管部署）

姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、保安警備業務として鍵の管理及び巡回警備業務を行うことになっている。巡回警備業務を行うに当たっては、月間警備計画書を作成し、前月25日までに提出し、承認を受けることになっている。巡回警備業務については、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、業務を再委託している。しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、再委託先への仕様書（姫路市花の北市民広場総合管理業務委託仕様書）において再委託先に対し月間警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、再委託先から月間警備計画書を入手していなかった。再委託先から月間警備計画書が未入手となったため、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、市に月間警備計画書を提出できていない。

月間警備計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、再委託先からの月間警備計画書の入手・未入手にかかわらず、市に提出するように改善する必要がある。【結果3-17】

さらに、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、再委託先に対し月間警備計画書の提出を再委託先への仕様書で求めているにもかかわらず、入手できていない。月間警備計画書を提出するよう再委託先を指導する必要がある。【結果3-18】

また、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書で指定管理者に月間警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、月間警備計画書を提出させるよう指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構を指導する必要がある。【結果3-19】

＜姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書　別紙１　業務仕様書（詳細）抜粋＞

・・・略・・・
５　保安警備業務
・・・略・・・
（２）巡回警備業務
・・・略・・・

⑧　警備計画書及び警備業務報告書の提出
　ア　月間警備計画書を作成し、前月25日までに提出し、承認を受けること。
・・・略・・・

（11）花の北市民広場の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて（団体／所管部署）

姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、清掃業務として日常清掃、定期清掃、茶殻・紙屑及び吸殻の処理、屋外の清掃・散水などを行うことになっている。清掃業務を行うに当たっては、月間作業計画書（定期作業等）を作成し、前月25日までに提出し、承認を受けることになっている。清掃業務については、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、業務を再委託している。しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、再委託先への仕様書（姫路市花の北市民広場総合管理業務委託仕様書)において再委託先に対し清掃業務について月間作業計画書(定期作業等）の提出を求めているにもかかわらず、再委託先から月間作業計画書（定期作業等）を入手していなかった。再委託先から月間作業計画書（定期作業等）が未入手となったため、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、市に清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）を提出できていない。

清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、再委託先からの月間作業計画書（定期作業等）の入手・未入手にかかわらず、月間作業計画書（定期作業等）を市に提出するように改善する必要がある。【結果3-20】

さらに、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、再委託先に対し清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）の提出を再委託先への仕様書で求めているにもかかわらず、入手できていない。月間作業計画書（定期作業等）を提出するよう再委託先を指導する必要がある。【結果3-21】

また、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書で指定管理者に清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、月間作業計画書（定期作業等）を提出させるよう指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構を指導する必要がある。
【結果3-22】

＜姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書　別紙１　業務仕様書（詳細）抜粋＞

・・・略・・・
６　清掃業務
・・・略・・・
（６）清掃作業計画及び清掃業務報告書の提出
①　月間作業計画書（定期作業等）作成し、前月25日までに甲に提出し、承認を受けること。

・・・略・・・

（12） 花の北市民広場の指定管理業務の設備管理業務報告書、清掃業務報告書及び警備業務報告書の未検収について（団体）

姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、当該仕様書に従って実施した諸設備管理業務、保安警備業務及び清掃業務について、それぞれ、設備管理業務報告書、警備業務報告書及び清掃業務報告書を市に提出することになっている。一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、諸設備管理業務、保安警備業務及び清掃業務を再委託しており、再委託先が設備管理業務報告書、警備業務報告書及び清掃業務報告書を作成している。一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、再委託先から入手した設備管理業務報告書、警備業務報告書及び清掃業務報告書を市に提出している。

再委託先から一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が入手した設備管理業務報告書、警備業務報告書及び清掃業務報告書を閲覧したところ、これらの報告書には、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構の検収印がなかった。

検収印のないことについて、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に質問したところ、確認はしていたが検収印を押印していなかったとの回答であった。しかし、設備管理業務報告書､警備業務報告書及び清掃業務報告書は､主要な業務報告書であり、再委託先の業務監督に不可欠な書類である。令和５年度である令和５年４月から令和６年３月までの12か月分について見ると、全ての月において検収印が押印されていない状況であった。このような状況では、適正に検収がなされたとは認められない。適正に検収を行った上で、検収者名が記載された検収印を押印することが必要である。【結果3-23】

（13） 地区市民センターの指定管理業務の自主事業に関する事業計画書の提出もれについて（団体／所管部署）

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、姫路市城乾市民センター、姫路市中央市民センター及び姫路市大的市民センターの３つの地区市民センターの指定管理者になっている。

姫路市城乾市民センター等指定管理者業務仕様書（注：姫路市城乾市民センター、姫路市中央市民センター及び姫路市大的市民センターの３つの地区市民センターを総称して「姫路市城乾市民センター等」という表現を用いている。以下同じ。）においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、自主事業を実施しようとするときは、自主事業に関する事業計画書を提出することになっている。

しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、自主事業を実施しようとしていたにも関わらず、自主事業に関する事業計画書を提出していない。

自主事業に関する事業計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、自主事業に関する事業計画書を市に提出

するように改善する必要がある。【結果3-24】
　また、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書で指定管理者に自主事業に関する事業計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、自主事業に関する事業計画書を提出させるよう指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構を指導する必要がある。【結果3-25】

＜姫路市城乾市民センター等指定管理者業務仕様書　抜粋＞

・・・略・・・
１５　自主事業の実施
・・・略・・・
（３）自主事業に関する事業計画書及び自主事業実施報告書の提出
①　自主事業を定期的に実施しようとするときは、自主事業年間計画書を、また、随時に実施するときは原則として３か月前までに自主事業に関する事業計画書を、甲に提出し承認を得ること。
・・・略・・・

（14）地区市民センターの指定管理業務の警備計画書の提出もれ（団体／所管部署）

　姫路市城乾市民センター等指定管理者業務仕様書の別紙２である業務仕様書（詳細）においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、保安警備業務として鍵の管理及び機械警備業務を行うことになっている。保安警備業務を行うに当たっては、警備対象を調査し、市と調整の上、警備計画書を作成し提出することになっている。しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、市に警備計画書を提出していない。
　警備計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、警備計画書を市に提出するように改善する必要がある。【結果3-26】
　また、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書で指定管理者に警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、警備計画書を提出させるよう指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構を指導する必要がある。【結果3-27】

＜姫路市城乾市民センター等指定管理者業務仕様書　別紙２　業務仕様書（詳細）抜粋＞

・・・略・・・
４　保安警備業務
・・・略・・・
（４）警備計画書及び警備日報の作成
①　警備対象を調査し、甲と調整の上、警備計画書を作成し提出すること。
・・・略・・・

（15）地区市民センターの指定管理業務の警備（業務）報告書の提出もれ（団体／所管部署）

姫路市城乾市民センター等指定管理者業務仕様書の別紙２である業務仕様書（詳細）においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、保安警備業務として鍵の管理及び機械警備業務を行うことになっている。保安警備業務については、機械警備の業務実績報告である警備状況報告書と警備業務全体の報告書である警備報告書の両方を作成し、市に提出することになっている。しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、警備状況報告書は提出していたものの、警備（業務）報告書は提出していなかった。

警備（業務）報告書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、警備（業務）報告書を市に提出するように改善する必要がある。【結果3-28】

また、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書で指定管理者に警備報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、警備（業務）報告書を提出させるよう指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構を指導する必要がある。【結果3-29】

＜姫路市城乾市民センター等指定管理者業務仕様書　別紙２　業務仕様書（詳細）抜粋＞

・・・略・・・
４　保安警備業務
・・・略・・・
（２）警備の方法
・・・略・・・
エ　事故報告及び業務実績報告
侵入、火災等の事故が発生した場合には、速やかに事故報告書を作成し、甲に提出すること。また、毎月毎の警備状況報告書を作成し、当月分を翌月10日までに、甲に提出すること。
・・・略・・・
（４）警備計画書及び警備日報の作成
・・・略・・・
②　毎月毎の警備報告書を作成し、当月分を翌月10日までに甲に提出して検査を受けること。
・・・略・・・

（16）地区市民センターの指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて（団体／所管部署）

姫路市城乾市民センター等指定管理者業務仕様書の別紙２である業務仕様書（詳細）においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、清掃業務として日常清掃、定期清掃、茶がら・紙屑及び吸がらの処理、屋外の清掃・散水などを

行うことになっている。清掃業務を行うに当たっては、月間作業計画（定期作業等）を作成し、前月25日までに提出し、承認を受けることになっている。しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、清掃業務に係る月間作業計画（定期作業等）を市に提出していない。

清掃業務に係る月間作業計画（定期作業等）は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、月間作業計画（定期作業等）を市に提出するように改善する必要がある。【結果3-30】

また、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書で指定管理者に清掃業務に係る月間作業計画（定期作業等）の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、月間作業計画（定期作業等）を提出させるよう指定管理者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構を指導する必要がある。【結果3-31】

＜姫路市城乾市民センター等指定管理者業務仕様書　別紙２　業務仕様書（詳細）抜粋＞

・・・略・・・
５　清掃業務
・・・略・・・
（６）業務計画書等の提出
・・・略・・・
②　月間作業計画（定期作業等）作成し、前月25日までに提出し、承認を受けること。
・・・略・・・

（17）家島群島開発総合センター受付等業務委託の業務報告書の提出もれについて（団体／所管部署）

市は、家島群島開発総合センターの受付業務、管理業務、清掃業務、諸設備機械類・備品等の保守管理業務などの業務を、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に委託している。家島群島開発総合センター受付等業務委託仕様書においては、委託契約の内容及び細則が定められており、その中で、業務報告書により、その業務履行について、市の検収を得なければならないこととされている。しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、市に業務報告書を提出していない。

業務報告書は、委託業務の受託者に対する市の業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、受託者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、業務報告書を市に提出して検収を受けるように改善する必要がある。【結果3-32】

また、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書で委託業務の受託者に業務報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、業務報告書を提出させるよう受託者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構を指導する必要がある。【結果3-33】

さらに、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書において、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。提出を求

める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。【意見3-5】

＜家島群島開発総合センター受付等業務委託仕様書　抜粋＞

・・・略・・・ ７．業務の履行 　乙は、受託業務の履行にあたって、次の事項を守らなければならない。 ・・・略・・・ （４）業務報告書により、その業務履行について、甲の検収を得なければならないこと。 ・・・略・・・

（18）総合センター清掃等業務委託の総合センター清掃等業務委託料精算書の条文番号記載誤りについて（団体）

市は、姫路市における総合センターの清掃業務、窓口業務などの業務を、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に委託している。総合センター清掃等業務委託契約約款においては、第11条第３項により、委託料は、委託業務完了の確認後、精算するものとされている。その規定に従い、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、委託業務完了後、総合センター清掃等業務委託料精算書作成し、市（所管課は、人権総務課）に提出している。

しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が作成した令和５年度（令和６年３月31日付）の総合センター清掃等業務委託料精算書の本文を見ると、「総合センター清掃等業務委託契約約款第10条の規定に基づき、下記のとおり精算します。」と記されており、総合センター清掃等業務委託契約約款の根拠条文番号が間違っている。当該本文における「第10条」の文言を「第11条」に訂正する必要がある。
【結果3-34】

３ 意見

（1）白浜グラウンド管理運営業務委託の仕様書における業務報告書の報告内容に関する規定について（所管部署）

市は、白浜グラウンドの受付事務及び維持管理について、業務を一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に委託している。白浜グラウンド管理運営業務に係る仕様書においては、受託者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、業務報告として、業務実績を明らかにするため、毎月、必要な書類を市に提出し、検査を受けることとされている。

しかし、「必要な書類」という表現は、曖昧であり、仕様書の指示事項としては、望ましいものではない。市（所管課は、スポーツ振興室）は、仕様書の文言を改め、具体的な報告項目又は報告内容を示すことを検討する必要がある。【意見3-6】
（なお、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、業務報告として、利用状況報告書、設備管理業務（定期作業等）報告書及び清掃業務実施報告書を毎月市に提出している。）

＜仕様書　抜粋＞

白浜グラウンド管理運営業務は、下記に従い実施するものとする。
・・・略・・・
３　業務報告
　業務実績を明らかにするため、毎月、必要な資料を甲に提出し、検査を受けること。
・・・略・・・

（2）白浜グラウンド管理運営業務委託のスポーツ広場設置要綱の制定について（所管部署）

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が管理運営業務を受託している白浜グラウンドは、市のスポーツ振興室が、市の上下水道局から使用承認を受けて、スポーツ広場として一時的に活用しているものである。公の施設ではなく、設置条例がないため、設置目的、設置基準、管理、利用方法などを定めた基準がない。

市（所管課は、スポーツ振興室）は、スポーツ広場に係る要綱を定めて、受託者である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に提示することを検討する必要がある。【意見3-7】

（3）白浜グラウンド管理運営業務委託の白浜グラウンドの所管部署について（所管部署）

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が管理運営業務を受託している白浜グラウンドは、上下水道局が所管し、上下水道局用の行政財産となっている。市のスポーツ振興室が、市の上下水道局から使用承認を受けて、スポーツ広場として一時的に活用している。しかし、長期間、上下水道局用の施設は建設されていない。行政財産は、本来の目的に使用する（行政事務や事業の目的を達成するために使用する）のが原則である。市（担当部署は、上下水道局及びスポーツ振興室）は、上下水道局の施設が建設される見込みがないのであれば、スポーツ振興室への使用承認という方法を採ることをやめ、スポーツ広場に目的を変更して、所管もスポーツ振興室に変えることを検討することが望まれる。【意見3-8】

（4）広畑体育館管理運営業務委託の広畑体育館の特別利用料に関する承認手続について（所管部署）

広畑体育館の利用料や特別利用料は、広畑体育館の管理運営業務を受託した一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に対する広畑体育館管理運営業務委託仕様書の中で示されている。

広畑体育館の利用料や特別利用料（割引された利用料）については、利用者との交渉で決まる性質のものではないため、市において決定されている。利用者が関与できないため、その決定は慎重になされなければならない。そのため、委託契約の承認手続（利用料や特別利用料が記載された仕様書が添付されるが、利用料や特別利用料を

審査対象項目とした案件と見ることはできない。）に先立って、利用料や特別利用料を審査対象項目とした案件の決裁を行うのが望ましい。

利用料に関しては、利用料を審査対象項目とした承認手続が行われていたが、特別利用料に関しては､特別利用料を審査対象項目とした承認手続は行われていなかった。特別利用料についても、特別利用料を審査対象項目とした承認手続を行うことを検討することが望まれる。【意見3-9】

（5）市民会館の指定管理業務の環境衛生管理業務の測定結果報告書の一部検収印もれについて（団体）

姫路市市民会館指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、建築物衛生管理技術者を選任して、法定業務を行い、環境衛生管理業務に関する測定結果報告を市に行うことになっている。（注：測定結果報告は市に提出されておらず、その点については監査の結果の項に記載している。）環境衛生管理業務については、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、業務を再委託しており、測定結果報告書についても再委託先が作成している。再委託先は、当該測定結果報告書を一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に提出していたが、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、以下の通り、一部の測定結果報告書について、検収印を押印していなかった。

・検収印あり…飲料水検査証明書、貯水槽清掃作業報告書及び空気環境測定報告書
・検収印なし…飲料水遊離残留塩素測定報告書及び簡易専用水道定期検査報告書

検収印のない飲料水遊離残留塩素測定報告書及び簡易専用水道定期検査報告書について、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に質問したところ、確認はしていたが検収印を押印していなかったとの回答であった。しかし、検収印がないので、監査では、検収の事実を確認することができなかった。検収をした場合には、必ず検収印を押印することを検討する必要がある。【意見3-10】

（6）市民会館の指定管理業務の自主事業実施報告書の記載内容について（団体）

姫路市市民会館指定管理者業務仕様書においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、自主事業を実施した場合、自主事業実施報告書を提出することになっている。自主事業実施報告書を閲覧したところ、月次の自主事業実施報告書は、有料コピーサービスの実施（自主事業）について記載されており、年次の自主事業実施報告書は、文化教養講座の開催及び有料コピーサービスの実施について記載されていた。

しかし、文化教養講座の開催は、貸館業務（各文化教養講座の講師等が市民会館の部屋を借りて当該講師等が開催する事業）であり、自主事業ではないので、年次の自主事業実施報告書には記載しないことを検討するべきである。【意見3-11】

（なお、文化教養講座の開設状況は、重要な報告事項と考えられるので、自主事業実施報告書とは別の報告事項として、指定管理者に報告を求めることを検討することが

望まれる。）

＜姫路市市民会館指定管理者業務仕様書　抜粋＞

・・・略・・・
15　自主事業の実施
・・・略・・・
（３）自主事業に関する事業計画書及び自主事業実施報告書の提出
・・・略・・・
②　定期に実施するものは、毎月ごとの自主事業実施報告書を作成し、当月分を翌月10日までに、随時に実施するものは、実施後10日以内に自主事業実施報告書を提出すること。
・・・略・・・
17　報告等
・・・略・・・
（２）事業報告
　乙は、毎年度終了後45日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出すること。・・・略・・・
・・・略・・・

（7）市民会館の指定管理業務の仕様書の大ホール舞台設備の操作及び保守業務に関する記述について（所管部署）

姫路市市民会館指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）においては、大ホール舞台設備の操作及び保守業務に関して、業務の内容として最初に「ホール設備等使用明細書の作成・報告」という文言が記載されている。「報告」を誰にするかは記載されていないが、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）に対する仕様書なので、報告先を明示していない場合は、市への報告を求めている趣旨と解釈せざるを得ない。

この規定に関する実際の運用状況を、市及び一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に質問したところ、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構の再委託先がホール設備等使用明細書を作成し、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構へ提出しているとのことであった。

市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書の文言について、現在の運用を認めるのであれば、指定管理者がホール設備等使用明細書の検収をするように変えることを検討する必要があり、市への報告を求めるのであれば、ホール設備等使用明細書の提出先を市と明示して、市がホール設備等使用明細書を検収する方法に変えることを、検討する必要がある。【意見3-12】

＜姫路市市民会館指定管理者業務仕様書　別紙１　業務仕様書（詳細）抜粋＞

・・・略・・・
7　大ホール舞台設備の操作及び保守業務
・・・略・・・

（２）業務の内容
①　ホール設備等使用明細書の作成・報告
・・・略・・・

（8）市民会館の指定管理業務の大ホール舞台音響設備の点検業務の報告書について（所管部署）

姫路市市民会館指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）においては、大ホール舞台音響設備の点検業務について、点検作業及び故障修理等が完了した時は、すみやかに会館責任者に報告書を提出することになっている。当該報告書を閲覧したところ、2023年５月及び９月の報告書は、市に提出され、市が検収を行っていた（検収印は、市の生涯現役推進室の担当者のもので、館長の検収印はない。）が、2024年１月の報告書は、館長（注：館長は、指定管理者の職員。）が検収を行い（検収印は館長のもの。）、市には提出されていなかった。当該報告書を検収する者が、時期によって市になったり、館長になったりと、異なってしまっている。なお、大ホール舞台音響設備の点検業務は、再委託されており、当該報告書は再委託先が作成したものである。

市のみ（館長の検収印なし）の検収と館長のみの検収が混在している状況なので、市が当該報告書の提出を受け、市（及び指定管理者）が検収をするべきなのか、あるいは、指定管理者に検収を委ねるべきなのか、どちらにすべきかをはっきりさせて、仕様書に決めた方法を明示することを、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、検討必要がある。【意見3-13】（仕様書の規定は、（9）参照）

（9）市民会館の指定管理業務の会館責任者への報告書の提出という文言について（所管部署）

姫路市市民会館指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）においては、「会館責任者に提出すること」や「会館責任者に報告書を提出すること」などの記載があるが、姫路市市民会館の館長は、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）の職員なので、指定管理者に対する仕様書の文言としては、ふさわしいものではない。市への報告を求める趣旨の記載であるのであれば、市に提出させる文言に修正して市が検収することを検討する必要があり、指定管理者のチェックに委ねる趣旨の記載であれば、多くが再委託されているということもあり、指定管理者がチェックしたり、検収したりする旨の文言に規定を変えることを、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、検討する必要がある。【意見3-14】

＜姫路市市民会館指定管理者業務仕様書　別紙１　業務仕様書（詳細）抜粋＞

・・・略・・・
７　大ホール舞台設備の操作及び保守業務
・・・略・・・
（４）舞台操作の協議
⑥　勤務報告書を作成し、会館責任者に提出すること。

・・・略・・・
８　大ホール舞台音響設備の点検業務
・・・略・・・
③　点検作業及び故障修理等が完了した時は、すみやかに会館責任者に報告書を提出すること。
・・・略・・・
10　大ホール舞台吊物機構点検業務
（１）業務の内容
・・・略・・・
②　部品の破損、摩耗等により取替え又は、修理の必要を認めたときは、すみやかに会館責任者に連絡し、承認を得た上、その取替え又は修理を行う。
③　点検作業及び故障修理等が完了した時は、すみやかに会館責任者に報告書を提出すること。
・・・略・・・
11　自動ドアの保守点検業務
・・・略・・・
（６）保守作業内容
・・・略・・・
②　保守点検・修理等を実施したときは、保守点検等報告書を提出し、会館責任者の確認を受けるものとする。
・・・略・・・

（10）市民会館の指定管理業務の例外処理の判断基準について（所管部署）

姫路市市民会館条例施行規則によれば、使用許可申請書の提出期間は、使用期日前３日までと定めると同時に、使用期日が属する月前６月（ホール及び展示室にあっては、使用期日が属する月前12月）までに提出される場合は受理しないことになっている。例外として、市長（読替え規定により指定管理者と読み替える）が特別の理由があると認めたときは、提出期間外においても提出された使用許可申請書を受理することができると規定されている。また、使用期間について、引続き７日を超えて使用することはできないとされているが、例外として、市長（読替え規定により指定管理者と読み替える）が必要と認めるときはこの限りでないとされている。

指定管理者は、一般的に、具体的な使用許可を行うこととされている。しかし、処分性の強い例外処理である「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」部分を指定管理者に行わせることについては、慎重な運用が必要となる。権力的色彩の強い事務は、行政権の主体が関与して処理するのが望ましいからである。そのためには、第一に、「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」場合には、その判断に市が関与することが必要であり、第二に、判断のぶれが生じないように「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」場合の判断基準を市が定めることが必要となる。このうち、市の関与については、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、その都度所管課と協議して判断しているとのことであったが、判断基準の制定については、市は、まだ判断基準を定めていない。

そのため、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、これらの例外処理について、具

体的な判断基準（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、市と必ず協議して判断する点についても、明文化しておくことを含む。）を定めることを検討することが望まれる。【意見3-15】

＜姫路市市民会館条例施行規則　抜粋＞

・・・略・・・
第３条　条例第５条の規定により、市長の使用許可を受けようとする者は、市民会館使用許可申請書を市長に提出しなければならない。
２　前項の申請書は、使用期日前３日までに提出しなければならない。ただし、使用期日が属する月前６月（ホール及び展示室にあっては、使用期日が属する月前12月）までに提出される場合においては、これを受理しない。
３　前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、提出期間外においても提出された申請書を受理することができる。
・・・略・・・
第５条　会館の施設の使用期間は、引続き７日を超えて使用することはできない。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りではない。
・・・略・・・
第12条　会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第３条から第７条まで、第10条第２項及び第11条第２項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。
・・・略・・・

（11）市民会館の指定管理業務の文化教養講座の優先的取扱いの審査について（所管部署）

姫路市市民会館条例では、姫路市市民会館の設置の目的を、市民の生活文化と知性教養の向上及び市民の親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、市民福祉の増進に寄与するためと規定されている。

姫路市市民会館は、貸館施設であるが、条例の設置目的を果たすため、市と指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、文化教養講座の開催を重要視している。姫路市市民会館の文化教養講座には、茶道（裏千家）、華道、気功体操など全部で１６の講座が開かれている。一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、年度ごとに教養講座受講生募集案内を作成して公開するなど、広報支援を行っている。

教養講座受講生募集案内の作成に当たっては、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、市と協議して「教養講座受講生募集案内」登載基準を定めている。「教養講座受講生募集案内」登載基準では、趣旨、基本方針、登載基準、登載する項目などが定められているが、それに加えて、「教養講座（貸館講座）として登載する講座で使用する室については、一般の利用申込みより優先して取扱いをし、年間を通じて確保するものとする。」ことも定められており、これに従った運用もなされている。こうした優先的取扱いは、文化教養講座を円滑に開催するために必要なことと考えられるが、「教養講座受講生募集案内」登載基準は、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が作成する教養講座受講生募集案内に載せるための基準であって、使用許可の審査基準では

ない。
　文化教養講座の優先的取扱いは、非常に重要な審査事項であるので、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、姫路市市民会館条例施行規則に抵触しない範囲内で、施設の平等利用の確保を阻害しないような、文化教養講座に関する使用許可の審査基準を作成し、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に提示することを検討することが望まれる。【意見3-16】

＜「教養講座受講生募集案内」登載基準　抜粋＞

・・・略・・・
7　教養講座（貸館講座）として登載する講座で使用する室については、一般の利用申込みより優先して取扱いをし、年間を通じて確保するものとする。・・・略・・・

（12）市民会館の指定管理業務の公募化の検討について（所管部署）

　現在、姫路市市民会館の指定管理者の選定は、非公募により行われている。しかし、再委託割合（指定管理料に対する再委託費の割合）が60.9％と非常に高く、また、類似の業務を行っている地区市民センターの指定管理者の多くが公募により選定されていることから、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、今後の姫路市市民会館の指定管理者の選定について公募化を検討することが望まれる。【意見3-17】

（13） 花の北市民広場の指定管理業務の自主事業実施報告書の記載内容について（団体）

　姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、自主事業を実施した場合、自主事業実施報告書を提出することになっている。自主事業実施報告書を閲覧したところ、月次の自主事業実施報告書は、箏曲の講座の開催（自主事業）及び有料コピーサービスの実施（自主事業）について記載されており、年次の自主事業実施報告書は、箏曲の講座の開催、箏曲以外の文化教養講座の開催及び有料コピーサービスの実施について記載されていた。
　しかし、箏曲以外の文化教養講座の開催は、貸館業務（各文化教養講座の講師等が市民会館の部屋を借りて当該講師等が開催する事業）であり、自主事業ではないので、年次の自主事業実施報告書には記載しないことを検討する必要がある。【意見3-18】
（なお、文化教養講座の開設状況は、重要な報告事項と考えられるので、自主事業実施報告書とは別の報告事項として、指定管理者に報告を求めることを検討することが望まれる。）

＜姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書　抜粋＞

・・・略・・・
15　自主事業の実施
・・・略・・・
（３）自主事業に関する事業計画書及び自主事業実施報告書の提出

・・・略・・・
② 定期に実施するものは、毎月ごとの自主事業実施報告書を作成し、当月分を翌月10日までに、随時に実施するものは、実施後10日以内に自主事業実施報告書を提出すること。
・・・略・・・
17 報告等
・・・略・・・
（２）事業報告
乙は、毎年度終了後45日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出すること。・・・略・・・
・・・略・・・

（14） 花の北市民広場の指定管理業務の環境衛生管理業務の業務報告書について（団体／所管部署）

姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）の「１　総則」においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、各業務について、業務計画書、業務日報及び業務報告書を作成し、市に提出することになっている。

しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務について、業務報告書を市に提出していない。一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務に係る業務報告書の提出を検討する必要がある。【意見3-19】

また、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書において、総則で、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。環境衛生管理業務に係る測定結果報告など、提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。【意見3-20】

＜姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書　別紙１　業務仕様書（詳細）抜粋＞

１　総則
・・・略・・・
（２）　乙は、各業務について、業務計画書、業務日報及び業務報告書を作成し、甲に提出すること。
・・・略・・・
③ 乙は、毎月ごとの業務報告書を作成し、当月分を翌月10日までに甲に提出すること。
・・・略・・・

（15） 花の北市民広場の指定管理業務の大ホール設備の操作及び保守業務の業務報告書について（団体／所管部署）

姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）の「１　総則」においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、各業務について、業務計画書、業務日報及び業務報告書を作成し、市に提出すること

になっている。
しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、大ホール設備の操作及び保守業務について、業務報告書を市に提出していない。一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、大ホール設備の操作及び保守業務に係る業務報告書の提出を検討する必要がある。【意見3-21】
また、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書において、総則で、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。【意見3-22】（仕様書の規定は、(14) 参照。）

(16) 花の北市民広場の指定管理業務の大ホール舞台吊物機構の点検業務に係る報告書について（所管部署）

姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）においては、大ホール舞台吊物機構の点検業務について、点検の日時、工程等を係員と打ち合わせし、点検作業及び故障修理等が完了した場合は、すみやかに報告書を係員に提出することとなっている。
しかし、係員が誰を指すのか不明瞭である。指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）に対する仕様書なので、市の係員とも読めるが、報告書は市に提出されていない。市（所管部署は、生涯現役推進室）は、係員と記載されている部分について、仕様書の指示事項を明瞭にするよう検討する必要がある。【意見3-23】

＜姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書　別紙１　業務仕様書（詳細）抜粋＞

８　大ホール舞台吊物機構の点検業務
・・・略・・・
２　その他
（１）点検の日時、工程等については係員と打ち合わす。
（２）点検作業に必要な工具、測定器類は受託者が負担する。
（３）点検作業及び故障修理等が完了した場合は、すみやかに報告書を係員に提出すること。
・・・略・・・

(17) 花の北市民広場の指定管理業務の自動ドアの保守点検業務に係る報告書について（所管部署）

姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書の別紙１である業務仕様書（詳細）においては、自動ドアの保守点検業務について、保守点検項目が明示され、３か月に１回実施することになっており、定期点検終了後、花北広場に報告書を提出することとなっている。
しかし、花北広場（花の北市民広場のこと）が誰を指すのか不明瞭である。指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）に対する仕様書なので、市の花北広場の担当者とも読めるが、報告書は市に提出されていない。市（所管部署は、生涯現役推進室）は、花北広場と記載されている部分について、仕様書の指示事項を明瞭に

するよう検討する必要がある。【意見3-24】

＜姫路市花の北市民広場指定管理者業務仕様書　別紙１　業務仕様書（詳細）抜粋＞

10　自動ドアの保守点検業務
・・・略・・・
７　点検の回数及び報告
（１）３ヶ月に１回実施し、点検時期は６・９・12・３月の年４回とする。
（２）定期点検終了後、乙は花北広場に報告書を提出するものとする。
・・・略・・・

（18）花の北市民広場の指定管理業務の例外処理の判断基準について（所管部署）

姫路市花の北市民広場条例施行規則によれば、使用許可申請書の提出期間は、使用期日前３日までと定めると同時に、使用期日が属する月前６月（大ホール、音楽教室及び展示室にあっては、使用期日が属する月前12月）までに提出される場合は受理しないことになっている。例外として、市長（読替え規定により指定管理者と読み替える）が特別の理由があると認めたときは、提出期間外においても提出された使用許可申請書を受理することができると規定されている。また、使用期間について、引続き７日を超えて使用することはできないとされているが、例外として、市長（読替え規定により指定管理者と読み替える）が必要と認めるときは、この限りでないとされている。

指定管理者は、一般的に、具体的な使用許可を行うこととされている。しかし、処分性の強い例外処理である「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」部分を指定管理者に行わせることについては、慎重な運用が必要となる。権力的色彩の強い事務は、行政権の主体が関与して処理するのが望ましいからである。そのためには、第一に、「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」場合には、その判断に市が関与することが必要であり、第二に、判断のぶれが生じないように「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」場合の判断基準を市が定めることが必要となる。このうち、市の関与については、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、その都度所管課と協議して判断しているとのことであったが、判断基準の制定については、市は、まだ判断基準を定めていない。

そのため、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、これらの例外処理について、具体的な判断基準（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、市と必ず協議して判断する点についても、明文化しておくことを含む。）を定めることを検討することが望まれる。【意見3-25】

＜姫路市花の北市民広場条例施行規則　抜粋＞

・・・略・・・
第３条　条例第５条の規定により、市長の使用許可を受けようとする者は、花北広場使用許可申請書を市長に提出しなければならない。
２　前項の申請書は、使用期日前３日までに提出しなければならない。ただし、使用期日が属す

る月前６月（ホール、音楽教室及び展示室にあっては、使用期日が属する月前12月）までに提出される場合においては、これを受理しない。
３　前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、提出期間外においても提出された申請書を受理することができる。
・・・略・・・
第５条　花北広場の施設の使用期間は、引続き７日を超えて使用することはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。
・・・略・・・
第12条　花北広場の管理を指定管理者に行わせる場合において、第３条から第７条まで、第10条第２項及び第11条第２項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。
・・・略・・・

（19） 花の北市民広場の指定管理業務の文化教養講座の優先的取扱いの審査について（所管部署）

姫路市花の北市民広場条例では、姫路市花の北市民広場の設置の目的を、市民の生活文化と知性教養の向上及び市民の親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、もって市民福祉の増強に寄与するためと規定されている。

姫路市花の北市民広場は、貸館施設であるが、条例の設置目的を果たすため、市と指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、文化教養講座の開催を重要視している。姫路市花の北市民広場の文化教養講座には、箏曲（生田流）、華道未生流（庵家）、はじめてのデッサン・水彩教室、こどもアトリエ、茶道など全部で４６の講座が開かれている。一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、年度ごとに教養講座受講生募集案内を作成して公開するなど、広報支援を行っている。

教養講座受講生募集案内の作成に当たっては、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、市と協議して「教養講座受講生募集案内」登載基準を定めている。「教養講座受講生募集案内」登載基準では、趣旨、基本方針、登載基準、登載する項目などが定められているが、それに加えて、「教養講座（貸館講座）として登載する講座で使用する室については、一般の利用申込みより優先して取扱いをし、年間を通じて確保するものとする。」ことも定められており、これに従った運用もなされている。こうした優先的取扱いは、文化教養講座を円滑に開催するために必要なことと考えられるが、「教養講座受講生募集案内」登載基準は、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が作成する教養講座受講生募集案内に載せるための基準であって、使用許可の審査基準ではない。

文化教養講座の優先的取扱いは、非常に重要な審査事項であるので、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、姫路市花の北市民広場条例施行規則に抵触しない範囲内で、施設の平等利用の確保を阻害しないような、文化教養講座に関する使用許可の審査基準を作成し、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に提示することを検討することが望まれる。【意見3-26】

＜「教養講座受講生募集案内」登載基準　抜粋＞

・・・略・・・
7　教養講座（貸館講座）として登載する講座で使用する室については、一般の利用申込みより優先して取扱いをし、年間を通じて確保するものとする。・・・略・・・

（20）花の北市民広場の指定管理業務の公募化の検討について（所管部署）

現在、姫路市花の北市民広場の指定管理者の選定は、非公募により行われている。しかし、再委託割合（指定管理料に対する再委託費の割合）が57.7％と非常に高く、また、類似の業務を行っている地区市民センターの指定管理者の多くが公募により選定されていることから、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、今後の姫路市花の北市民広場の指定管理者の選定について公募化を検討することが望まれる。
【意見3-27】

（21）地区市民センターの指定管理業務の自主事業実施報告書の記載内容について（団体）

姫路市城乾市民センター等指定管理者業務仕様書においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、自主事業を実施した場合、自主事業実施報告書を提出することになっている。自主事業実施報告書を閲覧したところ、月次の自主事業実施報告書は、城乾市民センターの茶道の講座の開催（自主事業）及び有料コピーサービスの実施（自主事業）について記載されており、年次の自主事業実施報告書は、城乾市民センターの茶道の講座の開催、城乾市民センターの茶道以外の文化教養講座の開催及び有料コピーサービスの実施について記載されていた。

しかし、城乾市民センターの茶道以外の文化教養講座の開催は、貸館業務（各文化教養講座の講師等が市民会館の部屋を借りて当該講師等が開催する事業）であり、自主事業ではないので、年次の自主事業実施報告書には記載しないことを検討する必要がある。【意見3-28】
（なお、文化教養講座の開設状況は、重要な報告事項と考えられるので、自主事業実施報告書とは別の報告事項として、指定管理者に報告を求めることを検討することが望まれる。）

＜姫路市城乾市民センター等指定管理者業務仕様書　抜粋＞

・・・略・・・
15　自主事業の実施
・・・略・・・
（３）自主事業に関する事業計画書及び自主事業実施報告書の提出
・・・略・・・
②　定期に実施するものは、毎月ごとの自主事業実施報告書を作成し、当月分を翌月10日までに、随時に実施するものは、実施後10日以内に自主事業実施報告書を提出すること。
・・・略・・・
17　報告等
・・・略・・・
（２）事業報告

乙は、毎年度終了後45日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出すること。・・・略・・・ ・・・略・・・

（22） 地区市民センターの指定管理業務の環境衛生管理業務の業務報告書について（団体／所管部署）

姫路市城乾市民センター等指定管理者業務仕様書の別紙２である業務仕様書（詳細）の「１　総則」においては、指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、各業務について、業務計画書、業務日報及び業務報告書を作成し、市に提出することになっている。

しかし、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務について、業務報告書を市に提出していない。一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務に係る業務報告書の提出を検討する必要がある。【意見3-29】

また、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、仕様書において、総則で、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。環境衛生管理業務に係る測定結果報告など、提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。【意見3-30】

＜姫路市城乾市民センター等指定管理者業務仕様書　別紙２　業務仕様書（詳細）抜粋＞

１　総則 ・・・略・・・ （２）　乙は、各業務について、業務計画書、業務日報及び業務報告書を作成し、甲に提出すること。 ・・・略・・・ ③　乙は、毎月ごとの業務報告書を作成し、当月分を翌月10日までに甲に提出すること。 ・・・略・・・

（23） 地区市民センターの指定管理業務の自動ドアの保守点検業務に係る報告書について（所管部署）

姫路市城乾市民センター等指定管理者業務仕様書の別紙２である業務仕様書（詳細）においては、自動ドアの保守点検業務について、保守点検項目が明示され、３か月に１回実施することになっており、定期点検終了後、各センターに報告書を提出することとなっている。

しかし、各センターが誰を指すのか不明瞭である。指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）に対する仕様書なので、市の各センターの担当者とも読めるが、報告書は市に提出されていない。市（所管部署は、生涯現役推進室）は、各センターと記載されている部分について、仕様書の指示事項を明瞭にするよう検討する必要がある。【意見3-31】

＜姫路市城乾市民センター等指定管理者業務仕様書　別紙２　業務仕様書（詳細）抜粋＞

７　自動ドアの保守点検業務
・・・略・・・
（７）　点検の回数及び報告
①　３ヶ月に１回実施し、点検時期は６・９・12・３月の年４回とする。
②　定期点検終了後、乙は各センターに報告書を提出するものとする。

（24）地区市民センターの指定管理業務の例外処理の判断基準について（所管部署）

姫路市地区市民センター条例施行規則によれば、使用許可申請書の提出期間は、使用期日前３日までと定めると同時に、使用期日が属する月前６月までに提出される場合は受理しないことになっている。例外として、市長（読替え規定により指定管理者と読み替える）が特別の理由があると認めたときは、提出期間外においても提出された使用許可申請書を受理することができると規定されている。また、使用期間について、引き続き７日を超える使用及び定期的日時、曜日を指定した独占的な使用をすることはできないとされているが、例外として、市長（読替え規定により指定管理者と読み替える）が必要と認めるときは、この限りでないとされている。

指定管理者は、一般的に、具体的な使用許可を行うこととされている。しかし、処分性の強い例外処理である「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」部分を指定管理者に行わせることについては、慎重な運用が必要となる。権力的色彩の強い事務は、行政権の主体が関与して処理するのが望ましいからである。そのためには、第一に、「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」場合には、その判断に市が関与することが必要であり、第二に、判断のぶれが生じないように「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」場合の判断基準を市が定めることが必要となる。このうち、市の関与については、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、その都度所管課と協議して判断しているとのことであったが、判断基準の制定については、市は、まだ判断基準を定めていない。

そのため、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、これらの例外処理について、具体的な判断基準（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、市と必ず協議して判断する点についても、明文化しておくことを含む。）を定めることを検討することが望まれる。【意見3-32】

＜姫路市地区市民センター条例施行規則　抜粋＞

・・・略・・・
第３条　条例第６条の規定により市長の許可を受けようとする者は、姫路市市民センター使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
２　使用許可申請書は、使用期日前３日までに提出しなければならない。ただし、使用期日が属する月前６月までに提出される場合においては、これを受理しない。
３　前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、提出期間外においても提出された申請書を受理することができる。

・・・略・・・
第５条　センターの施設の使用期間は、引き続き７日を超える使用及び定期的日時、曜日を指定した独占的な使用をすることはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。
・・・略・・・
第12条　センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、第３条から第７条まで、第10条第２項及び第11
条第２項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。
・・・略・・・

（25）地区市民センターの指定管理業務の文化教養講座の優先的取扱いの審査について（所管部署）

姫路市地区市民センター条例では、地区市民センター（姫路市城乾市民センター等を含む）の設置の目的を、市民の生活文化と知育体育の向上及び市民の親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り､市民福祉の増進に寄与するためと規定されている。

姫路市城乾市民センター等は、貸館施設であるが、条例の設置目的を果たすため、市と指定管理者（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構）は、文化教養講座の開催を重要視している。姫路市城乾市民センター等の文化教養講座は、城乾市民センターに茶道（裏千家)、民謡・端唄、三味線、箏曲（生田流）など１６講座、中央市民センターに詩吟、吟道、箏曲・三絃、民謡・端唄・三味線、健康ヨーガなど１７講座、大的市民センターに箏曲、気功体操、トールペイント、絵画教室など１２講座が開かれている。一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、年度ごとに教養講座受講生募集案内を作成して公開するなど、広報支援を行っている。

教養講座受講生募集案内の作成に当たっては、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、市と協議して「教養講座受講生募集案内」登載基準を定めている。「教養講座受講生募集案内」登載基準では、趣旨、基本方針、登載基準、登載する項目などが定められているが、それに加えて、「教養講座（貸館講座）として登載する講座で使用する室については、一般の利用申込みより優先して取扱いをし、年間を通じて確保するものとする。」ことも定められており、これに従った運用もなされている。こうした優先的取扱いは、文化教養講座を円滑に開催するために必要なことと考えられるが､「教養講座受講生募集案内」登載基準は、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が作成する教養講座受講生募集案内に載せるための基準であって、使用許可の審査基準ではない。

文化教養講座の優先的取扱いは、非常に重要な審査事項であるので、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、姫路市地区市民センター条例施行規則に抵触しない範囲内で、施設の平等利用の確保を阻害しないような、文化教養講座に関する使用許可の審査基準を作成し、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に提示することを検討することが望まれる。【意見3-33】

＜「教養講座受講生募集案内」登載基準　抜粋＞

・・・略・・・
7　教養講座（貸館講座）として登載する講座で使用する室については、一般の利用申込みより優先して取扱いをし、年間を通じて確保するものとする。・・・略・・・

（26）地区市民センターの指定管理業務の公募化の検討について（所管部署）

現在、姫路市城乾市民センター等（姫路市城乾市民センター、姫路市中央市民センター及び姫路市大的市民センター）の指定管理者の選定は、非公募により行われている。しかし、これら以外の地区市民センターの指定管理者が公募により選定されていることから、市（所管部署は、生涯現役推進室）は、今後の姫路市城乾市民センター等の指定管理者の選定について公募化を検討することが望まれる。【意見3-34】

（27）総合センター清掃等業務委託の委託料の精算について（団体）

市は、姫路市における総合センターの清掃業務、窓口業務などの業務を、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に委託している。総合センター清掃等業務委託契約約款においては、第11条第３項により、委託料は、委託業務完了の確認後、精算するものとされている。その規定に従い、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、委託業務完了後、総合センター清掃等業務委託料精算書を作成し、市（所管課は、人権総務課）に提出して精算している。

令和５年度の総合センター清掃等業務委託料精算書では、市への返納額（精算額）が1,866,652円となっていた。その精算額の根拠となった収支決算報告書を見ると、消費税込みの金額で作成されていた（消費税込みで作成する場合、納付すべき消費税額が租税公課として費用処理される。）が、返納に伴い減少するはずの消費税額（租税公課）相当額が返納額に加えられていなかった。その結果、消費税相当額だけ、返納額が過少となっていた。返納額は比較的大きく、消費税の影響を無視できない。所管課及び一般財団法人姫路市まちづくり振興機構によると、このような方法が取られるのは、正確な消費税額等の算出が完了していないからとのことであった。

しかし、正確な消費税等の算出前であったとしても、返納対象額を消費税抜きで計算し、最後に消費税相当額（10％）を加える方法を採れば、対応可能である。

委託料の精算は、消費税抜きの金額で収支決算報告書を作成し、算出された収支差額に消費税を加えて（10％加算して）返納額を求める方法に変えることを検討する必要がある。【意見3-35】

なお、少し、分かりにくい論点なので、数値を単純化した設例で説明することとする。

＜説例＞

予算額は、姫路市からの委託料1,100（税込）、人件費500（消費税非課税）、経費550（税込）、租税公課（消費税）50と仮定する。

決算で、人件費及び経費とも２割少なく済んだと仮定する。（＝本来なら返納額は、220になるはず。）

※一般財団法人姫路市まちづくり振興機構の返納額の計算方法

項目	決算額	
	（税込）	
受託料収入	1,100	
人件費	△400	
経費	△440	
租税公課（消費税）	△50	→返納に伴い減少するはずだが、予算額と同額にしている。(本来なら、△40にしなければならない)
差引（返納額）	210	→返納額が220にならない。(10少なくなる)

※あるべき計算方法（税抜額で計算して、最後に消費税を加える。）

項目	決算額	
	（税抜）	
受託料収入	1,000	
人件費	△400	
経費	△400	
租税公課（消費税）	－	→税抜処理の場合、消費税は費用にならない。
差引	200	→200に、消費税10％を加えて220を返納する。

＜総合センター清掃等業務委託契約約款　抜粋＞

・・・略・・・
第11条　・・・略・・・
3　委託料は、前条の規定による委託業務完了の確認後、精算するものとする。
・・・略・・・

（28）総合センター清掃等業務委託の日常清掃・受付業務報告書の確認印について（団体）

総合センター清掃等業務委託仕様書においては、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、受託業務の履行にあたって、「日常清掃・受付業務報告書」を従事者に作成させ、業務報告書に添付することになっている。「日常清掃・受付業務報告書」は、日次ベースの事業所長確認印欄が設けられている。

令和５年度の「日常清掃・受付業務報告書」を閲覧したところ、７カ所の総合センターのうち６カ所は、日次ベースで事業所長確認印が押印されていたが、１カ所の総合センターは、７月と11月を除き、月次ベース（つまり、押印は月に１回）で欄外などに押印されていた。

当該１か所の総合センターについても、「日常清掃・受付業務報告書」の事業所長確認印を、日次ベースで押印することを検討する必要がある。【意見3-36】

＜総合センター清掃等業務委託仕様書　抜粋＞

・・・略・・・
7　業務の履行
　乙は、受託業務の履行にあたって、次の事項を守らなければならない。
・・・略・・・
（４）甲に、業務報告書を提出し、その業務履行の内容について、甲の確認を受けなければならない。また、別紙「日常清掃・受付業務報告書」を従事者に作成させ、業務報告書に添付すること。
・・・略・・・

（29）図書館分館奉仕等業務委託の指定管理者制度の導入検討について（所管部署）

姫路市立図書館の分館（全部で14分館）のうち、10カ所の分館に係る図書館分館奉仕等業務が、一者随意契約により、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に委託されている。随意契約理由書によると、随意契約理由として、「競争入札を導入すると年度ごとに契約業者が変更になる可能性があり、事業継続性や発展性を確保することが困難になる。結果として利用者へのサービスの低下をもたらすことになる。」ことが挙げられている。

しかし、姫路市立図書館の分館のうち、飾磨分館、網干分館、広畑分館及び安富分館については、指定管理者制度が導入されており、民間事業者が指定管理者となっている。これらの分館は、ホール等が併設されており、ホール等の管理業務が加わっているものの、図書館業務も指定管理業務に含まれている。図書館業務に指定管理者制度が導入できているので、現在の随意契約理由は、成り立ちにくくなっている。市（所管課は、城内図書館）は、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に委託している図書館分館奉仕等業務委託業務について、今後、指定管理者制度の導入を検討することが望まれる。【意見3-37】

（30）図書館分館奉仕等業務委託の委託料の精算について（団体）

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に委託されている図書館分館奉仕等業務委託については、図書館分館奉仕等業務委託契約約款において、第１１条第３項により、委託料は、委託業務完了の確認後、精算するものとされている。その規定に従い、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、委託業務完了後、図書館分館奉仕等業務委託料精算書作成し、市（所管課は、城内図書館）に提出して精算している。

令和５年度の図書館分館奉仕等業務委託料精算書では、市への返納額（精算額）が3,569,223円となっていた。その精算額の根拠となった収支決算報告書を見ると、消費税込みの金額で作成されていた（消費税込みで作成する場合、納付すべき消費税額が租税公課として費用処理される。)が、返納に伴い減少するはずの消費税額(租税公課)相当額が返納額に加えられていなかった。その結果、消費税相当額だけ、返納額が過少となっていた。返納額は比較的大きく、消費税の影響を無視できない。所管課及び一般財団法人姫路市まちづくり振興機構によると、このような方法が取られるのは、正確な消費税額等の算出が完了していないからとのことであった。

しかし、正確な消費税等の算出前であったとしても、返納対象額を消費税抜きで計算し、最後に消費税相当額（10%）を加える方法を採れば、対応可能である。

委託料の精算は、消費税抜きの金額で収支決算報告書を作成し、算出された収支差額に消費税を加えて（10%加算して）返納額を求める方法に変えることを検討する必要がある。【意見3-38】（上記、(27) 総合センター清掃等業務委託の委託料の精算について（団体）における設例参照。）

＜図書館分館奉仕等業務委託契約約款　抜粋＞

・・・略・・・
第11条　・・・略・・・
３　委託料は、前条の規定による委託業務完了の確認後、精算するものとする。
・・・略・・・

(31) 姫路シーサイドゴルフコース管理運営事業（団体／所管部署）

大塩・的形臨海部の塩田跡地を含む遊休土地を有効活用した東部臨海地域開発計画に基づき、誰でも気軽に楽しめる低料金のパブリックゴルフコースとして、まちづくり振興機構（当時：財団法人姫路市都市整備公社）が建設し、当該ゴルフ場施設を運営会社に対し賃貸を行っている。

当ゴルフ場の敷地は84%を姫路市が所有し、その他は個人等が所有している。当団体の固定資産はゴルフコース造成費用及びクラブハウス・コース管理棟等であり、建設事業費の総額は2,843,685千円である。

当該パブリックゴルフ場の運営会社である姫路ウォーターフロント(株)は、姫路市及び姫路市まちづくり振興機構が株式の68%を保有する姫路市の出資法人であり、平成元年度に設立され､平成２年度から営業を行っている｡利用者数は問題ないものの、運営会社の財政状態及び経営成績は非常に厳しく、平成７年度には債務超過に陥っている。

前述した平成22年４月の４財団法人の統合時に業績不振が続くゴルフ場の施設に減損会計を適用し、特別損失に1,578,303千円計上している。

直近の令和５年度の貸借対照表は200,000千円の資本金があるにもかかわらず、127,729千円の債務超過となっている。また、最近５年間の平均当期純利益は2,265千円であり、辛うじて黒字が継続している。

このような状況でゴルフ場の経営が継続できているのは、まちづくり振興機構からの200,000千円の借入金支援によるものである。

令和５年度の年間来場者数は、１ラウンド42,819人、ハーフラウンド10,461人となっている。近隣に競合する同一価格帯のゴルフ場が多くあり、プレイフィーを値上げすれば、来場者が減少すると予想される厳しい経営状態が続いている。

また、ゴルフ場開設より、30年以上が経過し、ゴルフ場の施設及び設備等は老朽化しており、ハード面の整備・更新が不可欠な状況となっている。

このような状況において、まちづくり振興機構は､「当機構の姫路シーサイドゴルフコースの整備及び管理に係る事業は、姫路市の大塩・的形臨海部開発計画に基づき、

姫路市から昭和63年に受託しており、同計画が事実上失効した後も受託を継続している。姫路市の方針では、播磨臨海地域道路が事業化され、ゴルフ場周辺のまちづくりの方向性が見えるまでは､ゴルフ場事業を継続するものとしている｡当機構としては、姫路市の方針に従い、中長期的にゴルフ場事業を継続すべく、必要な設備投資を行いつつ、引き続き姫路ウォーターフロントの債務超過の解消の対応に、市、機構、同社連帯して取り組んでいく｡」としている。

＜団体に対して＞

当ゴルフ場の大きな課題の一つである施設及び設備等の老朽化対策については、まちづくり振興機構はその改修資金として、令和５年度末に約120,000千円を積み立てているが、ゴルフ場の規模からみて十分とはいえない。まちづくり振興機構の経営成績等をみながら、積み立ての増額を図る必要がある。また、効率的かつ有効な改修を進めるために、運営会社である姫路ウォーターフロントと協議を重ねながら、長期的な修繕計画を立案し、実行する必要がある。姫路市と連携して、姫路ウォーターフロントの債務超過の解消のために同社の費用負担の軽減等を検討すべきである。【意見3-39】

＜所管部署に対して＞

経営不振の姫路ウォーターフロントの今後について所管部署に尋ねたところ､「同社は、近年、単年度での黒字を確保しているものの、債務超過の状態が続いていることが課題となっている。一方で、本市は 、利用に制約の大きい市有地をゴルフ場として活用し、年間５万人以上の方に利用いただいていることは意義のある取組であると考えている。その上で、同社が独立した事業主体であることを踏まえつつ、同社及びまちづくり振興機構の経営状況を見極めながら､三者で緊密に連携･情報共有を図り、経営改善に向けて必要な対応をしてまいりたい」としている。

姫路市はまちづくり振興機構と連携して、姫路ウォーターフロントの業績回復に最大限の努力をすべきである。具体的には、現在、市は同ゴルフ場用地の最大の面積を有する地主であり、ゴルフ場の施設を所有するまちづくり振興機構から地代約10,000千円を受け取っている。この地代を減免することにより、ゴルフ場経営会社である同団体の経費負担を間接的に軽減すること等の支援策を検討することが望まれる。【意見3-40】

第２節　社会福祉法人姫路市社会福祉事業団

１　団体について

(1) 団体の概要

ア　概　要

項　目	内　容		
団体名	社会福祉法人　姫路市社会福祉事業団		
会計年度	４月１日～翌年３月31日		
所管部局	健康福祉局 福祉総務部 地域福祉課		
所在地	姫路市安田三丁目１番地		
設立年月日	昭和52年３月23日厚生大臣設立認可・昭和52年３月31日設立登記		
設立目的	姫路市と一体となって、姫路市社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として、社会福祉事業を行う。		
事業内容	１．自主事業 ① 障害福祉サービス事業就労継続支援Ａ型あぼしリサイクル事業所の設置経営 ② 職業自立センターひめじの設置経営 ③ 障害福祉サービス事業相談支援事業所ぱっそ・あ・ぱっその設置経営 ２．指定管理施設の運営 ① 障害福祉サービス施設 姫路市立障害者支援センター、姫路市立かしのきの里、 姫路市立書写障害者デイサービスセンター、 姫路市立広畑障害者デイサービスセンター ② 地域活動支援センター　姫路市立在宅障害者デイ・サービスルーム ③ 障害者一時保護施設　姫路市立障害者やすらぎルーム ④ 姫路市立障害者体育館 ⑤ 養護老人ホーム　姫路市立ふれあいの郷養護老人ホ-ム ⑥ 児童厚生施設 姫路市立飾磨児童センター、姫路市立東児童センター、 姫路市立面白山児童センター ３．受託事業 ① 障害児療育関係事業 ② 姫路市移動児童センター事業		
出資金	5,000千円		
市出資額 （出資比率）	5,000千円 （100.0%）		
市との関係性	補助金交付	業務委託	指定管理
	あり	あり	あり

イ　設立経緯等

(ｱ) 社会福祉法人について

社会福祉法人とは、社会福祉法（第２条第１項）において「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されている。

ここでいう「社会福祉事業」とは、社会福祉法第２条に定める第一種社会福祉事業（第２項各号）及び第二種社会福祉事業（第３項各号）をいう。また、社会福祉法人は、社会福祉事業の他、公益事業及び収益事業を行うことができる。

社会福祉法人は、第二次大戦後、社会福祉事業が公的責任により実施されることに

なり、民間の社会福祉事業の自主性の尊重と経営基盤の安定等の要請から、旧民法第34条の公益法人の特別法人として1951年に制度化された。

（ｲ）社会福祉事業団について

社会福祉事業団は、「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日付社庶第121号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）（注）に基づき設立された社会福祉法人で、地方公共団体が設置した社会福祉施設の経営を行っている。

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」は、平成14年８月及び平成28年11月に見直され、また、平成15年９月からは指定管理者制度が導入されるなど、社会経済情勢の変化とともに社会福祉事業団の経営形態は様々となっているが、地域における福祉サービスの担い手としての役割を果たしている。

（注）この通知で定める基準は、地方自治法第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言としての位置付けを有するものである。

（参考）

社会福祉事業団は、少なくとも２以上の入所施設（大規模な入所施設にあっては１以上。なお、入所施設には福祉型・医療型児童発達支援センター、障害者福祉サービス（日中活動サービス、宿泊型自立訓練、共同生活援助に限る。）に係る施設を含む。）の経営をこれに委託しようとする都道府県、市が設立できる。

社会福祉事業団の主たる事業は、都道府県、市が設置した施設の受託経営に限られる。ただし、当該受託経営に支障のない範囲で、社会福祉事業団が自ら施設を設置し経営することができる。

設立の際、基本財産として、都道府県が設立する社会福祉事業団にあっては1,000万円以上、指定都市が設立する事業団にあっては500万円以上、指定都市以外の市が設立する事業団にあっては300万円以上をそれぞれ当該地方公共団体が出資する。また、残余財産は、定款の定めにより当該社会福祉事業団を設立した地方公共団体に帰属させることができる。

（ｳ）姫路市社会福祉事業団の設立経緯

地方自治体が設置した福祉施設を自ら管理運営する場合は、直接、間接に種々の制約を受けるため、社会、経済事情の急速な変動による福祉対象者の具体的要望に即応した福祉サービスの提供が十分行えない側面が多くなってしまう。また、多様化している福祉行政のなかで、福祉対象者本位の福祉サービスをより高める必要がある。

そこで、姫路市の設置した社会福祉施設の経営管理を姫路市と緊密な連携のもとで一体となって公益性を保持しながら、各施設の専門的な特性に基づいて適正、効率的な事業を推進するため、社会福祉事業法（社会福祉法の前身。昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉法人姫路市社会福祉事業団が1977年３月23日に設立された。

なお、設立に先立って、1977年３月23日に設立について厚生大臣の認可を受けた。

（2）組織の状況（令和６年４月１日現在）

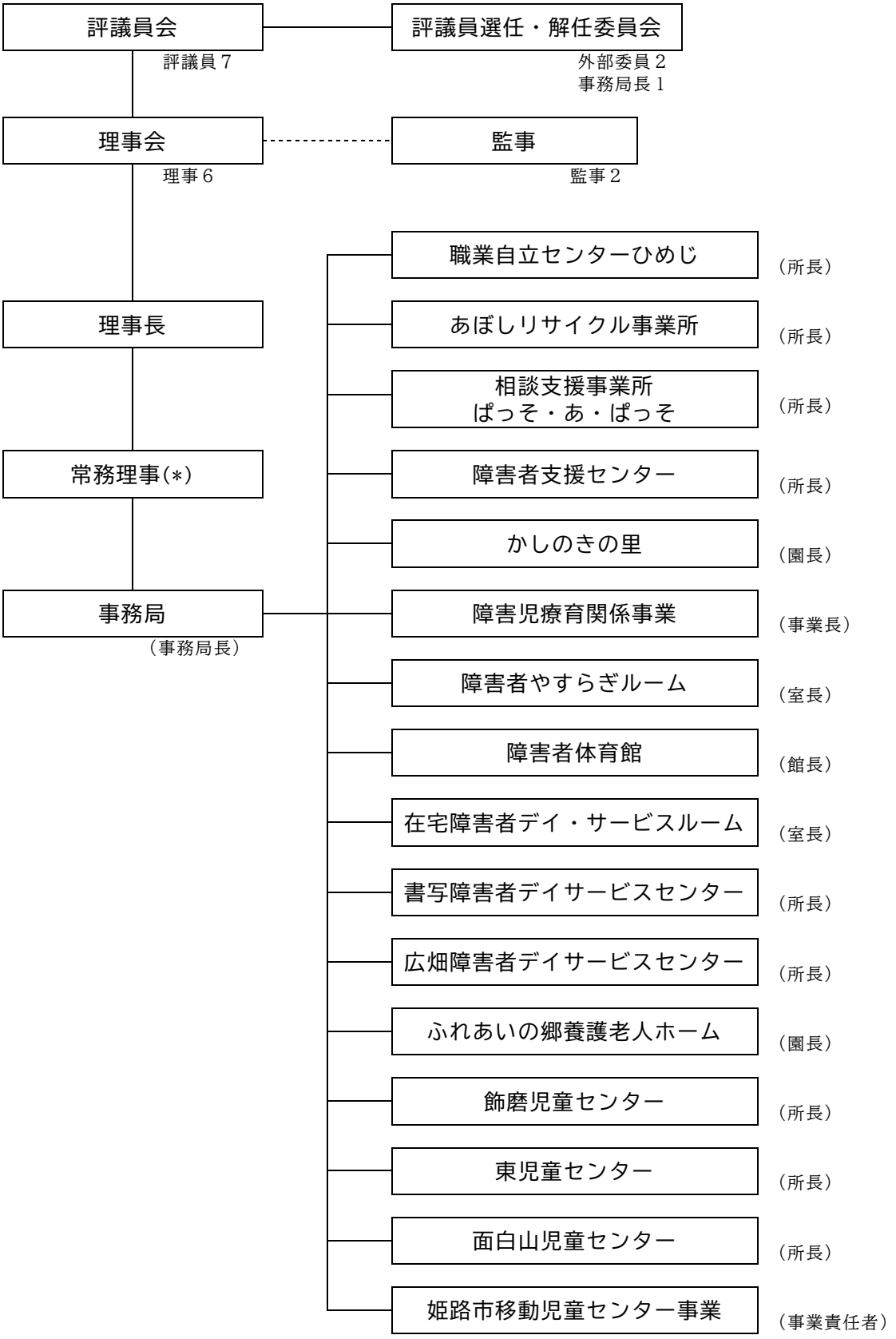

（*）社会福祉法上は業務執行理事

(3) 役職員等の状況

ア　評議員の状況

評議員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
非常勤	市ＯＢ			
	市兼務	２名	２名	２名
	その他（*1）	５名	５名	５名
	合計	７名	７名	７名

（*1）姫路市議会議員１人が含まれている。

イ　役員（理事及び監事）の状況

役員（理事及び監事）		令和３年度	令和４年度	令和５年度
常勤	市ＯＢ	１名	１名	１名
	市兼務（*2）	１名	１名	１名
	その他（*3）	２名	２名	２名
	合計	４名	４名	４名
非常勤	市ＯＢ			
	市兼務			
	その他	４名	４名	４名
	合計	４名	４名	４名
役員合計		８名	８名	８名

（*2）常務理事（社会福祉法上は業務執行理事）。姫路市から派遣されている。
（*3）理事のうち２人は事業団の施設長であり、常勤に含めている。

ウ　評議員選任・解任委員の状況

評議員選任・解任委員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
非常勤	市ＯＢ			
	市兼務（*4）	１名	１名	１名
	その他（*5）	２名	２名	２名
	合計	３名	３名	３名

（*4）事業団の事務局長（市からの派遣者）であり、職員としては常勤であるが、評議員選任・解任委員会委員としては非常勤とした。
（*5）姫路市議会議員１人が含まれている。

エ　職員等の状況

（2024年３月31日現在）

職種 / 施設名	理事長	常務理事	事務局長	施設長	副施設長	係長	事務員	支援員	相談支援員	生活相談員	保育士	児童厚生員	看護師	栄養士	調理員	用務員	計
事務局	1	1	1			1	3										7
障害児療育関係事業				(1)			4		3		4			1	3	1	16
障害者支援センター				1	1		1	31					1	1	3	1	40
かしのきの里							1	8							2	1	13
障害者やすらぎルーム				(1)				2									2
障害者体育館				(1)													－
在宅障害者デイ・サービスルーム				1				2									3
書写障害者デイサービスセンター				1			1 (1)	14					2	1	1		20
広畑障害者デイサービスセンター				1			1	10					1 (1)	1	1		15
あぼしリサイクル事業所				(1)	1		(1)	4									5
ぱっそ・あ・ぱっそ				1			1 (1)		6 (3)		(1)						8
ふれあいの郷養護老人ホーム				1	1		2	26		2			2	1	8		43
飾磨児童センター				1								4					5
東児童センター				1								4					5
面白山児童センター				1								4					5
移動児童センター				(1)								6					6
職業自立センターひめじ				1			1	13									15
計	1	1	1	11	3	1	15	110	9	2	4	18	6	5	18	3	208

（注１）カッコ内は兼務者の数であり、「計」にはカウントしていない。

（注２）理事長は市ＯＢ、常務理事及び事務局長は市からの派遣者であり、それ以外は事業団プロパーである。

（注３）事業団プロパー職員については常勤・非常勤・臨時職員を合わせた人数を記載している。

（4）財務の状況

ア　貸借対照表

（単位：千円）

勘定科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
資産の部	805,978	810,171	856,464
流動資産	447,161	421,928	437,944
固定資産	358,816	388,242	418,520
基本財産	5,000	5,000	5,000
その他の固定資産	353,816	383,242	413,520
負債の部	487,612	489,026	558,337
流動負債	184,544	165,937	207,098
固定負債	303,067	323,089	351,239
負債の部合計	487,612	489,026	558,337
純資産の部	318,365	321,144	298,127
基本金	5,000	5,000	5,000
国庫補助金等特別積立金			
その他の積立金	48,905	58,454	60,696
次期繰越活動増減差額	264,460	257,690	232,430
（うち当期活動増減差額）	15,567	22,800	5,131
負債及び純資産の部合計	805,978	810,171	856,464

イ　事業活動計算書

（単位：千円）

勘定科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
サービス活動増減の部			
サービス活動収益	1,295,618	1,302,349	1,352,132
サービス活動費用	1,281,000	1,280,722	1,347,947
サービス活動増減差額	14,617	21,627	4,184
サービス活動外増減の部			
サービス活動外収益	949	1,173	947
サービス活動外費用			
サービス活動外増減差額	949	1,173	947
経常増減差額	15,567	22,800	5,131
特別増減の部			
特別収益			
特別費用	1		0
特別増減差額	△ 1		0
当期活動増減差額	15,567	22,800	5,131

(5) 市との取引の状況

（単位：千円）

項　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
補　　助　　金		400	5,260
業　務　受　託　料	181,405	177,582	183,873
指　定　管　理　料	970,564	983,506	1,025,786
備　　考			

令和５年度の補助金、業務受託料及び指定管理料の内訳は、以下のとおりである。

ア　補助金

施設等（拠点）の名称	金額（千円）	内容
法人本部	4,960	障害者相談支援事業等委託契約における消費税等に係る補助事業
相談支援事業所ぱっそ・あ・ぱっそ	120	福祉施設等物価高騰特別対策給付金
あぼしリサイクル事業	180	福祉施設等物価高騰特別対策給付金
合　計	5,260	

イ　業務受託料

施設等（拠点）の名称	金額（千円）	内容
障害児療育関係事業	84,580	外来保育、障害児地域生活支援、給食提供、診療事務等
相談支援事業所ぱっそ・あ・ぱっそ	16,060	基幹支援センター等機能強化事業
	6,985	障害者相談支援事業
職業自立センターひめじ	16,580	障害者就業促進・安定化事業
移動児童センター	27,260	移動児童センター事業
あぼしリサイクル事業	32,408	ペットボトル等選別作業
合　計	183,873	

ウ　指定管理料

施設等（拠点）の名称	金額（千円）	内容
障害者支援センター	282,975	障害福祉サービス事業の管理運営
かしのきの里	83,532	障害福祉サービス事業の管理運営
書写障害者デイサービスセンター	106,347	障害福祉サービス事業の管理運営
広畑障害者デイサービスセンター	82,362	障害福祉サービス事業の管理運営
在宅障害者デイ・サービスルーム	30,541	地域活動支援センターの管理運営
障害者やすらぎルーム	7,845	障害者一時保護施設の管理運営
障害者体育館	6,675	障害者体育館の管理運営
ふれあいの郷養護老人ホーム	332,287	養護老人ホームの管理運営
飾磨児童センター	30,081	児童厚生施設の管理運営
東児童センター	33,110	児童厚生施設の管理運営
面白山児童センター	30,026	児童厚生施設の管理運営
合　計	1,025,786	

(6) 自主事業の概要

ア　あぼしリサイクル事業所の設置経営

概　要

実施事業	障害福祉サービス事業 　就労継続支援Ａ型
所在地	網干区網干浜４番地１（エコパークあぼし内）
定員	20人
事業内容	2010年４月に環境学習型の美化処理施設「エコパークあぼし」が開設された。その一部である再資源化施設内において、障害者の就労の場（雇用型）を創設するために、姫路市で初めての就労継続支援Ａ型事業所が開所された。姫路市からペットボトル等選別業務を受託している。

イ　職業自立センターひめじの設置経営

概　要

実施事業	・障害者就業・生活支援センター事業（厚生労働省・兵庫県） ・兵庫県障害者雇用就業・定着拡大推進事業 ・姫路市障害者就業促進・安定化事業 ・訪問型職場適応援助者事業（ジョブコーチ）
所在地	安田三丁目１番地　姫路市総合福祉会館３階
定員	－
事業内容	継続的な支援を必要とする障害者の職業の安定と自立を図るため、必要な職業準備、訓練のあっせん、職場定着の支援、雇用の場の確保などを行うことにより、障害者の雇用を促進することを目的とする。

ウ　相談支援事業所ぱっそ・あ・ぱっその設置経営

概　要

施設の種類	相談支援事業所
実施事業	基本相談支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
所在地	安田三丁目１番地　姫路市総合福祉会館２階
定員	―
事業内容	子育て、介護、成年後見、生活困窮など他分野の相談機関と連携を図りながら、幅広い相談支援を提供する。 また、「基幹相談支援センター」においては、相談支援専門員の人材育成、関係機関との連携強化など相談支援体制の強化・充実に取り組む。

(7) 指定管理施設の概要

ア　姫路市立障害者支援センター

概　要

設置根拠	姫路市社会福祉事業施設条例		
施設の種類	障害福祉サービス施設		
実施事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業（社会福祉法第２条第３項第４号の２） 　自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型及び生活介護		
所在地	姫路市保城309番地１		
定員	115人／日	自立訓練（生活訓練）　15名／日 就労継続支援Ｂ型　　40名／日	就労移行支援　10名／日 生活介護　　50名／日
指定管理期間	2020年４月１日～2025年３月31日		

事業内容	障害者支援センターは多機能型事業所で、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型、生活介護を行っている。 ○自立訓練（生活訓練） ２年間の有期限の中で、運動、作業（水耕栽培、調理実習）、座学などのプログラムを通して、社会生活を送るうえで必要な技術や、マナー等姿勢の習得を目指す。 ○就労移行支援 一般企業への就職を目指す人に、２年間の有期限の中で、それぞれの人の状況や特性、ニーズにあわせて、作業やコミュニケーションスキルの向上を図り、目標の達成につなげる。 ○就労継続支援Ｂ型 ・作業第一班 ・洗車班 ・製菓班：クッキー工房樫の詩ブランドのクッキーの製造販売 ・喫茶班：総合福祉通園センター児童棟内「喫茶ふれあい」の運営 姫路獨協大学内「cafeぴあのぴぁ～の」の運営 障害者支援センター内「cafeあっと・ゆ～る」の運営 ○生活介護 ・軽作業班 ・個別作業班 ・活動班

イ　姫路市立かしのきの里

概　要

設置根拠	姫路市社会福祉事業施設条例
施設の種類	障害福祉サービス施設
実施事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業（社会福祉法第２条第３項第４号の２） 就労継続支援Ｂ型、就労移行支援、就労定着支援
所在地	姫路市打越1352番地６
定員	35人／日　　就労継続支援Ｂ型　25人／日　　就労移行支援　10人／日
指定管理期間	2020年４月１日～2025年３月31日
事業内容	かしのきの里は、多機能型事業所であり、就労継続支援Ｂ型、就労移行支援、就労定着支援を行っている。 ○就労継続支援Ｂ型 ・リサイクル ・清掃作業 ・陶芸作業　など ○就労移行支援 一般企業などへの就職を希望する人を対象に、２年間の有期限の中で訓練、支援、相談を行う。 ○就労定着支援 企業に雇用された後も安定した就労生活が送れるように、企業や自宅を訪問するなど連絡調整や相談等、長期的な支援を行う。

ウ　姫路市立障害者体育館

概　要

設置根拠	姫路市社会福祉事業施設条例
施設の種類	障害者体育館
実施事業	体育活動の場を供与して障害者の福祉の向上に資する事業

所在地	姫路市増位新町二丁目37番地
定員	―
指定管理期間	2020年４月１日～2025年３月31日
事業内容	市内で唯一の障害者用体育館である。 ・障害のある人にスポーツ活動の場を提供し、生きがいの創出と健康の増進を図る。 ・スポーツを通じて障害のある人相互の交流の場を提供する。 ・障害者向けのスポーツ教室及び障害者向けのスポーツのつどいを開催している。

エ　姫路市立障害者やすらぎルーム

概　要

設置根拠	姫路市社会福祉事業施設条例
施設の種類	障害者一時保護施設
実施事業	障害者の一時的保護を行い、福祉の向上に資する事業
所在地	姫路市増位新町二丁目３７番地
定員	―
指定管理期間	2020年４月１日～2025年３月31日
事業内容	障害のある人の保護者等に通院や冠婚葬祭等の急用ができた時に、その障害のある人を一時的に預かる。

オ　姫路市立在宅障害者デイ・サービスルーム

概　要

設置根拠	姫路市社会福祉事業施設条例
施設の種類	障害福祉サービス施設
実施事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業（社会福祉法第２条第３項第４号の２） 　地域生活支援事業（地域活動支援センターⅡ型）
所在地	姫路市保城309番地１
定員	20人／日
指定管理期間	2020年４月１日～2025年３月31日
事業内容	利用者の人権を尊重してその人らしく生活するための社会参加の促進、生活の質の向上など、社会的な自立を図るために必要な事業を行う。 　地域生活を支援する一つの選択肢として、文化的・創作的・レクリエーション的な地域活動支援事業を行っており、パソコン・音楽・絵画などの教室プログラムの充実をはじめ、利用者が主体的に取り組めるプログラムを整備している。 　サービス提供にあたっては個々のライフステージや家庭環境・社会環境に即した個別支援計画を作成し、利用者一人ひとりにあった支援を大切にしている。

カ　姫路市立書写障害者デイサービスセンター

概　要

設置根拠	姫路市社会福祉事業施設条例
施設の種類	障害福祉サービス施設
実施事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業（社会福祉法第２条第３項第４号の２） 　生活介護
所在地	姫路市書写台二丁目７番地１
定員	25人／日
指定管理期間	2020年４月１日～2025年３月31日

事業内容	在宅の身体障害・知的障害をもつ人が、通所により社会参加を促し、さまざまな活動プログラムを行うことで、その人権を尊重し、その人らしく生きるための自立促進、生活の質の改善、身体機能の維持向上を目指す。 医療的なケアの必要な人に対しても登録特定行為事業者として安心で安全な活動の場を提供する。

キ　姫路市立広畑障害者デイサービスセンター

概　要

設置根拠	姫路市社会福祉事業施設条例
施設の種類	障害福祉サービス施設
実施事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業（社会福祉法第２条第３項第４号の２） 生活介護
所在地	姫路市広畑区正門通三丁目２番地２
定員	20人／日
指定管理期間	2020年４月１日～2025年３月31日
事業内容	在宅の知的障害及び身体障害のある人が通所する。 利用人の人権を尊重しながら、その人らしく生きるための社会参加の促進、生活の質の向上等、社会的自立を図るために必要な障害福祉サービス事業・給食サービス・入浴サービス・送迎サービスを実施する。

ク　姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム

概　要

設置根拠	姫路市社会福祉事業施設条例
施設の種別	養護老人ホーム
実施事業	老人福祉法第11条第１項に規定する養護老人ホームを経営する事業（社会福祉法第２条第２項第３号）
所在地	姫路市船津町3263番地
定員	150人
指定管理期間	2020年４月１日～2025年３月31日
事業内容	養護老人ホームは、現在置かれている環境では生活が難しく、経済的にも問題がある65歳以上の高齢者が市区町村長の措置によって入所できる施設である。 特別養護老人ホームは施設と利用者の契約によるが、養護老人ホームへの入所については市区町村長の決定が必要である。 入所にあたっては姫路市への申し込みが必要となる。

ケ　姫路市立飾磨児童センター、姫路市立東児童センター及び姫路市立面白山児童センター

概　要

設置根拠	姫路市社会福祉事業施設条例	
施設の種類	児童厚生施設	
実施事業	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設を経営する事業（社会福祉法第２条第３項第２号）	
所在地	姫路市立飾磨児童センター	姫路市飾磨区細江2654
	姫路市立東児童センター	姫路市花田町加納原田813番地
	姫路市立面白山児童センター	姫路市神子岡前三丁目８番１号
定員	―	

指定管理期間	2021年４月１日から2024年３月31日まで （2024年４月１日以降も継続（2027年３月31日まで））
事業内容	・児童厚生施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設である（保育園や放課後児童クラブ等とは異なり、子どもを預かる施設ではない）。 ・姫路市内には、９か所の市立児童センターがあり、そのうち、姫路市社会福祉事業団は飾磨・東・面白山の３つの児童センターを運営している。 ・児童センターは０歳から18歳未満までの子どもが利用でき、「安心できる居場所づくり」「子育て・子育ち応援」「遊びを通しての友達作りや助け合う心・創造する力を育てる」ことを基本に、さまざまな行事を企画している。 （特色ある行事等） ・面白山おもちゃ病院 ・姫路市ヴァイオリン教室（全国でも珍しい自治体主宰の教室） （いずれも面白山児童センターにおいて実施） ・また、子育てに対して不安や悩みを抱える保護者からの相談に応じるなど、子育て家庭を支援するとともに、幼児をもつ親子の交流・情報交換の場をつくっている。 ・さらに、子どもに関する「地域活動の拠点センター」としての取り組みを行っている。

(8) 受託事業の概要

ア　障害児療育関係事業

概　要

契約の名称	総合福祉通園センター障害児療育関係事業業務委託
契約の相手方	姫路市
実施事業	姫路市総合福祉通園センター（通称ルネス花北）における業務の一部の受託
所在地	姫路市増位新町二丁目37番地
契約期間	2024年４月１日～2025年３月31日
事業内容	①　発達医療センター花北診療所診察事務所 ・診療所の予約受付事務や、各種診断書・証明書交付依頼の受付 ・毎月の診療報酬請求事務や日々の診療報酬請求に係る準備 ・電子カルテ、マイナンバーによるオンライン資格確認システム、キャッシュレス決済システムなどの運営（市と協力して実施）。 ②　栄養管理・調理業務 つくし児童園（知的障害・発達障害等の子どもを対象とした福祉型児童発達支援センター）・白鳥園（肢体不自由児・運動発達遅滞児を対象とした福祉型児童発達支援センター）・えぶりい（重度障害者活動支援センター）の利用児・利用者に対して、それぞれの特性に沿った食事形態で給食を提供する。 ※　つくし児童園及び白鳥園は、2024年４月１日に統合され、こども発達支援センター「といろ」となっている。 ③　外来保育事業 外来保育担当保育士が、障害告知を受けた後の保護者と子どもに保育の場を提供する。 ④　発達医療センター花北診療所の利用者負担金徴収事務並びに姫路市立障害者体育館及び姫路市立障害者やすらぎルームの使用料収納事務

イ　姫路市移動児童センター事業

概　要

契約の名称	姫路市移動児童センター事業業務委託
契約の相手方	姫路市
実施事業	姫路市立の児童センターと同内容の事業等
所在地	（事務局）姫路市神子岡前三丁目８－１（面白山児童センター内）
定員	―
契約期間	2024年４月１日～2025年３月31日
事業内容	・児童を核に、より多くの地域の人々に児童センター活動に対する関心を高め、参加を促すことにより、地域一体となった児童の健全育成を行う。 ・姫路市内の児童センターのない小学校区に対し、移動児童センターのスタッフ（児童厚生員）が公民館、小学校、幼稚園などを専用車両で巡回して、児童センターと同内容の事業を実施する。 ・上記のほか、児童に関する姫路市の各種計画と相互に連携を図りながら事業を展開する。 ・愛称は「まわ～る」

2　監査の結果

（注）「2　監査の結果」及び「3　意見」においては、次の表の左欄の用語について、右欄の略語を使用することがある。

用　　語	略　　語
社会福祉法人姫路市社会福祉事業団	事業団
地方自治法	自治法
社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）	会計基準
社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い（平成28年３月31日厚生労働省社会・援護局長等通知）	運用上の取り扱い
社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項について（平成28年３月31日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知）	運用上の留意事項
社会福祉法人姫路市社会福祉事業団経理規程	事業団経理規程
全国社会福祉法人経営者協議会による「平成29年版「社会福祉法人モデル経理規程」」	モデル経理規程
平成20年8月11日全国社会福祉施設経営者協議会制定モデル資金運用規程	モデル資金運用規程
定額資金前渡制度による資金	小口現金

(1) 計算書類の注記に関する事業団経理規程の規定について（団体）

社会福祉法人会計基準は、2022年４月１日施行日現在で、計算書類に法人全体について注記しなければならない事項及び拠点区分ごとに注記しなければならない事項を次のように定めている（法人全体について第29条第１項、拠点区分ごとについて第29条第４項）。

○社会福祉法人会計基準

第29条　計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　会計年度の末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項

二　資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針

三　重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

四　法人で採用する退職給付制度

五　法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

六　基本財産の増減の内容及び金額

七　基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

八　担保に供している資産に関する事項

九　固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

十　債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

十一　満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

十二　関連当事者との取引の内容に関する事項

十三　重要な偶発債務

十四　重要な後発事象
十五　合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要
十六　その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
２・３　（略）
４　計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び第十六号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。

会計基準第29条は、2020年の改正（2021年４月１日施行）により、現行の第１項第15号が加えられ、旧第１項第15号が現行第16号に繰り下げられている。これに伴い、第４項の規定も改められている。

以下に、2020年の改正前の規定を参考として示す。

○社会福祉法人会計基準（2020年改正前）
第29条　計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。
一～十四　（略…現行の一～十四と同じ）
十五　その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
２・３　（略）
４　計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。

一方、現行の事業団経理規程（2021年６月４日から施行）は、計算書類の注記事項について次のように定めている。

○事業団経理規程
（注記事項）
第59条　計算書類には、次の注記事項を記載しなければならない。
(1) 継続事業の前提に関する注記
(2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針
(3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
(4) 法人で採用する退職給付制度
(5) 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
(6) 基本財産の増減の内容及び金額
(7) 基準第22条第４項又は第６項の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額
(8) 担保に供している資産
(9) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(10) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
(11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
(12) 関連当事者との取引の内容
(13) 重要な偶発債務
(14) 重要な後発事象

（15）その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
２　計算書類の注記は、法人全体で記載するものと拠点区分別に記載するものの２種類とし、拠点区分の注記においては、前項第１号、第12号及び第13号を省略する。

以上からわかるように、現行の事業団経理規程第59条第１項には、現行の会計基準第29条第１項第15号に相当する定めがなく、2020年改正前の会計基準第29条第１項と同様の内容となっている。この原因は、会計基準の2020年改正の内容が事業団経理規程に反映されていないことではないかと推定される。

社会福祉法人の経理規程は、会計基準やそれに関連する厚生労働省通知等が改正された場合は、これらの改正された内容と整合性が保たれるように適時に改正を行うことが必要である。

したがって、事業団は、事業団経理規程第59条第１項の規定を現行の会計基準第29条第１項の規定の内容と整合性が保たれるように改正するとともに、事業団経理規程第59条第２項の規定も同条第１項の規定の内容と整合性が保たれるように改正する必要がある。【結果3-35】

（2）資金運用規程について（団体）

事業団経理規程第38条は、事業団の資金の運用等について次のように定めている。

○事業団経理規程
（資金の運用等）
第38条　資産のうち小口現金を除く資金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託して、又は確実な有価証券に換えて保管するものとする。
２　余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合には、資金運用規程の基本原則に従って行わなければならない。
３　会計責任者は、毎月末日に資金（有価証券及び積立資産を含む。）の残高の実在を確かめ、その内容を統括会計責任者及び理事長に報告しなければならない。
（注：下線は監査人による。）

同条第２項において、「余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合には、資金運用規程の基本原則に従って行わなければならない。」という規定がある。

事業団によれば、同法人の現行の事業団経理規程を制定するにあたっては、モデル経理規程を参考にしたということであるが、当該規程においては、その第40条に次のような事業団経理規程第38条と同様の規定がある。また、第40条第２項に関する（注23）には次のような記載がある。

○平成29年版「社会福祉法人モデル経理規程」
（資金の運用等）
第40条　資産のうち小口現金を除く資金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託して、又は確実な有価証券に換えて保管するものとする。
２　余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合に

は、資金運用規程の基本原則に従って行わなければならない。(注23)
3　会計責任者は、毎月末日に資金（有価証券及び積立資産を含む）の残高の実在を確かめ、その内容を統括会計責任者及び理事長に報告しなければならない。

(注23)
平成20年８月11日全国社会福祉施設経営者協議会制定モデル資金運用規程を参考に、規程を設ける必要がある。

したがって、事業団においても、モデル資金運用規程を参考にした「資金運用規程」を設ける必要がある。

この点につき、事業団において「資金運用規程」を設けているかどうかについて事業団に質問を実施したところ、「資金運用規程」は設けていないとの回答があった。

監査手続を実施した時点では、事業団は有価証券による余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを行っていない。しかしながら、事業団の経理規程第38条第２項において、事業団が余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合には、資金運用規程の基本原則に従って行わなければならないとされているところ、資金運用規定が設けられていないため、従うべき基本原則が存在していないことになる。

したがって、事業団は、モデル資金運用規程を参考にして、「資金運用規程」設け、基本原則を定める必要がある。【結果3-36】

（3）資金収支計算書における決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目について（団体）

社会福祉法人の法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとされている（会計基準第16条第５項）。また、この場合において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとされている（会計基準第16条第６項）。

この点、どの程度の差異をもって「著しい」と判断するのかについては、「会計基準」、「運用上の取り扱い」及び「運用上の留意事項」のいずれにも定めはない。

しかしながら、社会福祉法人が会計基準の規定に則って法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書を作成するには、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、その理由を備考欄に記載する必要がある。そこで、決算の額と予算の額とに差異がある勘定科目については、法人が独自の基準を設定して、差異が著しいかどうかを判断せざるを得ない。

事業団の2021年会計年度から2023年会計年度までの法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書を閲覧したところ、事業団に決算の額と予算の額とに差異がある勘定科目について、その理由を備考欄に記載してあるケースは見受けられなかった。

事業団に決算の額と予算の額とに差異がある勘定科目について、著しいかどうかを判断する基準を設定しているかどうか質問したところ、そのような基準については設

けておらず、また、決算の額と予算の額とに差異がある勘定科目については、その理由を備考欄には記載していないとの回答があった。

事業団は、法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書を作成するにあたり、決算の額と予算の額とに差異がある勘定科目については、事業団自らが「著しい差異」があるかどうかの基準を設定して、差異が著しいかどうかを判断し、差異が著しいと判断した場合には、その理由を備考欄に記載する必要がある。【結果3-37】

（4）拠点区分事業活動明細書（附属明細書別紙３(⑪)）の記載区分について（団体）

社会福祉法人は、毎会計年度終了後３月以内に、社会福祉法人会計基準で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類の附属明細書を作成しなければならないとされている（社会福祉法第45条の27第２項、会計基準第30条）。事業団は2023年会計年度において、法令及び厚生労働省通知の定めに則って、拠点区分ごとに拠点区分事業活動明細書を作成している。

拠点区分事業活動明細書の様式は、運用上の取り扱いの別紙３(⑪)において示されている。当該様式においては、サービス活動増減の部、サービス活動外増減の部及び経常増減差額を記載することになっている。

事業団の2023年会計年度に係る決算理事会で承認された各拠点区分における拠点区分事業活動明細書を閲覧したところ、すべての拠点区分の拠点区分事業活動明細書において、運用上の取り扱いの別紙３(⑪)が要求しているサービス活動増減の部、サービス活動外増減の部及び経常増減差額の記載に加え、特別増減の部、当期活動増減差額及び繰越増減活動差額の部を記載しており、運用上の取り扱いの別紙３(⑪)で示されている様式とは異なった様式により作成されている。

したがって、事業団は、運用上の取り扱いの別紙３(⑪)で示されている様式どおりの拠点区分事業活動明細書を作成する必要がある。【結果3-38】

拠点区分事業活動明細書の記載区分

運用上の取り扱い別紙３(⑪) が要求している記載	事業団の記載
サービス活動増減の部	サービス活動増減の部
サービス活動外増減の部	サービス活動外増減の部
経常増減差額	経常増減差額
	特別増減の部
	当期活動増減差額
	繰越活動増減差額の部

※　右欄の網掛けをした箇所は「運用上の取り扱い」が要求していない内容である。

（5）拠点区分事業活動明細書（附属明細書別紙３(⑪)）の標題について（団体）

社会福祉法人は、毎会計年度終了後３月以内に、社会福祉法人会計基準で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類の附属明細書を作成しなければならないとされている（社会福祉法第45条の27第２項、会計基準第30条）。事業団は2023年会計年

度において、法令、厚生労働省通知の定めに則って、拠点区分ごとに拠点区分事業活動明細書を作成している。

拠点区分事業活動明細書の様式は、運用上の取り扱いの別紙３(⑪)において示されている。当該様式においては、明細書の標題は「○○拠点区分　事業活動明細書」となっており、標題に拠点区分の名称を明示することになっている。

事業団の2023年会計年度に係る決算理事会で承認された各拠点区分における拠点区分事業活動明細書を閲覧したところ、障害者支援センター拠点区分及びかしのきの里拠点区分の拠点区分事業活動明細書には拠点区分名称が明示されていた。しかし、これら以外の拠点区分の拠点区分事業活動明細書では、標題が「事業活動明細書」のみとなっており、拠点区分名称が明示されておらず、運用上の取り扱いの別紙３(⑪)で示されている様式とは異なった様式によって作成されているとともに、どの拠点区分の拠点区分事業活動明細書であるのかがサービス区分を見なければ判別できないようになっている。

各拠点区分における拠点区分事業活動明細書（別紙３(⑪)）の標題

拠点区分の名称	拠点区分事業活動明細書（別紙３(⑪)）の標題
障害者支援センター	障害福祉サービス事業障害者支援センター拠点区分　事業活動明細書
かしのきの里	障害福祉サービス事業かしのきの里拠点区分事業活動明細書
法人本部、あぼしリサイクル事業所、書写障害者デイサービスセンター、広畑障害者デイサービスセンター、在宅障害者デイ・サービスルーム、障害者やすらぎルーム、障害者体育館、障害児療育関係事業、ぱっそ・あ・ぱっそ、職業自立センターひめじ、ふれあいの郷養護老人ホーム、飾磨児童センター、東児童センター、面白山児童センター及び姫路市移動児童センター事業	事業活動明細書

したがって、事業団は、運用上の取り扱いの別紙３(⑪)で示されている通りに拠点区分事業活動明細書の標題に当該拠点区分の名称を明示する必要がある。【結果3-39】

(6) 就労支援事業に関する附属明細書の記載について（団体）

社会福祉法人は、毎会計年度終了後３月以内に、社会福祉法人会計基準で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類の附属明細書を作成しなければならないとされている（社会福祉法第45条の27第２項、会計基準第30条）。事業団は2023年会計年度において、法令及び厚生労働省通知の定めに則って、次のように就労支援事業に関する附属明細書を作成している。

拠点区分の名称	作成している附属明細書の名称（※）
障害者支援センター	就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）（別紙３(⑮-2)）
	就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）（別紙３(⑱-2)）
かしのきの里	就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）（別紙３(⑮-2)）

	就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）（別紙３(⑱-2)）
あぼしリサイクル事業所	就労支援事業別事業活動明細書（別紙３(⑮)）
	就労支援事業明細書（別紙３(⑱)）

※　かっこ書きで「別紙３（番号)」とあるのは、「運用上の取り扱い」における様式の番号を示している。

就労支援事業に関する附属明細書の様式は、運用上の取り扱いの別紙３(⑮)～別紙３(⑱-2)において示されている。当該各様式においては、いずれも、表頭において、様式番号、附属明細書の名称（標題)、作成の対象となる期間の始期及び終期、社会福祉法人名並びに拠点区分（の名称）を記載することになっている。

事業団の2023年会計年度に係る決算理事会で承認された、上記の各拠点区分における就労支援事業別事業活動明細書（別紙３(⑮)）、就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）（別紙３(⑮-2)）、就労支援事業明細書（別紙３(⑱)）及び就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）（別紙３(⑱-2)）を閲覧したところ、すべての明細書において、表頭に記載されるべき拠点区分（の名称）の記載がなかったため、運用上の取り扱いの別紙３(⑮)、別紙３(⑮-2)、別紙３(⑱)及び別紙３(⑱-2)で示されている様式が要求している記載事項が足りていない状況になっている。

就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）（別紙３(⑮-2)）及び就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）（別紙３(⑱-2)）については、表中に記載が要求されている事業所名と拠点区分の名称が一致しているため、どの拠点区分の明細書であるのかを推定することは可能である。しかし、就労支援事業別事業活動明細書（別紙３(⑮)）及び就労支援事業明細書（別紙３(⑱)）については、表中に記載が要求されている事業所名（リサイクル事業）が拠点区分の名称（あぼしリサイクル事業所）と異なっているため、どの拠点区分の明細書であるのかが一見して判断しにくい状況となっている（附属明細書に記載されている内容と関連する計算書類を照合して初めて当該拠点区分の附属明細書であるかが明確になる状況)。

したがって、事業団は、就労支援事業別事業活動明細書（別紙３(⑮)）、就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）（別紙３(⑮-2)）、就労支援事業明細書（別紙３(⑱)）及び就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）（別紙３(⑱-2)）について、運用上の取り扱いの別紙３(⑮)、別紙３(⑮-2)、別紙３(⑱)及び別紙３(⑱-2)で示されている様式通りに表頭に拠点区分（の名称）を記載する必要がある。【結果3-40】

(7) 児童センターの小口現金について（団体）

各児童センター拠点区分（飾磨、東、面白山及び移動）における現地調査の際、本部事務局から提供された「定期預金・普通預金明細（2024 年３月 31 日現在)」に記載されていない預金口座の通帳が保管されていることが認められたため、事業団に対し、実際の小口現金に関する業務フローについて説明を求めた。

事業団から説明を受けた現状の業務フローを示すと次の図のとおりである。

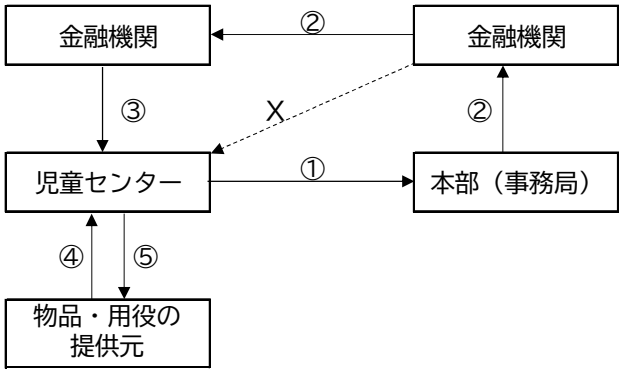

① 各児童センターにおける小口現金の設定限度額は５万円であり、毎月末に小口現金の有高と限度額との差額（５万円に不足する額）を児童センターから本部（事務局）へ報告
② ①の報告を受け、本部事務局が管理している各児童センターの預金口座から、当該児童センターが現地で管理している預金口座へ①の金額を振替え（送金）
③ ②の後、各児童センターが現地で管理している預金口座から現金を引き出し、当該児童センターで小口現金として管理（したがって、引出し直後の小口現金有高は50,000円となっている。）
④ 各児童センター現地に外部から物品または用役が提供される。
⑤ 各児童センター現地では、④が小口の現金支払いである場合に、小口現金から④の対価を支払う。

現状の帳簿では、図の②・③の取引が記録されておらず、各拠点区分が、小口現金の限度額と有高との差額を本部事務局が管理している各児童センターの預金口座から直接引き出している（図のＸの破線矢印で示される流れ）ような記録（下記＜仕訳ｉ＞）がなされている。また、各児童センター拠点区分の現地で管理している預金口座は「定期預金・普通預金明細（2024年３月31日現在）」にも記載されていない。このため、各児童センターが管理している預金口座の存在が隠れてしまっている。

＜仕訳ｉ＞ 2024年４月末の小口現金補充（数値は仮設）

拠点区分	日付	借方科目	借方金額	貸方科目	貸方科目
児童センター	24-4-28	現金	7,501	普通預金	7,501

事業団によれば、上図における②の後、小口現金の不足額は各児童センターが直ちに引出すため（上図の③）、毎月末及び毎会計年度の末日（３月31日）の各児童センターが現地で管理している預金口座残高はゼロとなっている。このことから、本部事務局は各児童センターが現地で管理している預金口座を「定期預金・普通預金明細」には記載していないということである。

残高がゼロである口座について「定期預金・普通預金明細」に記載がないと、いわゆる簿外預金が存在してしまっていることになる。

したがって、「定期預金・普通預金明細」については、預金口座の網羅性を確保するという観点及び使用頻度の少ない預金口座を利用した不正を防止するという観点から、残高がゼロである口座も記載の対象とする必要がある。【結果3-41】

また、上記②・③の取引については、現状の勘定科目の設定では上記ｉのような仕

訳とならざるをえない。しかしながら、普通預金勘定について、本部事務局で管理している口座と各児童センターで管理している口座を小区分の勘定科目又は補助科目を設定して区別したうえで、次のiiのような仕訳を行って帳簿に記録しておくことが望ましい。

＜仕訳ii＞　2024年４月末の小口現金補充（数値は仮設）

拠点区分	日付	借方科目	借方金額	貸方科目	貸方科目
児童センター	24-4-28	普通預金Ｂ	7,501	普通預金Ａ	7,501
児童センター	24-4-28	現金	7,501	普通預金Ｂ	7,501

（注）普通預金Ａは本部で管理している口座、普通預金Ｂは児童センターの現地で管理している口座を示す勘定科目（小区分）又は補助科目である。

（8）ふれあいの郷養護老人ホームにおける立替払用現金の会計処理について

（団体）

ふれあいの郷養護老人ホームでは、現金を取り扱っている。これは、事業団経理規程第27条の小口現金（小口の支払いを定額資金前渡制度をもって行うための資金）ではなく、入所者の支出の立替払をするための現金であり、次の３種類がある。

ふれあいの郷養護老人ホーム拠点区分における立替払用現金

種　　類	限度額
入所者の日用品・消耗品の購入代金の立替用	50,000円
医務用（入所者が病院等で診察や治療を受けた際の支払いの立替えに使用する）	50,000円
緊急用（休日・夜間に入所者に突発的な事象が生じた際の交通費等の支払いの立替えに使用する）	50,000円
合　　計	150,000円

ふれあいの郷養護老人ホームの現地調査時に、立替払いの発生の有無について質問を実施したところ、2023年度中には上記の立替払いが行われていたということであった。しかし、当該拠点区分の2023年度の現金勘定の元帳を閲覧すると、2023年４月１日から2024年３月１日までの年度内において、前期から150,000円が繰り越され、翌期に150,000円を繰り越している以外の動きが全く記録されていなかった。

この点については、事業団によれば、立替用の現金を使用した立替払い及び立替金の入所者からの返還は、「小口現金（立替金）入金・出金表」に記録しており、会計伝票は作成していないため、元帳の現金勘定には入金及び出金の事実は記録されていないということであった。

上記の立替用現金は、事業団の資産であり、立替払（出金）は事業団の資産の減少、立替金の入所者からの返還（入金）は事業団の資産の増加を意味する。したがって、これらについて会計伝票を作成しないことは、当該拠点及び法人の計算書類が「資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示」（会計基準第２条第２号）することができないことにつながる。

したがって、事業団は、立替用現金を使用した立替払い及び立替金の入所者からの返還について、会計伝票を作成したうえで会計記録を行うことが必要である。【結果3-42】

（9）いわゆる「金種表」を作成していない拠点区分について（団体）

職業自立センターひめじ拠点区分及び広畑障害者デイサービスセンター拠点区分における現地調査時に、監査人は小口現金の実査を行った。その際、小口現金の過去の一定時点の有高をカウントした結果を記録した書面（いわゆる金種表）の提示を依頼したところ、これらの拠点区分においては、当該書面が作成されていないとのことであった。

現行の事業団経理規程では、出納職員は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならないとされているため（事業団経理規程第29条第１項）、原則として毎日現金の現物をカウントし、金種表を作成して実際残高を把握する必要がある。また、小口現金は、毎月末日及び不足の都度精算を行い、精算時に主要簿への記帳を行うとされており（事業団経理規程第28条第４項）、精算のプロセスとしては小口現金の現物のカウントによる実際残高の把握も含まれるはずである。

金種表の作成は、小口現金の現物のカウントをした結果を残すために不可欠な行為であり、事業団経理規程の規定に則って事務を行ったことの証跡として必要とされる。

したがって、小口現金を設けている拠点区分では、いわゆる金種表を作成して、小口現金の現物のカウントをした結果を残しておく必要がある。【結果3-43】

（10） 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているリース取引について（団体）

事業団の契約書を閲覧したところ、次のようなリース契約が含まれていた。

○リース契約確認書　抜粋

発出者		日立キャピタルＮＢＬ株式会社
宛　先		社会福祉法人　姫路市社会福祉事業団
【ご契約内容】		
契約種類		リース
販売店名		アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社
代表物件名		オフィスコンピュータ
		※リース物件の詳細につきましては、別紙をご参照ください。
リース期間		60ヶ月
リース期間開始日		2019/7/1
リース期間満了日		2024/6/30
月額	リース料	89,000円
	消費税等	7,120円
	お支払額	96,120円
総額	リース料	5,340,000円
	消費税等	427,200円
	お支払額	5,767,200円

○リース契約確認書（リース物件明細）　抜粋

物件１	物件名	オフィスコンピュータ	数量	1
	メーカー名	日本ＩＣＳ	形式	Atlas710
	物件設置場所	姫路市安田３丁目１		
物件２	物件名	レーザープリンタ	数量	1
	メーカー名	日本ＩＣＳ	形式	EP103
	物件設置場所	姫路市安田３丁目１		
物件３	物件名	プログラムソフト	数量	1
	メーカー名	日本ＩＣＳ	形式	シセツカンリシステム
	物件設置場所	姫路市安田３丁目１		

事業団の2023年会計年度の計算書類を閲覧したところ、貸借対照表には有形リース資産、無形リース資産、１年以内返済予定リース債務は計上されていなかった。

そこで、2023年会計年度の会計伝票、総勘定元帳を閲覧したところ、事業団はこのリース契約について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っており、毎月消費税等相当額を含む月額リース料96,120円を賃借料（事業費）として計上されていた。

事業団経理規程第47条第１項では、ファイナンス・リース取引については､通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされている。ただし、リース契約１件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が１年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるとされている。また、事業団経理規程第47条第３項では、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされている。

＊ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（この項において「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。また、オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう（運用上の取り扱い８．１(1)）。

したがって、事業団は、本件のリース契約がリース契約１件あたりのリース料総額が300万円以下又はオペレーティング・リース取引であると判断したことになる。

監査人は、事業団に対し、本件のリース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととした経緯について、監査手続を実施した限りにおいては書面により確認することはできなかった。

本件のリース取引については、契約の内容からすると、ファイナンス・リース取引に該当し、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行わなければならない可能性が高いと考えられる。しかし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行

うこととした経緯が不明であるため、事業団が通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っていることが妥当であるかどうかの検討が困難である。また、監査人が入手できた資料の範囲では、事業団が通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っていることが妥当であるかどうかの判断ができる情報が得られなかった。

したがって、事業団は、リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合は、必ずそのように判断した経緯を書面に記録しておく必要がある。【結果3-44】

（11） 2023年会計年度末（2024年３月31日現在）の事業団の退職給付支給基準に基づく退職一時金に係る退職給付引当金の計上額について（団体）

事業団は、退職給付の対象となる職員数が300人未満である社会福祉法人であること等から、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定している（運用上の留意事項21(1)・事業団経理規程54条）。

なお、期末要支給額とは、当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額をいう（事業団経理規程第54条）が、事業団では独自退職金制度と公益財団法人姫路市中小企業共済センターの退職年金共済制度を併用しているため、退職給付引当金の計上額は独自退職金制度における期末の自己都合要支給額から共済センターからの給付金額を控除した金額を退職給付引当金として計上している。

事業団の法人単位貸借対照表によれば、事業団は2023年度末（2024年３月31日現在）において、法人全体で退職給付引当金を351,239,134円計上している。

当該退職給付引当金の計上額が適正であるかどうかを検証するため、監査人は、事業団から基礎資料として「人勧後退職手当支給額試算表（令和６年３月31日現在）」を入手し、再計算手続を実施した。

その結果、2023年会計年度末（2024年３月31日現在）に退職給付引当金として計上すべき金額は、次のように419,495,291円と算出された。

独自退職金制度の期末要支給額　①	568,339,511円
調整額総額　②	60,196,800円
共済センターの退職年金共済制度からの給付金総額　③	209,041,020円
退職給付引当金として計上すべき金額　①＋②－③	419,495,291円

したがって、実際の計上額と再計算結果には、次のように68,256,157円の差額が発生している。

2023会計年度末（2024年３月31日）に退職給付引当金として計上すべき金額	419,495,291円
2023会計年度末（2023年３月31日）の法人単位貸借対照表の退職給付引当金計上額	351,239,134円
差　　額　①－②	68,256,157円

事業団は、2024年会計年度末（2025年３月31日）までに、2024年３月31日時点の退

職給付引当金残高が上記のあるべき金額である419,495,291円となっている状態に是正する必要がある。【結果3-45】

（12）財政調整積立金及び財政調整積立資産の会計処理について（団体）

社会福祉法人は、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、理事会の議決に基づき、事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額をその他の積立金として計上することができるとされている（会計基準６条３項)。そして、積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるとされている（運用上の取り扱い19)。

事業団は、従来からその他の積立金のうちの一つとして、本部拠点区分において財政調整積立金を計上してきており、当該積立金計上額に見合う資金を財政調整積立資産として専用の預金口座で管理している。

2022（令和４）年度の財政調整積立金については、2023年６月５日に1,500,000円を積立てる仕訳を行うとともに、当該積立金の積立額と同額の1,500,000円の資金を普通預金から財政調整積立資産（専用の預金口座）に振り替える仕訳を行っている。

具体的に仕訳を示せば次のとおりである。

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
財政調整積立資金積立額	1,500,000	財政調整積立金	1,500,000
財政調整積立資産	1,500,000	普通預金	1,500,000

この結果、積立金・積立資産とも、2023年６月５日時点の残高は13,500,000円となっている。

しかし、厚生労働省の通知では、積立金と積立資産の積立ては、当期末繰越活動増減差額の発生した年度の決算に反映させる必要があり、当年度の当期末繰越活動増減差額を基に、翌年度に積立てることはできないこととなっている（運用上の留意事項19（2))。

以上から、事業団は、当期末繰越活動増減差額からのその他の積立金の積立て及びその積立て額に見合うその他の積立資産の積立てを、当該当期末繰越活動増減差額の発生した年度の計算書類に反映させる必要がある。【結果3-46】

○社会福祉法人会計基準

（純資産）

第６条　１・２（略）

３　その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

○運用上の取り扱い

19　積立金と積立資産の関係について（会計基準省令第６条第３項関係）

事業活動計算書（第２号第４様式）の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立て

ることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。

○運用上の留意事項
19　積立金と積立資産について
(2) 積立資産の積立ての時期
　積立金と積立資産の積立ては、増減差額の発生した年度の計算書類に反映させるものであるが、専用の預金口座で管理する場合は、遅くとも決算理事会終了後２か月を越えないうちに行うものとする。

(13) 講師への謝礼等について（団体）

事業団の施設において、利用者に対する音楽療法、アロマセラピー、スポーツ教室、ヴァイオリン教室、けん玉教室、出前講座等の実施のため、講師を招聘している場合がある。

このような講師に対して、事業団は謝礼、謝金、講師料等として労務の対価を支払っている。支出科目を非常勤職員給与または教養娯楽費として処理されていた。事業団は、当該労務の対価は、給与所得とし、給与所得の源泉徴収税額表に従って源泉徴収を行っていた。

一般に個人に支払う「原稿料や講演料など」は源泉徴収が必要な所得とされている（所得税法第204条第１項）。また、「原稿料や講演料など」には、「講演の報酬・料金」及び「技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導又は知識の教授の報酬又は料金」が該当するとされている（所得税法基本通達204－6）。

そこで、監査人は、事業団と講師の間の契約内容について、事業団に対する質問等の手続により確かめた。手続を実施した範囲では、講師と事業団の間で書面又は口頭により雇用契約が締結されていることについて、事業団の文書によって確かめることができなかった。このため、一般的には事業団が招聘している音楽療法等の講師については、事業団との間に雇用契約が締結されている職員ではないと推定される。

当該講師との関係を再度確認し、講師に支払っている労務の対価が請負契約等として事業所得又は雑所得に該当する可能性が高い場合は、「報酬・料金」として所得税及び復興特別所得税を源泉徴収することが必要である。【結果3-47】

なお、当該労務の対価を費用として計上するにあたっての勘定科目は、教養娯楽費とすることが望ましい。

(14) 収益計上に係る拠点区分間取引について（団体）

事業団では、姫路市から施設（拠点区分）への指定管理料等の収益の３か月分をまとめて法人本部が受け取り、それを１か月ごとに３回に分けて法人本部拠点区分から施設に送金している場合がある。このような場合、事業団では次のような仕訳を行っている。

① ４月10日、４～６月分のＡ施設の指定管理料30,000千円が姫路市から法人本部の普通預金口座に入金された。

＜法人本部拠点区分＞			
（借）普通預金	30,000	（貸）仮受金	30,000

② 翌４月11日に、法人本部は同日に４月分として10,000千円をＡ施設の普通預金口座に送金した。

＜法人本部拠点区分＞			
（借）仮受金	10,000	（貸）普通預金	10,000
＜Ａ施設拠点区分＞			
（借）普通預金	10,000	（貸）指定管理料収益	10,000

上記①・②の取引は、内部取引である拠点間取引である（運用上の取り扱い４）。事業団はこれらの取引の勘定科目として「仮受金」を使用しているが、この勘定科目は法人外部との間の取引を処理するものである。社会福祉法人会計基準は、法人内部での処理であることを明確にしつつ、債権・債務を処理するために「拠点区分間○○」という勘定科目（社会福祉法人会計基準別表第三）を用意していると考えられるので、これを使用するのが正しい処理であるといえる。したがって、事業団は上記①・②の取引について勘定科目に「拠点区分間借入金」及び「拠点区分間貸付金」を使用し、次のように仕訳をすることが必要である。【結果 3-48】

①の取引

＜法人本部拠点区分＞			
（借）普通預金	30,000	（貸）拠点区分間借入金	30,000

②の取引

＜法人本部拠点区分＞			
（借）拠点区分間借入金	10,000	（貸）普通預金	10,000
＜Ａ施設拠点区分＞			
（借）拠点区分間貸付金	10,000	（貸）指定管理料収益	10,000
（借）普通預金	10,000	（貸）拠点区分間貸付金	10,000

（15）費用計上に係る拠点区分間取引について（団体）

事業団では、法人本部が複数の施設（拠点区分）について契約している相手方へ対し、本部拠点区分で一括して賃借料を支払うことがある。これをＡ・Ｂ・Ｃの３施設拠点に３分の１ずつ負担させる場合、事業団では次のような仕訳を行っている。

① ５月８日に、Ａ・Ｂ・Ｃ３施設の５月分のソフトウエアの賃借料計18,000円を法人本部拠点区分で一括して同拠点区分の普通預金口座から相手方の預金口座に振り込んだ。

＜法人本部拠点区分＞			
（借）立替金	18,000	（貸）普通預金	18,000

② ５月19日に、Ａ・Ｂ・Ｃの３施設拠点は、各拠点の普通預金口座から法人本部の普通預金口座へ５月分のソフトウエアの賃借料6,000円を送金した。

＜Ａ・Ｂ・Ｃ施設拠点区分＞			
（借）賃借料	6,000	（貸）普通預金	6,000

＜法人本部拠点区分＞			
（借）普通預金	18,000	（貸）立替金	18,000

上記①・②の取引は、内部取引である拠点間取引である（運用上の取り扱い４）。事業団はこれらの取引の勘定科目として「立替金」を使用しているが、この勘定科目は法人外部との間の取引を処理するものである。社会福祉法人会計基準は、法人内部での処理であることを明確にしつつ、債権・債務を処理するために「拠点区分間○○」という勘定科目（社会福祉法人会計基準別表第三）を用意していると考えられるので、これを使用するのが正しい処理であるといえる。したがって、事業団は上記①・②の取引について勘定科目に「拠点区分間借入金」及び「拠点区分間貸付金」を使用し、次のように仕訳をすることが必要である。【結果 3-49】

①の取引

＜法人本部拠点区分＞			
（借）拠点区分間貸付金	18,000	（貸）普通預金	18,000

②の取引

＜Ａ・Ｂ・Ｃ施設拠点区分＞			
（借）賃借料	6,000	（貸）拠点区分間借入金	6,000
（借）拠点区分間借入金	6,000	（貸）普通預金	6,000
＜法人本部拠点区分＞			
（借）普通預金	18,000	（貸）拠点区分間貸付金	18,000

（16）総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託について

（所管部署）

（注）この項においては、次の表の左欄の用語について、右欄の略語を使用することがある。

用　　語	略　　語
総合福祉通園センター障害児療育関係事業業務委託仕様書	業務委託仕様書
2024年４月１日施行前の地方自治法施行令	改正前自治令

事業団は、姫路市立障害者体育館及び姫路市立障害者やすらぎルームの指定管理者になっているとともに、姫路市から総合福祉通園センターの障害児療育関係事業の業務を受託している。

姫路市立障害者体育館及び姫路市立障害者やすらぎルームは姫路市の公の施設であるが、健康福祉局の総合福祉通園センターの部署の一つでもある。

総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託については、姫路市ウェブサイトの「総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託」のページ（https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000008234.html）に次のように登載されている。

総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託

姫路市立障害者体育館、姫路市立障害者やすらぎルームおよび姫路市立発達医療センター花北診療所における使用料の徴収事務について次の通り委託しました。
徴収事務委託とは、市民サービスの向上や事務処理の効率化などを目的として、市の歳入の徴収または収納事務処理を、団体や個人に委託することです。

委託した事務
姫路市立障害者体育館、姫路市立障害者やすらぎルームおよび姫路市立発達医療センター花北診療所における使用料の徴収

委託を受けた者
所在地
姫路市安田三丁目1番地

名称
社会福祉法人姫路市社会福祉事業団

委託期間
令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

使用料に係る歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる（改正前自治令第158条第１項・同項第１号）とされているが、自治省の通知によれば、「「徴収」とは、普通地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為をいい、「収納」とは、調定し、納入通知のあつた普通地方公共団体の収入を受け入れる行為をいう」とされている（1963（昭和38）年12月19日付自治省行政局行政課長通知）。また、調定の行為は、「その発生した権利内容を調査してこれを明確にし、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定するいわゆる内部的意思決定の行為」と解されている。また、納入の通知とは、「一般的には、歳入の納入を通知すること、すなわち、納入義務者に対してその納入すべき金額、納期限、納入場所等を通知する対外的行為」と解されている（松本英昭（著）「逐条地方自治法第９次改訂版」）。

「業務委託仕様書」の「２　業務内容」によれば、姫路市が事業団に委託しているのは、

(4) ④ 姫路市立発達医療センター花北診療所における診療事務の利用者負担金徴収事務
(5) やすらぎルーム使用料収納業務
(6) 障害者体育館使用料収納業務

である（同仕様書２(5)・(6)）。上記のように、徴収と収納ではその事務の範囲は異なり、収納よりも徴収の方が事務の範囲は広い。したがって、「総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託」のページに登載されている「委託した事務」のうち、やすらぎルームと障害者体育館に関しては「業務委託仕様書」において姫路市が事業団に委託している事務とは異なっていることになる。

これは、障害者体育館及び障害者やすらぎルームの使用料の取り扱いに関して誤解や疑念を抱かれる原因となりかねない。

したがって、姫路市は、「総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託」のページの「委託した事務」の記載内容と「業務委託仕様書」に記載されている委託業務の内容に相違が生じないように、「総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託」のページの記載内容を見直すことが必要である。【結果3-50】

3　意見

（1）事業団経理規程を実施するために必要な事項について（団体）

事業団は、その定款において、会計処理の基準について次のように定めている。

○姫路市社会福祉事業団定款
（会計処理の基準）
第35条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

上記の定款第35条の規定に基づいて、事業団は「姫路市社会福祉事業団経理規程」を定めている。

この事業団経理規程を実施するためには、補足しておくことが望ましい事項がある。

具体的な規定の内容については、全国社会福祉法人経営者協議会が2017（平成29）年１月31日付けで公表している「社会福祉法人モデル経理規程細則」が参考になる。事業団は、当該モデル経理規程細則を参考資料のひとつとして活用し、事業団の事情に応じた独自の規定を定めることが望まれる。【意見3-41】

（2）経理規程における重要性の基準について（団体）

事業団経理規程では、第40条第４項、第55条及び第56条第１項において、重要性が乏しい場合における特例を規定している。

○事業団経理規程
（有価証券の取得価額及び評価）
第40条　有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
２　有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
３　満期保有目的の債券以外の有価証券のうち、市場価格のあるものについては、前項の規定にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
４　満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

（賞与引当金）
第55条　職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

（徴収不能引当金）
第56条　金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
２　徴収不能引当金として計上する額は、次の第１号と第２号の合計額による。
（1）毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額
（2）前号以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額
３　前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

（注：下線は監査人による）

前記の各規定における重要性の判断は、計算書類等の利用者が、計算書類等に記載されたこれらの事項の情報に基づいて判断する場合において、誤りのない判断ができるか否かを考慮して行わなければならない。

重要性の判断は、原則として個々の事例ごとに行うことになるが、個々の判断における恣意性を排除するために、一定の基準を設け、明示しておく必要がある。

事業団に、上記のような重要性の判断にあたっての一定の基準を設けているかどうかについて質問したところ、現状ではそのような基準は設けていないとの回答があった。

したがって、事業団は、事業団経理規程の第40条第４項、第55条及び第56条における重要性の判断にあたっての一定の基準を設け、文書により明らかにしておくことが望ましい。【意見3-42】

（3）金種別表への押印について（団体）

障害者支援センター拠点区分では、小口の支払いは、小口現金（定額資金前渡制度による資金）をもって行っている。

監査人は、現地調査において、同センターで作成されている「金種別表」（金種表）を閲覧した。

事業団経理規程第29条に従って、毎日の出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告し（同条第１項）、報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認しなければならない（同条第３項）とされている。現金の残高確認のプロセスとして、小口現金の実際残高の証憑となる「金種別表」には、担当者（出納職員）と拠点の会計責任者である所長（施設長）が押印することが望まれる。【意見3-43】

○事業団経理規程

（小口現金）

第27条　小口の支払いは、定額資金前渡制度による資金（以下「小口現金」という。）をもって行う。

２　小口現金を設ける場合には、会計責任者が、その必要性を文書により説明したうえで、統括会計責任者の承認を得なければならない。

・・・　略　・・・

（残高の確認）

第29条　出納職員は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならない。

２　（略）

３　前二項の規定により報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認しなければならない。

（4）会計伝票の記載事項について（団体）

社会福祉法人会計基準は、社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、拠点区分を設けなければならないとしており、拠点区分には、サービス区分を設けなければならないとしている（会計基準第10条第１項・第２項）。

運用上の取り扱いの２によれば、拠点区分とは、原則として、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって１つの拠点区分とするとして

いる。また、具体的には、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するとしている。サービス区分とは、社会福祉法人がその行う事業の内容に応じて設ける区分をいうとされている（会計基準第10条第２項）。

上記の規定に従い、事業団は17の拠点区分を設定しているが、そのうち、障害者支援センター拠点区分及びかしのきの里拠点区分（いずれも障害福祉サービス事業）にサービス区分を設定している（事業団経理規程第５条第４項）。そして、事業団では、事業活動の内容を明らかにするために、各拠点区分においてはサービス区分を設け収支計算を行わなければならないとしている（事業団経理規程第５条第３項）。

事業団経理規程では、すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならないとしており（第12条第１項）、また、会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方及び取引内容を記載し、会計責任者の承認印を受けなければならないと定めている（第12条第３項）。

しかし、事業団経理規程は、会計伝票の記載事項にはサービス区分を含めていない。また、監査人が、サービス区分が設定されている障害者支援センター拠点区分及びかしのきの里拠点区分の会計伝票を閲覧したところ、両拠点区分の会計伝票には、サービス区分が記載されていない。

上述のように、事業団では、各拠点区分においてはサービス区分を設け収支計算を行わなければならないとしているが、これは収支計算の基礎単位がサービス区分であるということを意味していると考えられる。したがって、会計伝票にサービス区分の記載がないと、各拠点区分において行ったサービス区分を設けたうえでの収支計算の根拠または基礎資料としての会計伝票の有用性が低くなる。

そこで、事業団は、サービス区分を設定している拠点区分の会計伝票の記載事項にサービス区分を含めることが望ましい。【意見3-44】

現状、会計伝票は会計ソフトウェアに入力した仕訳データから作成されているが、会計伝票にサービス区分を出力する、あるいは会計伝票をサービス区分単位で作成できるように、会計ソフトウェアの機能の設定の変更を検討することが望ましい。

（5）リース契約書について（団体）

ファイナンス・リースのしくみについては、公益社団法人リース事業協会が同協会のウェブサイトに、次のような図を掲載して説明をしている（なお、同協会は、機械・設備等のリース事業及び関連産業の健全な発展を目指すとともに、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びに活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与することを目的として、リース及びリース事業に関する調査研究、広報等の事業を行っている団体である）。

ファイナンス・リースの仕組み

わが国で最も多く行われているファイナンス・リースは、次のような手順で行われます。

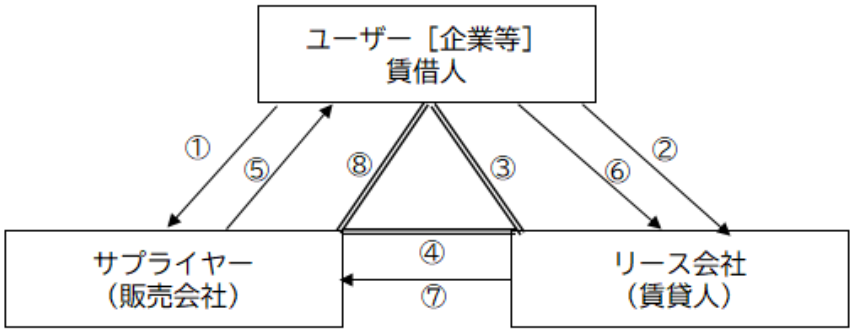

①設備等（リース物件）の選定
②リースの申込み
③リース契約の締結
④リース物件の売買契約の締結
⑤リース物件の搬入
⑥物件借受証の発行（リースの開始・リース料支払）
⑦物件代金の支払い
⑧リース物件の保守契約の締結

（https://www.leasing.or.jp/information /finance.html　2024年12月27日最終閲覧）

事業団は、2019年に日立キャピタルＮＢＬ株式会社との間で次のようなリース契約を締結している。

〇リース契約確認書　抜粋

発出者		日立キャピタルＮＢＬ株式会社
宛　先		社会福祉法人　姫路市社会福祉事業団
【ご契約内容】		
契約種類		リース
販売店名		アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社
代表物件名		オフィスコンピュータ
		※リース物件の詳細につきましては、別紙をご参照ください。
リース期間		60ヶ月
リース期間開始日		2019/7/1
リース期間満了日		2024/6/30
月額	リース料	89,000円
	消費税等	7,120円
	お支払額	96,120円
総額	リース料	5,340,000円
	消費税等	427,200円
	お支払額	5,767,200円

上記の「ファイナンス・リースのしくみ」の図によると、賃借人が事業団、賃貸人が日立キャピタルＮＢＬ株式会社（この項において「日立キャピタル」という。）、販売会社がアイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社（この項において「ＩＣＳ」という。）となり、このリース契約は、「ファイナンス・リースのしくみ」の図では、③に該当する。

一方、事業団は、ＩＣＳとの間でも、2019年６月18日に次のような契約書を取り交わしている。

○事業団とＩＣＳとの契約書　抜粋

契約日：元年６月 18 日
購入者：社会福祉法人姫路市社会福祉業団
品名・数量・代金（単価）・計：別紙御見積書どおり
小　計：￥5,028,300
消費税８％：￥402,264
合計：￥5,430,564
１．手附金　　［なし］
２．代金残金　［なし］
３．納入期限：元年６月 18 日
４．本契約に対する支払　５年リース　￥96,120／月（税込）
５．その他　設置指導料　￥100,000（税抜）・別途

上記購入者（以下購入者と云う）と売主アイシーエス姫路ウエルフェアー株式会社（以下ＩＣＳと略称）とは本契約書表面及び裏面の約旨に基づいて上記製品（以下機械という）を目的とする売買契約を締結しこれを証するため本書２通を作成し両社記名捺印した後各１通を保管いたします。

（注）下線は監査人による

賃借人である事業団と販売会社であるＩＣＳの間においては、一般的に、上記「ファイナンス・リースのしくみ」の図における⑧の「リース物件の保守契約」に関する契約書が取り交わされるだけであると考えられる。

しかし、事業団とＩＣＳとの間の契約書は、支払いを５年リースとする「売買契約」についての契約書面となっている（なお、当該契約書の裏面に記載されている「約旨」においても、当該契約が売買契約であることに基づく文言が散見される）。

この事業団とＩＣＳとの間の契約については、上記「ファイナンス・リースのしくみ」の図にみられるような、わが国において一般的に行われているファイナンス・リースの手順においては、相当するものが存在しない。

契約書から考えれば、事業団は、賃貸人である日立キャピタルとの間でリース契約を締結し、また、販売会社であるＩＣＳとの間で売買契約を締結していることになる。したがって、第三者からは、事業団とＩＣＳの間の契約書がどのような意味を持つ書面なのかという疑念や、事業団は二重に契約を締結しているのではないかという疑念を抱かれる可能性がある。

上述のように、一般的に考えると、事業団は賃貸人である日立キャピタルとの間で

のリース契約だけを締結すればよく、販売会社であるＩＣＳとの間では、リース物件の保守契約を締結すればよいだけなのであるから、事業団とＩＣＳの間ではそれ以外の契約書を取り交わす必要はないはずである。

以上から、事業団は、契約にあたって書面を取り交わす際には、リース契約のしくみについて再度確認をするとともに、ＩＣＳとの間の契約書のような一般的ではない契約書を入手した場合は、その内容を調査したうえで、その書面が当該契約において必要なものであるかどうかについて、慎重に検討することが望まれる。【意見3-45】

(6) リース契約の見積書について（団体）

事業団は、2019年に、日立キャピタルＮＢＬ株式会社との間で次のようなリース契約を締結している。

○リース契約確認書　抜粋

発出者		日立キャピタルＮＢＬ株式会社
宛　先		社会福祉法人　姫路市社会福祉事業団
【ご契約内容】		
契約種類		リース
販売店名		アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社
代表物件名		オフィスコンピュータ
		※リース物件の詳細につきましては、別紙をご参照ください。
リース期間		60ヶ月
リース期間開始日		2019/7/1
リース期間満了日		2024/6/30
月額	リース料	89,000円
	消費税等	7,120円
	お支払額	96,120円
総額	リース料	5,340,000円
	消費税等	427,200円
	お支払額	5,767,200円

そして、このリース契約の締結に先立ち、販売店であるアイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社から見積書を入手しているが、その内容を抜粋すると次のとおりである。

○見積書　抜粋

支払方法：５年リース

リース金額	¥96,120／月（内消費税¥7,120）

品名・仕様	数量	単価	金額
オフィスコンピュータ　Atlas710 EP103（サーバ構築費を含む）	１台		3,110,000

19”ＴＦＴモニタ レーザープリンタ Win2016server　Office2016　搭載			
財務・給与・減価償却システム 施設管理システム ＵＰＳ 特別値引	1式 1式 1台		標準装備 標準装備 69,800 △ 620,000
ＴＳクライアント構築費用 ＬＡＮ構築費 ＶＰＮ構築費（6施設） リモートデスクトップサービスユーザーキャル（5ＣＡＬ） ユーザーサーバーキャル（5ＣＡＬ） 特別値引	9台分 9台分 1set 2 2	230,000 50,000 112,000 32,500	2,070,000 450,000 476,000 224,000 65,000 △ 816,500
最終価格 消費税			5,028,300 402,264
税込価格			5,430,564
【備考】上記以外のシステム及び変更については別途見積とします。 マスターコンバート及び指導料金　¥100,000 ／別途（税別） ＩＣＳ総合メンテナンス料金　¥550,000 ／年間（税別）			

上記の見積書については、次のような問題がある。

① 本体に付属しているモニタ、プリンタ、オペレーションシステム、オフィスソフトの価格が不明である。

② 「標準装備」とされている財務・給与・減価償却システム及び施設管理システムの価格が不明である。

③ ＴＳクライアント構築費用、ＬＡＮ構築費及びＶＰＮ構築費（6施設）については、構築費用の中に複数の要素が含まれている可能性があるが、その内訳と価格が不明である。

したがって、このような見積書からは、事業団が、見積価格が妥当であるかどうかの検証を行うことが困難である。

また、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下であるかどうかについては、1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができるとされている（企業会計基準適用指針第16号　リース取引に関する会計基準の適用指針第35項(3)）が、上記のような問題から、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することが困難であるため、事業団が本件のリース取引がファイナンス・リース取引に該当するのかオペレーティング・リース取引に該当するのかについて判断を行うにあたっても情報が不足している。

したがって、事業団は、見積価格が妥当であるかどうかの検証や、リース取引がファイナンス・リース取引に該当するのかオペレーティング・リース取引に該当するのかについての判断を行うにあたって有用な見積書を入手することが望ましい。【意見 3-46】

（7）賞与引当金に対応する社会保険料等について（団体）

事業団の2023年会計年度の計算書類によれば、2023年会計年度末に法人全体で賞与引当金を53,957千円を計上している。

これは、2024年会計年度の各拠点区分における賞与の予算要求額を基礎として、その２分の１が夏季賞与相当額であるとしたうえで、2023年会計年度に帰属する部分が夏季賞与相当額の６分の４（夏季賞与は前年12月から５月までの勤務を対象としているため）であるとして計算された金額を法人全体で集計したものとなっている。

しかしながら、賞与を支給した場合には、必ず社会保険料及び労働保険料が発生する。これについても額を合理的に見積もることができるため、事業団は、社会保険料及び労働保険料の法人負担分についても見積計上することが望ましい。【意見3-47】

（8） 姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム指定管理者業務仕様書の記載事項について（所管部署）

姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム（この項において「ふれあいの郷」ということがある。）は、姫路市の公の施設である（自治法第244条第３項、姫路市社会福祉施設条例第３条・別表第１）。事業団は、2023年度においてふれあいの郷の指定管理者となっており（2020年４月１日から2025年３月31日まで）、事業団が指定管理者として行う業務の範囲及び内容は、姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム指定管理者業務仕様書（この項において「業務仕様書」ということがある。）によっている。

ふれあいの郷における財務に関連する事務に関しては、業務仕様書では管理業務に係る経理について「23　管理経費の経理」において記載がある。

しかし、入所者の日常生活に要する費用の取扱い及び入所者の預り金の出納管理等については業務仕様書には記載がない。

これらは、姫路市が事業団に行わせる業務としては、養護老人ホームの施設の運営に関する業務や利用者に対する適切な処遇に含まれるともいえる。

姫路市は、業務仕様書の第４項において、老人福祉法第15条に定める養護老人ホームとして、姫路市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を満たすよう施設を管理運営することとしているが、同条例には入所者の日常生活に要する費用の取扱い及び入所者の預り金の出納管理等については明記されていない。

また、利用者に対する適切な処遇については、業務仕様書の第５項において、「利用者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により適切な処遇を行うこと。」とされているが、具体的な記載はない。

養護老人ホームの入所者の年金等の金銭は個人の財産であり、本人が管理することが原則である。しかしながら、知的障害者、認知症高齢者など意思能力が十分でない

利用者については、これにより難い場合もあるのが実情である。このような場合は、日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用することが望まれるが、やむを得ず入所者の金銭を施設において管理しなければならない場合には、契約を締結するなどして、適切に行わなければならない。

姫路市監査指導課も、「社会福祉法人・施設指導監査調書」において、会計に対する指導監査事項として、利用者からの収入及び利用者預かり金に関する事項を挙げている。

また、老人福祉施設において職員が入所者からの預り金を着服するという不正事例の発生が、ここ２年（2023年岐阜県岐阜市、2024年岡山県津山市）続けて報道されており、社会一般の関心も低くはないと考えられる。

さらに、入所者に対する処遇という観点からは、入所者の財産の管理につながる入所者の日常生活に要する費用の取扱い及び入所者の預り金の出納管理等は、通常考えられている処遇とは若干意味合いが異なる、特殊なものであるともいえる。

以上から、姫路市は、業務仕様書の中に入所者の日常生活に要する費用の取扱い及び入所者の預り金の出納管理等について、指定管理者として行う業務の範囲及び内容として記載することを検討することが望ましい。【意見3-48】

(9) 姫路市立障害者支援センター等の指定管理者業務について（所管部署）

（注）この項においては、次の表の左欄の用語について、右欄の略語を使用することがある。

用　　語	略　　語
姫路市立障害者支援センター等指定管理者業務仕様書	指定管理者業務仕様書
国民健康保険団体連合会	国保連

事業団は、姫路市立障害者支援センターの指定管理者となっており、その指定管理業務の範囲及び内容は、姫路市立障害者支援センター等指定管理者業務仕様書によることになっている。

同仕様書の３のなお書きでは、当該業務のうち、介護給付費、訓練等給付費、地域生活支援給付費及び利用者負担金の請求等に関する業務は、姫路市に留保するとされているが、障害福祉サービス事業に係る障害者施設（姫路市立障害者支援センター、姫路市立かしのきの里、姫路市立書写障害者デイサービスセンター及び姫路市立広畑障害者デイサービスセンター）及び地域活動支援センター事業に係る障害者施設（姫路市立在宅障害者デイサービスルーム）の運営に関する業務には、「給付費請求に係る資料の作成に関すること」が含まれている（指定管理者業務仕様書５(1)④ウ(ｱ)、５(2)④ア(ｱ)）。

介護給付費、訓練等給付費、地域生活支援給付費の請求は、支給決定障害者等と契約を締結し、その契約に基づきサービスを提供した事業者（なお、本件の場合は事業者も姫路市となる）が、支給決定をした姫路市に対して、当該支給決定障害者等に代わって給付費の請求を行い、姫路市（国保連経由）から支払を受けるという流れとなっている（下図参照）。

請求を受け付けるしくみ

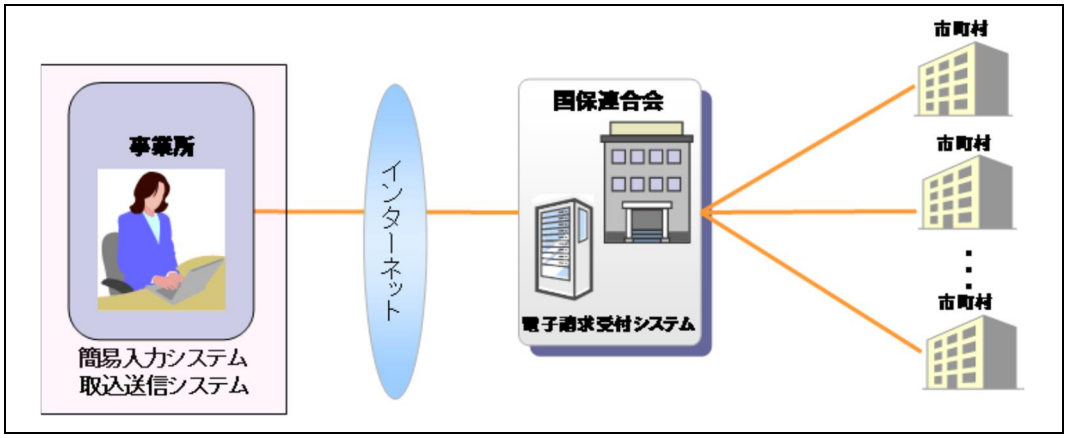

出典：国民健康保険中央会「電子請求を始める前に」

これらの障害福祉サービス給付費の支払事務は国保連で行うが、請求にあたって、事業者は国保連の提供する「簡易入力システム」等を使って請求データを作成し、インターネット経由で国保連に送信することになっている。そして、国保連は「電子請求受付システム」によって請求データを処理することになっている。国民健康保険中央会が発行している資料「電子請求を始める前に」では、「請求情報の送信等の請求事務」という記述があり、データの作成及び送信は請求事務であると考えられていることが見て取れる。これらから、実務的には、データの作成及び送信は請求事務のうちでもかなり重要性の高いものであると考えられる。

上記の事業団が姫路市の指定管理者となっている障害福祉サービス事業及び地域活動支援センター事業に係る障害者施設の現地調査時に、監査人が事業団に対して給付費の請求事務に関して質問を実施した。その結果、実務上は当該施設に配属されている事業団の職員が、給付費請求に係る資料の作成を行うことは当然として、請求データの作成および送信も行っていること、また、請求情報の修正、支給決定をする姫路市（障害福祉課）が行う審査、審査による返戻等に関する姫路市とのやりとりも当該施設に配属されている事業団の職員が行っている旨の回答を得た。

以上より、現状、事業団が行っている介護給付費、訓練等給付費、地域生活支援給付費の請求等に関する業務は、「給付費請求に係る資料の作成に関すること」の域を超えていると考えることができ、また、介護給付費、訓練等給付費及び地域生活支援給付費の請求等に関する業務を「市に留保している」と言い切るのは難しくなっているのではないかと考えられる。

したがって、姫路市は、指定管理業務の範囲及び内容を明確にするため、指定管理者業務仕様書における介護給付費、訓練等給付費及び地域生活支援給付費の請求等に関する業務の記載内容を見直すことが望ましい。【意見3-49】

（10） 障害者体育館及び障害者やすらぎルームにおける使用料の取り扱いについて（団体／所管部署）

（注）この項においては、次の表の左欄の用語について、右欄の略語を使用することがある。

用　　語	略　　語
2024年４月１日施行前の地方自治法	改正前自治法
2024年４月１日施行前の地方自治法施行令	改正前自治令
姫路市立障害者支援センター等の管理に関する基本協定書	基本協定書
姫路市立障害者支援センター等指定管理者業務仕様書	指定管理者業務仕様書
総合福祉通園センター障害児療育関係事業業務委託契約書	委託契約書
総合福祉通園センター障害児療育関係事業業務委託仕様書	業務委託仕様書
姫路市立障害者体育館	障害者体育館
姫路市立障害者やすらぎルーム	障害者やすらぎルーム

姫路市立障害者体育館及び姫路市立障害者やすらぎルームは姫路市の公の施設である（自治法第244条の２第１項、姫路市社会福祉事業施設条例第３条・別表第１）。

姫路市は、障害者体育館及び障害者やすらぎルームの指定管理者（自治法第244条の２第３項）として、事業団を指定している（基本協定書）。そして、障害者体育館及び障害者やすらぎルームの指定管理者が行う業務の範囲及び内容は、指定管理者業務仕様書によっている。

障害者体育館については、2013年４月１日から、公共施設予約システムでインターネットを通して、空き状況の確認や利用予約ができるようになっているが、姫路市が作成している「障害者体育館の予約における公共施設予約システムの導入について（お知らせ）」によると、インターネット予約をした人は、予約後７日以内、かつ、利用日の３日前までに、受付において使用料を納付することになっている（納期日が土日祝及び休館日の場合はその前日まで）。そして、納付した後に、使用許可書と領収書が発行される。ただし、窓口での受付（予約）については、これまでどおり行われることになっている。

公共施設予約システムを利用して姫路市立障害者体育館の予約を行った場合の使用料の徴収（指定管理者に対する歳入徴収事務の私人委託）は、指定管理者業務仕様書５(3)④ア(ｳ)に、指定管理者が行う業務の範囲及び内容の一つとして挙げられている。

○　指定管理者業務仕様書より抜粋
５　障害者施設の運営に関する業務
（3）その他利用施設の運営に関する業務
④　公共施設予約システムの運用（姫路市立障害者体育館）
姫路市が導入している、市内の文化、スポーツ施設の予約や空き状況の照会などを、携帯電話や自宅のパソコンなどからインターネットを利用して簡単に行うことができるシステムの運用を行うこと。
ア　業務の内容
（ｱ）利用者登録
（ｲ）予約管理
（ｳ）使用料の徴収（指定管理者に対する歳入徴収事務の私人委託）
（ｴ）その他、システムの運用に関すること。

・・・　略　・・・

（下線は監査人による。）

一方、姫路市は、障害者体育館及び障害者やすらぎルームの「使用料収納業務」を事業団に委託している（改正前自治法第243条、改正前自治令第158条、業務委託仕様書２(5)・(6)）。

○業務委託仕様書より抜粋

２　業務内容

(5) やすらぎルーム使用料収納業務

やすらぎルームの使用料収納について、金銭の収納後に領収書を作成し、当該利用者に交付する。やすらぎルームの入所許可を受けた者から収納した施設使用料は甲の指定する金融機関において、払込書により即日又はやむを得ない場合は翌日（金融機関が休業日のときは、金融機関の翌営業日）中に納付するとともに、収納金の払込の内訳を示す書類を甲に提出する。なお、収納した現金を金融機関に払い込むまでの間は、金庫その他確実な方法により保管する。また、毎月分の実績について、当該徴収事務の内容を示す計算書を作成し、翌月５日までに甲に提出する。

(6) 障害者体育館使用料収納業務

障書者体育館の使用料収納について、金銭の収納後に領収書を作成し、当該利用者に交付する。障害者体育館の使用許可を受けた者から収納した施設使用料等は甲の指定する金融機関において、払込書により即日又はやむを得ない場合は翌日（金融機関が休業日のときは、金融機関の翌営業日）中に納付するとともに、収納金の払込の内訳を示す書類を甲に提出する。なお、収納した現金を金融機関に払い込むまでの間は、金庫その他確実な方法により保管する。また、毎月分の実績について、当該徴収事務の内容を示す計算書を作成し、翌日５日までに甲に提出する。

（下線は監査人による。）

指定管理者制度と、歳入の徴収又は収納の委託とでは、根拠となる法令の規定が異なるため、指定管理仕様書では指定管理者が行う業務の項目を挙げ、詳細の委託業務の内容は業務委託仕様書で定めていると考えられる。

以上の、障害者体育館及び障害者やすらぎルームの使用料の取り扱いに関する事項については、次のような問題がある。

① 指定管理者業務仕様書では、指定管理者が行う業務として、障害者体育館について公共施設予約システムを利用した場合の「使用料の徴収（指定管理者に対する歳入徴収事務の私人委託)」が挙げられているが、障害者体育館の使用申込を窓口で行う場合の使用料の収納及び障害者やすらぎルームの使用料の収納については挙げられていない。

② 指定管理者業務仕様書では、指定管理者が行う業務として、障害者体育館について公共施設予約システムを利用した場合の「使用料の徴収（指定管理者に対する歳入徴収事務の私人委託)」と記載されているが、業務委託仕様書では事業団に委託する業務として障害者体育館及び障害者やすらぎルームの「使用料収納業務」と記載されている。

ここで、「徴収」とは、普通地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為をいい、「収納」とは、調定し、納入通知のあつた普通地方公共団体の収入を受け入れる行為をいうとされている（1963（昭和38）年12月19日付自治省行政局行政課長通知）。

この点、業務委託仕様書の記載が優先するとすれば、姫路市が事業団に委託している業務は収納であって徴収ではないので、指定管理者業務仕様書には姫路市が事業団に委託していない部分（歳入を調定し、納入の通知をすること）が挙げられていることになる。

一方、指定管理者業務仕様書の記載が優先するとすれば、公共施設予約システムを利用して障害者体育館の予約をした場合の使用料の徴収が指定管理者業務の一つとなっているから、姫路市が事業団に委託している業務には、公共施設予約システムを利用して障害者体育館の予約をした場合の使用料の歳入の調定と納入の通知が含まれないことになる。

このように、現状の指定管理者業務仕様書及び業務委託仕様書では、障害者体育館及び障害者やすらぎルームの使用料の取り扱いについての範囲と内容に相違がみられ、明確になっていない。したがって、障害者体育館及び障害者やすらぎルームの使用料の取り扱いについては色々なとらえ方がなされる可能性がある。

そこで、障害者体育館及び障害者やすらぎルームの使用料の取り扱いに関して誤解や疑念を抱かれることのないようにするため、障害者体育館及び障害者やすらぎルームの使用料の取り扱いに関する業務の範囲と内容について整理するとともに、指定管理者業務仕様書及び業務委託仕様書の記載の内容についての見直しを検討することが望ましい。【意見3-50】

第３節　公益財団法人姫路市中小企業共済センター

１　団体について

(1) 団体の概要

ア　概　要

項　目	内　容		
団体名	公益財団法人 姫路市中小企業共済センター		
事業年度	毎年４月１日～３月31日		
所管部局	労働政策課		
所在地	姫路市飾磨区野田町127番地高田姫路南ビル内		
設立年月日	昭和49年10月25日（共済会）、平成２年４月10日（法人登記）		
設立目的	センターは、退職金共済事業をはじめとして中小企業勤労者等に対する総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。		
事業内容	① 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項に基づく特定退職金共済団体として行う退職金共済事業 ② 中小企業勤労者等の生活安定に係る事業 ③ 中小企業勤労者等の健康の維持増進に係る事業 ④ 中小企業勤労者等の自己啓発・余暇活動に係る事業 ⑤ 中小企業勤労者等の財産形成に係る事業 ⑥ 中小企業勤労者等の老後生活の安定に係る事業 ⑦ その他上記の目的を達成するために必要な事業		
基本財産	100,000千円		
市出資額（出資比率）	100,000千円 （100.0%）		
市との関係性	補助金交付	業務委託	指定管理
	あり	なし	なし

イ　設立経緯等

・昭和48年10月23日姫路市勤労者福祉審議会に対し、中小企業勤労者の制度について諮問
・昭和49年４月19日答申を受ける
・昭和49年10月25日姫路市中小企業勤労者福祉共済会を設立
・昭和49年12月１日福利厚生事業を開始
・昭和59年５月１日特別弔慰金等給付共済事業を開始
・昭和60年５月１日姫路市中小企業共済会に改称
・平成２年４月１日姫路市中小企業共済会を法人化し、財団法人姫路市中小企業共済センターを設立（平成２年４月10日 法人設立登記）
・平成３年４月１日特定退職金共済事業を開始
・平成24年４月１日公益法人制度改革により、公益財団法人姫路市中小企業共済センターに移行

ウ　事業の概要

（ｱ）主な事業内容

「姫路市が元気になるためには、中小企業が元気にならなければならない。中小企業が元気になるためには、勤労者が元気にならなければならない。」をモットーに、姫路市内の中小企業従業員の方々が「生活の充実」と「ゆとりと活力」を実感できるような総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の活性化に取り組んでいる。具体的な事業内容及びその実施状況は以下のとおりである。

ａ 公益目的事業

（a）福利厚生事業

会員ニーズに沿った事業を展開するため、余暇活動事業の充実や割引施設の拡大に取り組み、魅力ある福利厚生事業の充実に努めている。

① 健康管理事業

・事業所健康診断の補助、人間ドック、ＰＥＴ健診の補助など

② 余暇活動事業

・スポーツ行事
・文化、教養及び研修行事
・レクリエーション行事
・旅行行事

③ 余暇施設の補助割引利用

・指定保養所
・観劇・鑑賞・観戦等施設
・スポーツ・レジャー施設
・味覚施設
・割引契約施設

④ 生活資金の融資斡旋

⑤ 広報活動事業

・共済センターの各種広報活動

（b）退職金共済事業

① 加入状況

加入事業所数	令和５年度末	697 事業所	加入者数	令和５年度末	5,084 人
	令和４年度末	712 事業所		令和４年度末	5,166 人

② 掛金月額（口数）別加入状況（1口1,000円）（令和6年3月31日現在）

口数(口)	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	合 計
人数(人)	3,110	1,271	284	164	50	205	5,084

③ 退職給付金支給状況

支給人数	令和５年度	548 人	支給総額	令和５年度	365,189,820 円
	令和４年度	541 人		令和４年度	385,088,710 円

④ 退職給付金積立金積立状況

積立金	令和５年度末	4,452,949,916 円
	令和４年度末	4,373,608,280 円

b 収益事業等(相互扶助等を行うその他の事業)

(a) 慶弔給付金事業

結婚祝金、出産祝金、永年勤続報奨金などの給付

(b) 特別弔慰金等給付共済事業

死亡特別弔慰金、重度障害見舞金の給付

(ｲ) 会員の状況

a 令和5年度会員動向（令和6年3月31日現在）

区　　分	事 業 所 数	会　員　数
事業所新規入会	２９	４１７
事 業 所 脱 会	△４９	△４６２
会員追加加入	－	３，５９９
会員資格喪失	－	△３，７２６
差　　引	△２０	△１７２

b 過去５年間の会員数の推移（各年度末現在）

年　度	事業所数	会 員 数	比 較 増 減	
			事業所数	会 員 数
令和 元 年度	１，８０２	３９，７２３	△ １８	５１４
令和 ２ 年度	１，７９９	３９，５６０	△ ３	△１６３
令和 ３ 年度	１，７９４	３９，５０６	△ ５	△５４
令和 ４ 年度	１，７６４	３９，４４５	△ ３０	△６１
令和 ５ 年度	１，７４４	３９，２７３	△ ２０	△１７２

c 規模別事業所数及び年代別会員数（令和6年3月31日現在）

（a）規模別事業所数

5人以下	6～10人	11～20人	21～50人	51～100人	101～200人	201人以上	合　計
709	375	278	219	88	50	25	1,744

（b）年代別会員数

	19才以下	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上	合　計
男	150	2,894	4,155	6,051	6,412	3,153	1,123	23,938
女	91	2,350	2,678	3,826	4,051	1,657	682	15,335
合　計	241	5,244	6,833	9,877	10,463	4,810	1,805	39,273

（2）組織の状況（令和６年11月１日現在）

ア　組織図

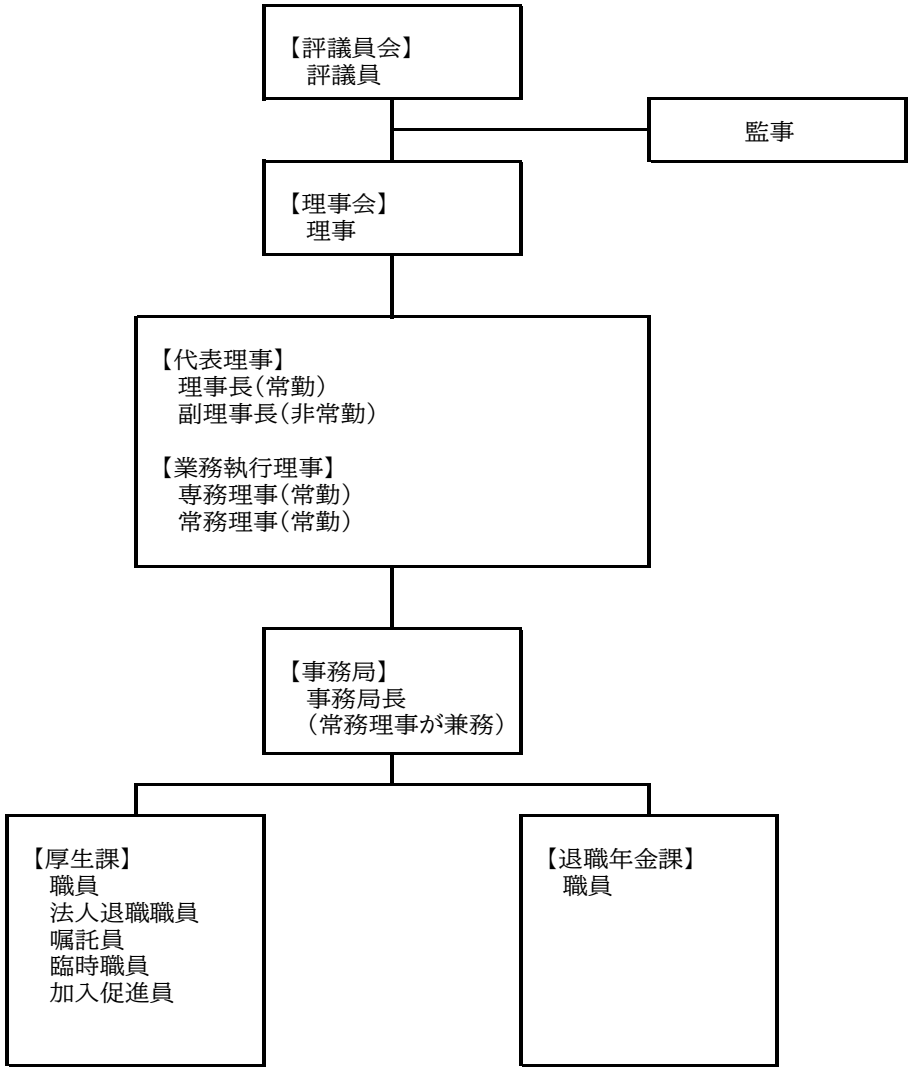

(3) 役職員の状況

ア　役員の状況

役員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
常勤役員	市OB	３名	３名	３名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	３名	３名	３名
非常勤役員	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	１名	１名	１名
	その他	１４名	１４名	１４名
	合計	１５名	１５名	１５名
役員合計		１８名	１８名	１８名

イ　職員の状況

職員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
正規職員	団体職員	４名	４名	４名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	４名	４名	４名
嘱託職員	団体職員	２名	２名	２名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	１名	2	１名
	合計	３名	４名	３名
職員合計		７名	８名	７名

(4) 財務の状況

ア　貸借対照表

（単位：千円）

勘定科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
流動資産	382,186	372,670	356,840
固定資産	4,506,742	4,541,696	4,612,678
資産合計	4,888,929	4,914,367	4,969,518
流動負債	344,441	332,419	319,362
固定負債	4,275,807	4,315,409	4,390,944
負債合計	4,620,248	4,647,829	4,710,307
指定正味財産	100,000	100,000	100,000
一般正味財産	168,680	166,538	159,211
正味財産合計	268,680	266,538	259,211

イ　正味財産増減計算書

（単位：千円）

勘定科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益	1,171,780	1,210,802	1,204,102
経常費用	1,246,486	1,212,940	1,211,429
当期経常増減額	△74,706	△2,137	△7,326
経常外収益	－	－	－
経常外費用	44	4	－
当期経常外増減額	△44	△4	－
当期一般正味財産増減額	△74,750	△2,142	△7,326
一般正味財産期首残高	243,430	166,680	166,538
一般正味財産期末残高	168,680	166,538	159,211
当期指定正味財産増減額	－	－	－
指定正味財産期首残高	100,000	100,000	100,000
指定正味財産期末残高	100,000	100,000	100,000
正味財産期末残高	268,680	266,538	259,211

(5) 市との取引の状況

（単位：千円）

項　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
補助金	63,004	63,298	63,539
業務受託料	－	－	－
指定管理料	－	－	－
備考			

令和５年度の補助金の内訳は、以下のとおりである。

ア　補助金

項　　目	金額（千円）	内容
中小企業福祉事業助成事業費補助金	34,180	中小企業福祉事業助成
退職金共済事業助成事業費補助金	29,359	退職金共済事業助成
合計	63,539	

２　監査の結果

（1）金庫内の現物数量管理について（団体）

共済センターでは、会員に販売する各種チケットやプリペイドカード（以下、チケット等）を保有している。これらは基本的に共済センター内の金庫に保管されており、販売用に一部が管理担当者の手許に持ち出されている。

それぞれのチケット等の入出庫については、その都度数量が記録されており、月初からの変動が把握できるようになっている。これにより、あるべき在庫数量が管理されており、入出庫の記録について重要な点において問題はないものと考えられる。

ここで、この入出庫記録から算定されている在庫数量が適切か否かについて、往査実施日において現物実査を行い確認した。令和6年3月末と令和6年10月末時点の在庫数量及び金額、往査時点の現物数量確認結果は以下のとおりであり、全て記録上のあるべき数量とカウントした実際の数量は一致している。

在庫枚数と金額の状況

券種	単価	令和6年3月末		令和6年10月末	
		在庫枚数	金額	在庫枚数	金額
駐車場プリペイドカード	2,200	36	79,200	29	63,800
駐車場プリペイドカード	4,500	339	1,525,500	130	585,000
クオカード（販売用）	500	378	189,000	430	215,000
こども商品券	1,000	554	554,000	354	354,000
ジェフグルメカード	500	341	170,500	343	171,500
クオカード（加入謝礼、賞品用）	500	281	140,500	230	115,000
合計		1,929	2,658,700	1,516	1,504,300

現物数量確認結果

券種	10月末	11月1日～11月17日			往査日
	在庫枚数	入庫	出庫	在庫枚数	在庫枚数
駐車場プリペイドカード	29	-	2	27	27
駐車場プリペイドカード	130	-	54	76	76
クオカード（販売用）	430	-	101	329	329
こども商品券	354	500	566	288	288
ジェフグルメカード	343	1,000	764	579	579
クオカード（加入謝礼、賞品用）	230	500	273	457	457
合計	1,516	2,000	1,760	1,756	1,756

会計処理規程における金銭の範囲は、「現金、諸預貯金、小切手、郵便為替証書その他随時に通貨と引き替えることのできる証書」とされており、共済センターで管理しているチケット等は、通常額面金額で通貨と引き替えることがないものであることから、金銭には当たらない。しかし、当該チケット等には金銭に近い性質を持つ物が含まれていることから、現物の管理に関しては金銭に準じた慎重な取り扱いが求められる。具体的には、定期的な棚卸の実施により帳簿記録と現物在庫数との一致を確認する必要があると考えるが、共済センターではこれらチケット等の定期的な棚卸は行っていないとのことであった。

共済センターでは、過去に紛失・盗難・流用等の不適切な事象は発生したことがないとのことであるが、当該チケット等資産の性質から、現時点で顕在化していないものであっても、不正に関する潜在的なリスクは相対的に高いものと考えられるため、定期的な棚卸を実施するよう体制を構築する必要がある。

【結果3-51】

【公益財団法人姫路市中小企業共済センター会計処理規程】
・・・略・・・
第4章　出納
（金銭の範囲）
第17条　この会計処理規程において、金銭とは現金、諸預貯金、小切手、郵便為替証書その他随時に通貨と引き替えることのできる証書をいう。
・・・略・・・
第18条
4 出納事務担当者は、随時、支払に充てるため10万円以上を限度として手許現金を保有することができる。この手許現金の清算は毎月1回以上毎月末には必ず行わなければならない。
・・・略・・・

（2）チケット代等の代金受領事務について（団体）

共済センターにイベント・チケット等の申し込みを行った利用者が対応するチケットを受け取る方法は、以下の２通りから選択することが出来る。

① 利用者が窓口へ訪問し受け取る方法
② 共済センターが利用者へ郵送する方法

これに対して、当該チケット等の代金受領については、利用者が窓口に受け取りに来るか、共済センターから利用者に対して郵送するかを問わず、いずれも共済センターが利用者に対し納付書を交付し、指定日までに利用者が料金を納付する方法のみとなっている。

チケットの引渡し、代金受領それぞれのみを見れば、特段の問題はないものと考えられるが、それぞれのタイミングを考慮した場合には問題があると考える。

上記チケット等の引渡しと代金受領のタイミングは以下の通りとなっている。

① 利用者からのチケット等利用申し込み
② 共済センターからのチケットの引渡し、及び納付書の発行
③ 利用者による代金の納付

上記の通り、チケットと交換で行うのは納付書の発行となっており、料金の受領が出来ていないことから､意図的か否かにかかわらず利用者が納付を行わない場合には、チケットが利用され､これに対する共済センターの負担額が発生したにもかかわらず、その利用料が納付されないものが存在する。

利用者が会員事業所の職員であるなど、連絡が取れる場合には督促により回収に至ることもあるが、未回収のまま会員事業所を退職するなどにより連絡が取れなくなるケースもあるとのことであり、往査時点で少額ではあるが未回収残高が残っている。

10月11日時点の未入金のうち、令和３年４月以降令和６年６月までに発生したものは以下のとおりである。

事業	売上月	件数	未入金額
駐車場プリペイドカード	令和6年6月	2	7,200
	令和6年4月	1	3,600
	令和6年3月	2	7,200
ジェフグルメカード	令和6年6月	1	4,050
	令和6年4月	1	4,500
	令和6年3月	1	2,250
雪組「ベルサイユのばら」～フェルゼン編～	令和6年6月	1	22,850
ファッシネイティングヒーローズ　入場券	令和6年6月	1	3,600
スポーツクラブルネサンス姫路入場券	令和6年6月	1	2,700
こども商品券	令和6年6月	1	6,300
美術館　プリズム～見えない光を捉えるアート～	令和6年5月	1	800
映画GIFT	令和6年5月	7	21,000

事業	売上月	件数	未入金額
潮干狩り(新舞子)	令和6年5月	1	5,950
	令和6年4月	4	16,700
	令和5年5月	1	4,800
	令和4年4月	1	4,600
	令和3年4月	1	4,550
潮干狩り(的形)	令和6年5月	1	4,600
	令和6年3月	1	3,300
	令和4年4月	2	7,950
旬彩蔵利用券	令和6年5月	2	9,000
	令和6年2月	2	9,000
神崎農村公園　ヨーデルの森	令和6年4月	1	2,300
淡路ファームパーク　イングランドの丘	令和6年4月	1	1,100
甲子園外野席	令和6年4月	1	3,350
イオンスポーツクラブ	令和6年4月	1	800
姫路太陽公園・白鳥城	令和6年4月	1	2,400
神戸どうぶつ王国	令和6年4月	1	7,050
	令和6年3月	2	3,630
	令和6年2月	1	3,120
	令和5年11月	1	3,120
	令和3年4月	1	3,410
映画ドラえもん のび太の地球交響楽	令和6年4月	1	2,100
	令和6年3月	1	1,400
姫路セントラルパーク	令和6年3月	1	12,800
	令和6年2月	5	61,200
	令和5年8月	2	34,100
	令和5年7月	1	19,400
	令和4年8月	1	8,960
	令和3年5月	1	5,760
アンパンマンこどもミュージアム	令和6年2月	7	33,600
綾部山梅林観梅券	令和6年2月	1	600
Vリーグ女子　公式戦チケット	令和6年1月	1	3,200
釣堀センター　水宝	令和4年11月	1	82,800
スポーツクラブNAS　入場券	令和4年6月	1	1,720
ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団	令和3年7月	1	29,600
合　計		72	484,020

上記のうち令和６年度以前の未収金については、代金の支払いを失念したまま放置され、利用者がそのまま会員事業所を退職するなどにより連絡が取れなくなってしま

い、回収が困難になっているものもある、とのことであった。

不正防止のため、共済センターとして極力現金を保有しない方針とのことであり、窓口で現金を受領しないことには一定の合理性はあると考える。また、チケット等利用者がチケット等の利用日直前に申込みを行うケースがあり、このような利用者に対しても柔軟に対応することなどを重視すれば、料金の「後払い」を認めるべきという結論も理解できるが、これが結果として異なる不正の余地を生じさせていることに注意をする必要がある。すなわち、上記未収金のように利用者が未払いのままチケット取得することで、結果としてチケットの不正取得、利用を行う余地を生じてさせている。

このことは、金額、割合はわずかなものであっても、他の大多数の適正利用を行っている会員に対するサービスの一部を毀損させる結果にもつながる事から、料金の受領方法については、現金以外の方法によるチケット引き換え時の決済を求めるなど、共済センターとしてルールの見直しを検討する必要がある。

【結果3-52】

3　意見

(1) 理事会への出席について（団体）

令和元年度から令和５年度までに行われた共済センターの理事会における欠席者の状況については、下記のとおりである。

開催日	欠席者数／理事総数	備考
令和元年６月１日	－	みなし決議
令和元年６月１日	－	みなし決議
令和元年６月13日	５名／１８名	－
令和２年３月16日	－	みなし決議
令和２年６月１日	－	みなし決議
令和２年６月17日	３名／１８名	－
令和２年６月30日	－	みなし決議
令和３年３月15日	３名／１８名	－
令和３年４月１日	－	みなし決議
令和３年６月９日	４名／１８名	－
令和４年３月16日	－	－
令和４年４月１日	－	みなし決議
令和４年６月15日	２名／１８名	－
令和４年６月29日	－	みなし決議
令和５年３月16日	４名／１８名	－
令和５年４月１日	－	みなし決議
令和５年６月15日	４名／１８名	－
令和５年７月１日	－	みなし決議
令和６年３月14日	４名／１８名	－

みなし決議が行われた理事会を除くと、ほぼ全ての理事会で複数の欠席者が発生している。理事会の決議要件を満たしているため、この点をもって問題とはしないが、法人の業務を執行する理事以外の理事について期待されることが主に業務執行状況の監視機能であることに鑑みると、理事会に出席し意見を述べることが理事としての重要な役割と言える。そのため、共済センターとして早い時期に理事会の日程を押さえるなど、極力欠席者が生じないような工夫が必要になると考える。

なお、上記欠席者の中に、同一人物で継続的に欠席している理事が存在する。理事会への出席は理事としての最も重要な職務の一つであると考えられ、継続的に任務を果たせていないのであれば、適格性に疑義が生じる可能性がある。当該理事の出席状況改善のための対応を検討した上で、それでも出席が難しい場合には、理事としての適格性について共済センターとしての結論を出し、これに応じた対応を行うことが望ましい。【意見3-51】

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】
・・・略・・・
（理事会の決議）
第九十五条
理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。
２ 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
３ 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
４ 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
５ 理事会の決議に参加した理事であって第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
（理事会の決議の省略）
第九十六条
理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。
・・・略・・・
第百九十七条
前章第三節第四款（第七十六条、第七十七条第一項から第三項まで、第八十一条及び第八十八条第二項を除く。）、第五款（第九十二条第一項を除く。）、第六款（第百四条第二項を除く。）及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。
・・・略・・・

【定款】
・・・略・・・
第７章 理事会
（決 議）
第34条
　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２ 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
・・・略・・・

（2）業務委託に係る稟議における複数見積もりの取得について（団体）

共済センターで令和６年３月31日まで管理していた、きょうさいスポーツ広場の草刈り業務について、令和３年度から令和５年度までの間、退職した元理事個人に対して発注が行われている。当該草刈り業務の発注金額は各年度556,850円となっており、支払は月次で行われている。

ヒアリングによると、当該草刈り業務については、発注先の元理事が在職中実施していた業務であり業務内容に精通していることや、必要なタイミングで適時に業務遂行が可能である点などを考慮して発注先として選定されている。しかし、ヒアリングで確認した発注理由等は稟議書に明記されておらず、委託内容、発注先、業務委託料、契約期間、契約書案について決裁されているのみであり、かつ、複数見積もりの取得も行っていないとのことであった。また、当該委託業務はきょうさいスポーツ広場全体の草刈りではなく、その一部を対象とするものであるが、稟議書、契約書のいずれも、その業務範囲が明確にされておらず、ヒアリングにより補完しなければその業務範囲はわからなかった。

元理事に対する発注という外形に着目すれば、取引の適正性に関して外観的には疑念を生じやすいものと考えられるため、内部で口頭による十分な説明があったとしても、現状の稟議内容の承認のみでは不十分であると考えられる。

市役所内で適用される基準に照らせば複数見積もりが不要な水準であったとしても、第三者からみてもその合理性がわかるよう、発注金額の妥当性の確認、当該委託先への発注が法人にとって有利である事の説明を稟議書上に残しておくべきであると考える。

現在はきょうさいスポーツ広場の管理事業からは撤退しているため今後同様の発注は発生しないが、類似の委託業務が生じた際には稟議決裁において十分な根拠を記録として残しておくことが望ましい。また、業務委託契約書においてその業務範囲を明確に定めるよう、今後検討が必要である。【意見3-52】

第４節　公益財団法人姫路市救急医療協会

１　団体について

(1) 団体の概要

ア　概　要

項　目	内　容		
団体名	公益財団法人姫路市救急医療協会		
事業年度	毎年４月１日～３月31日		
所管部局	地域医療課		
所在地	姫路市西今宿三丁目7番21号		
設立年月日	昭和53年３月31日		
設立目的	増大する救急医療需要に対応するため、姫路市における救急医療体制の確保及び充実を図り、もって地域住民の健康の保持・増進と福祉の向上に寄与すること		
事業内容	① 姫路市休日・夜間急病センターの管理運営に係る受託事業 ② 急病患者の第二次救急医療施設への後送に係る受託事業 ③ 姫路市救急医療電話相談事業（小児科）		
出資金	40,000千円		
市出資額 （出資比率）	20,200千円(うち200千円は運営資金) (50.2%)		
市との関係性	補助金交付	業務委託	指定管理
	なし	あり	あり

イ　設立経緯等

姫路市医師会が昭和38年から在宅輪番制により市内４カ所の医療機関に日曜緊急救護所を開設し休日の救急医療に対応していた。夜間救急医療の利用者増大に対応するため、昭和53年８月から夜間急病センターの建設を開始しその後昭和54年２月15日に開院した夜間急病センターの運営を財団法人姫路市救急医療協会に委託することとなった。その後施設の狭隘化並びに施設及び医療機器等設備の充実を図るため、現在の休日・夜間急病センターに平成９年12月１日に移転した。また、指定管理者制度導入により平成18年４月１日より指定管理者に指定、平成25年３月に公益法人移行認定を受け、平成25年４月１日に公益財団法人に移行している。

ウ　主な事業の概要

(ｱ) 姫路市休日・夜間急病センターの管理運営に係る受託事業

姫路市休日・夜間急病センターにおいて休日及び夜間の急病患者の応急治療に必要な診療を行っている。

診療時間・科目	休日昼間（日曜・祝日、８月15日、12月31日～１月３日） 午前９時～午後６時 内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科
	夜間（年中無休） 午後９時～翌日午前６時 内科、小児科

（単位：人）

診療患者数	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
内　　科	14,502	5,179	5,152	5,976	10,206
小　児　科	17,778	4,713	6,780	8,115	11,955
眼　　科	1,466	872	871	873	817
耳鼻咽喉科	2,374	958	1,485	1,803	2,456
計	36,120	11,722	14,288	16,767	25,434

（ｲ）急病患者の第二次救急医療施設への後送に係る受託事業

姫路市休日・夜間急病センターにおいて処置困難な重症患者を移送するため、後送病院をあらかじめ確保するための事業、および後送病院による輪番体制を維持するため夜間や休日の医師等医療従事者を確保するための措置を行っている。

（ｳ）姫路市救急医療電話相談事業（小児科）

急病やケガの患者や家族からの電話相談に対し、専任の看護師等により症例に対する適切な対応方法、受診への助言及び医療機関の適切な受診を促すなどを行うとともに、利用者の判断を受容し、適切な助言の提供や不安の軽減を図る。

（2）組織の状況（令和６年７月31日現在）

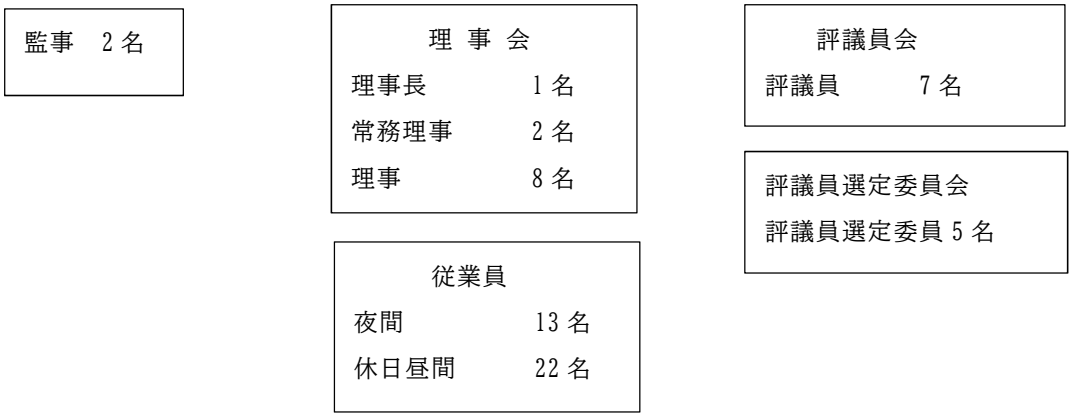

(3) 役職員の状況

ア　役員の状況

役員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
常勤役員	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	１名	１名	１名
	その他	－名	－名	－名
	合計	１名	１名	１名
非常勤役員	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	４名	４名	４名
	その他	１４名	１４名	１４名
	合計	１８名	１８名	１８名
役員合計		１９名	１９名	１９名

イ　職員の状況

職員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
正規職員	団体職員	２名	２名	２名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	１８名	１６名	１７名
	合計	２０名	１８名	１９名
嘱託職員	団体職員	－名	－名	－名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	３５名	３４名	３５名
	合計	３５名	３４名	３５名
職員合計		５５名	５２名	５４名

(4) 財務の状況

ア　貸借対照表

（単位：千円）

勘定科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
流動資産	237,265	202,383	143,537
現金及び預金	235,125	198,632	134,733
その他	2,140	3,751	8,804
固定資産	68,088	71,811	66,951
資産合計	305,354	274,194	210,489
流動負債	223,883	188,583	123,562
固定負債	23,474	26,524	23,465
負債合計	247,358	215,108	147,027
正味財産	57,996	59,086	63,461
指定正味財産	40,000	40,000	40,000
一般正味財産	17,996	19,086	23,461
負債及び正味財産合計	305,354	274,194	210,489

イ　正味財産増減計算書

（単位：千円）

勘定科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益	822,806	854,529	857,188
基本財産運用益	16	10	9
特定資産運用益	0	0	0
事業収益	822,237	854,232	857,088
雑収益	552	286	90
経常費用	823,160	853,439	852,813
急病センター受託事業費	776,613	806,912	806,203
管理費	46,547	46,527	46,609
当期経常増減額	△353	1,090	4,375
経常外収益	－	－	－
経常外費用	－	－	－
一般正味財産増減額	△353	1,090	4,375
指定正味財産増減額	－	－	－

(5) 市との取引の状況

（単位：千円）

項　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
補　　助　　金	42	36	－
業　務　受　託　料	345,544	352,892	354,739
指　定　管　理　料	476,693	501,339	502,349
備　　考			

令和５年度の業務受託料及び指定管理料の内訳は、以下のとおりである。

ア　業務受託料

項　　目	金額（千円）	内容
救急医療施設後送委託業務委託	228,314	処置困難な重症患者を移送するため、後送病院をあらかじめ確保するための事業。
救急医療従事者確保緊急対策事業業務委託	94,174	後送病院による輪番体制を維持するため夜間や休日の医師等医療従事者を確保するための事業。
小児・周産期救急医療体制整備事業業務委託	20,000	小児・周産期救急医療体制の維持・確保を行うため、協力医療機関の確保等必要な措置を講じること。
姫路市救急医療電話相談事業業務委託	12,250	電話相談に対し看護師等により適切な対応、受診への助言を行う。
合計	354,739	

イ　指定管理料

項　　目	金額（千円）	内容
姫路市休日・夜間急病センターの管理運営	502,349	姫路市休日･夜間急病センターにおいて休日及び夜間の急病患者の応急治療に必要な診療の実施。
合計	502,349	

2　監査の結果

(1) レセプト査定の実施について（所管部署）

公益財団法人姫路市救急医療協会（以下、本節において「協会」という。）は指定管理業務として姫路市休日・夜間急病センター（以下、本節において「急病センター」という。）の運営を行っている。本指定管理業務においては料金収受代行制を採用していることから協会による急病センターの運営により発生する診療報酬は協会の収益ではなく市の収入となり、受診者本人が負担する金額並びに国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金（以下「国保等」という。）から協会に入金される診療報酬は、その全額が協会が収受した後ただちに市へ振り替えられている。ここで国保等から協会に入金される診療報酬は、協会から国保等へ診療報酬明細書をもとに請求(レ

セプト請求）を行い、国保等は当該請求が適正なものであるかの審査を行ったうえで翌月に協会に対して支払をすることとなる。国保等の審査の結果保険診療として認められないものがあった場合等に請求額から減額されて支払が行われることがあり、請求額と入金額に差異が生じることとなる。

現在の急病センターの指定管理業務に係る業務仕様書において、当該レセプト請求に対する入金額の突合せ及び差異原因調査を行うことは定められておらず、毎月発生している差異の把握や差異原因の分析結果を市に報告できていない。入金差額は市の収入が正しく入金されていない可能性を示すものであることから差異分析を行い収入額が適切であることを確認する必要がある。【結果3-53】

そのため、市は指定管理業務に当該差異分析業務を含めるように業務仕様書の記載を見直し、協会が把握している差異内容を市へ報告する体制を整備することが必要と考えられる。

（2）簿外処理となっている有価物（テレホンカード）の管理について（団体）

協会の管理する金庫内の有価物等管理状況を確認したところ、貸借対照表に資産として計上されていない以下の有価物が発見された。

種類	作成時期	枚数	金額	
			単価	計
10周年記念テレホンカード 50度数×２枚	平成元年	10枚	1,000円	10,000円
竣工記念テレホンカード 50度数×１枚	平成９年	106枚	500円	53,000円
20周年記念テレホンカード 50度数×１枚	平成11年	59枚	500円	29,500円
合　　計				92,500円

これらの記念テレホンカードは、急病センター設立の10周年記念（平成元年）、平成９年に移転して診療開始した現在の急病センターの建屋竣工記念及び急病センター設立の20周年記念（平成11年）として記念式典を行った際の来賓への記念品として作成したものである。これらの作成したテレホンカードのうち余剰となったものが使用されることなく長期間に渡って金庫に保管されている。協会はこれらのテレホンカードについて作成された年度の費用として処理しているが、余剰となり使用されずに保管されているテレホンカードについては、費用計上ではなく資産として計上する必要がある。【結果3-54】

また、これらの資産は事務室に設置されている金庫内に保管されているものの受払簿や残高明細といった管理資料が存在しておらず、資産の流用等が生じても把握できない状態となっていたため、受払簿や残高明細を作成し適切に管理する必要がある。【結果3-55】

なお、現在残存しているテレホンカードの今後の処理方法について協会内で有効活用を検討したが、作成時から時間が経過していることもあり使途がないこと及びＮＴＴの電話通信料の支払代金への充当も困難との状況であるため、協会では市と協議のうえ資産の有効活用の方法を検討している。

（3）再委託契約書等の適時入手について（団体／所管部署）

急病センター運営に係る指定管理業務の業務仕様書において第三者に再委託できる業務として医療機器保守点検、警備、診療報酬請求業務等が挙げられている。令和５年度の協会の指定管理業務においては、診療報酬請求業務についてニチイ学館へ委託しておりその他業務についても第三者への委託を行っている。この点、業務仕様書では第三者に委託した業務については「業務実施前に当該第三者との契約書及び業務仕様書の写しを甲に提出すること」との記載があり、契約締結後業務実施前に市の所管課である地域医療課へ契約書及び業務仕様書の写しを提出する必要があるが実際に地域医療課へ提出している時期は業務開始後半年以上経過した時点となっている。監査実施時点において協会が契約している再委託業務は以下のとおりである。

番号	件　　名	契約期間
1	警備委託	令和６年４月１日～令和７年３月31日
2	産業廃棄物処理委託①	令和５年10月１日～令和６年９月30日
3	産業廃棄物処理委託②	令和６年３月17日～令和７年３月16日
4	診療報酬請求業務委託	令和６年４月７日～令和７年４月７日
5	給与システム保守	令和６年４月１日～令和７年３月31日
6	給与システム機器保守	令和５年11月１日～令和６年10月31日
7	複写機保守	令和６年３月８日～令和11年３月31日
8	空気殺菌脱臭装置保守①	令和５年10月１日～令和６年９月30日
9	空気殺菌脱臭装置保守②	令和６年３月１日～令和７年２月28日
10	Ｘ線撮影装置保守	令和５年12月15日～令和６年12月14日
11	顧問契約	令和６年４月１日～令和７年３月31日
12	出務医師調整業務	令和６年４月１日～令和７年３月31日
13	後送医療機関輪番調整業務	令和６年４月１日～令和７年３月31日
14	ホームページ更新保守	令和６年３月16日～令和７年３月15日
15	血球計数装置保守	令和５年12月31日～令和６年11月30日
16	感染症対策区画日常・定期清掃業務委託	令和６年４月１日～令和７年３月31日
17	超音波診断装置保守	令和５年10月１日～令和６年９月30日
18	デジタル画像診断システム保守	令和６年４月１日～令和７年３月31日
19	自動ドア保守	令和６年４月１日～令和７年３月31日
20	機械警備委託	令和６年４月１日～令和９年３月31日
21	顧問契約	令和６年４月１日～令和７年３月31日
22	洗濯委託①	令和６年４月１日～令和７年３月31日

番号	件　　名	契約期間
23	洗濯委託②	令和６年４月１日～令和７年３月31日
24	ファックス保守	令和６年２月１日～令和７年１月31日
25	勤務表自動作成システム保守	令和６年10月１日～令和７年９月30日
26	放射線漏洩線量測定委託	令和６年４月１日～令和７年３月31日
27	環境測定業務委託	令和６年４月１日～令和７年３月31日

業務仕様書で求められている通り、業務実施前に契約書及び業務仕様書の写しを地域医療課に提出する必要があり、地域医療課は毎年度業務開始前に契約書等を提出するように協会に対し要求し、適時に入手のうえ再委託契約内容を把握しておく必要がある。【結果3-56】

（4）ＮＡＳのバックアップの実施について（団体）

協会では業務に使用するデータを保存するためにＮＡＳ（ネットワーク機能を有する外付けＨＤＤ）を使用しているが、令和６年８月15日に発生した落雷により当該ＮＡＳが故障する事故が発生し、ＮＡＳのデータが閲覧・保存等ができない事態となった。当該ＮＡＳについては適時定期的なバックアップを行っていなかったことから、ＮＡＳの修理を行っている期間において管理・総務業務が一部滞る事態となった。ＮＡＳに保管されている主なデータは以下のとおりである。

【ＮＡＳ保管資料（主なもの)】

会議・委員会資料・決裁資料	規程、マニュアル、仕様書
見積書・請求書	予算・決算資料、報告書
様式、マニュアル	ホームページ資料
各職種日誌	備品・薬品台帳

診療システム、診療報酬計算システムや会計システムは別途独立したサーバーを利用しておりバックアップも適時に実施できていることから診療業務に支障はなかった。また、修理の結果ＮＡＳデータに損傷はなく修理後に問題なく業務を再開できたものの、数週間にわたり一部業務に停滞が生じた。このように、バックアップを適時に実施していないことによってデータが消失するリスクがあることから管理・総務業務に関するデータを保管しているＮＡＳについても適時にバックアップを取得しておく必要がある。【結果3-57】

なお、今回の落雷による故障を期に、協会ではバックアップ用のＮＡＳおよびＵＰＳ（無停電電源装置）の設営を完了している。

（5）規程間の記載不整合等について（団体）

協会の処務規程第９条及び別紙第２では、「登記及び契約に関する書類」は永久保存となっており、財務諸表及び附属明細表、財産目録は10年保存となっている。ただし、

財務・会計については別に定める財務規程によるとされている。これに対して財務規程では、第14条において、財務諸表及び附属明細表、財産目録：永久、会計帳簿：10年と記載されているが、「ただし、処務規程第９条に規定するものを除く」とされており規程間でお互いにそれぞれ別の定めを利用する記載があり、規程間で記載が整合していない。規程間での記載を整合させる必要がある。【結果3-58】

【処務規程】
・・・略・・・
（文書の保管等）
第９条 収受文書、発送文書及び事務所備付け図書並びに定款、事業計画、その他の図書等は、案件ごとに整理し、その保管を明確にしておかなければならない。
２ 文書の保存種類及び保存期間は、別表第２のとおりとする。ただし、財務・会計については別に定める「財務規程」による。
・・・略・・・
別表第２（第９条関係）

保存期間	保存種目
永久保存	１　定款、各種規程 ２　設立許可書及び定款変更認可書 ３　理事会に関する書類 ４　職員の任免に関する書類 ５　登記及び契約に関する書類
10年保存	１　財務諸表及び附属明細表 ２　財産目録 ３　収支予算書 ４　会計帳簿、会計伝票及び証拠書類
５年保存	１　診療申込書及び診療録 ２　上記以外の業務に関する書類
３年保存	その他重要でない必要と認められる書類

・・・略・・・

【財務規程】
・・・略・・・
（書類の保存期間）
第14条 会計に関する帳簿書類の保存期間は、次の各号のとおりとする。ただし、公益財団法人姫路市救急医療協会処務規程（以下、「処務規程」という。）第９条に規定するものを除く。
(1) 財務諸表及び附属明細表、財産目録　永久
(2) 会計帳簿 10年
(3) 会計伝票及び証憑書類 10年
(4) 収支予算書 10年
(5) その他の書類 ５年
・・・略・・・

資料保管の実態としては、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録）は永久保存できており、保存期間をより長く定めた規定を順守した保管ができている。一般的な実務慣行としても財務諸表は永久保存することが多いため、財務規程の保存期間の記載を協会としてのあるべきルールとして定めるとし、処務規程に記載されている、財務諸表及び附属明細表、財産目録の保管期間10年となっている箇所は永久保存に修正することが考えられる。

次に、財務規程には棚卸資産の評価方法が移動平均法と記載されているが、財務諸表の会計方針の注記の記載では最終仕入原価法と記載されている。実際の棚卸資産の評価計算は最終仕入原価法で実施されていることから、財務規程に記載されている棚卸資産の評価方法を最終仕入原価法に修正することが必要である。【結果3-59】

【財務規程】
・・・略・・・
（重要な会計方針）
第52条 協会の重要な会計方針は次の各号のとおりとする。
(1)棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価は、移動平均法による原価基準を採用する。
・・・略・・・

【令和5年度財務諸表】
・・・略・・・
財務諸表に対する注記
１．重要な会計方針
(1)棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法
・・・略・・・

また、公益法人会計基準等で作成が求められている書類は附属明細表ではなく附属明細書であるが、処務規程および財務規程の記載文言で附属明細表となっている箇所がある。上記結果へ対応するために規程改訂する際に、処務規程および財務規程の「附属明細表」となっている箇所を「附属明細書」への表記変更も併せて実施することが望ましい。

（6）市貸与品の備品台帳反映について（所管部署）

急病センター運営に係る指定管理業務で使用する備品は、業務仕様書の定めに従い、協会で購入せずに市が購入し協会に無償貸与のうえ使用することとされている。これらの備品について買い替え等が行われた場合には、旧資産の廃棄処分は協会が実施したうえで、地域医療課に対して資産廃棄通知書を送付し地域医療課にて市の備品台帳システムへ資産廃棄情報を登録することとされている。この点、備品台帳と現有資産との突合を行った結果、令和５年度中に廃棄された資産の情報が令和６年８月時点の備品台帳に反映されていないものが発見された。

当該反映漏れは、令和５年度に協会から固定資産の廃棄連絡を受けたものの備品台帳への反映を怠っていたことが原因である。地域医療課では、協会から廃棄連絡等固定資産の異動情報を入手した場合は、台帳への反映を速やかに実施する必要がある。【結果3-60】

３　意見

（1）公益目的事業比率の見直しについて（団体）

公益法人では法令の要請等により正味財産増減計算書内訳表などの内訳書類を作成する必要がある。協会では、発生した人件費や租税公課等の費目について、共通費用として公益目的事業と法人会計に按分して正味財産増減計算書内訳表等の財務会計資料を作成している。協会が按分に使用している比率（公益目的事業：法人会計）は、当初公益認定時に設定された按分比率を継続して利用しており見直しは行われていない。例えば、租税公課、給与手当、賞与引当金繰入額については８：２、退職給付引当金繰入額については９：１の比率となっている。同じ人件費科目である賞与引当金繰入額と退職給付引当金繰入額の按分比率が異なっている点について適切でない可能性がある。また、租税公課はその９割超が消費税納付額であり、かつ協会における課税売上の約95％が公益目的事業で計上されている実態に対して法人会計に２割を負担させている点について按分比率が適切でない可能性がある。

過年度に採用した按分比率を鵜呑みにすることなく、事業環境の変化や配賦基準の変化を踏まえて適切なものとなっているかどうかの見直しを定期的に実施することが望ましい。【意見3-53】

（2）監事と顧問税理士の兼任について（団体）

協会は、会計帳簿その他財務に関する指導相談・決算書類及び予算書のチェック・各会計の監査業務及び税務相談を受けるために、税理士法人と会計税務顧問契約を締結している。当該税理士法人の代表者は平成25年より現在まで協会の監事に就任している。監事と当該監事が代表者を務める税理士法人は法的には同一人格ではないものの、実質的には監事が顧問税理士を兼務しているといえる状況にある。

監事と顧問税理士を兼務することに関する法律上明確な禁止規定はない。しかしながら、監事は理事の職務執行や法人の財産状況を監査する立場であり、顧問税理士が監事を兼務する場合、自己監査の恐れがあり監事機能が十分に機能しない可能性が考えられる。協会のガバナンス上、独立性を害し、望ましい機関設計ではないと考える。

よって、監事と顧問税理士との兼務は解消することが望ましい。【意見3-54】

第４章　出資比率が４分の１未満の外郭団体（各論）

第１節　公益財団法人姫路市文化国際交流財団

１　団体について

(1) 団体の概要

ア　概　要

項　目	内　容		
団体名	公益財団法人姫路市文化国際交流財団		
事業年度	毎年４月１日～３月31日		
所管部局	文化国際課		
所在地	姫路市神屋町143番地2 アクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター）内		
設立年月日	平成元年７月１日		
設立目的	文化国際都市姫路を構築するため、市民の文化活動事業の構築と地域ぐるみの国際交流事業を推進し、もって魅力ある地域文化の創造と国際社会の発展に寄与すること		
事業内容	① 文化の創造・育成及び文化活動に関する事業 ② 地域住民の文化・国際教養の普及啓発に関する事業 ③ 海外諸都市との友好交流に関する事業 ④ 文化・国債交流に関する調査資料及び情報の収集並びに刊行物の発行提供に関する事業 ⑤ 外国人の受入体制の整備及び在住外国人との交流に関する事業 ⑥ 文化関係団体及び国際交流関係団体の連携及び支援に関する事業 ⑦ 指定管理者制度に基づく公共施設及びそれに準ずる施設の管理運営に関する事業		
基本財産	1,109,396千円		
市出資額（出資比率）	100,000千円 （9.01%）		
市との関係性	補助金交付	業務委託	指定管理
	なし	あり	あり

イ　設立経緯等

前身である財団法人姫路市文化センター及び財団法人姫路市民文化協会の理念を受け継ぎ豊かな歴史と伝統を誇る姫路市ならではの文化の高揚と育成を図ることを目的に平成元年に財団法人姫路市文化振興財団が設立された。その後、平成22年に財団法人姫路市国際交流協会と統合し財団法人姫路市文化国際交流財団に名称を変更するとともに地域ぐるみの国際交流推進に努めている。平成24年に公益法人移行認定を受け、公益財団法人に移行している。

ウ　事業の概要

(ｱ) 主な事業内容

主な事業内容は、次のとおりである。

１　舞台芸術等文化振興事業	
(１)アクリエひめじオープニングシリーズ	播磨地域の文化交流拠点として開館する姫路市文化コンベンションセンター(アクリエひめじ)のオープンを記念してハイレベルな大型公演事業を実施し、新しい文化の殿堂と姫路のにぎわい拠点の誕生をプロモーションするとともに、新施設のイメージアップを図る。
(２)音楽のまち・ひめじ	姫路の街ににぎわいを創出すべく、特に音楽の分野において多彩かつ芸術性の高い鑑賞型の公演並びに参加型イベント等を推進する。
(３)市民文化高揚事業	演劇、古典芸能等の分野において、芸術性の高い鑑賞型の舞台公演を開催するほか、各種の振興事業を実施する。
(４)総合文化雑誌「ＢａｎＣｕｌ」(バンカル）の発行	「ＢａｎＣｕｌ」を継続発行し、播磨の文化を全国へ向け発信する。
(５)「文化情報姫路」の制作	姫路市近隣における舞台、美術、文学等の催物案内、情報を掲載した「文化情報姫路」を毎月制作し、市民に公開する。
(６)文化活動への後援名義等の使用許可、助成等	姫路市の文化向上に寄与すると認められる団体や個人が実施する芸術文化活動に対して、財団の後援名義の使用を許可するとともに、年間２回の公募を行い、審査のうえ、事業費用の一部を助成金として交付し、芸術文化活動の活発化を図る。
(７)播磨学研究助成	姫路市及び播磨地域の歴史、文化の学際的研究を推進するために、播磨学研究所が実施する各種の事業活動に対し、助成金を支出する。
(８)女流王位戦助成	女流棋士によって競われる将棋のタイトル戦を姫路に誘致する。
(９)第77回姫路市民文化祭	交響楽、器楽、吹奏楽、合唱、バレエ、邦楽、舞踊、民謡、演劇、茶華道など各分野で活躍する郷土の団体の参加を得て催物を開催。
(10)芸術文化賞選考	姫路市を中心に活躍、若しくは姫路市の芸術文化の振興に貢献した個人又は団体を顕彰するために、姫路市芸術文化賞の選考を行う。
２　博物館学芸振興事業	
(１)展覧会	姫路市書写の里・美術工芸館において、企画展を実施する。
(２)イベント、各種体験教室の実施	当館及び周辺施設への観光者の増加を図るため、自然豊かな書写山の魅力を発信し、関係団体と連携の上、季節を通じて各イベントを実施する。
(３)伝統工芸の製作実演	姫路の各伝統工芸の魅力を紹介する目的で、職人による

	製作実演を館内で実施する。
(４)美術工芸館売店事業	展覧会の付帯事業として、図録等関連商品の販売を行う。
３ 国際交流事業	
(１)地域住民への国際教養の普及啓発に関する事業	在住外国人を講師に招いた国際交流ふれあい教室の開催や在住外国人や海外生活経験者を市内の公立小中高等学校や公民館等へ派遣し国際理解出前講座を開催する。
(２)海外諸都市との友好交流に関する事業	姉妹都市等友好親善事業や青少年交流事業を行う。
(３)国際交流に関する調査研究及び情報の収集並びに刊行物の発行提供に関する事業	・情報提供事業 日本語を読んだり話したりできないことによる在住外国人の情報のハンディキャップを補うため、外国語放送・新聞では得ることのできない地域の情報（行政、教育、経済、社会、生活等）を母国語等で提供し、暮らしやすい環境づくりを行う。 ・外国語放送による情報発信 FM Genki でベトナム語により生活情報等を提供する。 ・機関紙等の発行 機関紙及び海外姉妹都市青少年交流事業報告書を発行し、事業実施状況を報告する。 ・賛助会員への通知 機関紙､イベントの案内等をダイレクトメールにより送付した。
(４)外国人受入体制の整備及び在住外国人との交流に関する事業	・在住外国人のための日本語講座の開催 在住外国人のための日本語講座、日本語ひろば･日本語ひろばキッズ・日本語ひろばキッズ＋を開催する。 ・市民のための外国語講座 市民に外国語を学習する機会を提供し､市民の異文化理解を図る ・日本語学習支援ボランティア養成講座 日本語ひろばや地域の日本語教室で活動する日本語学習支援ボランティアを養成するため､日本語指導ボランティアとしての心得や日本語教授法についての基礎講座を開催する。 ・ボランティアステップアップ学習会 市民及び登録ボランティアを対象に､ボランティア活動の更なるステップアップを目指すための学習会を開催した。 ・外国人相談センター

	多言語による生活相談を実施し、在住外国人の生活面での問題解決を支援する。 ・地域交流助成事業 市内で国際交流･相互理解を図るための事業を実施する団体に助成する。 ・国際交流フェスティバルの開催 　各国料理模擬店、多文化共生を考えるワークショップ、各国の民族舞踊や音楽の紹介、世界の遊び、民族衣装やアボリジナルアート体験などのイベントの開催を通して、市民の異文化交流・理解を図る。 ・日本語スピーチコンテストの開催 　日本語を母語としない在住外国人に日本語学習の成果を発表する機会を提供するとともに、市民に多文化共生社会について考えるきっかけを提供する。 ・ウクライナ避難民支援 　ロシアのウクライナ侵攻によってウクライナから姫路市へ一時避難したウクライナ国籍を有する方々の生活を支援するため、姫路市ウクライナ避難民支援一時金を支給する。
(５)国際交流関係団体の連携及び支援に関する事業	在住外国人への多様な支援につなげるため、国際交流推進に係るボランティアを募り、活躍の場を提供すると共に交流連携を推進し、その活動を支援する。
４　施設管理運営事業	以下の施設管理運営業務を行う。運営経費の節減、利用者へのサービス、使用率収支比率の向上を図る ・姫路キャスパホール（指定管理施設）の管理運営 ・パルナソスホールの管理運営

(2) 組織の状況（令和６年７月１日現在）

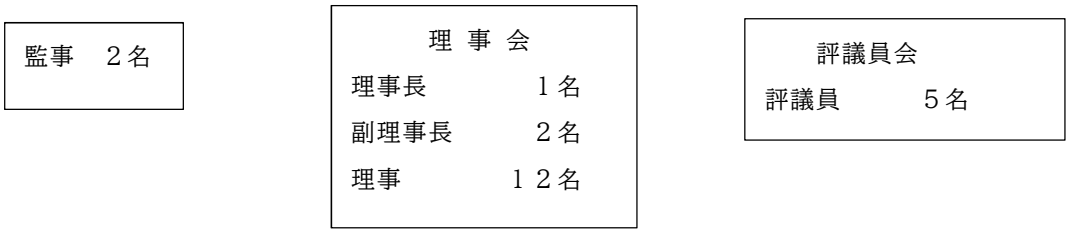

(3) 役職員の状況

ア　役員の状況

役員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
常勤役員	市OB	１名	１名	１名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	１名	１名	１名
非常勤役員	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	１名	１名	１名
	その他	１４名	１３名	１３名
	合計	１５名	１４名	１４名
役員合計		１６名	１５名	１５名

イ　職員の状況

職員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
正規職員	団体職員	１２名	１２名	１１名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	１２名	１２名	１１名
嘱託職員	団体職員	１４名	１５名	１７名
	市OB	４名	４名	４名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	１８名	１９名	２１名
職員合計		３０名	３１名	３２名

(4) 財務の状況

ア　貸借対照表

（単位：千円）

勘定科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
流動資産	137,108	147,354	187,674
現金及び預金	103,865	138,601	165,805
その他	33,243	8,753	21,869
固定資産	934,086	913,212	1,190,966
資産合計	1,071,194	1,060,566	1,378,640
流動負債	84,284	98,212	93,481
固定負債	40,660	32,040	31,971
負債合計	124,944	130,252	125,452
正味財産	946,250	930,314	1,253,188
指定正味財産	839,245	826,992	1,109,397
一般正味財産	107,005	103,322	143,791
負債及び正味財産合計	1,071,194	1,060,566	1,378,640

イ　正味財産増減計算書

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益	784,669	513,698	695,442
基本財産運用益	10,458	10,458	10,257
受取会費	659	633	602
事業収益	142,017	59,211	177,731
受取補助金等	630,919	439,524	499,837
受取寄付金	354	110	16
雑収益	262	3,762	484
指定正味財産からの振替額	0	0	6,515
経常費用	782,118	517,298	654,891
事業費	752,347	467,418	609,869
管理費	29,771	49,880	45,022
当期経常増減額	2,551	△3,600	40,551
経常外外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
一般正味財産増減額	2,469	△3,683	40,469
指定正味財産増減額	△193,636	△12,253	282,405

(5) 市との取引の状況

（単位：千円）

項　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
補　　助　　金	316,333	264,831	317,315
業　務　受　託　料	124,909	116,267	120,057
指　定　管　理　料	182,856	58,426	60,881
備　　考			

令和５年度の補助金、業務受託料及び指定管理料の内訳は、以下のとおりである。

ア　補助金

項　　目	金額（千円）	内容
文化振興事業補助金	280,354	各種の文化事業を通して市民文化の育成･振興を図るもの
令和５年度国際交流助成事業費	36,961	国際交流事業
合計	317,315	

イ　業務受託料

項　　目	金額（千円）	内容
令和５年度「音楽のまち・ひめじ」事業実施業務	3,100	音楽事業の実施
令和５年度「交響詩ひめじ」普及業務委託	3,852	「交響詩ひめじ」合唱コンクール及び演奏会開催に係る業務
令和５年度姫路市芸術文化賞被表彰者先行業務委託	669	選考委員の選任、選考委員会の開催等
令和５年度「姫路市民文化祭」	8,575	姫路市民文化祭実施にかかる調整業務等
令和５年度「文化情報姫路」作成業務委託	4,000	文化情報誌「文化情報姫路」の制作・発行
令和５年度外国語放送による情報発信業務委託	607	令和５年度外国語放送による情報発信
令和５年度姫路市外国人相談センター窓口運営業務委託	12,371	令和５年度姫路市外国人相談センター窓口運営業務
書写の里・美術工芸館運営委託	38,310	書写の里・美術工芸館の運営管理
パルナソスホール管理運営委託	48,572	パルナソスホール事業・運営管理
合計	120,056	

ウ　指定管理料

項　　目	金額（千円）	内容
姫路キャスパホール指定管理業務	60,881	姫路キャスパホールの ・使用許可に関すること ・使用料の徴収、減免及び還付に関すること ・設備の維持管理を行うこと ・設置の目的に寄与する事業を企画し、実施すること
合計	60,881	

2　監査の結果

(1) 国際交流助成事業に係る補助金対象費用の明確化について（所管部署）

公益財団法人姫路市文化国際交流財団（以下、本節において「財団」という。）は姫路市より姫路市国際交流助成事業費補助金の交付を受けている。当該補助金の交付要綱において、補助対象事業及び補助対象経費が明記されているが、実際に補助金支給時の金額算定の対象となる財団の事業費の集計額には、交付要綱に明記されていない費用が含まれている。具体的には、補助対象経費には「賃金（当該補助対象事業のために雇用した嘱託職員の賃金に限る。)」と記載があるものの、実際の補助金対象の事業費には嘱託職員の賃金以外に嘱託職員の法定福利費並びに正規職員に対する賃金の支払額および法定福利費が含まれている。

補助金の支給対象に嘱託職員の法定福利費並びに正職員の賃金および法定福利費を含む必要があるのであれば交付要綱第４条を改訂し補助対象経費に明記する必要がある。【結果4-1】

【姫路市国際交流事業補助金交付要綱】

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、前条各号に定める補助対象事業に係る経費であって、次に掲げるものとする。

(1)　賃金（当該補助対象事業のために雇用した嘱託職員の賃金に限る。）
(2)　報償費（通訳、翻訳、講師、審査員等への謝金）
(3)　旅費（交通費、宿泊費等）
(4)　需用費（消耗品費、印刷製本費等）
(5)　役務費（通信運搬費、収入印紙代、手数料、保険料等）
(6)　委託料（試験、番組放送委託費等）
(7)　使用料及び賃借料（車両借上料、通行費、駐車料、コピー機使用料等）
(8)　負担金補助及び交付金（本市の国際交流に寄与すると認められる団体又は個人に対する助成金に限る）
(9)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

（2）文化振興事業補助金に係る補助金対象費用の明確化について（所管部署）

財団は姫路市より姫路市文化振興事業補助金の交付を受けている。当該補助金の交付要綱において、補助対象事業及び補助対象経費が明記されているが、実際に補助金支給時の金額算定の対象となる財団の事業費の集計額には、交付要綱に明記されていない費用が含まれている。具体的には、補助対象経費には「賃金（当該補助対象事業のために雇用したアルバイトの賃金に限る。）」と記載があるものの、実際の補助金対象の事業費にはアルバイトの賃金以外に正規・嘱託職員の賃金及び法定福利費が含まれている。また、市では財団より費目別の事業費明細を入手しておらず、補助金の支給対象とした事業費に交付要綱第４条に定める補助対象経費以外のものが含まれていないかどうかの検討が不十分である。

市では財団より費目別の事業費明細を入手し補助金支給対象の事業費が補助対象経費のみであることの確認を行ったうえで補助金の支給を行うべきであり、また、費目別の補助金の支給対象に正規・嘱託職員の賃金及び法定福利費を含む必要があるのであれば交付要綱第４条を改訂し補助対象経費に明記する必要がある。【結果4-2】

【姫路市文化振興事業補助金交付要綱】
（補助金の額）
第５条　補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象事業に要した補助対象経費の全部又は一部とする。

第２節　社会福祉法人姫路市社会福祉協議会

１　団体について

(1) 団体の概要

ア　概　要

項　目	内　容		
団体名	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会		
事業年度	毎年４月１日～３月31日		
所管部局	地域福祉課		
所在地	姫路市安田三丁目１番地 姫路市総合福祉会館内		
設立年月日	昭和41年12月27日		
設立目的	姫路市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。		
事業内容	① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ② 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画 ③ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ④ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ⑤ ①から④のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 ⑥ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 ⑦ ボランティアに関する事業 ⑧ 共同募金事業への協力 ⑨ 居宅介護等事業の経営 ⑩ 障害福祉サービス事業の経営 ⑪ 移動支援事業の経営 ⑫ 養育支援訪問事業の経営 ⑬ 老人デイサービス事業の経営 ⑭ 姫路市地域包括支援センターの経営 ⑮ 姫路市成年後見支援センターの経営 ⑯ 福祉用具貸与事業の経営 ⑰ 居宅介護支援事業の経営 ⑱ 福祉サービス利用援助事業 ⑲ 生計困難者に対して生活に関する相談に応じる事業 ⑳ 生活支援体制整備事業 ㉑ 法人後見事業 ㉒ 職業紹介事業 ㉓ その他この法人の目的達成のため必要な事業		
出資金	8,000千円		
市出資額（出資比率）	0千円 (0.0%)		
市との関係性	補助金交付	業務委託	指定管理
	あり	あり	なし

イ　設立経緯等

昭和26年、終戦の混乱が沈静化し、民主国家としての再建と発展への気運が盛り上がりつつあった時代であったが、国民生活はまだまだ不安定であり、社会福祉施策の充実が叫ばれていた。そんな時代にあって、国民の社会福祉への参加を

基本にし、民間の自主的福祉団体として、姫路市社会福祉協議会が設立された。
昭和41年には、社会福祉法人としての認可を受け、公的な団体としての位置づけが確立した。

ウ　事業の概要

(ｱ) 主な事業内容

主な事業内容は、下記表のとおりである。

1 社協支部活動	
(1)ふれあい食事サービス	ひとり暮らしの高齢者と地域住民及び地域のボランティアとのふれあいを深めていくために、昼食を会食または配食方式で提供している。
(2)ふれあいネットワーク事業	地域のボランティアにより、ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等を見守り、福祉情報の提供や日常生活を支援している。
(3)子育て支援事業	小学校就学前の児童とその保護者が気軽に集い、友達づくりや子育てに関する相談などができる環境を提供している。
(4)ふれあいサロン事業	子どもから高齢者までの全ての住民を対象に、公民館等で地域住民が交流できる場をつくり、つながりを深めたり、情報交換や不安、悩みの解消につなげている。
(5)社協支部選択事業	支部の状況に応じて、世代間交流・高齢者の集いなどの福祉活動をメニューから選択して実施している。
2 在宅支援サービス	
(1)居宅介護支援事業	日常性格を営むうえで支障がある高齢者等に対して、ケアプランの作成や各種相談等の援助を行い、高齢者等の希望する自立した日常生活を営むことができるよう援助している。
(2)訪問介護事業	要介護等の認定を受けた介護保険利用者に、訪問介護計画等に基づいて身体介護、生活援助のサービスを行っている。
(3)通所介護事業	高齢者の一人ひとりが、心身の機能を維持し、生きがいを持って在宅生活が送れるよう支援をするためのデイサービスを実施している。
(4)福祉用具貸与事業	日常生活を営むうえで支障のある高齢者または障害者等に対して、福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行い、福祉用具の貸与により日常生活の便宜を図り、介護者の負担の軽減を図って

	いる。
（５）買物支援サービス事業	公共交通機関の利用が不便で、車等の交通手段がない等により、食料品や生活用品等の買物が困難な高齢者に対して、マイクロバスでスーパーマーケット等への送迎を行っている。夢前町・香寺町・安富町全域で実施している。
３ 日常生活自立支援事業 （福祉サービス利用援助事業）	判断能力に不安がある高齢者等に対し、福祉サービス利用の援助や日常生活上の金銭管理サービス等を提供している。
４ 成年後見支援センター事業	成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するとともに、成年後見制度･権利擁護支援に関わる機関や団体とネットワークの構築を図っている。
５ 生活困窮者自立相談支援事業等	困りごとや不安を抱えている方を対象に、専門の相談員が、どのような支援が必要かを一緒に考え、他の専門機関と連携して解決に向けて取り組んでいる。
６ 法人後見事業	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など意思決定が困難な方について、姫路市社会福祉協議会に成年後見人等の候補者としたいという市民や関係者からの相談に対応している。

（2）組織の状況（令和６年４月１日現在）

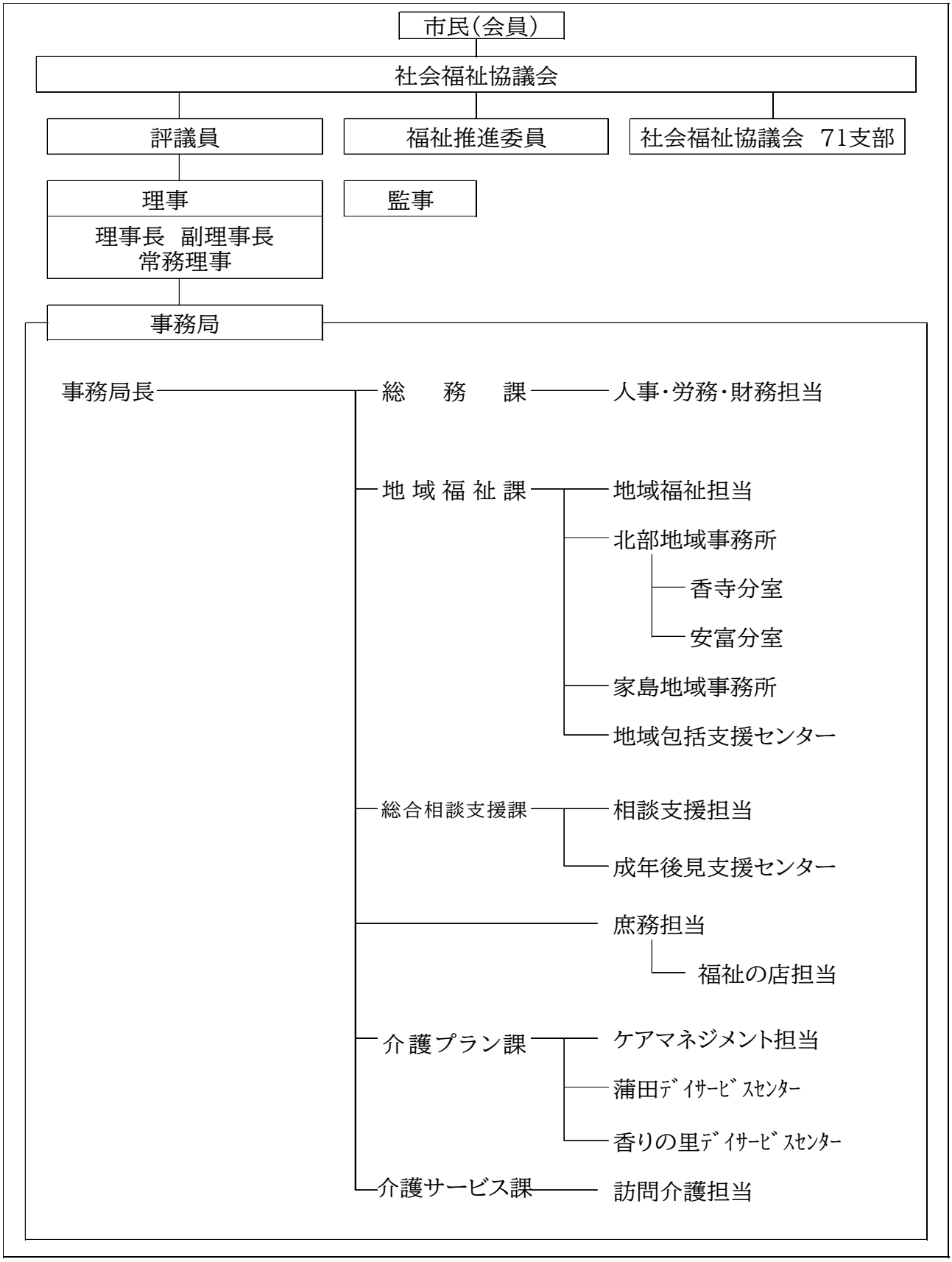

(3) 役職員の状況

ア　役員の状況

役員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
常勤役員	市OB	２名	２名	２名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	２名	２名	２名
非常勤役員	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	１名	１名	１名
	その他	１１名	１１名	１１名
	合計	１２名	１２名	１２名
役員合計		１４名	１４名	１４名

イ　職員の状況

職員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
正規職員	団体職員	１６１名	１５９名	１５２名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	１６１名	１５９名	１５２名
嘱託職員	団体職員	２２名	２６名	３４名
	市OB	２名	２名	２名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	２４名	２８名	３６名
職員合計		１８５名	１８７名	１８８名

(4) 財務の状況

ア　貸借対照表

（単位：千円）

勘定科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
流動資産	1,006,925	827,081	834,685
固定資産	1,450,579	1,591,483	1,533,780
資産合計	2,457,505	2,418,564	2,368,465
流動負債	191,095	216,570	217,211
固定負債	248,371	244,796	237,789
負債合計	439,466	461,366	455,000
基本金	8,000	8,000	8,000
その他の積立金	1,275,703	1,428,465	1,384,854
次期繰越活動増減差額	734,336	520,732	520,611
純資産合計	2,018,039	1,957,198	1,913,465

イ　事業活動計算書

（単位：千円）

勘定科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
サービス活動収益	1,636,597	1,586,346	1,620,337
サービス活動費用	1,660,146	1,651,497	1,667,683
サービス活動増減差額	△23,549	△65,150	△47,346
サービス活動外収益	714	4,463	4,254
サービス活動外費用	169	104	37
サービス活動外増減差額	544	4,358	4,216
経常増減差額	△23,004	△60,792	△43,129
特別収益	0	150	0
特別費用	0	0	0
特別増減差額	0	150	0
税引前当期活動増減差額	△23,004	△60,642	△43,129
法人税、住民税及び事業税	200	198	603
当期活動増減差額	△23,205	△60,840	△43,732

(5) 市との取引の状況

（単位：千円）

項　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
補助金	60,856	61,274	63,650
業務受託料	279,601	251,499	295,752
指定管理料	－	－	－
備考			

令和５年度の補助金及び業務受託料の内訳は、以下のとおりである。

ア　補助金

項　　目	金額（千円）	内容
地域福祉活動支援事業	61,764	・ふれあいネットワーク ・子育て支援事業 ・ふれあいサロン ・社協支部選択事業 ・社協支部運営助成、研修 ・社協支部活動支援事業 ・社協支部組織強化 ・社協支部強化事業 ・要約筆記ボランティア 養成講座応用コース ・福祉ボランティア支援 ・ボランタリー基金・保険 ・災害ボランティア支援
買物支援サービス事業	1,886	公共交通機関の利用が不便で、車等の交通手段がない等により、食料品や生活用品等の買物が困難な高齢者に対して、地域の人とのふれあいを持つことにより、孤独感を取り除き、生きがいの高揚を図るために、買物の送迎を行う。
合計	63,650	

イ　業務受託料

項　　目	金額（千円）	内容
姫路市ひとり暮らし老人給食サービス事業業務委託	35,430	ひとり暮らしの高齢者等の孤独感を和らげ、地域住民とのふれあいを高めるため、会食又は配食方式による食事サービスの提供をする。
介護支援ボランティア事業業務委託	2,796	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るために、地域の介護保険施設等においてボランティア活動を行うあんしんサポーターを養成する。
姫路市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託	53,875	（生活困窮者自立相談支援事業） 姫路市に居住している生活困窮者を対象に、複合的な課題を抱える生活困窮者の自立の促進を図るとともに、生活困窮者への支援を通じて、地域の福祉活動の推進に寄与する。 （生活困窮者自立相談支援事業機能強化）

項　　目	金額（千円）	内容
		コロナ禍における物価高騰への対応や、生活困窮者自立支援金の受給者を含む特例貸付の借受人へのフォローアップ支援を強化するため必要な機能強化を図る。 （家計改善支援事業） 生活困窮者に対し、家計状況の「見える化」を通じて家計の課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。
姫路市養育支援訪問事業業務委託	3,290	妊娠・出産・育児期に家庭生活や子育て等を必要とする家庭に対して、ホームヘルパー等により家庭を訪問し、きめ細やかな相談・支援を行う。
姫路市地域包括支援センター運営業務 （城乾・東光）	44,863	介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。”
姫路市地域包括支援センター運営業務 （飾磨）	36,823	介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。”
姫路市地域包括支援センター運営業務 （広畑）	40,529	介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。”
姫路市地域包括支援センター運営業務 （北）	41,429	介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。”
姫路市生活支援体制整備事業業務委託	8,981	地域住民、姫路市地域包括支援課、地域包括支援センター、保健センターと共に、生活支援・介護予防を主とした地域づくりを行う。
成年後見支援センター事業等業務委託	17,993	誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指して、広く市民の成年後見制度にかかる相談支援を図る。
成年後見委託業務	8,021	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる

項　　目	金額（千円）	内容
		地域づくりを目指すため、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方等に対し、成年後見制度の相談支援を行う。
その他　合計（300千円未満）	1,719	
合計	295,752	

２　監査の結果

なし

３　監査の意見

（1）見積書と精算書の内訳項目の整合性について（所管部署）

姫路市と社会福祉法人姫路市社会福祉協議会との間の下記２つの委託契約（姫路市生活支援体制整備事業業務委託、成年後見委託業務）は、委託料の概算による前払いが発生し、委託業務完了後に精算がなされており、その精算金額が0円（契約金額（見積金額）と実績金額が同額）となっている契約である。

この委託契約につき業務完了報告書に添付されている精算書を確認したところ、見積金額と実績金額の合計は一致していた。ただ、その内訳別の金額を見たところ、見積書の内訳項目と精算書の内訳項目が一致していないため、内訳項目別に差額が発生しているのかの判別ができなかった。精算金額について、見積書と同じ内訳項目別の精算書を入手し、内訳項目別の差額を把握し、その差額の原因分析をすることは、委託料の妥当性を判断するのに有用である。

よって、見積書の内訳項目と一致した精算書を入手することが望ましい。【意見4-1】

（単位：千円）

姫路市生活支援体制整備事業業務委託	8,981
成年後見委託業務	8,021

第３節　公益社団法人姫路市シルバー人材センター

１　団体について

(1) 団体の概要

ア　概　要

項　目	内　容		
団体名	公益社団法人姫路市シルバー人材センター		
事業年度	毎年４月１日～３月31日		
所管部局	労働政策課		
所在地	姫路市下寺町43番地 姫路商工会議所新館3階		
設立年月日	昭和50年12月24日（財団法人姫路市高年者働くしあわせの会)、 昭和59年３月31日（社団法人姫路市シルバー人材センター）		
設立目的	定年退職者等の高年齢退職者(以下「高年齢者」という。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する等、その就業を援助して、生きがいの充実、社会算会の促進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。		
事業内容	① 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供 ② 高年齢者の就業に関する調査及び研究 ③ 高年齢者に対する就業相談の実施 ④ 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）の機会の確保及び提供 ⑤ 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者への職業紹介事業又は一般労働者派遣事業の実施 ⑥ 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催 ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
出資金	－		
市出資額（出資比率）	－		
市との関係性	補助金交付	業務委託	指定管理
	あり	あり	なし

イ　設立経緯等

・昭和50年12月24日財団法人姫路市高年者働くしあわせの会を設立
・昭和59年３月31日法人格を変更し、社団法人姫路市シルバー人材センターを設立
・平成24年４月１日公益法人制度改革により、公益社団法人姫路市シルバー人材センターに移行

ウ　事業の概要

（ｱ）主な事業内容

主な事業内容は、下記表のとおりである。

１ 公益目的事業	
(１)会員の確保及び育成	・夫婦会員制度の実施 ・ハローワーク主催の各種セミナーでのＰＲ ・会員募集チラシの配布 ・会員紹介制度による周知活動 ・女性限定入会説明会の開催 ・各種講習会の実施 ・会員向けの「スマホ教室・相談会」 など
(２)就業に関する情報収集、情報提供及び調査研究	・会報「姫路しるばぁ」及び「会員だより」の発行 ・入会者への就業先の情報提供 ・(公社）兵庫県シルバー人材センター協会、(公社）全国シルバー人材センター事業協会等との連携による情報収集
(３)就業相談の実施	・就業相談の実施（毎月２回） ・会員からの電話や窓口対応
(４)就業機会の確保及び提供	・「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」に併せたチラシの全戸配布 ・デジタル化整備促進事業を活用した「会員クラウドサービス」の導入 ・提案型就業機会創出事業として「傾聴事業」の立ち上げに向けた「傾聴士」育成講座の開設、パンフレットの配布 ・提案型就業機会創出事業として「パソコン及びスマホの訪問指導事業」の周知活動 ・「姫路城シルバー観光ガイド事業」の実施 ・家事援助サービス事業に係る研修会の実施 ・一般労働者派遣事業の実施事業所として会員のシルバー派遣事業の実施 など
(５)安全・適正就業対策の推進	・「安全だより」の発行 ・就業の受注時の危険・有害作業等の現場確認等 ・安全就業基準の順守の徹底 ・交通安全に関する講習会の実施 ・「適正就業基準」の施行 ・健康体操講座の開催 など
２ 法人としての一般事業	

(１)運営体制の充実強化	・理事会、部会の開催 ・職員による研修会参加 ・コーディネーター会議、現場担当者・連絡所長会議の活用 ・地域におけるボランティア活動の実施 など
３ 共益事業	
(１)魅力あるセンターづくりの推進	・会員向け事業としてバス旅行の実施 ・「姫路シルバーまつり」の開催 ・茶話会の実施

(2) 組織の状況

（令和６年10月１日時点）

【本部事務所】

役職名	人数	主な担当業務
理事長	１名	
副理事長	２名	
常務理事	１名	
事務局長	１名	事務局統括
係長	１名	庶務・経理統括
主任	２名	安全対策、会員、派遣、城ガイド、庶務、経理、広報
主事	３名	事業統括、会員、派遣、庶務
嘱託員	１０名	

※その他、香寺連絡所、夢前連絡所、安富連絡所、家島連絡所に嘱託員が各2名配置されている。

(3) 役職員の状況

ア　役員の状況

役員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
常勤役員	市OB	２名	２名	２名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	２名	２名	２名
非常勤役員	市OB	６名	６名	５名
	市兼務	２名	２名	１名
	その他	９名	８名	９名
	合計	１７名	１６名	１５名
役員合計		１９名	１８名	１７名

イ　職員の状況

職員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
正規職員	団体職員	４名	４名	５名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	４名	４名	５名
嘱託職員	団体職員	２１名	２１名	２１名
	市OB	１名	１名	１名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	２２名	２２名	２２名
職員合計		２６名	２６名	２７名

(4) 会員及び事業実績（令和５年事業報告より引用）

ア　会員数　（令和６年３月31日現在）

	男	女	計
入会者数	２１２名	１５７名	３６９名
退会者数	２５４名	１９２名	４４６名
年度末会員数	１，２１１名	８２５名	２，０３６名

イ　会員平均年齢　（令和６年３月31日現在）

	男	女	計
入会者	６９．７歳	６９．６歳	６９．７歳
退会者	７４．３歳	７３．７歳	７４．０歳
年度末現会員	７３．５歳	７３．２歳	７３．４歳

ウ　年度別事業実績（請負・委任と派遣の合計）

年度	契約件数（件）	就業実人員（人）	就業延人員（人）	契約金額（千円）
令和元年	18,921	2,233	301,458	1,564,508
令和２年	17,492	2,061	267,397	1,400,865
令和３年	16,758	1,919	257,438	1,353,917
令和４年	16,559	1,907	248,470	1,332,647
令和５年	15,909	1,846	236,569	1,307,419

※令和２年度より総合実人員を採用（請負と派遣で就業がある場合は１人とカウント）

エ　契約金額と会員数の推移　平成元年度～

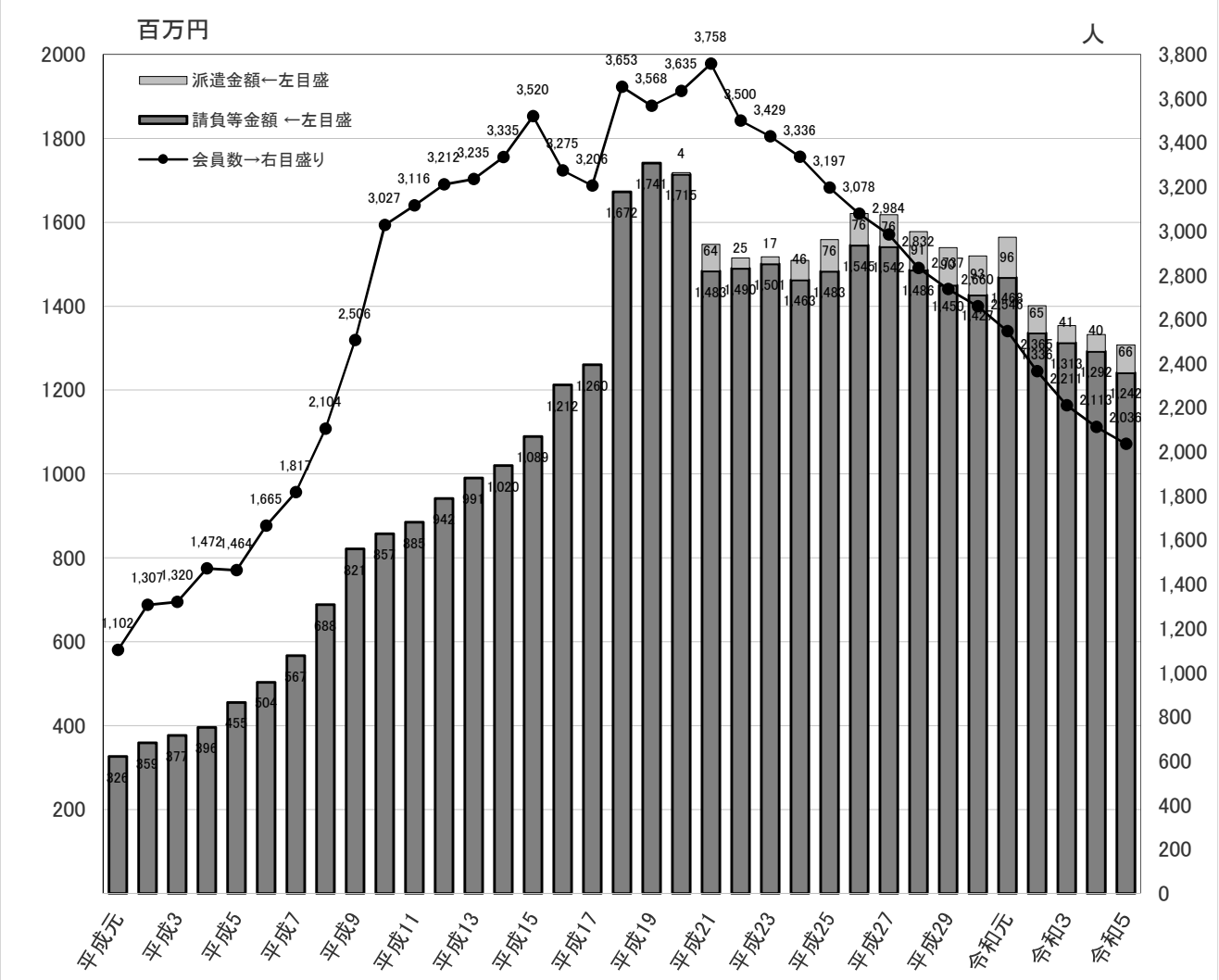

(5) 財務の状況

ア　貸借対照表

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
流動資産	278,911	279,833	270,326
固定資産	165,750	172,380	174,227
資産合計	444,662	452,21	444,554
流動負債	102,509	101,453	103,999
固定負債	6,471	7,973	9,865
負債合計	108,980	109,427	113,864
一般正味財産	335,681	342,786	330,689

イ　正味財産増減計算書

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益	1,366,766	1,343,648	1,295,864
経常費用	1,356,682	1,336,892	1,308,016
当期経常増減額	10,084	6,755	△12,152
経常外収益	0	349	55
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	54
当期一般正味財産増減額	10,084	7,105	△12,097

（6）市との取引の状況

（単位：千円）

項　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
補　　助　　金	27,000	28,800	29,000
業　務　受　託　料	306,511	311,365	282,125
指　定　管　理　料	－	－	－
備　　考			

令和５年度の補助金及び業務受託料の内訳は、以下のとおりである。

ア　補助金

項　　目	金額（千円）	内容
高年齢者就業機会確保助成事業	29,000	高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進を図るため、定年退職後等の高年齢者に対して地域に密着した仕事を提供する。

イ　業務受託料

（単位：千円項　　目	金額（千円）
姫路公園清掃・除草業務委託	66,948
手柄山中央公園管理作業委託	24,260
城跡内清掃除草業務委託	22,865
姫路公園トイレ等清掃業務委託	17,015
姫路城城跡内トイレ清掃業務	12,648
名古山霊苑参道維持補修及び苑内施設清掃	12,579
姫路城有料区域内清掃除草業務	8,224
姫路市立動物園清掃業務	8,086
姫路市立安室東公民館管理業務委託	6,146
飾西公園外３公園管理作業委託	5,790

男山配水池公園等維持管理業務委託	5,602
香寺総合公園管理作業委託	4,891
大手前道路清掃	4,574
生涯学習大学校駐車場管理業務	4,289
市有地除草業務委託(37箇所)	3,428
姫路市立香寺公民館管理運営	3,340
飾磨中央公園外４公園管理作業委託	3,338
市川ふれあい緑地管理業務委託	3,300
名古山霊苑納骨業務委託	3,122
その他　合計（3,000千円未満）	61,672
合計	282,125

２　監査の結果

（1）仕様書の別紙図面の添付漏れについて（所管部署）

生涯学習大学校立体駐車場出入庫等車両管理業務委託契約は、生涯学習大学校の立体駐車場の東出入口ゲート付近の歩行者等の安全を確保することを目的として、円滑な車両の出入庫管理業務を委託するものである。

本契約では、業務の実施場所を特定するため、契約書添付の仕様書に「１　実施場所　生涯学習大学校立体駐車場東出入口ゲート付近（別紙図面のとおり）」と記載があるが、仕様書に別紙図面は添付されていなかった。

仕様書は、別紙図面と一体となっているため添付がないと仕様書に不備があることになるほか、本契約において業務の実施場所は重要事項となるため、仕様書に添付することにより、契約当事者間で明確にしておくべきである。契約時には、添付漏れのないよう、慎重にチェックする必要がある。【結果 4-3】

【生涯学習大学校立体駐車場出入庫等車両管理業務仕様書】
１　実施場所
　生涯学習大学校立体駐車場東出入口ゲート付近
　（別紙図面のとおり）
２　委託する内容
・・・略・・・

（2）委託契約における「市担当者の指示に従う」との記載について（所管部署）

生涯学習大学校駐車場管理業務委託契約は、生涯学習大学校の立体駐車場の管理、使用料の収納、設備管理及び清掃等の業務を委託するものである。

本契約の仕様書には「７　その他　（２）配置された業務員は、甲の担当者の指示に従うこと。」と記載があり、現場の市職員からシルバー人材センターの業務従事者に対し、直接業務に関する指示を出す場合があることを前提とした記載がある。

しかし、業務委託において、委託者（姫路市）は、受託者（シルバー人材センター）

の業務従事者を直接指揮命令することはできず、業務上の指示は業務従事者の雇用主であるシルバー人材センターを通じて行う必要があるため、当該記載は削除するべきである。【結果 4-4】

もし、委託業務が直接の指揮命令を必要とする業務であれば、業務委託ではなく派遣に変更する必要がある。

【令和５年度姫路市生涯学習大学校駐車場管理業務仕様書】
・・・略・・・
７　その他
配置された業務員は、所定の名札を着用すること。
(1)配置された業務員は、所定の名札を着用すること。
(2)配置された業務員は、甲（姫路市）の担当者の指示に従うこと。

(3) 仕様書の別紙業務報告書の添付漏れについて（所管部署）

飾磨支所・南保健センター駐車場等整理業務委託契約は、同センターの閉館業務の一部を委託するものである。

本契約の仕様書に「１　作業内容（詳細は別紙業務報告書による）(1)施設内外の状況確認及び報告(2)残留車両等の整理(3)出入り口（門）の施錠(4)業務日報の作成・提出」と記載があるが、仕様書には別紙業務報告書が添付されていなかった。担当者によると、「業務報告書」とは、毎月シルバー人材センターから提出されている業務報告書のことであり、同報告書を確認すると具体的な業務内容が実施時間ごとに記載されていた。

業務委託契約において、具体的な業務内容は重要事項であるため、仕様書に添付することにより、契約当事者間で明確にしておくべきである。契約時には添付漏れのないよう、慎重にチェックする必要がある。【結果 4-5】

【令和５年度姫飾磨支所・南保健センター仕様書】
飾磨支所・南保健センターの駐車場等整理業務については、当該仕様書に基づき、施設内（庁舎・駐車場等）及び施設外（周辺）の状況確認及び報告について次の措置を講ずるものとする。

１　作業内容（詳細は別紙業務報告による）
(1)施設内外の状況確認及び報告
(2)残留車両等の整理
(3)出入り口（門）の施錠
(4)業務日報の作成・提出
・・・略・・・

(4) 処分伝票の未提出について（団体／所管部署）

北部３町内市道除草作業業務委託契約は、北部３町（安富町、夢前町、香寺町）内の市道における路肩部分の除草作業を委託するものである。

本契約では、除草場所のうち、香呂 64 号線、香呂 99 号線（歩道部）については、

作業により発生する草の処分も委託業務に含まれているところ、仕様書には「２　実施方法(７)作業の完了、作業状況の把握のため、作業着手前、作業中及び作業完了後の写真と、草の処分を行った現場については、処分した草の処分伝票を、委託業務完了報告書に添付するものとする。」との記載があり、業務完了時に、業務完了報告書と共に処分した草の処分伝票の提出を求めている。

しかし、業務完了報告書には草の処分伝票が添付されていなかった。所管課においては、委託した業務が確実に行われたかどうかを確認するため、仕様書どおり、処分伝票の提出を求めるべきであり、シルバー人材センターにおいては提出漏れのないように注意する必要がある。【結果 4-6】

【北部３町内市道除草作業業務委託仕様書】
１　実施内容
・・・略・・・
(3)実施内容は路肩部分の除草　L=68,218m　A=61,829㎡とする。
(4)香呂64号線、香呂99号線（歩道部）については、作業により発生する草の処分を含む。
(5)その他甲（姫路市）の係員から別途指示する事項を含む。

２　実施方法
・・・略・・・
(7) 作業の完了、作業状況の把握のため、作業着手前、作業中及び作業完了後の写真と、草の処分を行った現場については、処分した草の処分伝票を、委託業務完了報告書に添付するものとする。
・・・略・・・

（5）一者随契の理由の記載の仕方について（所管部署）

家島診療所管理業務委託契約は、家島診療所における宿直業務を委託するものである。

姫路市がシルバー人材センターと委託契約を締結する際には、地方自治法第 234 条第２項及び地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号により随意契約とすることができる。さらに、一者随意契約（以下「一者随契」という。）を選択する場合は、「業務委託随意契約理由書（チェックリスト)」(以下「随意契約理由書」という。）に随意契約とする理由に加えて、一者随契にできる根拠として、契約規則第 21 条但書各号のいずれかに該当する必要がある。

また、随意契約の際に作成する必要のある随意契約理由書の説明文には、「一者随契の場合は、その理由を詳しく記入してください。」とあるため、理由書には契約規則第 21 条但書各号に該当する理由を記入しなければならならい。

これに関して、本契約の随意契約理由書を閲覧したところ、一者随契の理由の記入欄に「診療所の宿直業務は救急患者対応等特殊な業務であるので委託先が変わると業務が低下するおそれがある。」と記載されている。しかし、当該記載内容は、契約規則第 21 条各号のいずれに該当するか不明確であり、一者随契の理由の記載の仕方としては不適切である。

よって、一者随契にできる根拠として、契約規則第 21 条各号のいずれかに該当する

理由を記載する必要がある。【結果 4-7】

【地方自治法】
第 234 条　売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
2　前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

【地方自治法施行令】
第167条の2　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
･･･略･･･
三　･･･略･･･高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、･･･略･･･

【契約規則】
（見積書の徴収）
第 21 条　市長は、随意契約により契約しようとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げるときは、1 人とすることができる。
(1) 姫路市物品取扱規則（昭和 63 年姫路市規則第 10 号）第 10 条に規定する専行調達をしようとするとき。
(2) 業務委託等又は建設関連業務委託のうち予定価格 10 万円未満のものについて契約しようとするとき。
(3) 契約の性質等により 2 人以上の者から見積書を徴することが不適当であると認められるとき。
(4) 予定価格 20 万円未満の工事及び市長が別に定める工事請負及び建設関連業務委託（以下「工事等」という。）を発注しようとするとき。
(5) 政令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約のうち予定価格が 50 万円を超えないものについて契約しようとするとき。

3　意見

(1) 完了報告書添付の写真の撮影位置について（団体／所管部署）

あじさいの里管理業務委託契約は、あじさいの里における以下の業務を委託するものである。

【仕様書の業務内容より抜粋】

業　務　内　容	実施回数
①　草刈及びこれに伴う集草処分	年４回

② あじさいの花がら摘み・枯枝除去	年２回
③ 高木の枯枝・ツル等の除去	年１回
④ あじさい等の選定	年１回
⑤ 施肥	年１回
⑥ その他甲が別途指示する事項	

そして、仕様書には、「４　報告書　完了報告書には、作業日誌等の業務実施の確認ができる書類、作業前と作業後の写真を添付するものとする。」と記載があり、業務完了報告書とともに、業務を行ったことが分かる作業前後の写真の提出を求めている。

しかし、業務完了報告書に添付されている写真は、作業前、作業中、作業後に撮影されているものの、それぞれ場所を変えた位置から撮影されているため、どこが変わったか分かりづらい。また、上記のとおり本契約で委託している業務は複数にわたるが、提出されている写真には、どの業務に関するものか説明する記載がないので、すべての業務が完了したかどうかを書類上で確認することが難しい。

よって、所管課においては、シルバー人材センターに対し、業務完了報告書に添付する写真は、同一の場所を同一の画角で撮影したもので、かつ、どの業務に関する写真なのか分かる説明の記載を求めることが望ましい。【意見 4-2】

【あじさいの里管理業務仕様書】
・・・略・・・
４　報告書
　業務完了後、速やかに完了報告書を提出すること。なお、完了報告書には、作業日誌等の業務実施の確認ができる書類、作業前と作業後の写真を添付するものとする。
・・・略・・・

（2）委託業務内容の記載について（所管部署）

家島診療所管理業務委託契約の仕様書を確認したところ、「７　委託業務内容・宿直における患者等の応対及び電話の応対等に係る業務・診療所施設巡回、警備に関する業務」という記載のみで、具体的な業務内容の記載がなかった。

業務委託契約においては、委託する業務を契約当事者間で明確にしておく必要があるため、仕様書には、できる限り具体的な業務内容を記載しておくことが望ましい。【意見 4-3】

第４節　公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

１　団体について

(1) 団体の概要

ア　概　要

項　目	内　容		
団体名	公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー		
事業年度	毎年４月１日～３月31日		
所管部局	観光コンベンション室		
所在地	姫路市本町68番地		
設立年月日	平成18年４月１日		
設立目的	姫路市における観光事業の振興とコンベンションの誘致、開催支援及び国内外の映画、テレビ等のロケーション撮影の誘致に積極的に取り組み、もって、地域経済の活性化、市民文化の向上を図り、国際観光都市・姫路の構築に寄与することを目的とする。		
事業内容	① 観光客の誘致及び観光受入支援に関する事業 ② コンベンションの誘致及び開催支援に関する事業 ③ 映画、テレビ等のロケーション撮影の誘致、支援に関する事業 ④ 前３号の事業に係る公報及び企画調査に関する事業 ⑤ 姫路市からの委託に関する事業 ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
出資金	－		
市出資額（出資比率）	－		
市との関係性	補助金交付	業務委託	指定管理
	あり	あり	なし

イ　設立経緯等

平成18年４月１日、社団法人姫路観光協会、姫路コンベンションビューロー、姫路フィルムコミッションが組織統合し、社団法人姫路観光コンベンションビューローとして発足した。

ウ　事業の概要

(ｱ) 主な事業内容

主な事業内容は、下記表のとおりである。

１ 観光振興事業	
(１)国内観光プロモーション	・旅行会社への誘客プロモーション ・キャンペーンやコンテンツと連動した誘客促進 ・広告・デジタルプロモーション
(２)インバウンドプロモーション事業	・ターゲット市場へのプロモーション
(３)国内外の旅行者を惹きつける滞在型コンテンツの企画・造成事業	・滞在型コンテンツの企画・造成 ・ＤＸ／ＩＴの活用
(４)受入体制整備事業	・姫路市観光案内所案内等業務 ・観光客へのおもてなし事業

	・観光ガイドブック、ポスター、ノベルティ等の作成
(５)ＤＭＯを核とした観光地域づくり	・観光産業育成支援事業 ・姫路市観光事業者エネルギー価格高騰等支援事業 ・大手前通りイルミネーション等賑わい創出事業 ・観光庁「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化推進事業」 ・外部専門人材の登用 ・ＬＩＮＥを活用した簡易版観光ＣＲＭの実証事業－姫路ファン及びリピーター創出事業－ ・魅力ある観光地域づくりに向けた観光ガイド活動支援 ・情報発信・プロモーションの一元化 ・調査研究事業 ・ＤＭＯ推進体制の整備
２ コンベンション事業	
(１)コンベンション誘致事業	・コンベンション誘致プロモーション ・コンベンション開催におけるキーマンの招聘
(２)コンベンション開催支援事業	・コンベンション開催補助金 ・コンベンション受入体制の整備
(３)コンベンション広報事業	・パンフレット、ポスター、コンベンショングッズ等の作成 ・広報及び広告媒体を活用した情報発信
(４)コンベンション企画調査事業	・コンベンション経済波及効果等調査
３ フィルムコミッション事業	
(１)映画・テレビ・ＣＭ等のロケ作品の積極的な誘致支援	・ロケハン（下見）やロケーション撮影時のアドバイス、撮影許可に係る関係機関、撮影場所などとの連絡・調整など
(２)ロケ作品（ロケ地）を活かした、ロケ地ツーリズムの推進	・ひめじロケ地マップの作成 ・ＪＦＣ全国ロケ地フェア出展 ・「イチオシロケーション」（姫路発　お城からの手紙)」を活用したロケ地情報の発信
(３)ＨＰを活用した情報発信	・ＷＥＢサイト「心で旅する姫路」での情報発信（動画コンテンツ制作） ・ＨＰ及びInstagramを活用した情報発信
(４)映画上映会の開催	
４ 会員サービス事業	・会員への情報提供、情報発信支援、会員支援、事業支援
５ 収益事業	・姫路城売店運営

（2）組織の状況（令和６年11月1日現在）

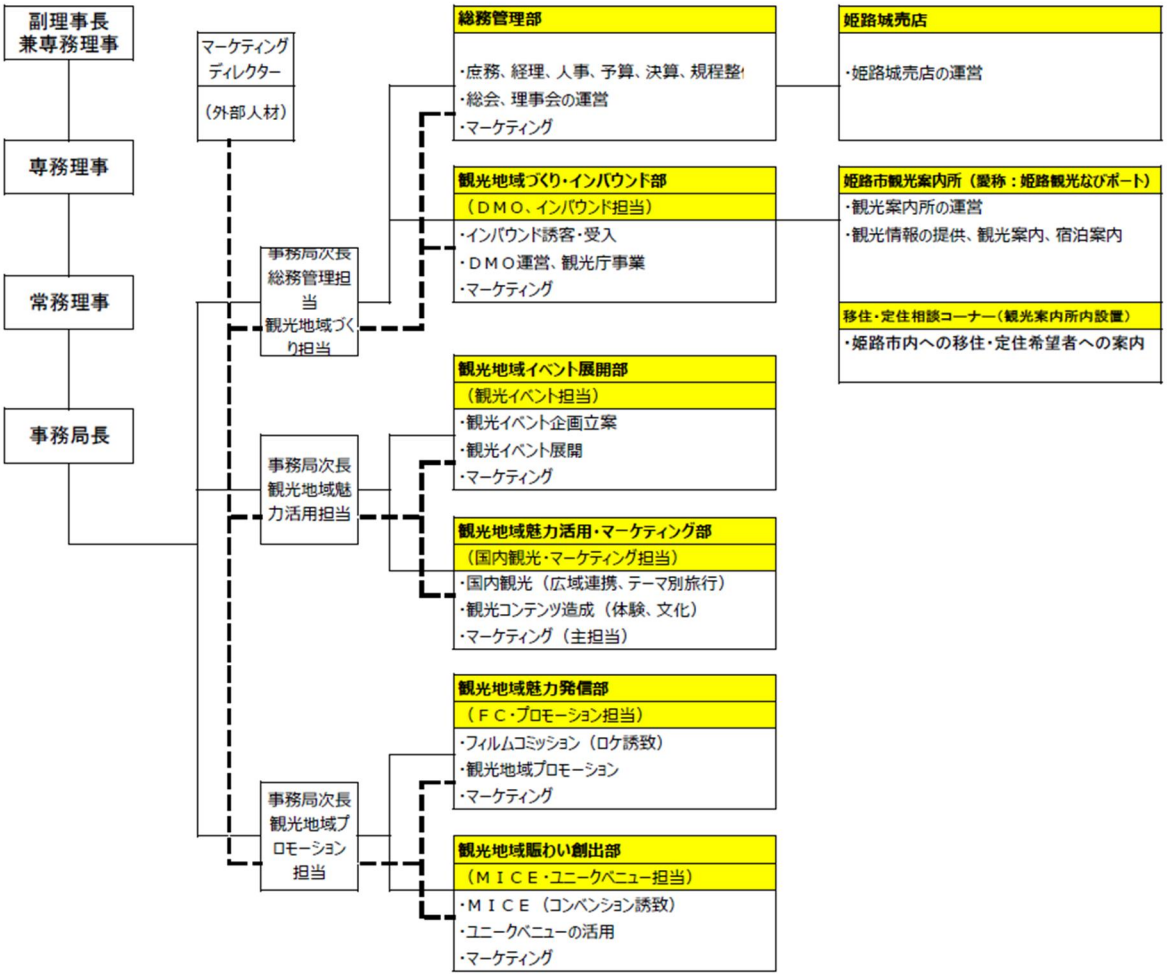

（3）役職員の状況

ア　役員の状況

役員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
常勤役員	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	１名	１名	１名
	その他	１名	１名	１名
	合計	２名	２名	２名
非常勤役員	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	１名	１名	１名
	その他	２９名	３０名	２９名
	合計	３０名	３１名	３０名
役員合計		３２名	３３名	３２名

イ　職員の状況

職員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
正規職員	団体職員	６名	５名	５名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	４名	４名	２名
	その他	１名	２名	１名
	合計	１１名	１１名	８名
嘱託職員	団体職員	１２名	１２名	１４名
	市OB	１名	－名	１名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	４名	４名	４名
	合計	１７名	１６名	１９名
職員合計		２８名	２７名	２７名

(4) 財務の状況

ア　貸借対照表

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
流動資産	122,227	177,768	325,341
固定資産	12,690	12,636	16,627
資産合計	134,917	190,404	341,969
流動負債	79,199	110,698	221,770
固定負債	10,207	10,769	11,255
負債合計	89,406	121,468	233,026
一般正味財産	45,511	68,936	108,942

イ　正味財産増減計算書

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益	292,669	386,980	479,136
経常費用	298,177	363,555	439,129
当期経常増減額	△5,508	23,425	40,006
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△5,508	23,425	40,006

(5) 市との取引の状況

（単位：千円）

項　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
補　　助　　金	113,044	41,607	222,295
業　務　受　託　料	98,339	230,775	61,224
指　定　管　理　料	－	－	－
備　　考			

令和５年度の補助金及び業務受託料の内訳は、以下のとおりである。

ア　補助金

項　　目	金額（千円）	内容
観光振興事業	144,575	・観光プロモーション事業 ・着地型観光・体験商品造成事業 ・インバウンド事業 ・観光産業育成支援事業 ・観光事業者エネルギー価格高騰等支援事業 ・受入体制整備事業
コンベンション事業	36,949	・コンベンションプロモーション事業 ・コンベンション開催支援事業 ・コンベンション広報及び広告媒体によるＰＲ事業 ・コンベンション経済波及効果等調査事業
ＤＭＯ推進事業	40,770	・観光地域づくり法人（ＤＭＯ）の推進強化に関する事業
合計	222,295	

イ　業務受託料

項　　目	金額（千円）	内容
令和5年度姫路市データ収集･分析等業務委託	3,875	姫路市における観光行政に関するデータを収集・分析し、アンケート調査を年４回実施する業務
令和5年度姫路市観光案内所案内等業務委託	18,045	姫路市観光案内所における案内等業務
観光ボランティア団体拠点施設運営業務委託	198	家老屋敷跡公園便益施設D棟内に設置する観光ボランティア団体拠点施設の運営
ツーリズムEXPOジャパン出展及び観光セミナー実施業務	4,833	世界最大級の観光ＰＲイベントである「ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２３」での商談会や、県外での観光セミナーを開催し、広域的な観光客誘致に繋げる業務

お城EXPO2023出展業務	1,666	日本の城の博覧会「お城ＥＸＰＯ２０２３」に姫路城の観光情報ブースを出展し、観光プロモーションや、姫路ゆかりの千姫のＰＲを行う。
特別版お城EXPOin姫路出展業務	1,832	「特別版お城ＥＸＰＯｉｎ姫路」に姫路ゆかりの千姫や姫路城及び観光情報等の提供を行うためのＰＲブースの企画運営・設営
大手前通りイルミネーションPR業務委託	4,916	大手前通りイルミネーションの広報業務委託（来場者数調査を含む）。
令和5年度大手前通りイルミネーション賑わい創出業務委託	8,350	大手前通りイルミネーションの実施に合わせ、「ほこみちエリア」の利活用促進や商店街等と連携した回遊施策を通して賑わい創出を図るもの。
令和5年度　ひめじシティイメージアップ事業業務委託	11,182	各種映像作品ロケーション撮影を誘致・支援するフィルムコミッション事業の実施
秋の観光キャンペーン業務委託	825	姫路への誘客の維持、進展を図るため、観光関連事業者等を招聘し、姫路市の観光ＰＲを行う
令和5年度姫路市イメージキャラクター等を活用した観光PR業務委託	5,500	しろまるひめ及びかんべえくんを活用した観光PR業務
合計	61,224	

2　監査の結果

(1) 再委託の承諾書の未徴収について（所管部署）

大手前通りイルミネーションＰＲ業務委託契約は、姫路駅前から姫路城までの大手前通り沿道樹木にＬＥＤ等を取り付ける「大手前通りイルミネーション」の実施に際し、広報媒体にてＰＲを展開することを目的として、大手前通りイルミネーションを通して姫路市への誘客促進やまちなかのにぎわいを創出するため、観光コンベンションビューローにポスター・チラシの作成及び掲出等業務を委託するものである。

仕様書によると、本契約にて委託されている業務には、指定の各掲出場所に掲出等を行うためのポスターやチラシを印刷する業務も含まれているところ、ポスター等の印刷業務については、観光コンベンションビューローが外部に発注しているとのことであった。

業務委託契約約款において、受託者が再委託をする場合は書面による承諾が必要となっており（約款第３条第２項）、委託業務の一部を外部に発注した場合であっても再委託に該当すると考えられるが、再委託に該当する場合、受託者より提出される再委託の申出書をうけて、市より承諾書を交付するという流れになっている。

しかし、本件のポスター等の印刷業務の再委託については、再委託の申出書も提出されておらず承諾書も交付していなかった。約款に則り、再委託の承諾書を交付する必要がある。【結果 4-8】

【仕様書】
5 業務内容
…略…
(1)ポスター・チラシの作成及び掲出等業務
B1サイズ、A3サイズのポスターやチラシを作成すること。…略…
①JR西日本提供用(第1弾) [B1(縦)ポスター、150 部]
…略…
②市内施設提供用 [B1(縦)ポスター、50 部]
…略…
③市内自治会ほか施設等提供用[A3(縦・二つ折り)ポスター、500部]
…略…
④リーフレット [A4(三つ折り)リーフレット、計20,000部]
…略…
⑤JR西日本管内提出用(第2弾)[B1(縦)ポスター、150 部]
…略…

【業務委託契約約款】
(再委託等の禁止)
第3条 ・・・略・・・
2 乙は、委託業務の実施を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 業務報告等の不備について(所管部署)

観光ボランティア団体拠点施設運営業務委託契約は、観光ボランティア団体(甲冑や忍者の衣装を着て観光客をもてなす活動を行っているボランティア団体)の活動支援のため、家老屋敷跡公園内にある市所有の施設の一室(名称は家老屋敷跡公園便益施設D棟・事務室)を、ボランティア団体の拠点施設として利用するにあたり、施設の管理運営業務を委託するものである。

具体的には、市が年度ごとに利用を認めた4つのボランティア団体が、更衣や休憩、衣装の保管のための控室として当該施設を利用しており、その管理運営業務を観光コンベンションビューローに委託している。

仕様書の業務内容には、「(1)利用団体の調整 利用団体の選定及び適切な利用に向けた各種調整 (2) 拠点施設の日常管理 日常清掃、施設の開け閉めなどの日常管理 (3)市への報告・調整等 利用状況の報告及び周辺施設・利用者とのトラブル対応等」という記載があるものの、観光コンベンションビューローから提出されている業務完了報告書は、仕様書の記載内容をそのまま転記しているのみで、どのような業務を行っているか書面上明らかではなかった。また、観光コンベンションビューローでは、拠点施設の利用者に入退室時に記入してもらう管理簿により入退室の管理をしているとのことであるが、市に当該管理簿の提出又はその内容の報告等はされておらず、拠点施設の「利用状況の報告」が適切になされているとは言えない。

よって、観光コンベンションビューローに対して、いつ、どのような業務を行ったかを明確にし､かつ拠点施設の利用状況を記載した報告書の提出を求めるべきである。【結果 4-9】

（3）施設の鍵の管理方法の不備について（所管部署）

（２）の観光ボランティア団体拠点施設運営業務委託契約について、市担当者によると、ボランティア団体が拠点施設を利用するのは、主に土日祝日などの休日であるが、拠点施設の出入口の鍵は、年間を通じて観光コンベンションビューローよりボランティア団体に貸与したままになっており、利用を認めた年度中は返還を求めていないとのことである。

ボランティア団体には、年度ごとに拠点施設利用誓約書の提出を求めており、同誓約書には、利用時間の制限（イベント開催時を除いて開城 1 時間前から閉城 1 時間後まで）や貸与した鍵の管理責任などの誓約事項が記載されているものの、それだけでは、時間外の利用や、鍵の不適切管理などによるトラブルが生じるリスクを解消できているとは言えない。

施設管理としては、利用者が拠点施設を利用する毎に、利用前に鍵を貸与し、利用終了後には返還を求めることが適切であり、鍵を貸与したままとしている現在の管理方法は、不適切であると言わざるを得ない。市としては、観光コンベンションビューローによる拠点施設の鍵の管理方法について見直す必要がある。【結果 4-10】

【観光ボランティア団体拠点施設運営業務委託仕様書】

１　事業の目的

※姫路城及びその周辺で活動する観光ボランティア団体の活動を支援するため、姫路市が家老屋敷跡公園便益施設 D 棟内に設置する観光ボランティア団体拠点施設(以下「拠点施設」という。）を運営することにより、観光客のおもてなし向上及び観光ボランティア団体の活動支援を目的とする。

２　事業の実施概要

(1)事業名

観光ボランティア団体拠点施設運営業務

(2)実施場所

家老屋敷跡公園便益施設 D 棟 事務室

姫路市本町 68 番地

(3) 事業内容

拠点施設の運営(利用団体の調整、日常管理、市への報告・調整等)

(4) 実施期間

令和 5 年 4 月 1 日（土）から 令和 6 年 3 月 31 日(日)

３　委託業務の内容

(1) 利用団体の調整

利用団体の選定及び適切な利用に向けた各種調整
(2) 拠点施設の日常管理
日常清掃、施設の開け閉めなどの日常管理
(3) 市への報告・調整等
利用状況の報告及び周辺施設・利用者とのトラブル対応等
・・・略・・・

3 意見

(1) 仕様書の委託業務の記載の仕方について（所管部署）

大手前通りイルミネーション賑わい創出業務委託契約は、「大手前通りイルミネーション」の実施に際して賑わいを創出するため、観光コンベンションビューローに大手前通りにおける「ほこみちエリア」の利活用促進及び商店街と連携した誘客施策事業に関する業務を委託するものである。そして、本契約に基づく委託業務の一環として、観光コンベンションビューローがほこみちエリアにおける出店イベントを企画し、当該イベントに飲食事業者が出店している。

一方で、仕様書の業務内容には、「飲食等の出店を行うこと」「飲食事業者を中心にテントまたはキッチンカーでの出店を行うこと」と記載されており、この記載だけを見ると、観光コンベンションビューローが市から受託した飲食等の出店業務を飲食事業者に再委託しているとも読めるが、実態としては、市が委託しているのは出店業務ではなく、出店イベントの企画運営業務である。

上記の仕様書の記載では、再委託に必要な手続き（書面による承諾など）を採らないまま再委託をしていると捉えられるおそれがあるため、仕様書の記載を「出店イベントの企画運営業務」などと訂正することが望ましい。【意見 4-4】

【仕様書】
5 業務内容
･･･略･･･
(1)ほこみちエリアでの賑わい創出事業の実施
イルミネーションを観覧するために大手前通りを訪れた来訪者が滞在したくなる環境を創出するため、週末やハイシーズンを中心に飲食等の出店を行うこと。暖かい飲料を提供する飲食事業者を中心に、テントまたはキッチンカーでの出店を行うこと。･･･略･･･

(2) 業務報告書の提出について（所管部署）

観光案内所案内等業務委託契約は、姫路市観光案内所（名称：姫路観光なびポート）における案内所の運営に関する業務を委託するものである。

仕様書によると、案内所の運営に関する委託業務のうち、人員配置に関することとして、「ア　業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務執行体制を確保すること。」「イ　案内業務等に係る人員（以下「スタッフ」という。）を常時確保すること。」として、「・英語に精通し業務に支障のない人員を繁忙期（３月～11 月）は平日は３

名、土日祝日は４名体制、閑散期（12 月～２月）は平日は２名、土日祝日は３名体制を目安とし、利用者の状況により業務に支障のない人員配置とすること。 ・全時間帯を通して最低２名は配置すること。」と記載がある。

しかし、観光コンベンションビューローより市に対しては、勤務予定表や月ごとの来所者数、観光案内所への苦情、問い合わせ内容一覧（日本人・外国人)、受付対応者数一覧（外国人）が記載されている報告書が提出されているものの、実際に上記の仕様書どおりの人員配置がされたことが分かるような報告書は提出されていなかった。

市としては、委託した業務内容が適切に履行されたか確認する必要があるため、観光コンベンションビューローに対し、業務従事者の勤務実績などが記載された業務報告書の提出を求めることが望ましい。【意見 4-5】

【令和５年度姫路市観光案内所案内等業務委託仕様書】

・・・略・・・

３　委託内容

(1)案内所の運営に関する業務

・・・略・・・

①人員配置に関すること

ア　業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務執行体制を確保すること。

イ　案内業務等に係る人員（以下「スタッフ」という。）を常時確保すること。

・英語に精通し業務に支障のない人員を繁忙期（３月～11 月）は平日は３名、土日祝日は４名体 制、閑散期（12 月～２月）は平日は２名、土日祝日は３名体制を目安とし、利用者の状況により業務に支障のない人員配置とすること。

・全時間帯を通して最低２名は配置すること。

ウ　スタッフに対して、施設の運営に必要な研修を実施すること。

・・・略・・・

（3）その他、案内所の管理運営に必要な業務

①月報等業務報告書の作成

・・・略・・・

第５章　出資比率が４分の１以上の他の出資法人

第１節　姫路ウォーターフロント株式会社

１　法人について

(1) 法人の概要

ア　概　要

項　目	内　容		
法　人　名	姫路ウォーターフロント株式会社		
事　業　年　度	毎年５月１日～４月30日		
所　管　部　局	企画政策室		
所　在　地	姫路市大塩町2035番地-4		
設　立　年　月　日	平成２年３月20日		
設　立　目　的	① ゴルフ場の経営 ② スポーツ施設の経営　他 ③ 上記の業務に関する附帯業務		
事　業　内　容	ゴルフ場の経営		
出　資　金	200,000千円		
市　出　資　額 （出資比率）	80,000千円 (40.0%)		
市との関係性	補　助　金　交　付	業　務　委　託	指　定　管　理
	な　し	な　し	な　し

イ　設立経緯等

姫路市と都市整備公社（現 まちづくり振興機構）が協議し、市内大塩地域の塩田跡地に、市民が気軽に低料金で利用できるスポーツレクリエーション施設として、都市整備公社が パブリックゴルフ場を建設した。そのゴルフ場を能率的､効率的に運営するため第三セクター方式で､｢姫路ウォーターフロント株式会社｣が設立され、都市整備公社や民間出資者と共に、本市も出資（80,000千円）することとなった 。

ウ　事業の概要

姫路シーサイドゴルフコース

主要用途	ゴルフ場
所在地	姫路市大塩町2035番地の4
敷地面積	594,306.51㎡
建築面積	1,469.98㎡
構造	鉄筋コンクリート造り
規模	地上２階
駐車場	330　台

(2) 組織の状況（令和６年４月１日現在）

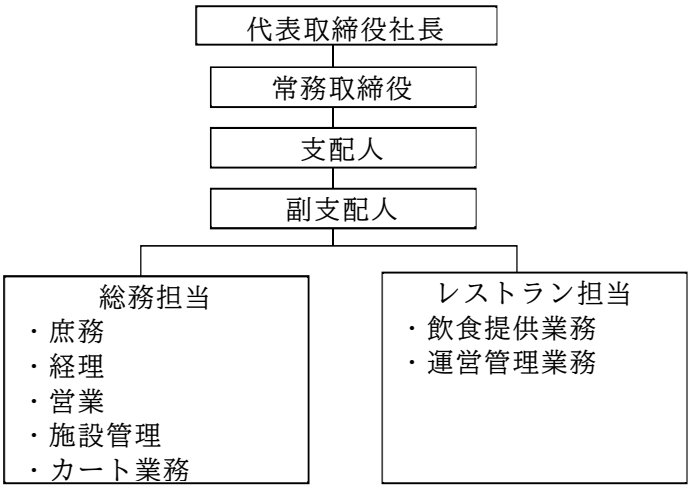

(3) 役職員の状況

ア　役員の状況

役員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
常勤役員	市OB	１名	１名	１名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	１名	１名	１名
	合計	２名	２名	２名
非常勤役員	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	３名	３名	３名
	その他	４名	４名	４名
	合計	７名	７名	７名
役員合計		９名	９名	９名

イ　職員の状況

職員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
正規職員	団体職員	６名	４名	４名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	６名	４名	４名
嘱託職員（パート含む）	団体職員	３１名	４０名	４２名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	３１名	４０名	４２名
職員合計		３７名	４４名	４６名

(4) 財務の状況

ア　貸借対照表

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
流動資産	74,227	69,443	70,826
現金及び預金	60,418	56,664	55,634
その他	13,809	12,779	15,192
固定資産	25,264	29,632	26,945
資産合計	99,491	99,075	97,771
流動負債	231,397	227,391	225,501
固定負債	0	0	0
負債合計	231,397	227,391	225,501
株主資本	△131,906	△128,316	△127,729
資本金	200,000	200,000	200,000
利益剰余金	△331,906	△328,316	△327,729
純資産合計	△131,906	△128,316	△127,729

イ　損益計算書

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
売上高	300,899	322,220	312,837
（売上内訳）プレー収入	249,110	263,757	254,805
食堂収入	38,821	44,718	44,796
売店収入	2,068	2,195	1,747
友の会収入	10,900	11,550	11,490
売上原価	49,945	54,098	55,363
売上総利益	250,954	268,122	257,474
販売費及び一般管理費	243,939	263,734	257,767
営業利益（△損失）	7,015	4,388	△293
営業外収益	1,541	2,358	1,270
営業外費用	419	1,036	20
経常利益	8,137	5,710	957
特別利益	0	0	100
特別損失	5	1	0
税引前当期純利益	8,132	5,709	1,057
法人税、住民税及び事業税	3,077	2,119	471
当期純利益	5,055	3,590	586

（5）市との取引の状況

（単位：千円）

項　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
補　　助　　金	－	－	－
業　務　受　託　料	－	－	－
指　定　管　理　料	－	－	－
備　　考			

２　監査の結果

（1）小口現金の実地調査について（団体）

小口現金について、担当者は、入出金の都度小口現金出納帳に記入し、毎月末に帳簿残高と現金の在り高を照合している。また、毎月末のみならず、１か月の内４，５回程度任意の日を選び、同様の照合を実施している。しかしながら、会計規程第２１条第２項において、現金の在高は、毎日実地調査し、帳簿残高と照合しなければならないと規定されており、会計規程に則った毎日の実施はされていない。担当者に確認したところ、入出金の頻度は多くなく、毎日実施する必要はないとのことである。とするならば、会計規程を現状の実施回数に見直すべきである。【結果5-1】

【会計規程】
・・・略・・・
（記録及び照合）
第21条　出納責任者は、記録及び照合について次のとおり実施する。
(1) 金銭の収支は、その都度これを帳簿に記録しなければならない。
(2) 現金の在高は、毎日実地調査し、前号の帳簿残高と照合しなければならない。
・・・略・・・

（2）領収書の使用について（団体）

会社が発行した領収書綴りを閲覧したところ、領収書を書き損じた場合に、書き損じた領収書の原本が保存されていないケースが複数件発見された。

不正利用（現金の横領等）を防止する観点から、領収書を書き損じた場合、書き損じた領収書の原本に×印を記載し、控えとともに領収書の原本を保存しておくべきである。【結果5-2】

(3) 前渡金及び小払い資金について（団体）

令和５年度の貸借対照表上に前渡金及び小払資金が以下のように計上されている。

令和５年度　貸借対照表　より抜粋　（単位：円）

勘定科目	金　額	備　　考
現金・預金	55,634,380	
前渡金	1,865,000	社内釣り銭
小払資金	80,620	
（計）	57,589,999	

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条第 11 号によると、前渡金とは「商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。」と規定されている。当法人が釣り銭用現金を通常の現金と区別し管理するために総勘定元帳において前渡金勘定を用いることは問題となるものではないが、決算書において釣り銭である現金を前渡金として表示するのは前渡金の本来の使い方でないため問題となる。

決算書の貸借対照表上においては、前渡金として表示している釣り銭及び小払資金を現金・預金に含めて表示すべきである。【結果5-3】

(4) ゴルフ用品の在庫の未計上について（団体）

当法人において、ゴルフ用品を仕入れて販売している。令和４年度及び令和５年度の販売商品の仕入高及び期末の在庫金額は以下のようになっている。

令和５年度　在庫表

（単位：円）

品名	令和４年度末	令和５年度末	備　　考
仕入高	589,168	832,891	
ゴルフボール等	10,070	151,000	
帽子、グローブ等	57,790	163,277	
グリップ	82,256	110,849	
（計）	150,116	425,956	

令和４年度及び令和５年度の上記の仕入高は損益計算書に計上されているが、貸借対照表には上記の商品在庫は棚卸資産には含まれていない。

令和５年度の損益計算上の商品に係わる売上原価は、832,891 円となっているが、正しくは 557,051 円となる。したがって、来期以降は期首及び期末の商品在庫金額を加味して、商品に係わる売上原価を正しく計算する必要がある。【結果 5-4】

（5）食堂収入について（団体）

令和５年度（平成６年４月期）の損益計算書において、食堂収入　44,795 千円に対して当期食堂原価　54,530 千円と 9,000 千円近い赤字が出ている。

食堂収入	44,795,825 円
社員食事代	895,254 円
当期食堂原価	54,530,363 円
収支差額	△8,839,284 円

これは、例えば、ハンバーグ定食（定価　1,500 円）に対して 800 円の食事補助券を提供しているため、利用者は 700 円の支払でハンバーグ定食（定価 1,500 円）を食べることができる。利用料金に食事代 800 円が含まれていることになる。したがって、１食あたり 800 円を振り替える必要があるが、実際には一食あたり 600 円しか振り替えていなかった。

したがって、１食あたり 200 円の振り替え漏れが発生していることになる。本来追加で振り替えるべき金額を概算で試算すると、200 円×年間利用者数（1 ラウンド）42,819 人＝8,563,800 円となるが、収支差額は 275,484 円損失となる。

今後は適正な売上金額を計上するべきである。【結果 5-5】

また、食道部門が実質赤字というのは本来あるべき姿ではないので、客単価のアップの方策の実施、もしくは値上げを検討すべきである。【意見 5-1】

（6）たな卸資産の評価方法（団体）

令和５年度の決算書の個別注記表には、特に記載はないが、たな卸資産の評価方法は最終仕入原価法を採用しているとのことである。最終仕入原価法とは、棚卸資産の期末評価方法の１つで、決算日に最も近い仕入単価を基礎にして期末たな卸資産を評価する方法である。

当法人の期末たな卸資産の金額がこの方法によって適切に計算されているかについて食堂材料の単価を検証したところ、６件の単価相違が発見された。

この単価相違が財務諸表に与える影響は重要性が乏しいものであるが、法人が定めた方法に基づいて適正にたな卸資産の金額を算定する必要がある。【結果5-6】

（7）退職給付引当金の未計上について（団体）

退職給付引当金とは法人等が雇用する従業員に退職金を支給している場合に年度末に発生していると認められる退職給付見積額から年金資産等を控除した金額を引当金として固定負債に計上するものである。「企業会計原則　注解18　引当金について」によれば、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」と規定されている。

当法人の場合は社員への退職金の支給については、給与規程第23条に規定されてい

る。
令和５年度の退職金の支給は、1,652,500円となっており、期間損益の適正の観点から、退職給付引当金の計上が必要である。【結果5-7】

【給与規程】
（退職金）
第23条　一般社員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し、退職金を支給する。

３　意見

(1) 賞与引当金の未計上について（団体）

賞与引当金とは、法人等が雇用する職員に賞与を支給している場合に、年度末に賞与の支給対象期間の末日が未到来の場合に、期間損益計算の適正化の観点から、当年度に帰属する賞与金額を引当金として計上したものをいう。
社員への賞与については、給与規程第19条から第22条に規定されている。期間損益の適正の観点から、将来発生すると見込まれる費用を引当金として計上する必要がある。令和６年６月支給の賞与総額は597,670円となっている。同規定第22条（賞与の算定期間）において、「６月支給賞与については、前年12月１日から当年５月31日までの期間とし、･･･」となっているため、これを元に賞与引当金の計上額を試算すると99,611円となる。
期間損益の適正の観点から、賞与引当金の計上が望まれる。【意見5-2】

(2) 法人の今後について（団体／所管部署）

当団体は姫路市及び姫路市まちづくり振興機構が株式の68％保有する外郭団体であり、平成元年に設立され、平成２年度から営業を開始したパブリックゴルフ場の運営会社である。令和５年度の貸借対照表が示すように200,000千円の資本金があるにもかかわらず、127,729千円の債務超過となっている。
最近５年間の当期純利益は以下のとおりとなっている。

（単位:千円）

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	平均
当期純利益	358	1,736	5,055	3,590	586	2,265

このような状況でゴルフ場の経営が継続できているのは、まちづくり振興機構からの200,000千円の借入金よるものである。
令和５年度の事業報告の「対処すべき課題」にあるとおり、ゴルフ場の施設及び設備等の老朽化に対応したハード面の整備・更新は不可欠となっている。
令和５年度の年間来場者数は、１ラウンド42,819人、ハーフラウンド10,461人となっており、非常に多くの人々が来場し、ゴルフを楽しんでいる。低廉な料金でゴルフが楽しめる場としての存在価値があるものの、課題であるゴルフ場の施設等の老朽化

に対応したハード面の整備・更新は、現状の収支状況からみて、非常に困難を伴うものであると考えられる。増収に向けて、団体では以下のようなさまざまな収益性の向上策を実施している。

① ロングランコンペの開催等の魅力のあるイベントの充実開催
② ＳＮＳ(インスタグラム・ＬＩＮＥなど)を効果的に積極的活用（イベント告知や普段目にすることがないコース管理状況など掲載）
③ 友の会の特典内容を大幅にリニューアルし、会費の値上げ実施
④ ジュニア割引・学割の積極的展開による、次世代ゴルファー創出・育成への貢献

＜団体に対して＞

近隣の競合する同一価格帯のゴルフ場が多くあり、プレイフィーを値上げすれば、来場者が減少すると予想され、新たな増収策について制約が多いため、いかに来場者を増やすかが大きな課題となる。しかしながら、来場者数は自然環境である天候に左右されるため、安定的に来場者数を増加させることは容易ではないが、今後もさまざまな工夫をされ、安定的な来場者の確保に務めることが望まれる。【意見5-3】

＜所管部署に対して＞

前述のように、当ゴルフ場は平成２年度から営業を開始したパブリックゴルフ場の運営会社であるが、令和５年度の貸借対照表上は327,729千円の繰越欠損金が計上されている。法人税法上の繰越欠損の有効期限は過年度に切れているため、今後は法人税等を負担しながら、債務超過の解消を目指すことになる。平成18年度から令和５年度までの期間は金額にバラつきがあるものの、すべて黒字となっているが、過去５年間の平均の当期純利益金額は、前述のように2,265千円で売上高の1％に満たない小さな額となっている。団体も増収策に知恵を絞っているが、それにも限度がある。

同団体の今後について所管部署に尋ねたところ、「同社は、近年、単年度での黒字を確保しているものの、債務超過の状態が続いていることが課題となっている。一方で、本市は 、利用に制約の大きい市有地をゴルフ場として活用し、年間５万人以上の方に利用いただいていることは意義のある取組であると考えている。その上で、同社が独立した事業主体であることを踏まえつつ、同社及びまちづくり振興機構の経営状況を見極めながら、三者で緊密に連携・情報共有を図り、経営改善に向けて必要な対応をしてまいりたい。また、令和５年10月に、県から示された播磨臨海地域道路の計画路線には、同社が運営するゴルフ場の敷地の一部が含まれるなど、同社を取り巻く環境は大きく変化することが見込まれる。播磨臨海地域道路の整備計画の状況を注視し、整備完了後の将来を見据え、大塩・的形臨海部を含めた 、地域の特性に応じた土地利用の在り方を検討する。」と回答している。

所管部署が述べたように、ゴルフ場の敷地は旧塩田であり、その利用には自ずから制限が存在するので、現在のゴルフ場からの用途変更には多くの困難及び多額の投資

を伴うため、単年度黒字を継続している限りにおいては、現状のゴルフ場の運営を継続することが得策であると考えられる。また、播磨臨海地域道路の計画路線の話は、10年後の話とのことであるので、短期的には考慮は不要と考えられる。

前述のように監査結果にあるように退職給付引当金が計上されておらず、来期以降は、退職給付引当金を計上することにより、従来に比べて多額の退職給付費用が増加することが予想される。

同団体は姫路市が80,000千円（出資割合40％）という多額の出資する団体であり、公益性を有する団体といえる。同団体が安定して単年度黒字を計上し続けるために市としてもできうる援助を実施する必要がある。具体的には、現在、市は同ゴルフ場用地の最大の面積を有する地主であり、ゴルフ場の施設を所有するまちづくり振興機構から地代約10,000千円を受け取っている。この地代を減免することにより、ゴルフ場経営会社である同団体の経費負担を間接的に軽減すること等の支援策を検討することが望まれる。【意見5-4】

第２節　イーグレひめじ管理株式会社

１　法人について

(1) 法人の概要

ア　概　要

項　目	内　容		
法　人　名	イーグレひめじ管理株式会社		
事　業　年　度	毎年４月１日～３月31日		
所　管　部　局	都市計画課		
所　在　地	姫路市本町68番290		
設　立　年　月　日	平成13年６月４日		
設　立　目　的	① 不動産の管理、運用 ② 店舗販売の促進企画、事務、調査研究及び指導業務 ③ たばこ、切手、飲食料品の販売及び当選金附証票の受託販売 ④ 公衆電話受託業務 ⑤ 不動産の売買、賃貸、仲介 ⑥ イベント企画・運営 ⑦ 公の施設の指定管理者業務 ⑧ 前各号に付帯する一切の業務		
事　業　内　容	建物管理業務、光熱水費の支払及び徴収業務、ゴミ袋等の販売、店舗管理業務		
出　資　金	61,000千円		
市　出　資　額 （出資比率）	30,000千円 (49.18%)		
市との関係性	補　助　金　交　付	業　務　委　託	指　定　管　理
	な　し	な　し	あ　り

イ　設立経緯等

お城本町地区市街地再開発事業により整備された施設建築物「イーグレひめじ」(以下「イーグレひめじ」という。）の管理運営等の中心的な役割を果たし、もって社会的な資産として再開発ビルの多様な機能を十分に発揮し、これを快適に利用できる良好な環境を効果的に維持することを目的として、平成13年６月４日に姫路市ほか事業関連企業７団体の出資により設立されたものである。

ウ　事業の概要

(ｱ) 主な事業内容

イーグレひめじの施設管理に関する様々な事業を行っているが、事業別の概要については、下記のとおりである。

①　建物管理業務

イーグレひめじ管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）との間で建物管理委託契約を締結して、イーグレひめじの建物管理業務を受託し、業務の一部については日本管財株式会社（以下「日本管財」という。）に再委託している。

また、イーグレひめじ内の各店舗が使用した光熱水費の徴収及び支払い業務について他社に委託しており、徴収して支払った光熱水費は、光熱水費収入及び支払い光熱水費として計上されている。

② 指定管理業務（市民プラザ）

会社及び日本管財において、イーグレひめじ・日本管財グループ共同事業体を結成し、市民プラザの指定管理者の指定を受けて、指定管理業務を行っている。

③ 店舗管理業務

組合より、組合床の４店舗（テナント）及び区画内に設置されている自販機の管理運営業務を受託し、うち２店舗の管理経営業務については、他社に再委託している。

また、会社が保有する２区画については、テナントに賃貸することにより賃料収入を得ている。

（2）組織の状況（令和６年７月１日現在）

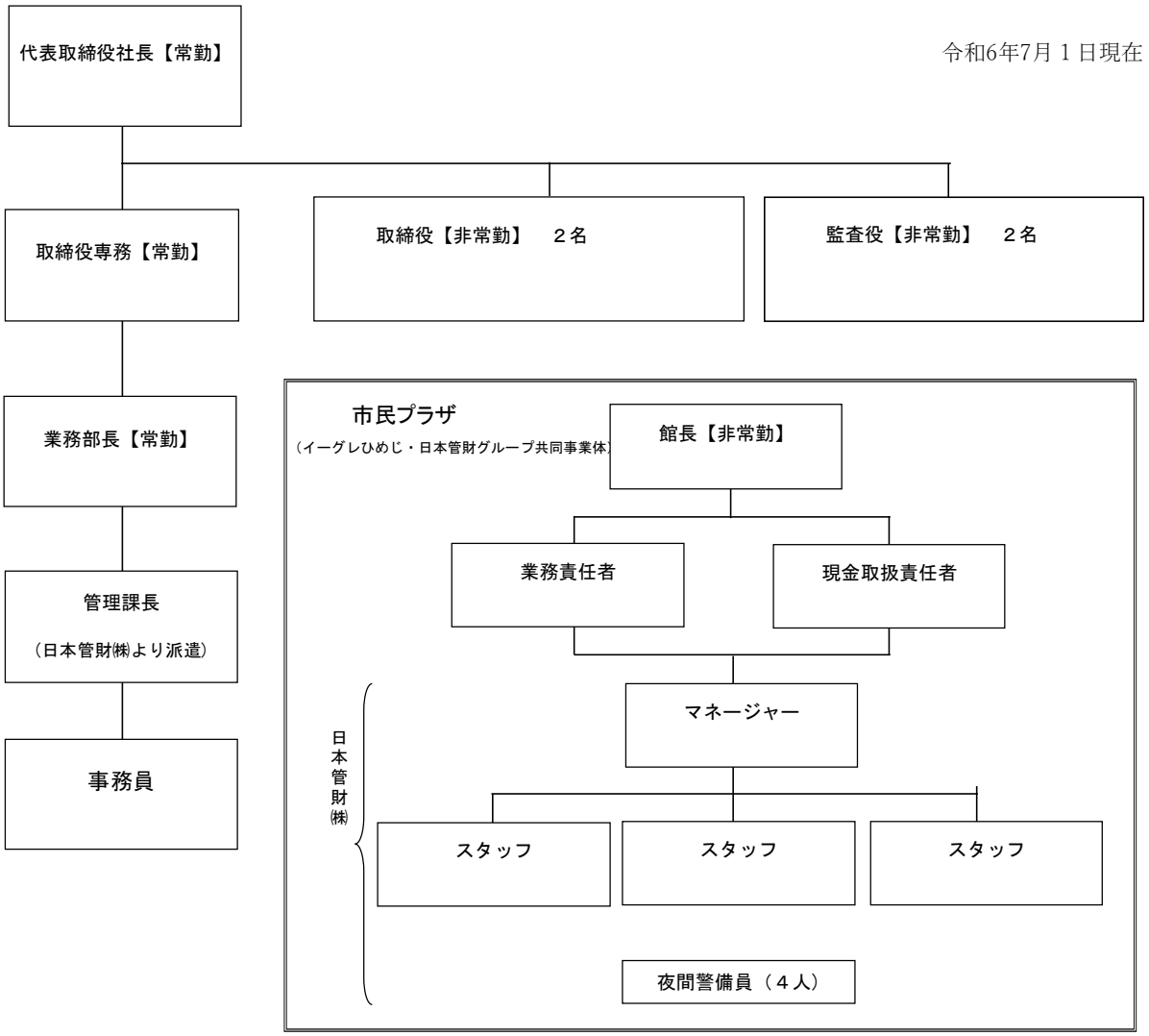

(3) 役職員の状況

ア　役員の状況

役員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
常勤役員	市OB	２名	２名	２名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	２名	２名	２名
非常勤役員	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	４名	４名	４名
	合計	４名	４名	４名
役員合計		６名	６名	６名

イ　職員の状況

職員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
正規職員	団体職員	－名	－名	－名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	１名	１名	１名
	合計	１名	１名	１名
臨時職員	団体職員	－名	－名	－名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	１名	１名	１名
	合計	１名	１名	１名
職員合計		２名	２名	２名

(4) 財務の状況

ア　貸借対照表

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
流動資産	114,172	109,295	113,659
現金及び預金	103,889	101,191	105,574
その他	10,282	8,104	8,085
固定資産	20,676	20,676	20,187
資産合計	134,849	129,972	133,846
流動負債	16,933	15,227	15,111
固定負債	1,296	1,296	1,296
負債合計	18,229	16,523	16,407
株主資本	116,619	113,449	117,438
資本金	61,000	61,000	61,000
利益剰余金	55,619	52,449	56,438
純資産合計	116,619	113,449	117,438

イ　損益計算書

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
売上高	189,448	174,097	166,174
（売上内訳）賃貸料収入	2,724	2,724	4,992
業務受託収入	112,406	91,545	93,072
光熱水費収入	72,794	78,384	66,618
共用部使用収入	318	318	442
売上ゴミ袋	952	952	866
受取手数料	252	171	181
売上原価	158,178	145,690	135,937
売上総利益	31,270	28,406	30,237
販売費及び一般管理費	27,324	24,944	25,696
営業利益	3,945	3,461	4,540
営業外収益	89	89	356
営業外費用	0	0	0
経常利益	4,035	3,551	4,896
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	4,035	3,551	4,896
法人税、住民税及び事業税	1,094	991	1,288
当期純利益	2,940	2,559	3,608

(5) 市との取引の状況

（単位：千円）

項　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
補　　助　　金	－	－	－
業　務　受　託　料	－	－	－
指　定　管　理　料	26,305	28,121	27,283
備　　考			

令和５年度の指定管理料の内訳は、以下のとおりである。

ア　指定管理料

日本管財株式会社との間で、イーグレひめじ・日本管財グループ共同事業体を結成し、市民プラザの指定管理業務を行っている。指定管理制度が導入された平成18年度以降、現在まで継続してイーグレひめじ・日本管財グループ共同事業体が指定管理者となっている。

【市民プラザの指定管理者の状況】

選定方法	指定期間	指定管理者
公募	平成17年４月１日から 平成22年３月31日まで	イーグレひめじ・日本管財グループ共同事業体
公募	平成22年４月１日から 平成27年３月31日まで	イーグレひめじ・日本管財グループ共同事業体
公募	平成27年４月１日から 令和２年３月31日まで	イーグレひめじ・日本管財グループ共同事業体
公募	令和２年４月１日から 令和７年３月31日まで	イーグレひめじ・日本管財グループ共同事業体

指定管理業務は、以下のとおりであり。

・使用許可及び使用料の徴収
・公共施設予約システムの運用
・設備管理・保安管理
・清掃
・修繕
・広報活動
・その他施設の管理に付随する業務

２　監査の結果

（1）建物管理委託契約の変更契約について（団体）

会社は、管理組合法人との間で平成 16 年４月１日付建物管理委託契約を締結し、現在まで継続して、イーグレひめじの建物管理業務を請け負っている。同契約では契約期間３年となっており、自動更新条項があり、現在まで１年ごとに自動更新されている。

会社は、この建物管理委託契約により請け負った業務について、管理組合法人が入札により決定した日本管財との間で建物総合管理業務委託請負契約を締結し、継続して業務の一部を再委託している。この契約も契約期間３年となっているが、自動更新条項がなく、３年ごとに新たに契約を締結している。契約書には、１年ごとの委託料の年額が定められている。

毎年この日本管財への委託料に会社の管理事務費（人件費等）を加えた金額が管理組合法人から会社に支払われる受託料となっている。会社は、この日本管財への委託料の変更に伴い、毎年７月１日付で管理組合法人と建物管理委託契約の一部変更契約を交わして、管理組合法人から支払われる委託料を年度ごとに変更している。年度ごとに建物管理委託契約を締結せずに、一部変更契約の形式にしているのは、印紙代節約のためとのことである。

令和５年７月１日付一部変更契約書においては、以下のとおり、「建物管理委託契約書の一部を次のとおり変更する。」とあり、変更内容は、「定額管理費の額 年額 963,900 円を増額した金額」と記載され、一見すると原契約である平成 16 年４月１日付建物管理委託契約における委託料から 963,900 円増額した内容となっている。しかし、実際は、前年度である令和４年度の一部変更契約で増額した委託料から更に 963,900 円増額した金額を受け取っているため、契約書上の金額が誤っていることになる。正しくは「令和４年７月１日付の一部変更契約書を次のとおり変更する。」とするべきであり、訂正が必要である。

【結果 5-8】

【イーグレひめじ建物管理委託契約書の令和5年7月1日付一部変更契約書】※下線部は監査人にて記入

イーグレひめじ管理組合法人（以下「甲」という。）とイーグレひめじ管理株式会社（以 下「乙」という。）が締結している建物管理委託契約書の一部を次のとおり変更する。

（委託業務に要する費用の負担及び支払方法）

第６条　甲は、乙が委託業務を行うため必要とする一切の費用を負担する。

2 甲は、前項の費用のうち、その負担方法が定額でかつ精算を伴わない費用（以下 「定額管理費」という。）を、乙に対し、毎月、次のとおり支払うものとする。

（1）定額管理費の額 年額 963,900 円を増額した金額

・・・略・・・

（2）委託料の毎月の支払額について（団体）

（１）の一部変更契約は、「毎月次のとおり支払う。」と記載されているが、支払額は、「年額…」と記載されているのみで、増額後の月毎の委託料の記載がない。実際には、増額分を令和５年７月から令和６年３月まで分割して支払いを受けているとのことであるから、例えば、「令和５年度の定額管理費は、令和５年７月から令和６年３月まで、月額〇円ずつ増額分を加算して支払う。」などと記載し、支払額を明確にする必要がある。【結果 5-9】

また、変更された内容が客観的に分かりづらいため、変更前と変更後の契約内容をそれぞれ併記することが望ましい。【意見 5-5】

３　意見

（1）建物管理委託契約の見直しについて（団体）

管理組合法人との平成 16 年４月１日付建物管理委託契約書の第 10 条（未収納金の取扱い）の第１項には以下のとおり、「第３条第５号の業務」との記載があるが、第３条は第４号までしかなく、第５号は存在しない。担当者によると、平成 13 年の契約書から誤っていたとのことである。現在不要となっている規定であれば削除することが望ましい。【意見 5-6】

【平成 16 年4月1日付イーグレひめじ建物管理委託契約書】※下線部は監査人にて記入

第３条（委託業務の内容）

イーグレひめじの管理に関する業務のうち、甲が乙に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、次のとおりとし、業務内容の詳細は仕様書に掲げるところによる。

(1)　管理事務業務（①管理会社事務管理業務②事務補助③インホォメーション業務）

(2)　清掃管理業務（①日常清掃②定期清掃③照明器具・ガラス・給排気口特別清掃④その他特別清掃一式）

(3)　設備管理業務（①設備整備・保守②環境衛生③植栽管理）

(4)　保安管理業務（①常駐警備②来訪者対策③機械警備）

・・・略・・・

第 10 条(未収納金の取扱い)

乙は第３条第５号の業務のうち、出納業務を行う場合において、甲の組合員に対し未収納金の督促を行っても、なお収納することができないときは、乙はその責めを免れるものとし、その後の収納の請求は甲が行うものとする。

2 前項にかかわらず、甲は、当該未収納金に係る取立てを、別途乙に委託することができる。

（2）管理経営業務委託契約書の見直しについて（団体）

会社は、管理組合法人が区分所有する区画についての管理経営業務を請負い、これを西松建設株式会社に再委託し、同社との間で平成 13 年７月 18 日付管理経営業務委託契約書を締結している。同契約書の第２条（本物件の表示）では、所有者が「お城本町市街地再開発組合」の表示のままとなっているが、再開発組合はすでに解散して

おり、現在は存在していない。管理組合法人が、同契約を承継していると考えられるため法的には問題がないと考えられるが、契約締結してから 20 年以上の長期が経過しており、この間に、記載が不要な条項や新たに記載が必要な条項も生じていると思われる。

よって、契約条項の見直しを検討することが望ましい。【意見 5-7】

(3) 経理規程について（団体）

会社には経理規程がない。担当者に確認したところ、現在作成中とのことであるが、経理規程は、経理業務における不正やミスの発見、及び防止機能を高めるとともに、処理効率性も高める効果があるため、早急に作成することが望ましい。【意見 5-8】

(4) 再委託の書面による承諾について（団体）

日本管財との建物総合管理業務委託契約書の第５条は、以下の規定となっている。

【令和4年4月1日付建物総合管理業務委託契約書】
第５条（再委託）
乙は契約業務の履行にあたり、業務を第三者に再委託することはできない。
ただし、第２条第１項（２）（４）の業務以外の業務で甲の承諾を得たものについてはこの限りではない。

当該規定によると第２条第１項（２）の「電気、空調、給排水衛生設備等建築設備の運転保守管理」、同項（４）の「電気工作物の工事、維持および運用に関する保安監督並びに保安のための監視・点検および検査。その他前各号に付随する業務」以外の業務は、委託者の承諾を得れば再委託が可能となっている。実際に、複数の業務が再委託されているとのことであった。

一般的な業務委託契約書の再委託禁止条項では、例外的に委託者の承諾を得て再委託を行う場合、承諾の有無が問題にならないよう、承諾を書面によって行うと定めていることが多い。しかし、本契約書では承諾を書面で行うことを求める記載となっていないため、「甲の書面による承諾」と訂正することが望ましい。【意見 5-9】

(5) 契約期間の定めについて（団体）

（４）の建物総合管理業務委託契約書では、契約期間の定めを設けた条項の記載がない。第４条（契約金額）において、３年にわたり年度ごとの契約金額が記載されていることから、３年契約を前提としていることが読み取れる。もっとも、契約の始期と終期を明確にするため、契約期間を定めた条項を設けることが望ましい。【意見 5-10】

(6) 空きテナントについて（団体）

会社は、イーグレひめじの１階部分に２区画を区分所有しており、従前まではテナントが入居していたが、令和５年度で契約は終了し、その後空室となっている（令

和６年度に一室はテナントが決まったとのことであるが、もう一室は空室のままである。)。テナント募集を行っているものの、現在の設備では飲食業ができないなどの制限が多いため募集に難儀しているとのことであるが、空室が続くと管理コストばかりかかってしまう。

よって、積極的にテナント探しを行うか、あるいはテナント以外の利用方法を検討するなど有効利用に努めることが望まれる。【意見 5-11】

(7) 指定管理者の公募方法について（所管部署）

市民プラザの指定管理者は公募入札により決定しているが、導入当初である平成 18 年度に実施された公募では 10 者の応募があったものの、その後はいずれも現在の指定管理者であるイーグレひめじ・日本管財グループ共同事業体の１者しか応募がない状況である。「公の施設の設置の目的を効果的に達成する」（地方自自法 244 条の２第３項）という指定管理者制度の趣旨からすれば、より多くの応募者の中から最も効果的に設置目的を達成できる者を選定することが望ましいため、応募者が増えるような工夫を検討することが望まれる。【意見 5-12】

(8) 指定管理者の選定の審査基準について（所管部署）

指定管理者の選定においては、姫路市が定めている審査基準である以下の４パターンより１パターンを選択して審査が行われている。

【指定管理者の選定における審査基準】

審査基準	採点方法
Ａパターン 「指定管理者の業務が施設の維持管理業務を中心とする施設」	事業計画等の評価（提案点）150 点 管理運営経費の評価（価格点）150 点
Ｂパターン 「指定管理者が施設の維持管理業務以外に実施する事業が重要視される施設」	事業計画等の評価（提案点）180 点 管理運営経費の評価（価格点）120 点
Ｃパターン 「指定管理者が施設の維持管理業務以外に実施する事業を特に重要視しなければならない施設」	事業計画等の評価（提案点）200 点 管理運営経費の評価（価格点）100 点
Ｄパターン 「指定管理者の業務が施設の維持管理業務を中心とする施設であって、かつ、利用料金制度を採用し、市に納付金を納付する施設」	事業計画等の評価（提案点）100 点 管理運営経費の評価（価格点）200 点

市民プラザの指定管理者の選定にあたっては、上記のうちＣパターンの審査基準が採用され、維持管理業務以外の事業が特に重要視されていることになっているが、市

民プラザにおいて指定管理者により実施されている維持管理業務以外の事業は、ほとんどない。自主事業も少なく（令和５年度は自動販売機及びコピー機の自主事業を除くと収益の出ない２事業のみである。）、実態としては、施設の維持管理業務が大部分を占めており、現状からすれば、Ａパターンの審査基準が適切ではないかと思われる。

よって、審査基準が適切かどうか見直すことが望ましい。【意見 5-13】

（9）駐車場料金について（所管部署）

市民プラザの利用者は、イーグレ地下駐車場及びこれと地下連絡道でつながっている大手前公園地下駐車場を利用することが多いところ、これらの駐車場は施設利用の有無に関係なく同じ駐車場料金を徴収しており、姫路城を訪れる観光客も利用する駐車場ということもあり、比較的高い価格設定となっている。具体的な料金は、30 分 200 円（ただし 60 分以降 30 分 150 円）駐車後 24 時間最大料金 1,200 円である。

この点について、指定管理者が集計している施設利用者のアンケートでは「駐車場料金が高い」との意見が多く、利用者にとって駐車場料金の負担は重く感じているようである。施設利用を促進し、公の施設としての設置目的を達成するためには、より気軽に利用しやすくする工夫が必要であると考える。

よって、例えば、利用料を支払う施設利用者について、駐車場料金の減免などを検討することが望ましい。【意見 5-14】

（10）施設利用状況調書の稼働率について（団体／所管部署）

指定管理者が所管課に提出している市民ギャラリー・市民アリーナの施設利用の稼働率は、概要に記載したとおり利用可能日数に対する実利用日数の割合にて算出されており、１日１回でも利用があればその日の利用率は 100％となるため、市民ギャラリー全体の稼働率は 93％、市民アリーナ全体の稼働率は 98％と高くなっている。

しかし、稼働率は利用可能枠数に対する実利用枠数で算出する方法が一般的であり、その方が使用の実態を把握しやすい。また、稼働率は、指定管理者の入札時に応募者が参考にするためや、公の施設が有効利用されているか市が把握するための指標としても使用されることから、より分かりやすい稼働率を算出しておく必要がある。

よって、指定管理者に対して、利用可能枠数に対する実利用枠数にて算出した稼働率の報告を求めることが望ましい。【意見 5-15】

第３節　アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社

１　法人について

(1) 法人の概要

ア　概　要

項　目	内　容		
法　人　名	アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社		
事　業　年　度	毎年４月１日～３月31日		
所　管　部　局	健康福祉局 福祉総務部 障害福祉課		
所　在　地	兵庫県姫路市飾磨区上野田2丁目88番地		
設　立　年　月　日	昭和59年10月9日		
設　立　目　的	重度障害者の雇用促進は次第に進展を見せているが、姫路地方においては、まだまだ地域の企業の理解が十分とはいえない現状にあるので、障害者雇用のモデルを呈示することにより理解を深め、ひいては重度障害者の雇用促進・社会参加の促進を図ることを目的とする。		
事　業　内　容	① 関係の開発及び販売 ② 各種計算処理及びデータ入力の受託 ③ 関連機器及び事務機器の販売・貸出し及び保守 ④ 教育関係を含む各種公共事業に対するコンピュータ関連業務 ⑤ コンピュータ関係の教育を目的とする教室の開設 ⑥ 前各号に附帯する一切の事業		
出　資　金	50,000千円		
市　出　資　額 （出資比率）	24,000千円 （48.0%）		
市との関係性	補　助　金　交　付	業　務　委　託	指　定　管　理
	な　し	な　し	な　し

イ　設立経緯等

昭和59年10月９日に身体障害者の社会的・経済的自立を促進するために、姫路市と株式会社ＩＣＳとが共同で出資し、資本金3,000万円（出資額：姫路市1,400万円、株式会社ＩＣＳ1,600万円）の株式会社として設立された。厚生労働省　兵庫県の「第3セクター方式による重度障害者多数雇用事業所設立方針」にもとづく、姫路市と株式会社ＩＣＳによる「第３セクター方式の株式会社」である。第３セクターで「市」と「中小企業」とによるものとしては全国初のケースであった。

昭和63年５月28日に2,000万円増資し、資本金は5,000万円となった。

ウ　事業の概要

(ｱ) 主な事業内容

福祉施設システムの販売・サポート、各種ハードウェアの販売・サポート

（2）組織の状況（令和６年４月１日現在）

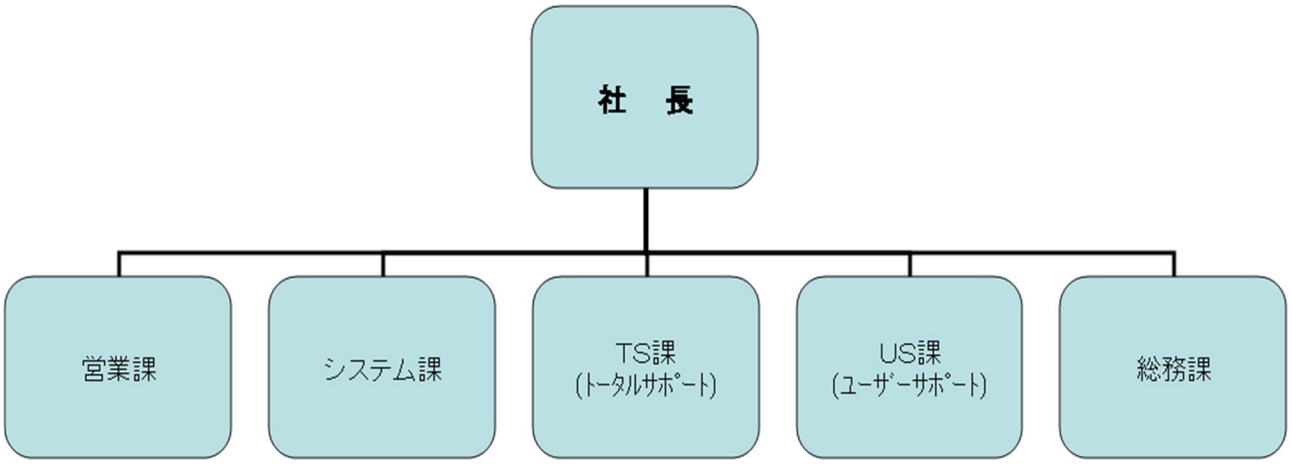

（3）役職員の状況

ア　役員の状況

役員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
常勤役員	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	５名	５名	５名
	合計	５名	５名	５名
非常勤役員	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	６名	６名	６名
	その他	１名	１名	１名
	合計	７名	７名	７名
役員合計		１２名	１２名	１２名

イ　職員の状況

職員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
正規職員	団体職員	－名	－名	－名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	３名	３名	３名
	合計	３名	３名	３名
嘱託職員	団体職員	－名	－名	－名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	１名	１名	１名
	合計	１名	１名	１名
職員合計		４名	４名	４名

(4) 財務の状況

ア　貸借対照表

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
流動資産	108,548	120,280	129,253
固定資産	15,911	15,082	14,313
資産合計	124,459	135,362	143,566
流動負債	32,294	39,817	48,724
固定負債	27,181	27,106	20,124
負債合計	59,475	66,923	68,848
株主資本	64,983	68,439	74,718
資本金	50,000	50,000	50,000
利益剰余金	14,983	18,439	24,718
純資産合計	64,983	68,439	74,718

イ　損益計算書

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
売上高	192,978	179,875	204,640
売上原価	138,603	125,380	143,752
売上総利益	54,375	54,495	60,888
販売費及び一般管理費	55,721	55,926	58,801
営業利益（△損失）	△1,346	△1,431	2,087
営業外収益	6,057	6,311	6,174
営業外費用	432	432	387
経常利益	4,279	4,448	7,874
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	4,279	4,448	7,874
法人税、住民税及び事業税	963	993	1,596
当期純利益	3,315	3,455	6,278

(5) 市との取引の状況

（単位：千円）

項　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
補　　助　　金	－	－	－
業　務　受　託　料	－	－	－
指　定　管　理　料	－	－	－
備　　考			

２　監査の結果

(1) 取締役会の開催頻度について（団体）

当法人は、令和５年４月１日～令和６年３月31日の事業年度において、第40期定時株主総会（令和６年５月23日開催）後に開催された第39期取締役会（令和５年５月26日開催）のみ開催されている状況である。すなわち、年に１回しか取締役会が開催されていない。

当法人は、履歴事項全部証明書に取締役会設置会社の記載があり、会社法の取締役会設置会社に該当する。取締役会設置会社は、会社法第363条第２項において、３ヵ月に１回以上取締役会を開催しなければならないと規定されている。

よって、会社法第363条第２項の規定に則り、３ヵ月に１回以上取締役会を開催する必要がある。【結果5-10】

【会社法】
・・・略・・・
（取締役会の権限等）
第362条　取締役会は、すべての取締役で組織する。
２　取締役会は、次に掲げる職務を行う。
① 取締役会設置会社の業務執行の決定
② 取締役の職務の執行の監督
③ 代表取締役の選定及び解職
・・・略・・・
（取締役会設置会社の取締役の権限）
第363条　次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。
① 代表取締役
② 代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの
２　前項各号に掲げる取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。
・・・略・・・

（2）賞与引当金の未計上について（団体）

賞与引当金とは、法人等が雇用する職員に賞与を支給している場合に、年度末に賞与の支給対象期間の末日が未到来の場合に、期間損益計算の適正化の観点から、当年度に帰属する賞与金額を引当金として計上したものをいう。

社員への賞与については、給与規程第23条から第24条に規定されている。期間損益の適正の観点から、将来発生すると見込まれる費用を引当金として計上する必要がある。令和６年７月支給の賞与総額は　1,080,000円となっている。同規定第24条（賞与の算定）において、「賞与の支給率決定は支給時期に至る過去6ヶ月間における勤続成績によるが、前月の給与を基準として支給率を定める。」となっているため、これを元に賞与引当金の計上額を試算すると540,000円程度となる。

期間損益の適正の観点から、賞与引当金の計上が必要である。【結果5-11】

【給与規程】

第23条　賞与の区分と支払日

賞与は夏季賞与と、年末賞与とし、支給日に在籍する社員に支給する。夏季賞与は７月に、年末賞与は12月に支給する。

第24条　賞与の算定

賞与の支給率決定は支給時期に至る過去６ヶ月間における勤続成績によるが、前月の給与を基準として支給率を定める。 支給率は各人の熱意、勤続状況、研究心等を考慮して決定する。

（3）損益計算書の注記について（団体）

会社計算規則第98条によれば、個別注記表にはさまざまな項目を区分して表示しなければならないとされている。その中に、貸借対照表等に関する注記（第103条）及び損益計算書に関する注記（第104条）があるが、その中に関係会社に対する金銭債権・債務と関係会社との営業取引による取引高及び営業取引以外の取引高の注記が要求されている。

しかしながら、当団体の決算書の個別注記表には関係会社に対する金銭債権・債務の項目があるものの、損益計算書に関する注記の関係会社との営業取引による取引高及び営業取引以外の取引高の注記が欠落している。

次年度以降の決算書の個別注記表には関係会社との営業取引による取引高及び営業取引以外の取引高を記載する必要がある。【結果5-12】

【会社計算規則】

（貸借対照表等に関する注記）

第103条　貸借対照表等に関する注記は、次に掲げる事項（連結注記表にあっては、第六号から第九号までに掲げる事項を除く。）とする。

６ 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目に

ついて一括した金額

（損益計算書に関する注記）
第104条　損益計算書に関する注記は、関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額とする。

(4) 業務委託契約について（団体）

当団体は親会社等の関係会社と以下のような業務委託契約を締結し、外注費を22,909千円支出している。

＜　契約　1　＞

契　約　名	業務委託契約
契約期間	令和５年４月１日～令和６年３月31日
業務内容	1. 福祉関連業務全般コンピュータ及びシステム販売に関する業務 2. その他、以上業務に付随する一切の業務

＜　契約　2　＞

契　約　名	業務委託契約
契約期間	令和５年４月１日～令和６年３月31日
業務内容	インストラクターの派遣業務 1. 社内での問い合わせ応対(電話応対)業務 2. 訪問説明・様子伺い 3. 機械納品の準備 4. 展示会及びデモに関する応対業務 5. ユーザー管理(バージョンアップ・マスターメンテナンス等)業務 6. システム管理及びシステムチェック業務 7. 講習会（年調講習会・社内講習・新人研修等)の開催 8. パッケージシステムのマニュアル作成 9. その他、以上業務に付随する一切の業務

＜　契約　3　＞

契　約　名	業務委託契約
契約期間	令和５年４月１日～令和６年３月31日
業務内容	1. 経理業務 2. 営業補助業務 3. 受託計算処理業務

＜　契約　４　＞

契　約　名	業務委託契約
契　約　日	令和５年１月５日～令和５年４月30日
業務内容	1．DCP(地域継続計画)に対応する為の環境事前調査及び整備に関する一切の業務 2．DCP(地域継続計画)対応バックアップ及びクラウド化準備に関する一切の業務 3．ユーザー環境設定及びユーザー問い合せ等に関する一切の業務

＜　契約　５　＞

契　約　名	業務委託契約
契　約　日	令和６年１月５日～令和６年４月30日
業務内容	1．BCP(事業継続計画)に対応する為の環境事前調査及び整備に関する一切の業務 2．BCP(事業継続計画)対応バックアップ及びクラウド化準備に関する一切の業務 3．ユーザー環境設定及びユーザー問い合せ等に関する一切の業務

＜　契約　６　＞

契　約　名	業務委託契約
契　約　日	令和５年１月10日～令和５年４月30日
業務内容	1．ベッドセンサー・ナースコール等のシステム連携に対応する為のネットワーク環境事前調査及び整備に関する一切の業務 2．ベッドセンサー・ナースコール等のシステム連携に関する一切の業務 3．ネットワーク設定及びユーザー問い合せ等に関する一切の業務。

＜　契約　７　＞

契　約　名	業務委託契約
契　約　日	令和６年１月10日～令和６年４月30日
業務内容	1．販売支援として、ユーザーに対してのネットワーク環境調査等を行い、事業展開の提案を行う業務。 2．ネットワーク関連の展開に伴うシステム導入に関し、ユーザーへの提案等行う業務。 3．ネットワーク事業に関連するユーザー問い合わせ等に関する一切の業務。

契約内容は上記のように具体性のない内容となっているため、これらの契約について詳細な仕様書を求めたところ、仕様書は存在しないとのことであった。また、契約金額について、その算定根拠となる見積書を求めるところ、やはり、入手していないとのことである。さらに業務報告書を求めたところ、入手していないとのことである。

当団体に対しては姫路市が48％出資し、経営陣には取締役10名うち５名が姫路市関係者（市長、副市長、局長等）となっており、監査役２名のうち１名も姫路市職員（会計管理者）となっていることからわかるように、姫路市の重要な外郭団体として位置付けられている。地方公共団体である姫路市の契約において、仕様書、見積書及び実績報告書がないケースは考えられない。確かに当団体は地方公共団体ではないものの、業務委託先は当団体の親会社等の関係会社ではあると言うことを考慮に入れても、見積書、仕様書及び業務報告書がないというのは、通常の民間の商取引では考えられない。

今後は契約に当たっては見積書を入手し、契約の詳細を定めた仕様書を作成し、業務完了時には業務の実施状況がわかる実績報告書を入手するなど適正な契約管理を実施する必要がある。【結果5-13】

３　意見

（1）未払法人税等に係わる決算書の表示について（団体）

当団体の令和５年度の貸借対照表の流動負債に「法人税等充当金」及び損益計算書に「法人税等充当額」が使用されているが、一般的には「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」にしたがって、「未払法人税等」及び「法人税、住民税及び事業税」が使用されている。

次年度以降の決算書の作成にあたっては、「未払法人税等」及び「法人税、住民税及び事業税」の科目で表示する必要がある。【意見5-16】

【財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則】

（流動負債の区分表示）
第49条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。
7　未払法人税等

（当期純利益又は当期純損失）
第95条の5　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。
1　当該事業年度に係る法人税、地方法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）

（2）監査役と顧問税理士との兼務について（団体）

監査役とは、会社法第335条第２項及び第381条第１項に規定されているとおり、独立した立場で取締役の業務執行を監査する職務を負っている。

当団体では、顧問税理士が監査役を兼務している状況である。顧問税理士と監査役を兼務することに関する法律上明確な禁止規定はない。しかしながら、顧問税理士が監査役を兼務する場合、自己監査となる恐れがあり、監査役機能が十分に機能しない可能性が考えられ、当団体のガバナンス上、独立性を害し、望ましい機関設計ではないと考える。

よって、監査役と顧問税理士との兼務は解消することが望ましい。【意見5-17】

【会社法】
（監査役の資格等）
第335条　・・・略・・・
２　監査役は、株式会社若しくはその子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができない。
・・・略・・・
（監査役の権限）
第381条　監査役は、取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。
・・・略・・・

（3）当団体の今後について（団体／所管部署）

当団体は、姫路市の障害者雇用促進対策として、「障害者に就労への『夢と希望』を示し、企業には障害者も雇用の対象となりうるという『雇用モデル』を示す」ことを理念のもとに、障害者の雇用及び社会参加の促進をはかるために株式会社ＩＣＳと姫路市との共同出資により重度障害者多数雇用事業所として昭和59年10月に設立されたものである。資本金は50,000千円であり、姫路市の出資比率は48％となっている。

設立後初めて従業員を採用した昭和60年４月には10名の障害者が入社している。その後採用を続け、延べ20名を採用している。現在の在籍する障害者は３名となっている。

平成15年11月以降障害者の入社がないことから、その理由を問うたところ、近年は障害者雇用促進法により、従業員が一定数（40名）以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率2.5％」以上にする義務があるため、大手企業を中心に障害者の雇用が進んだ結果、当団体に就職希望をする障害者はいなくなったと分析しているのことである。

現在、在職されている障害者は３名であり、設立趣旨である身体障害者の雇用促進は満たされているものの、平成15年10月を最後に障害者の採用はされていない。現在在籍されている方はすべて50代後半とのことであり、新しく入社される方がいなければ、近い将来障害者が在籍しない重度障害者多数雇用事業所となる可能性が高い。

＜団体に対して＞

今後の会社のあり方について、代表取締役は「弊社の創立から40年余りが過ぎ、世の中の障害者雇用も一般化し、多くの障害者が健常者と同じ仕事をする状況となっている。弊社の障害者雇用の必要性が低くなり、実際の新規採用が難しくなっている現状では、弊社が担ってきた障害者雇用の役目は満了したのではないかと考えている。数年前から役員会でその話をしており、今後は株主である株式会社ICSと姫路市で今後の会社の方向性を決めて行きたいと考えている。」としている。

確かに会社設立時に比して障害者雇用環境が大きく改善し、近い将来障害者が会社に在籍しなくなることを考えれば、会社の役割は終えたと考えられる。株式会社として制約の多い第三セクターから、完全な民間会社になることは経営の自由度の観点から有意義であると考えられる。したがって、障害者がいなくなった段階で、姫路市からの出資を他者に置き換える等を検討することが望まれる。【意見5-18】

＜所管部署に対して＞

短期に障害者がいない状況を解消できる見込みが立たないのであれば、設立目的である「身体障害者の雇用促進及び社会参加の促進をはかるための重度障害者多数雇用事業所」ではなくなっている。確かに設立当時の昭和60年頃において障害者雇用は困難を極めた時代であり、当会社を設立した意義は大きかったと考えられる。その後、整備された障害者雇用促進法により、従業員が一定数以上の規模の事業主は、障害者を一定割合を雇用する義務を設けたため、一定の障害者の雇用及び社会参加の促進は達成されたと考えるべきである。同団体における約20年間障害者の新規雇用がない状況から鑑みて、今後の新規採用は非常に困難と考えられ、第３セクター方式による同社の役割は終えたと考えるべきである。

したがって、障害者がいなくなった段階で姫路市は当団体の財政状態を反映した時価で保有株式を外部に売却する等を検討することが望まれる。【意見5-19】

第４節　株式会社姫路ポートセンター

１　法人について

(1) 法人の概要

ア　概　要

項　目	内　容		
法　人　名	株式会社姫路ポートセンター		
事　業　年　度	毎年６月１日～５月31日		
所　管　部　局	産業振興課		
所　在　地	姫路市飾磨区須加294番地		
設　立　年　月　日	昭和49年３月12日		
設　立　目　的	旅客の便宜を図るとともに、港湾施設としての業務、商業の機能を備え、飾磨区開発、発展に資することを目的にビル管理及び賃貸並びに駐車場の運営を行う。		
事　業　内　容	① 不動産の所有、管理及び賃貸借 ② 上記の業務に関する附帯業務		
出　資　金	373,500千円		
市　出　資　額 （出資比率）	96,000千円 (25.7%)		
市との関係性	補　助　金　交　付	業　務　委　託	指　定　管　理
	な　し	な　し	な　し

イ　設立経緯等

姫路港は昭和42年６月、特定重要港湾としての指定を受け、以来、名実ともに播磨工業地帯の中枢港として拡充整備が進められてきた。

姫路港の中央にある飾磨港区は、家島群島、小豆島への客船・フェリー等の発着場及び一般貨物船の接岸岸壁、荷揚場設備、倉庫等が整備され、海陸交通を結ぶ姫路市への海の玄関口としてその重要度が増してきた。

これに呼応して兵庫県では、飾磨港区整備計画がたてられ、事業実施の運びとなった。

これを契機として、旅客の利便と姫路市の海の玄関口にふさわしい業務、商業、宿泊の機能を持つ複合ビル建設を望む声が高まったので、これに応えるべく、兵庫県、姫路市、家島町、内海町及び家島汽船株式会社、坊勢汽船株式会社、株式会社関西急行フェリー、以上の７者が発起人となり、資本金8,850万円（発行株数177,000株）をもって、株式会社姫路ポートセンターを昭和49年３月８日に設立した。

ビル建設には昭和49年６月から着工し、翌50年４月竣工、同年５月15日に営業を開始した。

その後、昭和52年５月１日と昭和54年12月１日に増資を行い、発行株数747,000株、資本金37,350万円となった。

ウ　事業の概要

(ｱ) 主な事業内容

「国際拠点港湾　姫路港」に立地した公共用使命の一環を担う事業体として、ビル

の賃貸事業および駐車場の運営事業ならびに施設の管理事業を行っている。事業別の概要については、下記のとおりである。

① ビルの管理及び賃貸事業

ビル内の事務所15室の賃貸事業及び会議室５室の賃貸事業を行っている。前者の事務所の賃貸事業は、賃貸料収入として計上され、後者の会議室の賃貸事業は、施設使用料収入として計上されている。

② 貸駐車場の管理運営事業

月極駐車場317台及び一時預り駐車場115台の賃貸事業を行っている。この賃貸事業は、駐車場収入として計上されている。

（ｲ）主な賃貸物件

【駐車場】

名称	形態	収容可能台数
飾磨港第一駐車場	一時預り	３４台
飾磨港第一駐車場	月極	１０台
飾磨港第二駐車場	一時預り	３０台
飾磨港北駐車場	月極	５５台
本社ビル北側駐車場	月極	８台
本社ビル地下駐車場	月極	１５台
姫路港駐車場	一時預り	５１台
姫路港駐車場	月極	２２９台

（2）組織の状況（令和６年４月１日現在）

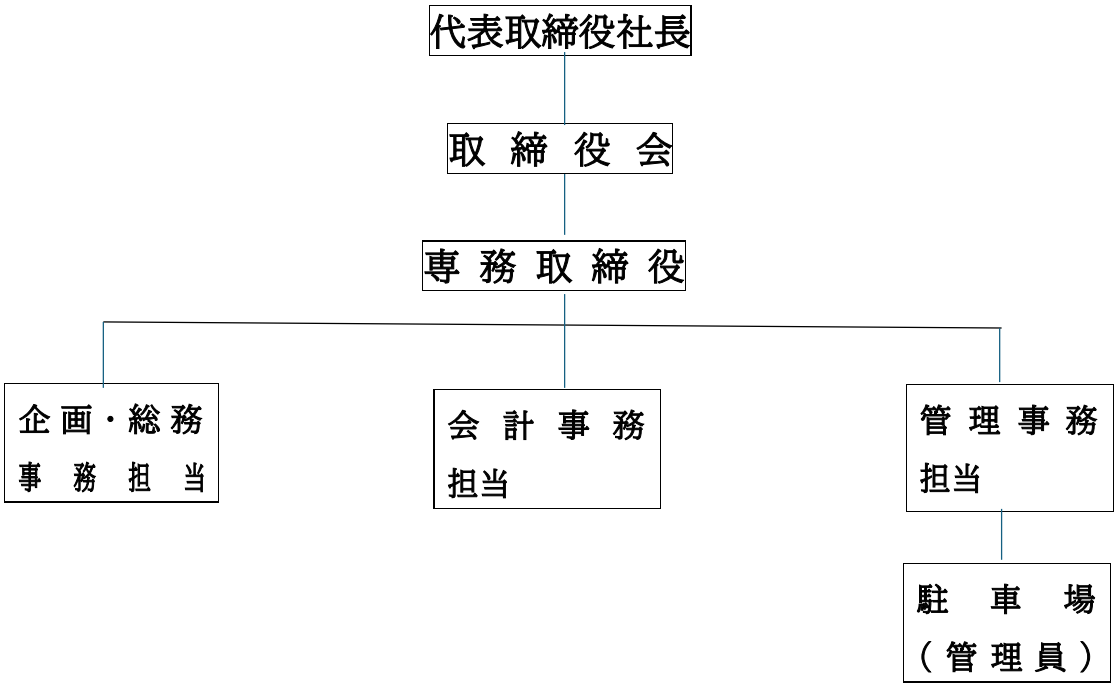

(3) 役職員の状況

ア　役員の状況

役員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
常勤役員	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	－名	－名	－名
	合計	－名	－名	－名
非常勤役員	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	３名	３名	３名
	その他	３名	３名	３名
	合計	６名	６名	６名
役員合計		６名	６名	６名

イ　職員の状況

職員		令和３年度	令和４年度	令和５年度
正規職員	団体職員	－名	－名	－名
	市OB	－名	－名	－名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	１名	１名	１名
	合計	１名	１名	１名
嘱託職員	団体職員	－名	－名	－名
	市OB	２名	２名	２名
	市兼務	－名	－名	－名
	その他	１名	１名	１名
	合計	３名	３名	３名
職員合計		４名	４名	４名

(4) 財務の状況

ア　貸借対照表

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
流動資産	435,437	448,116	467,720
現金及び預金	432,569	444,778	464,061
その他	2,867	3,338	3,659
固定資産	73,618	70,726	67,634
資産合計	509,055	518,843	535,355
流動負債	16,802	18,885	21,836
固定負債	4,539	4,798	4,135
負債合計	21,341	23,684	25,972
株主資本	487,714	495,159	509,382
資本金	373,500	373,500	373,500
利益剰余金	114,214	121,659	135,882
純資産合計	487,714	495,159	509,382

イ　損益計算書

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
売上高	65,944	70,085	77,632
（売上内訳）賃貸料収入	6,233	8,752	11,486
駐車場収入	45,451	46,148	49,652
経費収入	9,339	10,270	11,307
施設使用料収入	4,920	4,913	5,186
売上原価	0	0	0
売上総利益	65,944	70,085	77,632
販売費及び一般管理費	57,854	58,491	56,602
営業利益	8,090	11,593	21,030
営業外収益	175	136	145
営業外費用	0	0	0
経常利益	8,265	11,730	21,175
特別利益	0	0	0
特別損失	80	160	0
税引前当期純利益	8,185	11,570	21,175
法人税、住民税及び事業税	3,078	4,125	6,952
当期純利益	5,107	7,444	14,222

（5）市との取引の状況

（単位：千円）

項　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
補　　助　　金	－	－	－
業　務　受　託　料	－	－	－
指　定　管　理　料	－	－	－
備　　考			

２　監査の結果

（1）株主総会議事録の原本保管について（団体）

当法人は、第51期　定時株主総会において、２名の重任と３名の選任決議を行い、株主により承認された。その後、役員変更登記手続を行うため、第51期　定時株主総会議事録（この項において、「議事録」という。）を添付書類として、法務局に提出した。しかしながら、原本の返却手続きをしていなかったため、原本は法務局に提出したままになっており、当法人には、原本はなく控えが保管されている状況であった。以前より、役員変更登記手続き時の議事録提出の際は、原本の返却手続きはしておらず、議事録は、控えを保管していたとのことである。

議事録は、株主総会の審議経過や議決内容等を記録した書類である。また、議事録は、関係事項の登記の添付書類や決議の効力を争う訴訟の証拠等であり、後日、株主総会に基づく手続や訴訟で使用される可能性のある重要な書類である。そのため、会社法318条第２項において、当法人は、株主総会の日から10年間議事録の原本を本店に備え置かなければならないと規定されている。

よって、議事録を再度作成するか、法務局から返却を受ける等して、早急に議事録の原本を保管する必要がある。【結果5-14】

【会社法】
・・・略・・・
（議事録）
第318条　株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
２　株式会社は、株主総会の日から十年間、前項の議事録をその本店に備え置かなければならない。
・・・略・・・

（2）取締役会の開催頻度について（団体）

当法人は、令和５年６月１日～令和６年５月31日の事業年度において、第50期定時株主総会（令和５年７月31日開催）後に開催された第118回取締役会（令和５年７月31日開催）のみ開催されている状況である。すなわち、年に１回しか取締役会が開催されていない。

当法人は、履歴事項全部証明書に取締役会設置会社の記載があり、また、定款第４

条に取締役会の機関を置くと規定されており、会社法の取締役会設置会社に該当する。取締役会設置会社は、会社法第363条第２項において、３ヵ月に１回以上取締役会を開催しなければならないと規定されている。

よって、会社法第363条第２項の規定に則り、３ヵ月に１回以上取締役会を開催する必要がある。【結果5-15】

また、会社が作成した取締役会規則第２条では、取締役会は、年２回これを開催すると規定されており、会社法第363条第２項の規定と不整合であり、取締役会規則を見直す必要がある。【結果5-16】

【定款】
・・・略・・・
（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会
(2)監査役
・・・略・・・

【会社法】
・・・略・・・
（取締役会の権限等）
第362条　取締役会は、すべての取締役で組織する。
２　取締役会は、次に掲げる職務を行う。
① 取締役会設置会社の業務執行の決定
② 取締役の職務の執行の監督
③ 代表取締役の選定及び解職
・・・略・・・
（取締役会設置会社の取締役の権限）
第363条　次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。
① 代表取締役
② 代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの
２　前項各号に掲げる取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。
・・・略・・・

【取締役会規則】
・・・略・・・
（取締役会の開催）
第２条　取締役会は、年２回これを開催する。ただし、社長が必要ありと認めるときは、何時にても臨時取締役会を招集することができる。
・・・略・・・

（3）定期積金の流動・固定区分について（団体）

令和６年５月31日決算において、下記３つの定期積金すべてが流動資産区分の現金及び預金として計上されていた。これらは、すべて満期日が決算日よりも１年を超えるものであり、固定資産区分の長期性預金として計上すべきである。【結果5-17】

【定期積金内訳】

口座番号	契約日	毎月掛金（円）	期間	利率（%）	満期日	積立額（円）
○○	令和6.3.29	100,000	５年	0.002	令和11.3.29	300,000
△△	令和2.9.25	100,000	５年	0.002	令和7.9.25	4,500,000
□□	令和3.5.11	100,000	５年	0.002	令和8.5.11	3,700,000

（4）日直・宿直、清掃業務委託について（団体）

令和５年度において、会社は、日直・宿直、清掃について、公益社団法人 姫路市シルバー人材センター（この項において、「シルバー人材センター」という。）との間で、業務委託契約を締結している。日直・宿直、清掃についての業務委託契約書を閲覧したところ、日直・宿直についての業務委託契約書については、履行場所が姫路市飾磨区須加294番地 姫路ポートセンター、履行期間が令和５年４月１日～令和６年３月31日、就業時間が17:00～09:00、09:00～17:00と記載されているのみであり、また、契約金額も総額金額ではなく、1時間当たりの単価金額が記載されているのみであった。何人で、どのような場所で、どのような業務を行うのか。また、業務完了後の作業報告をどのように行うのか等の具体的な業務内容を記載した仕様書は存在しなかった。そのことにつき、会社担当者に確認したところ、平成17年度までの当該契約については、仕様書があり、業務の区分、範囲、内容、就業時間等が決められていたが、平成18年度以降については、仕様書が作成されていない。当該業務は、以前より継続して、シルバー人材センターが行っており、担当者もほぼ同じであり、業務内容を熟知していることから、特に必要はないとのことである。

仕様書は、詳細な内容を記載した契約書を補完する重要なものである。シルバー人材センターとの契約の取り決めを適切に文書（仕様書）として残す必要がある。【結果5-18】

また、シルバー人材センターからの請求書には、単価×実際作業時間＝請求金額により、請求金額が記載されているが、会社はこの請求書に記載されている実際作業時間と各作業担当者からの就業報告書（会社担当者の完了確認印の押印済みのもの）に記載の作業時間との照合を行っていない。すなわち、実際に行われた作業に対する適切な請求書に基づいて、支払が行われていることの確認が行われていない状況である。

したがって、毎月請求書の作業時間と就業報告書の作業時間との照合を行うべきである。【結果5-19】

３　意見

（1）会計マニュアルについて（団体）

会計規程第６条において、「専務取締役は、固定資産の管理、物品、金銭の出納保管並びにその他会計事務をつかさどる。」と規定されており、第７条において、「現金取扱員は、駐車場の駐車料金等の収納及び保管を担当する。」と規定されているものの、具体的な実施方法を明確にした具体的なマニュアルが作成されていない。現在の担当者は、前任者から口頭で引継を受け、業務を実施しているとのことであるが、引継漏れや適切な引継ができるように、具体的なマニュアルを作成することが望ましい。【意見5-20】

【会計規程】
・・・略・・・
（経理責任者）
第６条　会社の経理責任者は、社長とし、専務取締役は社長の命を受けて固定資産の管理、物品、金銭の出納保管並びにその他会計事務をつかさどる。
２　社長に事故あるときは、専務取締役がその職務を代理し、専務取締役に事故あるときは、社長があらかじめ定めたものがその職務を代行する。
第７条　駐車場に現金取扱員をおく。
２　現金取扱員は、専務取締役が定める。
３　現金取扱員は、駐車場における駐車料金等の収納及び保管を担当する。
・・・略・・・

（2）退職給付引当金・役員退職慰労引当金の未計上について（団体）

社員への退職金については、退職給与金支給規程第２条に規定されている。また、役員の退職慰労金については、定款第24条に、株主総会において定める旨規定されている。会計規程第４条による適正な期間損益の観点から、金額的重要性を勘案し、将来発生すると見込まれる費用を引当金として計上することが望ましい。令和６年５月31日現在において試算すると、退職給付引当金の金額は2,464,960円、役員退職慰労引当金の金額は540,000円となる。【意見5-21】

【退職給与金支給規程】
・・・略・・・
（退職給与金の支給）
第２条　この規程による退職給与金は、社員が退職した場合にその者（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。
（退職給与金の額）
・・・略・・・

【定款】
・・・略・・・
（報酬）
第24条　取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会に於いて定める。

・・・略・・・

【会計規程】
・・・略・・・
（営業年度所属区分）
第４条　会社の資産及び資本の増減の異動並びに費用及び収益の発生は、その原因である事実の発生した日の属する営業年度により営業年度所属を区分するものとする。
・・・略・・・

（3）駐車場の賃貸借契約書について（団体）

会社は、ビル地下、ビル北、姫路港、飾磨港第一、飾磨港北において、駐車場を賃貸している。賃借人の支払条件について、担当者に確認したところ、いずれの駐車場の支払条件も、現金の持参、口座振込、口座引落の３パターンとも可能とのことである。しかしながら、それぞれの駐車場の賃貸借契約書を閲覧すると、姫路港駐車場の支払条件は、口座引落のみの記載しかなく、ビル地下、ビル北、飾磨港第一駐車場の支払条件は、口座振込のみの記載しかない。実際の支払条件については、賃貸借契約書と不整合である。

したがって、支払条件が賃貸借契約書と不整合であるものについては、賃貸借契約書を修正することが望ましい。【意見5-22】

（4）領収書の使用について（団体）

領収書の使用にあたり、領収書にナンバリングがなされていなかった。不正利用（現金の横領等）を防止するためには、領収書にはナンバリングをし、ナンバリング管理することが望ましい。【意見5-23】

これについては、監査の指摘後に対応済みであり、領収書にナンバリングがされていることを確認した。

（5）本社ビルの老朽化について（団体）

本社ビルは、昭和50年に建築され、50年程度経過しており、かなり老朽化している状況である。

今後、兵庫県が進める「姫路港旅客ターミナルエリアリニューアル整備事業」に合わせて、同ビルの解体が予定されているようであるが、解体されるまでの間、安全な施設運用を続けていけるよう、躯体及び設備の状態を常に注視し、充分な点検・補修等を実施することが重要である。

特に、同ビルには、定期船待合スペースや貸会議室、テナント入居している企業事務所などがあり、恒常的な利用があるため、同ビル利用者の安全確保のためにも、適切な施設管理が望まれる。【意見5-24】

第６章　全般的意見

第１節　監査対象部署に共通する意見

この報告書の第３章から第５章までにおいて、姫路市の外郭団体等に係る財務事務等の執行について、各外郭団体等及び各所管部署に関して個別に監査の結果及び意見について記載してきた。

これ以外に、姫路市の外郭団体等に係る財務事務等の執行のみに関わる各外郭団体等の個別意見だけではなく、監査対象部署共通の意見がある。内容については、下記のとおりである。

１　姫路市の条例における「外郭団体」という用語の使用について（企画政策室、人事課）

地方自治体における外郭団体については、一般に明確な定義はないとされている。監査人が地方自治法、同施行令及び同施行規則の条項について調査した限りでは、「外郭団体」という用語は使用されていないので、当然ながらその定義も規定されていない。

また、京都女子大学の掛谷純子准教授（公認会計士）は、次のように述べられている（*1）。

「自治体の外郭団体については明確な定義があるわけではなく、「一般的には地方三公社（土地開発公社・住宅供給公社・地方道路公社）と第三セクターを指して使われる」（長峯、2007）（*2）。（途中略）

また、長峯（2007）（*2）の定義にあるように、一般的に地方三公社と第三セクターが外郭団体とされているものの、第三セクター（*3）にも明確な定義があるわけではない。一般的には、国または地方公共団体（第一セクター）が民間企業（第二セクター）と共同出資によって設立した法人を指すことが多いようであり、この定義について以下のような説明がなされている。

第三セクターとは、国、地方公共団体、政府関係機関等の行政部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）とが共同で出資した事業体を指す。昭和48年の「経済社会基本計画」において初めて公的文書に用語として登場した。しかし、公にされた定義があるわけではなく、公的共同出資の事業体という概念で一般的に使われている。（村瀬、1993）（*4）」

この「外郭団体」のような、関連する法律、政令及び省令に定義規定がなく、また、一般的にも明確な定義がないとされている用語を地方自治体の条例又は規則の条項で使用する場合には、当該条例または規則においてその用語を定義する規定を置くことが、当該条例又は規則における規程の適用される対象や範囲を明確にするために必要であると考えられる。

姫路市では、「外郭団体」について「外郭団体要綱」において、「外郭団体」は、姫路市が「基本金その他これらに準ずるものの50パーセント以上を出資している一般財団法人及び公益財団法人並びに、本市行政と密接な関連のある法人のうち本市が助言及び指導を行う必要性が認められる法人」であるとしており、具体的には当該要綱の別表に掲げるとしている。当該別表に掲げられているのは、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構、公益財団法人姫路市中小企業共済センター、公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター、公益財団法人姫路市救急医療協会、公益財団法人姫路市文化国際交流財団、社会福祉法人姫路市社会福祉事業団、社会福祉法人姫路市社会福祉協議会、公益社団法人姫路市シルバー人材センター及び公益社団法人姫路観光コンベンションビューローの９法人である。

ところで、姫路市の条例又は規則のうち、「外郭団体」という用語が使用されている条項を、「姫路市条例・規則検索システム」（https://krl500.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf）の検索機能を利用して調査した。その結果、姫路市まちづくりと自治の条例第16条第３項及び姫路市行政組織規則第８条第４号において「外郭団体」という用語が使用されていることが判明した。

○ 姫路市まちづくりと自治の条例（平成25年12月20日条例第51号）

（行政組織）

第16条　市は、社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応する組織を構築するものとする。

２　市は、機能的かつ効率的に組織の構築を行うものとする。

３　市長等は、外郭団体と連携し、各外郭団体の設置目的を効率的かつ効果的に達成するよう努めるとともに、各外郭団体に対し、その設置目的が社会経済情勢の変化等に適応し、適正かつ健全に運営が行われるよう助言及び指導を行うものとする。

（注：下線は監査人による。）

○ 姫路市行政組織規則（平成元年６月26日規則第29号）

（総務局）

第８条　総務局の室、課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 総務部行政経営課

ア　行財政改革に係る方策の策定及び推進に関すること。

イ　行政運営及び行政組織の効率化並びに適正化に関する企画及び総合調整に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

ウ　外郭団体等の設置、運営及び活動に係る総合的な指導及び調整に関すること。

エ　指定管理者制度に関すること。

オ　新たに生じる行政事務に関する総合調整に関すること。

（注：下線は監査人による。）

上記の引用を見ても明らかなように、「外郭団体」という用語を使用している条項には「外郭団体等」を説明する文言はない。また、姫路市まちづくりと自治の条例には「外郭団体」の定義を規定した条項はなく、姫路市行政組織規則には、「外郭団体等」の定義を規定した条項はない（注）。

したがって、姫路市は、姫路市まちづくりと自治の条例及び姫路市行政組織規則に外郭団体の定義を規定するように改正する案を立案することが望ましい。【意見6-1】

（*1）掛谷純子（2017）「地方自治体における外郭団体の評価―先行研究の整理と総務省の方針―」『現代社会研究科論集：京都女子大学大学院現代社会研究科紀要第11号』。なお、監査人において注釈等を改変している。
（*2）長峯純一（2007）「外郭団体と自治体財政―「財政健全化法」による影響―」『地方財務』2007年６月号、３ページ
（*3）掛谷准教授は「第三セクターの定義に関するさまざまな見解については、宮木（1995）（*5）の整理が参考になるであろう。」と述べておられる
（*4）村瀬直幸（1993）「第三セクターによる地域開発」岩崎忠夫編著『自治行政と企業』ぎょうせい、249頁
（*5）宮木康夫（1995）『第三セクター経営の理論と実務』ぎょうせい

２　地方自治法第221条第３項の地方公共団体の長の調査等の内容の明確化について（行政経営課）

地方自治法（この項において「自治法」という。）第221条及び地方自治法施行令（この項において「自治令」という。）第152条は、普通地方公共団体が出資している次の①～③の団体に対して、普通地方公共団体の長が予算の執行の適正を期するため、ⅰ）収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができること（自治法第221条第１項）、及び、ⅱ）工事の請負契約、物品の納入、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付け（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領を含む。）又は調査、試験、研究等の委託の状況を調査し、又は報告を徴することができること（同第２項）、を定めている（同第３項における第１項及び第２項の準用）。

①　当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人（自治令第152項第１項第１号）
②　当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（自治令第152条第１項第２号）
③　当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの（自治令第152項第１項第３号）

姫路市では、上記③の「条例で定めるもの」について、「市長の調査等の対象となる法人を定める条例」により、「市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの４分の１以上２分の１未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（市及び１又は２以上の政令（*1）第152条第１項同項第２号に掲げる法人（政令第152条第２項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの４分の１以上２分の１未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社を含む。）」としている。

以上に関連して、姫路市では、外郭団体要綱において、外郭団体を、姫路市が「基本金その他これらに準ずるものの50パーセント以上を出資している一般財団法人及び

公益財団法人並びに、本市行政と密接な関連のある法人のうち本市が助言及び指導を行う必要性が認められる法人」(*2)と定義している。

そして、外郭団体要綱では、姫路市の行政目的を達成する上で外郭団体が果たすべき役割及びその公共性にかんがみ、姫路市と外郭団体との円滑な連携により運営の効率化、活性化及び業務の協調的執行を図り、もって姫路市が外郭団体とともに実現しようとする行政目的を効率的かつ効果的に達成するとともに、外郭団体の健全な運営を確保することを目的として、外郭団体に対して行う助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項を定めている。

しかし、上述のように、姫路市では、「市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの４分の１以上２分の１未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（市及び１又は２以上の政令第152条第１項同項第２号に掲げる法人（政令第152条第２項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの４分の１以上２分の１未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社を含む。)」（以下、この項において「外郭団体以外の出資法人」という。）についても、「市長の調査等の対象となる法人を定める条例」により自治法第221条第３項の地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲に含めているところ、外郭団体に対して行うような「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」を定めた「ルール」が存在していない。

そこで、上記の外郭団体以外の出資法人について、「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」を外郭団体に対するものと同等とするのか、軽減するのかの検討を行ったうえで、外郭団体に対して行うような「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」の内容を明確にし、「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」についての「ルール」を要綱等のかたちで明文化することが望ましい。【意見6-2】

なお、姫路市のウェブサイトにおける「姫路市の外郭団体」のページ（https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000002502.html、2024年12月26日最終閲覧）では、「他の出資法人」のコーナーにおいて、外郭団体以外の会社法法人で、市の出資比率が50％以上である団体（*3）について、経営状況を公開するとともに、市の出資比率が25%以上、50%未満の団体（*4）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、職員数および職員の給与に関する情報を公開している。

（*1）地方自治法施行令（以下この項において同じ。）

（*2）要綱の別表において、外郭団体として具体的に次の９団体を掲げている。
一般財団法人姫路市まちづくり振興機構、公益財団法人姫路市中小企業共済センター、公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター、公益財団法人姫路市救急医療協会、公益財団法人姫路市文化国際交流財団、社会福祉法人姫路市社会福祉事業団、社会福祉法人姫路市社会福祉協議会、公益社団法人姫路市シルバー人材センター及び公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

（*3）姫路ウォーターフロント（株）

（*4）イーグレひめじ管理（株）、アイシーエス姫路市ウエルフェアー（株）及び（株）姫路ポートセンター

【地方自治法】
（予算の執行に関する長の調査権等）
第221条　普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
２　普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
３　前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。
（注：下線は監査人による。）

【地方自治法施行令】
（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）
第152条　地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。
１　当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
２　当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
３　当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの
（注：下線は監査人による。）

【市長の調査等の対象となる法人を定める条例】
（趣旨）
第１条　この条例は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１５２条第１項第３号の規定に基づき、市長の調査等の対象となる法人を定めるものとする。
（対象となる法人）
第２条　政令第１５２条第１項第３号に規定する条例で定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの４分の１以上２分の１未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（市及び１又は２以上の同項第２号に掲げる法人（同条第２項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの４分の１以上２分の１未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社を含む。）とする。
（注：下線は監査人による。）

【姫路市外郭団体指導調整要綱】
（目的）
第１条　この要綱は、本市の行政目的を達成する上で外郭団体が果たすべき役割及びその公共性にかんがみ、本市と外郭団体との円滑な連携により運営の効率化、活性化及び業務の協調的執行を図り、もって本市が外郭団体とともに実現しようとする行政目的を効率的かつ効果的に達成するとともに、外郭団体の健全な運営を確保することを目的として、外郭団体に対して行う助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この要綱において、「外郭団体」とは、本市が基本金その他これらに準ずるものの５０パーセント以上を出資している一般財団法人及び公益財団法人並びに、本市行政と密接な関連のあ

る法人のうち本市が助言及び指導を行う必要性が認められる法人として、別表に掲げるものをいう。

別表（第２条関係）

法　人　の　名　称
一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
公益財団法人姫路市中小企業共済センター
公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター
公益財団法人姫路市救急医療協会
公益財団法人姫路市文化国際交流財団
社会福祉法人姫路市社会福祉事業団
社会福祉法人姫路市社会福祉協議会
公益社団法人姫路市シルバー人材センター
公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

３　姫路市外郭団体総合調整会議について（行政経営課）

今回の監査において、第３章から第５章で各外郭団体等に関する監査の結果や意見を述べている。その中には、共通の監査の結果や意見がある。外郭団体要綱の第１条（目的）では、姫路市の行政目的を達成する上で外郭団体が果たすべき役割及びその公共性にかんがみ、姫路市と外郭団体との円滑な連携により運営の効率化、活性化及び業務の協調的執行を図り、もって姫路市が外郭団体とともに実現しようとする行政目的を効率的かつ効果的に達成するとともに、外郭団体の健全な運営を確保することを目的として、外郭団体に対して行う助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項を定めるものと規定され、第９条（総合調整会議の設置）では、第１条の目的を達成するために必要な事項について連絡調整等を行うため、姫路市外郭団体総合調整会議を設置するものと規定されている。今回の監査や定期監査で発見された共通の監査の結果や意見の問題点を共有すること、各所管部署でのモニタリングの実施状況の結果を各外郭団体等の間で共有することは、外郭団体要綱の第１条の目的に大いに役立つものと考える。

したがって、総合調整会議を開催し、各外郭団体等の間でこのような情報を共有することが望まれる。【意見6-3】

また、このような総合調整会議においては、各外郭団体等の事業に関する法令や複式簿記の知識等を有した外部専門家の意見も有用となる。総合調整会議に外部専門家を含めることが望ましい。【意見6-4】

【姫路市外郭団体指導調整要綱】

（総合調整会議の設置）

第９条　第１条の目的を達成するために必要な事項について連絡調整等を行うため、姫路市外郭団体総合調整会議（以下「総合調整会議」という。）を設置する。

４　モニタリングにおけるチェックリストについて（行政経営課）

各外郭団体等に対するモニタリングは、外郭団体要綱で規定されており、各所管部署で実施されているが、モニタリング方法についての詳細なマニュアル（チェックリスト等）はなく、各所管部署の裁量に任せられている。外郭団体要綱第４条において、

助言及び指導における留意事項が規定されているが、すべての外郭団体に合致する共通の一般的な留意事項が記載されているのみであり、各外郭団体の事業等に合致したものとなっていない。

したがって、有効なモニタリングを実施するためにも、各外郭団体の事業等に合致した詳細なマニュアル（チェックリスト）を作成し、それに基づいてモニタリングを実施することが望ましい。【意見6-5】

【姫路市外郭団体指導調整要綱】

（所管局長等の責務）

第３条　外郭団体を所管する局（・・・）の長（以下「所管局長」という。）は、その所管する外郭団体（以下「所管外郭団体」という。）に対し、その主体性を尊重しつつ、当該外郭団体がその設立の趣旨に沿って本市との役割分担のもと、適正かつ効率的に運営されるよう、適切な助言及び指導を行うものとする。

（助言及び指導における留意事項）

第４条　所管局長は、前条第１項の助言及び指導は、所管外郭団体が次の事項を満たしているかを留意して行うものとする。

⑴ 事業内容がその設立目的に合致しており、かつ、社会経済情勢の変化に的確に対応しているものであること。

⑵ 業務の運営が効率的かつ効果的に進められ、透明性の向上及び契約手続等の適正化が図られていること。

⑶ 資産の運用状況及び経営状況が適切かつ健全なものであること。

⑷ 市が行う出資、補助、委託等の財政的関与の目的に合致した効率的かつ効果的な業務運営が行われていること。

⑸ 一定の自己収入を有し、自主的な運営を促すことが適当である外郭団体にあっては、経営の自立化が図られていること。

⑹ 組織及び役職員数が事業規模や経営状況等に応じたものであり、簡素かつ効率的な執行体制であること。

⑺ 役職員の給与その他の勤務条件が、別に定める「外郭団体の職員の給与及びその他の勤務条件に関する指導基準」に基づくものであり、経営状況や他団体との均衡を十分に考慮し、職務と責任に応じたものであること。

第２節　外郭団体等に係る財務事務等の執行の今後の課題

今回の監査において、姫路市の外郭団体等に係る財務事務等の執行について、以下のようなモニタリングに関する課題が明らかになっている。

１　外郭団体等に対するモニタリングについて

姫路市では、「第２章　監査対象の概要　第４節　外郭団体の見直しに係る取組み４　統廃合指針による統廃合後の取組み」に記載のとおり、外郭団体に対して行う指導調整に係る包括的な規範として、平成22年４月に「外郭団体要綱」を制定した。これは、従来、市による指導調整のあり方が不明確なまま、団体の組織運営や事業運営が行われていたという反省を踏まえ、外郭団体要綱の制定により、市の関与の根拠、事項、方法、所管局の責任等を明確化したものである。この外郭団体要綱によると、

市は団体の経営計画、組織、人事給与等について、必要な助言指導や調整を行うこととしている。具体的には、外郭団体総合調整会議の開催により統一的な指導を実施するとともに、団体個別の協議事項については、関係局長による事前協議を実施したうえで、所管局長が団体に助言や指導を行うものとされている。しかしながら、この外郭団体総合調整会議は今まで一度も開催されていない。これについては、【意見6-3】に述べたとおり、今回の監査や定期監査で発見された共通の監査の結果や意見の問題点を共有すること、各所管部署でのモニタリングの実施状況の結果を各外郭団体等の間で共有することは、非常に重要であり、統一的な指導を実施するうえで、有用であると考える。今後は、総合調整会議を開催し、各外郭団体及びその所管部署で情報共有を図ることが望ましいと考える。また、【意見6-4】に述べたとおり、総合調整会議においては、各外郭団体等の事業に関する法令や複式簿記の知識等を有した外部専門家の意見も有用となる。よって、総合調整会議に外部専門家を含めることが望ましいと考える。

また、各所管部署によるモニタリングで、特に他の出資法人に対するモニタリングが弱いように感じた。それは、【意見6-2】に述べたとおり、外郭団体に関しては、外郭団体に対して行う指導調整に係る包括的な規範、すなわち外郭団体に対するモニタリングのルールである外郭団体要綱があるものの、他の出資法人に関しては、そのようなルールがないことも、原因として考えられる。姫路市においては、他の出資法人は、すべて株式会社であり、ある程度の自主性を重んじる必要があるが、かといって、モニタリングを緩くする理由にはならないと考える。

さらに、各所管部署によるモニタリングにあたり、【意見6-5】に述べたとおり、詳細なマニュアル（チェックリスト）を作成し、それに基づいてモニタリングをすることが有効であると考える。

第７章　監査の結果及び意見の総括

第１節　監査の結果及び意見のまとめ

今回の包括外部監査における監査の結果は全部で89件、意見は全部で88件であった。これらを章ごとに区分し、件数をカウントしたのが次の表である。

区分	件数	内　　訳	件数
監査の結果	60	第３章　出資比率が４分の１以上の外郭団体（各論）	―
		第１節　一般財団法人姫路市まちづくり振興機構	34
		第２節　社会福祉法人姫路市社会福祉事業団	16
		第３節　公益財団法人姫路市中小企業共済センター	2
		第４節　公益財団法人姫路市救急医療協会	8
	10	第４章　出資比率が４分の１未満の外郭団体（各論）	―
		第１節　公益財団法人姫路市文化国際交流財団	2
		第３節　公益社団法人姫路市シルバー人材センター	5
		第４節　公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー	3
	19	第５章　出資比率が４分の１以上の他の出資法人	―
		第１節　姫路ウォーターフロント株式会社	7
		第２節　イーグレひめじ管理株式会社	2
		第３節　アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社	4
		第４節　株式会社姫路ポートセンター	6
		（合計）	**89**
意見	54	第３章　出資比率が４分の１以上の外郭団体（各論）	―
		第１節　一般財団法人姫路市まちづくり振興機構	40
		第２節　社会福祉法人姫路市社会福祉事業団	10
		第３節　公益財団法人姫路市中小企業共済センター	2
		第４節　公益財団法人姫路市救急医療協会	2
	5	第４章　出資比率が４分の１未満の外郭団体（各論）	―
		第２節　社会福祉法人姫路市社会福祉協議会	1
		第３節　公益社団法人姫路市シルバー人材センター	2
		第４節　公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー	2
	24	第５章　出資比率が４分の１以上の他の出資法人	―
		第１節　姫路ウォーターフロント株式会社	4
		第２節　イーグレひめじ管理株式会社	11
		第３節　アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社	4
		第４節　株式会社姫路ポートセンター	5
	5	第６章　全般的意見	―
		第１節　監査対象部署に共通する意見	5
		（合計）	**88**

第２節　監査の結果のあらまし

今回の包括外部監査における監査の結果のあらましは次のとおりである。なお、報告書の章の順に記載している。

整理番号	内　　容
第３章　出資比率が４分の１以上の外郭団体（各論）	
第１節	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
結果3-1	業務委託契約について（所管部署） 「ひめじ花と緑のまちづくり普及啓発業務委託契約」において事前に詳細な見積書が入手されていない。契約金額の妥当性を契約前に検証することは必須事項であり、事前に詳細な見積書を入手し、その金額の妥当性を検証する必要がある。
結果3-2	業務委託契約について（所管部署） 「ひめじ花と緑のまちづくり普及啓発業務委託契約」において、市が業務委託を行うにあたり、支出内容を把握することも重要であるが、最も重要なことは、各事業を実施した結果の把握である。それには事業ごとの実績報告書の提出を求める必要がある。
結果3-3	賞与引当金の未計上について（団体） 期間損益の適正の観点から、将来発生すると見込まれる費用を引当金として計上する必要がある。また、賞与引当金計上額に見合う社会保険料も合わせて計上する必要がある。なお、規程には賞与の支給対象期間が明確でないため、規程を整備し、明確にする必要がある。
結果3-4	広畑体育館管理運営業務の建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書の提出もれについて（団体） 建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書は、市の業務受託者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書を市に提出するように改善する必要がある。
結果3-5	広畑体育館管理運営業務の建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書の提出もれについて（所管部署） 市は、仕様書で業務受託者に建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、建築物環境衛生管理に係る点検及び調査結果の報告書を提出させるようまちづくり振興機構を指導する必要がある。
結果3-6	広畑体育館管理運営業務の警備計画書の提出もれについて（団体） 警備計画書は、市の業務受託者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、業務受託者であるまちづくり振興機構は、警備計画書を市に提出するように改善する必要がある。
結果3-7	広畑体育館管理運営業務の警備計画書の提出もれについて（所管部署） 市は、仕様書で業務受託者に警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、警備計画書を提出させるよう業務受託者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。
結果3-8	市民会館の指定管理業務の環境衛生管理業務の測定結果報告の提出もれについて（団体） 測定結果報告書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、当該測定結果報告書を市に提出するように改善する必要がある。
結果3-9	市民会館の指定管理業務の環境衛生管理業務の測定結果報告の提出もれについて（所管部署） 市は仕様書で結果報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、当該測定結果報告書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。

整理番号	内　　容
結果3-10	市民会館の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（団体） 　月間警備計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、月間警備計画書を再委託先から入手するなどして市に提出するように改善する必要がある。
結果3-11	市民会館の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（所管部署） 　市は、仕様書で指定管理者に月間警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、月間警備計画書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。
結果3-12	市民会館の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれ（団体） 　清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、清掃業務に係る月間作業計画書を市に提出するように改善する必要がある。
結果3-13	市民会館の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれ（所管部署） 　市は、仕様書で指定管理者に清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。
結果3-14	市民会館の指定管理業務の設備管理業務報告書、清掃業務報告書及び警備業務報告書の未検収について（団体） 　設備管理業務報告書、警備業務報告書及び清掃業務報告書は、主要な業務報告書であり、再委託先の業務監督に不可欠な書類である。令和５年度の12か月分について見ると、全ての月において検収印が押印されていない状況であった。このような状況では、適正に検収がなされたとは認められない。適正に検収を行った上で、検収者名が記載された検収印を押印することが必要である。
結果3-15	花の北市民広場の指定管理業務の自主事業に関する事業計画書の提出もれについて（団体） 　まちづくり振興機構は、自主事業を実施しようとしていたにも関わらず、自主事業に関する事業計画書を提出していない。自主事業に関する事業計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、自主事業に関する事業計画書を市に提出するように改善する必要がある。
結果3-16	花の北市民広場の指定管理業務の自主事業に関する事業計画書の提出もれについて（所管部署） 　市は、仕様書で指定管理者に自主事業に関する事業計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、自主事業に関する事業計画書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。
結果3-17	花の北市民広場の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（団体） 　まちづくり振興機構は、市に月間警備計画書を提出できていない。月間警備計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、再委託先からの月間警備計画書の入手・未入手にかかわらず、市に提出するように改善する必要がある。
結果3-18	花の北市民広場の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（団体） 　まちづくり振興機構は、再委託先に対し月間警備計画書の提出を再委託先への仕様書で求めているにもかかわらず、入手できていない。月間警備計画書を提出するよう再委託先を指導する必要がある。
結果3-19	花の北市民広場の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（所管部署） 　市は、仕様書で指定管理者に月間警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、月間警備計画書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。

整理番号	内　　容
結果3-20	花の北市民広場の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて（団体） 　清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、再委託先からの月間作業計画書（定期作業等）の入手・未入手にかかわらず、月間作業計画書（定期作業等）を市に提出するように改善する必要がある。
結果3-21	花の北市民広場の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて（団体） 　まちづくり振興機構は、再委託先に対し清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）の提出を再委託先への仕様書で求めているにもかかわらず、入手できていない。月間作業計画書（定期作業等）を提出するよう再委託先を指導する必要がある。
結果3-22	花の北市民広場の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて（所管部署） 　市は、仕様書で指定管理者に清掃業務に係る月間作業計画書（定期作業等）の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、月間作業計画書（定期作業等）を提出させるようまちづくり振興機構を指導する必要がある。
結果3-23	花の北市民広場の指定管理業務の設備管理業務報告書、清掃業務報告書及び警備業務報告書の未検収について（団体） 　設備管理業務報告書、警備業務報告書及び清掃業務報告書は、主要な業務報告書であり、再委託先の業務監督に不可欠な書類である。令和５年度の12か月分について見ると、全ての月において検収印が押印されていない状況であった。このような状況では、適正に検収がなされたとは認められない。適正に検収を行った上で、検収者名が記載された検収印を押印することが必要である。
結果3-24	地区市民センターの指定管理業務の自主事業に関する事業計画書の提出もれについて（団体） 　自主事業に関する事業計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、自主事業に関する事業計画書を市に提出するように改善する必要がある。
結果3-25	地区市民センターの指定管理業務の自主事業に関する事業計画書の提出もれについて（所管部署） 　市は、仕様書で指定管理者に自主事業に関する事業計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、自主事業に関する事業計画書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。
結果3-26	地区市民センターの指定管理業務の警備計画書の提出もれ（団体） 　警備計画書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、警備計画書を市に提出するように改善する必要がある。
結果3-27	地区市民センターの指定管理業務の警備計画書の提出もれ（所管部署） 　市は、仕様書で指定管理者に警備計画書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、警備計画書を提出させるようまちづくり振興機構を指導する必要がある。
結果3-28	地区市民センターの指定管理業務の警備（業務）報告書の提出もれ（団体） 　警備（業務）報告書は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、まちづくり振興機構は、警備（業務）報告書を市に提出するように改善する必要がある。
結果3-29	地区市民センターの指定管理業務の警備（業務）報告書の提出もれ（所管部署） 　市は、仕様書で指定管理者に警備報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、警備（業務）報告書を提出させるよう指定管理者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。
結果3-30	地区市民センターの指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて（団体） 　清掃業務に係る月間作業計画（定期作業等）は、市の指定管理者に対する業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、指定管理者であるまちづくり振興機構は、月間作業計画（定期作業等）を市に提出するように改善する必要がある。

整理番号	内　　容
結果3-31	地区市民センターの指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれについて（所管部署） 　市は、仕様書で指定管理者に清掃業務に係る月間作業計画（定期作業等）の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、月間作業計画（定期作業等）を提出させるようまちづくり振興機構を指導する必要がある。
結果3-32	家島群島開発総合センター受付等業務委託の業務報告書の提出もれについて（団体） 　業務報告書は、委託業務の受託者に対する市の業務監督に必要な資料であり、仕様書においても市に提出することが求められているので、受託者である振興機構は、業務報告書を市に提出して検収を受けるように改善する必要がある。
結果3-33	家島群島開発総合センター受付等業務委託の業務報告書の提出もれについて（所管部署） 　市は、仕様書で委託業務の受託者に業務報告書の提出を求めているにもかかわらず、未提出のまま是正措置が取られておらず、業務報告書を提出させるよう受託者であるまちづくり振興機構を指導する必要がある。
結果3-34	総合センター清掃等業務委託の総合センター清掃等業務委託料精算書の条文番号記載誤りについて（団体） 　まちづくり振興機構が作成した令和５年度（令和６年３月３１日付）の総合センター清掃等業務委託料精算書の本文を見ると、「総合センター清掃等業務委託契約約款第１０条の規定に基づき、下記のとおり精算します。」と記されており、総合センター清掃等業務委託契約約款の根拠条文番号が間違っている。当該本文における「第１０条」の文言を「第１１条」に訂正する必要がある。
第２節	社会福祉法人姫路市社会福祉事業団
結果3-35	計算書類の注記に関する事業団経理規程の規定について（団体） 　事業団経理規程第59条第１項の規定を現行の会計基準第29条第１項の規定の内容と整合性が保たれるように改正するとともに、事業団経理規程第59条第２項の規定も同条第１項の規定の内容と整合性が保たれるように改正する必要がある。
結果3-36	資金運用規程について（団体） 　全国社会福祉法人経営者協議会による「平成29年版「社会福祉法人モデル経理規程」」を参考にして、「資金運用規程」設け、基本原則を定める必要がある。
結果3-37	資金収支計算書における決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目について（団体） 　法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書を作成するにあたり、決算の額と予算の額とに差異がある勘定科目については、事業団自らが「著しい差異」があるかどうかの基準を設定して、差異が著しいかどうかを判断し、差異が著しいと判断した場合には、その理由を備考欄に記載する必要がある。
結果3-38	拠点区分事業活動明細書（附属明細書別紙３(⑪)）の記載区分について（団体） 　運用上の取り扱いの別紙３(⑪)で示されている様式通りの拠点区分事業活動明細書を作成する必要がある。
結果3-39	拠点区分事業活動明細書（附属明細書別紙３(⑪)）の標題について（団体） 　運用上の取り扱いの別紙３(⑪)で示されている通りに拠点区分事業活動明細書の標題に当該拠点区分の名称を明示する必要がある。
結果3-40	就労支援事業に関する附属明細書の記載について（団体） 　就労支援事業別事業活動明細書（別紙３(⑮)）、就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）（別紙３(⑮-2)）、就労支援事業明細書（別紙３(⑱)）及び就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）（別紙３(⑱-2)）について、運用上の取り扱いの別紙３(⑮)、別紙３(⑮-2)、別紙３(⑱)及び別紙３(⑱-2)で示されている様式通りに表頭に拠点区分（の名称）を記載する必要がある。
結果3-41	児童センターの小口現金について（団体） 　「定期預金・普通預金明細」については、預金口座の網羅性を確保するという観点及び使用頻度の少ない預金口座を利用した不正を防止するという観点から、残高がゼロである口座も記載の対象とする必要がある。
結果3-42	ふれあいの郷養護老人ホームにおける立替払用現金の会計処理について（団体）

整理番号	内　　容
	ふれあいの郷養護老人ホームにおける立替用現金を使用した立替払い及び立替金の入所者からの返還について、会計伝票を作成したうえで会計記録を行うことが必要である。
結果3-43	いわゆる「金種表」を作成していない拠点区分について（団体） 小口現金を設けている拠点区分では、いわゆる金種表を作成して、小口現金の現物のカウントをした結果を残しておく必要がある。
結果3-44	通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているリース取引について（団体） リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合は、必ずそのように判断した経緯を書面に記録しておく必要がある。
結果3-45	2023年会計年度末（2024年３月31日現在）の事業団の退職給付支給基準に基づく退職一時金に係る退職給付引当金の計上額について（団体） 2024年会計年度末（2025年３月31日）までに、2024年３月31日時点の退職給付引当金残高があるべき金額である419,495,291円となっている状態に是正する必要がある。
結果3-46	財政調整積立金及び財政調整積立資産の会計処理について（団体） 当期末繰越活動増減差額からのその他の積立金の積立て及びその積立て額に見合うその他の積立資産の積立てを、当該当期末繰越活動増減差額の発生した年度の計算書類に反映させる必要がある。
結果3-47	講師への謝礼等について（団体） 講師に支払っている労務の対価が請負契約等として事業所得又は雑所得に該当する可能性が高い場合は、「報酬・料金」として所得税及び復興特別所得税を源泉徴収することが必要である。
結果3-48	収益計上に係る拠点区分間取引について（団体） 内部取引である拠点間取引について、勘定科目に「拠点区分間借入金」及び「拠点区分間貸付金」を使用し仕訳をすることが必要である。
結果3-49	費用計上に係る拠点区分間取引について（団体） 内部取引である拠点間取引について、勘定科目に「拠点区分間借入金」及び「拠点区分間貸付金」を使用し仕訳をすることが必要である。
結果3-50	総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託について（所管部署） ウェブサイトの「総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託」のページの「委託した事務」の記載内容と「業務委託仕様書」に記載されている委託業務の内容に相違が生じないように、「総合福祉通園センターにおける使用料等の徴収事務の委託」のページの記載内容を見直すことが必要である。
第３節	公益財団法人姫路市中小企業共済センター
結果3-51	金庫内の現物数量管理について（団体） 会員に販売する各種チケットやプリペイドカードについては、定期的な棚卸が行われていないが、これらは金銭に近い性質を持つ物であり不正に関するリスクが相対的に高いものと考えられるため、定期的な棚卸を実施するよう体制を構築する必要がある。
結果3-52	チケット代等の代金受領事務について（団体） チケット代等の受領について、現在の取り扱いは後払いによるものとなっており、当該チケット等と引き換えに受領していない。チケット等を引き渡したものの代金が未収となっているものがあるため、代金の受領方法について取扱いルールの見直しの検討を進める必要がある。
第４節	公益財団法人姫路市救急医療協会
結果3-53	レセプト査定の実施について（所管部署） レセプト請求に係わる収入額が適切であることを確認する必要がある。そのため、業務仕様書の記載を見直し、レセプト請求に対する入金額の差異原因調査結果を市へ報告する体制を整備することが必要と考えられる。
結果3-54	簿外処理となっている有価物（テレホンカード）の管理について（団体） 作成された年度の費用として処理しているが、余剰となり使用されずに保管されているテレホンカードは、費用計上ではなく資産として計上する必要がある。

整理番号	内　　容
結果3-55	簿外処理となっている有価物（テレホンカード）の管理について（団体） 　保管されているテレホンカードは、受払簿や残高明細を作成し、適切に管理する必要がある。
結果3-56	再委託契約書等の適時入手について（団体／所管部署） 　急病センター運営に係る指定管理業務の業務仕様書で求められている通り、業務実施前に契約書及び業務仕様書の写しを市に提出する必要があり、市は毎年度業務開始前に契約書等を提出するように協会に対し要求し、適時に入手のうえ再委託契約内容を把握しておく必要がある。
結果3-57	ＮＡＳのバックアップの実施について（団体） 　管理・総務業務に関するデータを保管しているＮＡＳについても適時にバックアップを取得しておく必要がある。
結果3-58	規程間の記載不整合等について（団体） 　処務規定と財務規程に定める書類の保管期間が規程間で整合していない。規程間での記載を整合させる必要がある。
結果3-59	規程間の記載不整合等について（団体） 　財務規程に記載されている棚卸資産の評価方法を財務諸表に記載されている最終仕入原価法に修正することが必要である。
結果3-60	市貸与品の備品台帳反映について（所管部署） 　市では、協会から廃棄連絡等固定資産の異動情報を入手した場合は、備品台帳への反映を速やかに実施する必要がある。
第４章　出資比率が４分の１未満の外郭団体（各論）	
第１節	公益財団法人姫路市文化国際交流財団
結果4-1	国際交流助成事業に係る補助金対象費用の明確化について（所管部署） 　補助金の支給対象に嘱託職員の賃金等を含む必要があるのであれば交付要綱第４条を改訂し補助対象経費に明記する必要がある。
結果4-2	文化振興事業補助金に係る補助金対象費用の明確化について（所管部署） 　補助金支給対象の事業費が補助対象経費のみであることの確認を行うとともに、交付要綱第４条を改訂し、補助対象経費に正規・嘱託職員の賃金を明記する必要がある。
第３節	公益社団法人姫路市シルバー人材センター
結果4-3	仕様書の別紙図面の添付漏れについて（所管部署） 　生涯学習大学校立体駐車場出入庫等車両管理業務委託契約書の仕様書において、業務の実施場所を特定するため、「１　実施場所　生涯学習大学校立体駐車場東出入口ゲート付近（別紙図面のとおり）」と記載があるが、仕様書に別紙図面は添付されていなかった。契約時には、添付漏れのないよう、慎重にチェックする必要がある。
結果4-4	委託契約における「市担当者の指示に従う」との記載について（所管部署） 　生涯学習大学校駐車場管理業務委託契約の仕様書において、現場の市職員からシルバー人材センターの業務従事者に対し、直接業務に関する指示を出す場合があることを前提とした記載があるところ、業務委託において、委託者（姫路市）は、受託者（シルバー人材センター）の業務従事者を直接指揮命令することはできないため、当該記載は削除するべきである。
結果4-5	仕様書の別紙業務報告書の添付漏れについて（所管部署） 　飾磨支所・南保健センター駐車場等整理業務委託契約の仕様書において、「１　作業内容（詳細は別紙業務報告書による）」と記載があるものの、仕様書には別紙業務報告書が添付されていなかった。 　業務委託契約において、具体的な業務内容は重要事項であるため、仕様書に添付することにより、契約当事者間で明確にしておくべきである。契約時には添付漏れのないよう、慎重にチェックする必要がある。
結果4-6	処分伝票の未提出について（団体／所管部署） 　北部３町内市道除草作業業務委託契約の仕様書において、処分した草の処分伝票を委託業務完了報告書に添付して提出することになっているが、処分伝票の提出がされていなかった。

整理番号	内　　容
	市は、委託した業務が確実に行われたかどうかを確認するため、仕様書どおり、処分伝票の提出を求めるべきであり、シルバー人材センターにおいては提出漏れのないように注意する必要がある。
結果4-7	一者随契の理由の記載の仕方について（所管部署） 家島診療所管理業務委託契約の一者随契の理由の記入欄に「診療所の宿直業務は救急患者対応等特殊な業務であるので委託先が変わると業務が低下するおそれがある。」と記載されているが、契約規則第21条各号のいずれに該当するか不明確であり、一者随契の理由の記載の仕方としては不適切である。 よって、一者随契にできる根拠として、契約規則第21条各号のいずれかに該当する理由を記載する必要がある。
第４節	公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
結果4-8	再委託の承諾書の未徴収について（所管部署） 大手前通りイルミネーションＰＲ業務委託契約において、ポスターやチラシを印刷する業務を外部に発注する際には、業務委託契約約款第３条第２項に基づき、再委託の承諾書を交付する必要がある。
結果4-9	業務報告等の不備について（所管部署） 観光ボランティア団体拠点施設運営業務委託契約において、観光コンベンションビューローに対して、いつどのような業務を行ったかを明確にし、かつ拠点施設の利用状況を記載した報告書の提出を求めるべきである。
結果4-10	施設の鍵の管理方法の不備について（所管部署） 観光ボランティア団体拠点施設運営業務委託契約において、観光コンベンションビューローよりボランティア団体に、年間を通じて拠点施設の出入口の鍵を貸与したままとするのは施設の管理方法として不適切である。 市は、観光コンベンションビューローによる拠点施設の鍵の管理方法について見直す必要がある。
第５章　出資比率が４分の１以上の他の出資法人	
第１節	姫路ウォーターフロント株式会社
結果5-1	小口現金の実地調査について（団体） 現金の在高は、毎日実地調査し、帳簿残高と照合しなければならないと規定されているが、毎日実施する必要がないのであれば、会計規程を現状の実施回数に見直すべきである。
結果5-2	領収書の使用について（団体） 不正利用（現金の横領等）を防止する観点から、領収書を書き損じた場合、書き損じた領収書の原本に×印を記載し、控えとともに領収書の原本を保存しておくべきである。
結果5-3	前渡金及び小払い資金について（団体） 決算書の貸借対照表上においては、前渡金として表示している釣り銭及び小払資金を現金・預金に含めて表示すべきである。
結果5-4	ゴルフ用品の在庫の未計上について（団体） 令和４年度及び令和５年度の仕入高は損益計算書に計上されているが、貸借対照表には商品在庫は棚卸資産には含まれていない。来期以降は期首及び期末の商品在庫金額を加味して、商品に係わる売上原価を正しく計算する必要がある。
結果5-5	食堂収入について（団体） １食あたり800円を振り替える必要があるが、実際には一食あたり600円しか振り替えていなかった。今後は適正な売上金額を計上するべきである。
結果5-6	たな卸資産の評価方法（団体） 法人が定めた方法に基づいて適正にたな卸資産の金額を算定する必要がある。
結果5-7	退職給付引当金の未計上について（団体） 期間損益の適正の観点から、退職給付引当金の計上が必要である。
第２節	イーグレひめじ管理株式会社
結果5-8	建物管理委託契約の変更契約について（団体）

整理番号	内　　容
	管理組合法人との建物管理受託契約との一部変更契約書には、「…建物管理委託契約書の一部を次のとおり変更する。」と記載され、原契約の委託料からの増額を意味する内容となっているが、正しくは、前年度の一部変更契約で決まった委託料からの、再度の増額となっているため、実際の変更内容と異なる契約書になっている。「前年度の一部変更契約を次のとおり変更する。」と訂正するべきである。
結果5-9	委託料の毎月の支払額について（団体） 一部変更契約は、「毎月次のとおり支払う。」と記載されているが、支払額は、「年額…」と記載されているのみで、増額後の月毎の委託料の記載がない。一部変更契約書には、増額後の月毎の委託料を記載するべきである。
第３節	アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社
結果5-10	取締役会の開催頻度について（団体） 取締役会設置会社は、会社法第363条第２項において、３ヵ月に１回以上取締役会を開催しなければならないと規定されているが、年に１回しか取締役会が開催されていない。規定に則り、３ヵ月に１回以上取締役会を開催する必要がある。
結果5-11	賞与引当金の未計上について（団体） 期間損益の適正の観点から、賞与引当金の計上が必要である。
結果5-12	損益計算書の注記について（団体） 次年度以降の決算書の個別注記表には会社計算規則に従い、関係会社との営業取引による取引高及び営業取引以外の取引高を記載する必要がある。
結果5-13	業務委託契約について（団体） 当団体は親会社等の関係会社と業務委託契約を締結しているが、見積書、仕様書及び業務報告書が入手されていない。今後は契約に当たっては見積書を入手し、契約の詳細を定めた仕様書を作成し、業務完了時には業務の実施状況がわかる実績報告書を入手するなど適正な契約管理を実施する必要がある。
第４節	株式会社姫路ポートセンター
結果5-14	株主総会議事録の原本保管について（団体） 定時株主総会議事録の原本はなく控えが保管されている状況であった。会社法318条第２項において、株主総会の日から10年間議事録の原本を本店に備え置かなければならないと規定されている。よって、議事録を再度作成するか、法務局から返却を受ける等して、早急に議事録の原本を保管する必要がある。
結果5-15	取締役会の開催頻度について（団体） 当法人は、取締役会設置会社であるため、会社法第363条第２項の規定に則り、３ヵ月に１回以上取締役会を開催する必要がある。
結果5-16	取締役会の開催頻度について（団体） 会社が作成した取締役会規則第２条では、取締役会は、年２回これを開催すると規定されており、会社法第363条第２項の規定と不整合であり、取締役会規則を見直す必要がある。
結果5-17	定期積金の流動・固定区分について（団体） ３つの定期積金すべてが流動資産区分の現金及び預金として計上されていた。これらは、すべて満期日が決算日よりも１年を超えるものであり、固定資産区分の長期性預金として計上すべきである。
結果5-18	日直・宿直、清掃業務委託について（団体） 日直・宿直、清掃についての業務委託について、具体的な業務内容を記載した仕様書は存在しなかった。仕様書は、詳細な内容を記載した契約書を補完する重要なものである。シルバー人材センターとの契約の取り決めを適切に文書（仕様書）として残す必要がある。
結果5-19	日直・宿直、清掃業務委託について（団体） 日直・宿直、清掃についての業務委託について、シルバー人材センターからの請求書と就業報告書との照合が行われていなかった。したがって、毎月請求書の作業時間と就業報告書の作業時間との照合を行うべきである。

第３節　意見のあらまし

今回の包括外部監査における意見のあらましは次のとおりである。なお、報告書の章の順に記載している。

通し番号	内　　容（指摘先）
第３章　出資比率が４分の１以上の外郭団体（各論）	
第１節	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
意見3-1	市民会館の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（団体） まちづくり振興機構は、再委託先に対し月間警備計画書の提出を仕様書では求めていない。月間警備計画書の提出を任意とするのではなく義務とするため、月間警備計画書の提出を求める条項を再委託先への仕様書の中に設けることを検討する必要がある。
意見3-2	市民会館の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて（所管部署） 令和６年度については、市は、仕様書において、指定管理者に対し月間警備計画書の提出を求めていない。しかし、保安警備業務は、設備管理業務などと異なり、業務完了後の警備業務報告書だけでは、不備が生じた場合に事後的に是正することができないため、事前に警備計画書の提出を求めるほうが望ましいので、仕様書において警備計画書の提出を求めることを検討する必要がある。
意見3-3	市民会館の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれ（団体） まちづくり振興機構は、再委託先から清掃実施予定表の提出を受けてはいたが、再委託先への仕様書には清掃業務に係る月間作業計画書の提出を求める条項がない。提出を任意とするのではなく義務とするため、清掃業務に係る月間作業計画書の提出を求める条項を再委託先への仕様書の中に設けることを検討する必要がある。
意見3-4	市民会館の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれ（所管部署） 令和６年度については、市は、仕様書において、指定管理者に対し清掃業務に係る作業計画書の提出を求めていない。しかし、清掃業務は、設備管理業務などと異なり、業務完了後の業務報告書（清掃業務報告書）だけでは、不備が生じた場合に事後的に是正することが難しい場合が多いので、事前に作業計画書の提出を求めるほうが望ましい。そのため、仕様書において清掃業務に係る作業計画書の提出を求めることを検討する必要がある。
意見3-5	家島群島開発総合センター受付等業務委託の業務報告書の提出もれについて（所管部署） 市は、仕様書において、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。
意見3-6	白浜グラウンド管理運営業務委託の仕様書における業務報告書の報告内容に関する規定について（所管部署） 仕様書においては、まちづくり振興機構は、業務報告として、業務実績を明らかにするため、毎月、必要な書類を市に提出し、検査を受けることとされている。しかし、「必要な書類」という表現は、曖昧であり、仕様書の指示事項としては、望ましいものではない。市は、仕様書の文言を改め、具体的な報告項目又は報告内容を示すことを検討する必要がある。
意見3-7	白浜グラウンド管理運営業務委託のスポーツ広場設置要綱の制定について（所管部署） 公の施設ではなく、設置条例がないため、設置目的、設置基準、管理、利用方法などを定めた基準がない。市は、スポーツ広場に係る要綱を定めて、受託者であるまちづくり振興機構に提示することを検討する必要がある。
意見3-8	白浜グラウンド管理運営業務委託の白浜グラウンドの所管部署について（所管部署） 白浜グラウンドは上下水道局が所管し、行政財産となっているが、スポーツ振興室が上下水道局から使用承認を受けて、スポーツ広場として一時的に活用している。しかし、長期間、上下水道局用の施設は建設されていない。上下水道局の施設が建設される見込みがないのであれば、スポーツ広場に目的を変更して、所管もスポーツ振興室に変

通し番号	内　　容（指摘先）
	えることを検討することが望まれる。
意見3-9	広畑体育館管理運営業務委託の広畑体育館の特別利用料に関する承認手続について（所管部署） 　広畑体育館の利用料や特別利用料については、市において決定されているが、その決定は慎重になされなければならない。そのため、委託契約の承認手続に先立って、利用料や特別利用料を審査対象項目とした議案の決裁を行うのが望ましい。利用料に関しては、利用料を審査対象項目とした承認手続が行われていたが、特別利用料に関しては、特別利用料を審査対象項目とした承認手続は行われていなかった。特別利用料についても、特別利用料を審査対象項目とした承認手続を行うことを検討することが望まれる。
意見3-10	市民会館の指定管理業務の環境衛生管理業務の測定結果報告書の一部検収印もれについて（団体） 　検収印のない飲料水遊離残留塩素測定報告書及び簡易専用水道定期検査報告書について、まちづくり振興機構に質問したところ、確認はしていたが検収印を押印していなかったとの回答であった。しかし、検収印がないので、監査では、検収の事実を確認することができなかった。検収をした場合には、必ず検収印を押印することを検討する必要がある。
意見3-11	市民会館の指定管理業務の自主事業実施報告書の記載内容について（団体） 　年次の自主事業実施報告書は、文化教養講座の開催及び有料コピーサービスの実施について記載されていた。教養講座の開催は、貸館業務であり、自主事業ではないので、年次の自主事業実施報告書には記載しないことを検討するべきである。
意見3-12	市民会館の指定管理業務の仕様書の大ホール舞台設備の操作及び保守業務に関する記述について（所管部署） 　市は、仕様書の文言について、現在の運用を認めるのであれば、指定管理者がホール設備等使用明細書の検収をするように変えることを検討する必要があり、市への報告を求めるのであれば、ホール設備等使用明細書の提出先を市と明示して、市がホール設備等使用明細書を検収する方法に変えることを、市は検討する必要がある。
意見3-13	市民会館の指定管理業務の大ホール舞台音響設備の点検業務の報告書について（所管部署） 　市のみ（館長の検収印なし）の検収と館長のみの検収が混在している状況なので、市が当該報告書の提出を受け、市（及び指定管理者）が検収をするべきなのか、あるいは、指定管理者に検収を委ねるべきなのか、どちらにすべきかをはっきりさせて、仕様書に決めた方法を明示することを、市は、検討する必要がある。
意見3-14	市民会館の指定管理業務の会館責任者への報告書の提出という文言について（所管部署） 　指定管理者業務仕様書においては、「会館責任者に提出すること」や「会館責任者に報告書を提出すること」などの記載があるが、姫路市市民会館の館長は、指定管理者の職員なので、仕様書の文言としては、ふさわしいものではない。市への報告を求める趣旨の記載であるのであれば、市に提出させる文言に修正して市が検収することを検討する必要があり、指定管理者のチェックに委ねる趣旨の記載であれば、多くが再委託されているということもあり、指定管理者がチェックしたり、検収したりする旨の文言に規定を変えることを、市は、検討する必要がある。
意見3-15	市民会館の指定管理業務の例外処理の判断基準について（所管部署） 　処分性の強い例外処理である「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」部分を指定管理者に行わせることについては、慎重な運用が必要となる。権力的色彩の強い事務は、行政権の主体が関与して処理するのが望ましいからである。まちづくり振興機構は、その都度所管課と協議して判断しているとのことであったが、判断基準の制定については、市は、まだ判断基準を定めていない。 　そのため、市は、これらの例外処理について、具体的な判断基準（まちづくり振興機構は、市と必ず協議して判断する点についても、明文化しておくことを含む。）を定めることを検討することが望まれる。
意見3-16	市民会館の指定管理業務の文化教養講座の優先的取扱いの審査について（所管部署） 　文化教養講座の優先的取扱いは、非常に重要な審査事項であるので、市は姫路市市民

通し番号	内　　容（指摘先）
	会館条例施行規則に抵触しない範囲内で、施設の平等利用の確保を阻害しないような、文化教養講座に関する使用許可の審査基準を作成し、まちづくり振興機構に提示することを検討することが望まれる。
意見3-17	市民会館の指定管理業務の公募化の検討について（所管部署） 　現在、姫路市市民会館の指定管理者の選定は、非公募により行われている。しかし、再委託割合（指定管理料に対する再委託費の割合）が60.9％と非常に高く、また、類似の業務を行っている施設の指定管理者の多くが公募により選定されていることから、市は、今後の指定管理者の選定について公募化を検討することが望まれる。
意見3-18	花の北市民広場の指定管理業務の自主事業実施報告書の記載内容について（団体） 　箏曲以外の文化教養講座の開催は、貸館業務（各文化教養講座の講師等が市民会館の部屋を借りて当該講師等が開催する事業）であり、自主事業ではないので、年次の自主事業実施報告書には記載しないことを検討する必要がある。
意見3-19	花の北市民広場の指定管理業務の環境衛生管理業務の業務報告書について（団体） 　まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務について、業務報告書を市に提出していない。まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務に係る業務報告書の提出を検討する必要がある。
意見3-20	花の北市民広場の指定管理業務の環境衛生管理業務の業務報告書について（所管部署） 　市は、仕様書において、総則で、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。環境衛生管理業務に係る測定結果報告など、提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。
意見3-21	花の北市民広場の指定管理業務の大ホール設備の操作及び保守業務の業務報告書について（団体） 　業務報告書を市に提出していないので、まちづくり振興機構は、大ホール設備の操作及び保守業務に係る業務報告書の提出を検討する必要がある。
意見3-22	花の北市民広場の指定管理業務の大ホール設備の操作及び保守業務の業務報告書について（所管部署） 　市は、仕様書において、総則で、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。
意見3-23	花の北市民広場の指定管理業務の大ホール舞台吊物機構の点検業務に係る報告書について（所管部署） 　指定管理者業務仕様書においては、大ホール舞台吊物機構の点検業務について、点検の日時、工程等を係員と打ち合わせし、点検作業及び故障修理等が完了した場合は、すみやかに報告書を係員に提出することとなっているが、係員が誰を指すのか不明瞭である。指定管理者に対する仕様書なので、市の係員とも読めるが、報告書は市に提出されていない。市は、係員と記載されている部分について、仕様書の指示事項を明瞭にするよう検討する必要がある。
意見3-24	花の北市民広場の指定管理業務の自動ドアの保守点検業務に係る報告書について（所管部署） 　指定管理者業務仕様書においては、自動ドアの保守点検業務について、定期点検終了後、花北広場に報告書を提出することとなっているが、花北広場（花の北市民広場のこと）が誰を指すのか不明瞭である。指定管理者に対する仕様書なので、市の花北広場の担当者とも読めるが、報告書は市に提出されていない。市は、花北広場と記載されている部分について、仕様書の指示事項を明瞭にするよう検討する必要がある。
意見3-25	花の北市民広場の指定管理業務の例外処理の判断基準について（所管部署） 　処分性の強い例外処理である「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」部分を指定管理者に行わせることについては、慎重な運用が必要となる。権力的色彩の強い事務は、行政権の主体が関与して処理するのが望ましいからである。まちづくり振興機構は、その都度所管課と協議して判断しているとのことであったが、判断基準の制定については、市は、まだ判断基準を定めていない。 市は、これらの例外処理について、具体的な判断基準（まちづくり振興機構は、市と必

通し番号	内　　容（指摘先）
	ず協議して判断する点についても、明文化しておくことを含む。）を定めることを検討することが望まれる。
意見3-26	花の北市民広場の指定管理業務の文化教養講座の優先的取扱いの審査について（所管部署） 　文化教養講座の優先的取扱いは、非常に重要な審査事項であるので、市は、姫路市花の北市民広場条例施行規則に抵触しない範囲内で、施設の平等利用の確保を阻害しないような使用許可の審査基準を作成し、まちづくり振興機構に提示することを検討することが望まれる。
意見3-27	花の北市民広場の指定管理業務の公募化の検討について（所管部署） 　再委託割合（指定管理料に対する再委託費の割合）が57.7％と非常に高く、また、類似の業務を行っている施設の指定管理者の多くが公募により選定されていることから、市は、今後の指定管理者の選定について公募化を検討することが望まれる。
意見3-28	地区市民センターの指定管理業務の自主事業実施報告書の記載内容について（団体） 　城乾市民センターの茶道以外の文化教養講座の開催は、貸館業務であり、自主事業ではないので、年次の自主事業実施報告書には記載しないことを検討する必要がある。
意見3-29	地区市民センターの指定管理業務の環境衛生管理業務の業務報告書について（団体） 　まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務について、業務報告書を市に提出していない。まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務に係る業務報告書の提出を検討する必要がある。
意見3-30	地区市民センターの指定管理業務の環境衛生管理業務の業務報告書について（所管部署） 　市は、仕様書において、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。環境衛生管理業務に係る測定結果報告など、提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。
意見3-31	地区市民センターの指定管理業務の自動ドアの保守点検業務に係る報告書について（所管部署） 　指定管理者業務仕様書においては、自動ドアの保守点検業務について、定期点検終了後、各センターに報告書を提出することとなっているが、各センターが誰を指すのか不明瞭である。指定管理者に対する仕様書なので、市の各センターの担当者とも読めるが、報告書は市に提出されていない。市は、各センターと記載されている部分について、仕様書の指示事項を明瞭にするよう検討する必要がある。
意見3-32	地区市民センターの指定管理業務の例外処理の判断基準について（所管部署） 　処分性の強い例外処理である「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」部分を指定管理者に行わせることについては、慎重な運用が必要となる。権力的色彩の強い事務は、行政権の主体が関与して処理するのが望ましいからである。まちづくり振興機構は、その都度所管課と協議して判断しているとのことであったが、判断基準の制定については、市は、まだ判断基準を定めていない。 市は、これらの例外処理について、具体的な判断基準（まちづくり振興機構は、市と必ず協議して判断する点についても、明文化しておくことを含む。）を定めることを検討することが望まれる。
意見3-33	地区市民センターの指定管理業務の文化教養講座の優先的取扱いの審査について（所管部署） 　文化教養講座の優先的取扱いは、非常に重要な審査事項であるので、市は、条例施行規則に抵触しない範囲内で、施設の平等利用の確保を阻害しないような、文化教養講座に関する使用許可の審査基準を作成し、まちづくり振興機構に提示することを検討することが望まれる。
意見3-34	地区市民センターの指定管理業務の公募化の検討について（所管部署） 　現在、姫路市城乾市民センター等の指定管理者の選定は、非公募により行われおり、これら以外の地区市民センターの指定管理者が公募により選定されていることから、市は、今後の指定管理者の選定について公募化を検討することが望まれる。
意見3-35	総合センター清掃等業務委託の委託料の精算について（団体） 　市は、総合センターの清掃業務、窓口業務などの業務を、まちづくり振興機構に委託

通し番号	内　　容（指摘先）
	している。総合センター清掃等業務委託契約約款において、委託料は、委託業務完了の確認後、精算するものとされており、まちづくり振興機構は、業務完了後、委託料精算書作成し、市に提出して精算している。 　委託料の精算は、消費税抜きの金額で収支決算報告書を作成し、算出された収支差額に消費税を加えて（10％加算して）返納額を求める方法に変えることを検討する必要がある。
意見3-36	総合センター清掃等業務委託の日常清掃・受付業務報告書の確認印について（団体） 　受託業務したまちづくり振興機構は、「日常清掃・受付業務報告書」を従事者に作成させ、業務報告書に添付することになっており、「日常清掃・受付業務報告書」は、日次ベースの事業所長確認印欄が設けられている。 　令和５年度の「日常清掃・受付業務報告書」を閲覧したところ、７カ所の総合センターのうち６カ所は、日次ベースで事業所長確認印が押印されていたが、１カ所の総合センターは、７月と11月を除き、月次ベースで欄外などに押印されていた。 　当該１か所の総合センターについても、「日常清掃・受付業務報告書」の事業所長確認印を、日次ベースで押印することを検討する必要がある。
意見3-37	図書館分館奉仕等業務委託の指定管理者制度の導入検討について（所管部署） 　姫路市立図書館の分館（全部で14分館）のうち、10カ所の分館に係る図書館分館奉仕等業務が、一者随意契約により、まちづくり振興機構に委託されている。 　姫路市立図書館の分館のうち、飾磨分館、網干分館、広畑分館及び安富分館については、指定管理者制度が導入されており、民間事業者が指定管理者となっている。これらの分館は、ホール等が併設されており、ホール等の管理業務が加わっているものの、図書館業務も指定管理業務に含まれている。図書館業務に指定管理者制度が導入できているので、現在の随意契約理由は、成り立ちにくくなっている。 　市は、まちづくり振興機構に委託している図書館分館奉仕等業務委託業務について、今後、指定管理者制度の導入を検討することが望まれる。
意見3-38	図書館分館奉仕等業務委託の委託料の精算について（団体） 　まちづくり振興機構に委託されている図書館分館奉仕等業務委託について、同約款において、委託料は委託業務完了の確認後、精算するものとされている。 　委託料の精算は、消費税抜きの金額で収支決算報告書を作成し、算出された収支差額に消費税を加えて（10％加算して）返納額を求める方法に変えることを検討する必要がある。
意見3-39	姫路シーサイドゴルフコース管理運営事業（団体） 　当ゴルフ場の大きな課題の一つである施設及び設備等の老朽化対策については、まちづくり振興機構はその改修資金として、令和５年度末に約120,000千円を積み立てているが、ゴルフ場の規模からみて十分とはいえない。まちづくり振興機構の経営成績等をみながら、積み立ての増額を図る必要がある。また、効率的かつ有効な改修を進めるために、運営会社である姫路ウォーターフロントと協議を重ねながら、長期的な修繕計画を立案し、実行する必要がある。姫路市と連携して、姫路ウォーターフロントの債務超過の解消のために同社の費用負担の軽減等を検討すべきである。
意見3-40	姫路シーサイドゴルフコース管理運営事業（所管部署） 　姫路市はまちづくり振興機構と連携して、姫路ウォーターフロントの業績回復に最大限の努力をすべきである。具体的には、現在、市は同ゴルフ場用地の最大の面積を有する地主であり、ゴルフ場の施設を所有するまちづくり振興機構から地代約10,000千円を受け取っている。この地代を減免することにより、ゴルフ場経営会社である同団体の経費負担を間接的に軽減すること等の支援策を検討することが望まれる。
第２節	社会福祉法人姫路市社会福祉事業団
意見3-41	事業団経理規程を実施するために必要な事項について（団体） 　事業団経理規程を実施するためには、補足しておくことが望ましい事項があるが、全国社会福祉法人経営者協議会が2017（平成29）年１月31日付けで公表している「社会福祉法人モデル経理規程細則」を参考資料のひとつとして活用し、事業団の事情に応じた補足事項についての独自の規定を定めることが望まれる。
意見3-42	経理規程における重要性の基準について（団体）

通し番号	内　　容（指摘先）
	事業団経理規程の第40条第４項、第55条及び第56条における重要性の判断にあたっての一定の基準を設け、文書により明らかにしておくことが望ましい。
意見3-43	金種別表への押印について（団体） 小口現金の実際残高の証憑となる「金種別表」には、担当者（出納職員）と拠点の会計責任者である所長（施設長）が押印することが望まれる。
意見3-44	会計伝票の記載事項について（団体） サービス区分を設定している拠点区分の会計伝票の記載事項にサービス区分を含めることが望ましい。
意見3-45	リース契約書について（団体） リース契約にあたって書面を取り交わす際には、リース契約のしくみについて再度確認をするとともに、一般的ではない契約書を入手した場合は、その内容を調査したうえで、その書面が当該契約において必要なものであるかどうかについて、慎重に検討することが望まれる。
意見3-46	リース契約の見積書について（団体） リース契約に先立って見積書を入手する際には、見積価格が妥当であるかどうかの検証や、リース取引がファイナンス・リース取引に該当するのかオペレーティング・リース取引に該当するのかについての判断を行うにあたって有用な見積書を入手することが望ましい。
意見3-47	賞与引当金に対応する社会保険料等について（団体） 賞与を支給する場合には、必ず社会保険料及び労働保険料が発生するが、これについても金額を合理的に見積もることができるため、これらの保険料の法人負担分についても賞与引当金を計上することが望ましい。
意見3-48	姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム指定管理者業務仕様書の記載事項について（所管部署） 姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム指定管理者業務仕様書の中に、入所者の日常生活に要する費用の取扱い及び入所者の預り金の出納管理等について、指定管理者として行う業務の範囲及び内容として記載することを検討することが望ましい。
意見3-49	姫路市立障害者支援センター等の指定管理者業務について（所管部署） 指定管理業務の範囲及び内容を明確にするため、指定管理者業務仕様書における介護給付費、訓練等給付費及び地域生活支援給付費の請求等に関する業務の記載内容を見直すことが望ましい。
意見3-50	障害者体育館及び障害者やすらぎルームにおける使用料の取り扱いについて（団体／所管部署） 障害者体育館及び障害者やすらぎルームの使用料の取り扱いに関して誤解や疑念を抱かれることのないようにするため、当該使用料の取り扱いに関する業務の範囲と内容について整理するとともに、指定管理者業務仕様書及び業務委託仕様書の記載の内容についての見直しを検討することが望ましい。
第３節	公益財団法人姫路市中小企業共済センター
意見3-51	理事会への出席について（団体） みなし決議が行われた理事会を除くとほぼ全ての理事会で複数の欠席者が発生しており、かつ、継続的に欠席している理事も存在する。理事が出席しやすいよう日程調整を行うとともに、それでも出席が困難な理事については、理事としての適格性について共済センターとしての結論を出し、これに応じた対応を行うことが望ましい。
意見3-52	業務委託に係る稟議における複数見積もりの取得について（団体） 業務委託については、契約内容について適切に検討を行ったものであっても、その検討過程などを記録として残しておくことが望ましい。特に、外形的に取引の適正性に疑念の生じやすい契約については複数見積もりを取得するなど、十分な根拠を残しておくべきである。また、業務範囲についても契約書において明確に定めることが望ましい。
第４節	公益財団法人姫路市救急医療協会
意見3-53	公益目的事業比率の見直しについて（団体） 正味財産増減計算書内訳表等の公益目的事業と法人会計との按分比率について、過年

通し番号	内　　容（指摘先）
	度に採用した按分比率を鵜呑みにすることなく、事業環境の変化や配賦基準の変化を踏まえて適切なものとなっているかどうかの見直しを定期的に実施することが望ましい。
意見3-54	監事と顧問税理士の兼任について（団体） 　協会のガバナンス上、監事と顧問税理士との兼務は解消することが望ましい。
第４章	出資比率が４分の１未満の外郭団体（各論）
第２節	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会
意見4-1	見積書と精算書の内訳項目の整合性について（所管部署） 　２つの委託契約（姫路市生活支援体制整備事業業務委託、成年後見委託業務）につき、見積書の内訳項目と精算書の合計金額は一致していたが、内訳項目が一致していないため、内訳項目別に差額が発生しているのかの判別ができなかった。精算金額について、見積書と同じ内訳項目別の精算書を入手し、内訳項目別の差額を把握し、その差額の原因分析をすることは、委託料の妥当性を判断するのに有用である。よって、見積書の内訳項目と一致した精算書を入手することが望ましい。
第３節	公益社団法人姫路市シルバー人材センター
意見4-2	完了報告書添付の写真の撮影位置について（団体／所管部署） 　あじさいの里管理業務委託契約において、業務完了報告書に添付する写真は、同一の場所を同一の画角で撮影したもので、かつ、どの業務に関する写真なのか分かる説明の記載を求めることが望ましい。
意見4-3	委託業務内容の記載について（所管部署） 　家島診療所管理業務委託契約の仕様書において、できる限り具体的な業務内容を記載しておくことが望ましい。
第４節	公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
意見4-4	仕様書の委託業務の記載の仕方について（所管部署） 　大手前通りイルミネーション賑わい創出業務委託契約の仕様書において、再委託に必要な手続き（書面による承諾など）を採らないまま、出店業務を再委託していると捉えられるおそれがあるため、業務内容の記載を「出店イベントの企画運営業務」などと訂正することが望ましい。
意見4-5	業務報告書の提出について（所管部署） 　観光案内所案内等業務委託契約において、委託した業務内容が適切に履行されたか確認する必要があるため、観光コンベンションビューローに対し、業務従事者の勤務実績などが記載された業務報告書の提出を求めることが望ましい。
第５章	出資比率が４分の１以上の他の出資法人
第１節	姫路ウォーターフロント株式会社
意見5-1	食堂収入について（団体） 　食道部門が実質赤字というのは本来あるべき姿ではないので、客単価のアップの方策の実施、もしくは値上げを検討すべきである。
意見5-2	賞与引当金の未計上について（団体） 　期間損益の適正の観点から、賞与引当金の計上が望まれる。
意見5-3	法人の今後について（団体） 　来場者数は自然環境である天候に左右されるため、安定的に来場者数を増加させることは容易ではないが、今後もさまざまな工夫をされ、安定的な来場者の確保に務めることが望まれる。
意見5-4	法人の今後について（所管部署） 　姫路市が多額の出資する団体であり、同団体が安定して単年度黒字を計上し続けるために市としてもできうる援助を実施する必要がある。具体的には、地代を減免することにより、ゴルフ場経営会社である同団体の経費負担を間接的に軽減すること等の支援策を検討することが望まれる。
第２節	イーグレひめじ管理株式会社
意見5-5	委託料の毎月の支払額について（団体） 　管理組合法人との建物管理受託契約との一部変更契約の変更された内容が客観的に分かりづらいため、変更前と変更後の契約内容をそれぞれ併記することが望ましい。

通し番号	内　　容（指摘先）
意見5-6	建物管理委託契約の見直しについて（団体） 　管理組合法人との建物管理委託契約書の第10条第１項に「第３条第５号の業務」と記載があるが、第３条第５号は存在しないため、削除することが望ましい。
意見5-7	管理経営業務委託契約書の見直しについて（団体） 　再委託先と締結している管理経営業務委託契約書において、物件所有者名がすでに解散した「お城本町市街地再開発組合」の表示のままとなっており、また、契約締結から20年以上が経過しているため、見直しを検討することが望ましい。
意見5-8	経理規程について（団体） 　経理規程がないため、早急に作成することが望ましい。
意見5-9	再委託の書面による承諾について（団体） 　一般的な業務委託契約書の再委託禁止条項では、例外的に委託者の承諾を得て再委託を行う場合、承諾の有無が問題にならないよう、承諾を書面によって行うと定めていることが多い。しかし、日本管財との建物総合管理業務委託契約書では承諾を書面で行うことを求める記載となっていないため、「甲の書面による承諾」と訂正することが望ましい。
意見5-10	契約期間の定めについて（団体） 　日本管財との建物総合管理業務委託契約書において、契約期間の定めを設けた条項を設けることが望ましい。
意見5-11	空きテナントについて（団体） 　管理株式会社が所有している空きテナントについて、積極的にテナント探しを行うか、テナント以外の利用方法を検討するなど有効利用に努めることが望まれる。
意見5-12	指定管理者の公募方法について（所管部署） 　市民プラザの指定管理者の公募入札において、初回を除いて１者しか応募がない状況が続いているため、応募者が増えるような工夫を検討することが望ましい。
意見5-13	指定管理者の選定の審査基準について（所管部署） 　市民プラザの指定管理者の業務の大部分は施設の維持管理業務であることから、指定管理者の選定の際の審査基準が適切かどうか見直すことが望ましい。
意見5-14	駐車場料金について（所管部署） 　市民プラザの施設利用者について、駐車場料金の減免などを検討することが望ましい。
意見5-15	施設利用状況調書の稼働率について（団体／所管部署） 　指定管理者が所管課に報告している市民ギャラリー・市民アリーナの施設利用の稼働率については、利用可能枠数に対する実利用枠にて算出した稼働率の報告を求めることが望ましい。
第３節	アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社
意見5-16	未払法人税等に係わる決算書の表示について（団体） 　次年度以降の決算書の作成にあたっては、「法人税等充当金」及び「法人税等充当額」を「未払法人税等」及び「法人税、住民税及び事業税」の科目で表示する必要がある。
意見5-17	監査役と顧問税理士との兼務について（団体） 　監査役と顧問税理士との兼務は解消することが望ましい。
意見5-18	当団体の今後について（団体） 　障害者がいなくなった段階で、姫路市からの出資を他者に置き換える等を検討することが望まれる。
意見5-19	当団体の今後について（所管部署） 　障害者がいなくなった段階で姫路市は当団体の財政状態を反映した時価で保有株式を外部に売却する等を検討することが望まれる。
第４節	株式会社姫路ポートセンター
意見5-20	会計マニュアルについて（団体） 　会計規程に会計業務の具体的なマニュアルがない。現在の担当者は、前任者から口頭で引継を受け、業務を実施しているとのことであるが、引継漏れや適切な引継ができるように、具体的なマニュアルを作成することが望ましい。

通し番号	内　　容（指摘先）
意見5-21	退職給付引当金・役員退職慰労引当金の未計上について（団体） 　社員への退職金については、退職給与金支給規程第２条、役員の退職慰労金については、定款第24条に従い、適正な期間損益の観点から、金額的重要性を勘案し、将来発生すると見込まれる費用を引当金として計上することが望ましい。
意見5-22	駐車場の賃貸借契約書について（団体） 　駐車場の賃借料の支払条件について、現金の持参、口座振込、口座引落の３パターンあり、どれも可能である。この実際の支払条件については、賃貸借契約書と不整合である。したがって、支払条件が賃貸借契約書と不整合であるものについては、賃貸借契約書を修正することが望ましい。
意見5-23	領収書の使用について（団体） 　領収書の使用にあたり、領収書にナンバリングがなされていなかった。不正利用（現金の横領等）を防止するためには、領収書にはナンバリングをし、ナンバリング管理することが望ましい。
意見5-24	本社ビルの老朽化について（団体） 　本社ビルはかなり老朽化している。特に、同ビルには、定期船待合スペースや貸会議室、テナント入居している企業事務所などがあり、恒常的な利用があるため、同ビル利用者の安全確保のためにも、適切な施設管理が望まれる。
第６章　全般的意見	
第１節	監査対象部署に共通する意見
意見6-1	姫路市の条例における「外郭団体」という用語の使用について（企画政策室、人事課） 　地方自治体における外郭団体については、一般に明確な定義はないとされている。姫路市まちづくりと自治の条例には「外郭団体」の定義を規定した条項はなく、姫路市行政組織規則には、「外郭団体等」の定義を規定した条項はない。したがって、姫路市は、姫路市まちづくりと自治の条例及び姫路市行政組織規則に外郭団体の定義を規定するように改正する案を立案することが望ましい。
意見6-2	地方自治法第221条第３項の地方公共団体の長の調査等の内容の明確化について（行政経営課） 　姫路市では、条例により、外郭団体以外の出資法人について、地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲に含めているところ、外郭団体に対して行うような「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」を定めた「ルール」が存在していない。そこで、上記の外郭団体以外の出資法人について、「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」を外郭団体に対するものと同等とするのか、軽減するのかの検討を行ったうえで、外郭団体に対して行うような「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」の内容を明確にし、「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」についての「ルール」を要綱等のかたちで明文化することが望ましい。
意見6-3	姫路市外郭団体総合調整会議について（行政経営課） 　姫路市外郭団体総合調整会議において、今回の監査で発見された共通の監査の結果や意見の問題点を共有すること、各所管部署でのモニタリングの実施状況の結果を各外郭団体等の間で共有することは、要綱の第１条の目的に大いに役立つものと考える。したがって、総合調整会議を開催し、各外郭団体等の間でこのような情報を共有することが望まれる。
意見6-4	姫路市外郭団体総合調整会議について（行政経営課） 　総合調整会議においては、各外郭団体等の事業に関する法令や複式簿記の知識等を有した外部専門家の意見も有用となる。総合調整会議に外部専門家を含めることが望ましい。
意見6-5	モニタリングにおけるチェックリストについて（行政経営課） 　モニタリング方法についての詳細なマニュアル（チェックリスト等）はなく、各所管部署の裁量に任せられている。外郭団体要綱第４条において、助言及び指導における留意事項が規定されているが、すべての外郭団体に合致する共通の一般的な留意事項が記載されているのみであり、各外郭団体の事業等に合致したものとなっていない。

通し番号	内　　容（指摘先）
	したがって、有効なモニタリングを実施するためにも、各外郭団体の事業等に合致した詳細なマニュアル（チェックリスト）を作成し、それに基づいてモニタリングを実施することが望ましい。